

令和3年度
包括外部監査の結果報告書

文化・芸術・観光・国際化に関連する事業に係る事務の執行及び
事業の管理について（文化・芸術施設の管理運営を含む）

佐賀県包括外部監査人
公認会計士 御厨 一紀

目次

第1章	外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3.	事件を選定した理由	1
4.	監査の方法	2
5.	監査実施期間	8
6.	監査従事者の資格及び氏名	8
7.	利害関係	8
8.	用語の説明	9
9.	略語の説明	9
第2章	監査対象の概要	10
I.	佐賀県の総論	10
1.	佐賀県の緊急事態宣言の状況	10
2.	佐賀県財政の歳入について	10
3.	佐賀県の将来推計人口	11
4.	「ふるさと佐賀への誇りを育む観光条例」	12
II.	公の施設について	13
1.	公の施設の概要	13
2.	我が国における博物館の入館料に関する法律と現状	14
3.	入館料の有料／無料のメリット及びデメリットについて	16
4.	佐賀県の文化・芸術に関する公の施設	17
5.	「多様なニーズに対応した美術館・博物館のマネジメント改革のためのガイドライン」	18
6.	「佐賀県県有施設長寿命化指針」	18
第3章	佐賀県の文化・芸術・観光・国際化施策に関する概要	21
1.	地域交流部の組織図及び職務分掌	21
2.	主要な事務手続	21
(1)	支出負担行為（佐賀県財務規則第5章及び別表第1）	21
(2)	補助金等に関する流れ（佐賀県補助金等交付規則）	23
(3)	委託契約について	24
3.	各事業の「佐賀県総合計画2019」との関係	26
第4章	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	29
1.	全般的な監査意見（総括）	29
2.	個別の監査結果及び監査意見の一覧	35
3.	各論（公の施設）	38
I.	佐賀県立博物館・佐賀県立美術館	38
II.	佐賀県立九州陶磁文化館	57
III.	佐賀県立名護屋城博物館	74
IV.	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	89
V.	佐賀県立宇宙科学館	105
4.	各論（事業）	134
I.	国際課	134

1.	グローバル SAGA 推進事業費	134
2.	「佐賀の本物」海外 PR 事業費	136
3.	外国人と共に暮らす佐賀県づくり事業費	138
4.	東京オリパラホストタウン交流事業費	141
5.	国際交流協会事業推進費補助	143
6.	重点交流地域等交流推進事業費	145
7.	外国人留学生県内就職・進学支援事業費	147
8.	創造的プラットフォーム形成事業費（地方創生交付金）	150
9.	日本語学校等支援事業費（新型コロナ対応）	153
II.	文化課	155
1.	世界遺産活用推進費（地方創生交付金）	155
2.	維新博メモリアル展示整備事業費	161
3.	吉野ヶ里展示室整備事業費	163
4.	さが維新まつり開催事業費	164
5.	銅像モニュメント活用推進事業費	166
6.	市村記念体育館利活用検討事業費	168
7.	伝承芸能次世代継承事業費（旧重点課題対応費）	169
8.	佐賀さいこうアート推進事業費（地方創生交付金）	172
9.	佐賀さいこうアート推進事業費（旧重点課題対応費）	178
10.	東京オリパラ文化プログラム推進事業費（旧重点）（推進交付金）	182
11.	障害者芸術文化活動支援事業費	186
12.	佐賀県美術展覧会経費	188
13.	日本遺産「肥前窯業圏」登録推進・情報発信事業費（地方創生交付金） ..	189
14.	文化広報費	192
15.	「肥前名護屋」文化資源利活用推進事業費（特定政策推進費）	194
16.	県立文化施設資料整備諸費	197
17.	佐賀 Story 創出事業費	199
18.	幕末維新さが魅力発信事業費（特定政策推進費）	201
19.	宇宙科学館施設設備整備費	203
20.	名護屋城跡並びに陣跡整備費	205
21.	文化財確認調査費	207
22.	吉野ヶ里遺跡発掘調査費	209
23.	文化財整備費補助	211
24.	西九州自動車道埋蔵文化財発掘調査費	212
25.	新しい文化芸術表現モデル創出事業費（新型コロナ対応）	213
26.	JAXAGA 宇宙教育文化振興事業費	216
27.	九州陶磁文化館展示リニューアル事業費（新型コロナ対策）	221
28.	宇宙科学館運営費（新型コロナ対策）	224
29.	宇宙科学館運営費	226
III.	観光課	229
1.	観光連盟補助金（国内・海外観光客誘客促進事業、受入環境整備事業）	229
2.	観光連盟補助（佐賀空港海外便支援）	239
3.	観光連盟補助（観光地域づくり推進事業費）	244

4.	観光連盟補助（受入環境整備事業費）	248
5.	観光連盟補助（中国路線プロモーション事業）	250
6.	長崎県連携事業費（地方創生推進交付金）	252
7.	観光振興事業費	254
8.	アート県庁事業費	256
9.	サイクルツーリズム推進事業費（特定政策推進費）	258
10.	佐賀県観光コンシェルジュ事業費補助（特定政策推進費）	260
11.	観光連盟補助（新型コロナウイルス感染症観光需要緊急対策事業）	263
12.	観光需要緊急対策事業費（観光連盟補助）（新型コロナ対策）	266
13.	観光連盟補助（佐賀・長崎 DC 推進事業費）	271
14.	観光連盟補助（佐賀空港観光情報発信スペース設置運営事業費）	273
IV.	博物館・美術館	274
1.	芸術文化普及事業費	274
2.	博物館開館 50 周年特別展開催費	276
V.	九州陶磁文化館	278
1.	九州陶磁文化館寄贈資料整備諸費	278
2.	九州陶磁文化館特別企画展等開催費	280
3.	九州陶磁文化館普及啓発活動費	282
4.	九州陶磁文化館施設設備整備費	284
VI.	名護屋城博物館	285
1.	芸術文化普及事業費（政策）	285
2.	屋外常設展示施設再整備事業費	288
3.	名護屋城博物館施設設備整備費（政策）	291
VII.	佐賀城本丸歴史館	293
1.	佐賀城本丸歴史館教育普及活動費	293
2.	佐賀城本丸歴史館広報誘客活動費	296
3.	佐賀県人名辞典出版事業費	298
4.	佐賀城本丸歴史館施設整備費	300
5.	佐賀城本丸歴史館企画展開催費	302
6.	佐賀城本丸跡埋蔵文化財調査事業費【明許】	305

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

文化・芸術・観光・国際化に関連する事業に係る事務の執行及び事業の管理について（文化・芸術施設の管理・運営を含む）

3. 事件を選定した理由

佐賀県は豊かな自然、歴史、文化、食、陶磁器をはじめとする伝統産業を有する県である。歴史的にみると、地理的に近い大陸との交流が古くから盛んに行われ、その地理的な重要性が、特別史跡「吉野ヶ里遺跡」や特別史跡「名護屋城並びに陣跡」の存在に認められる。また、幕末から明治維新にかけては、開明家である佐賀藩10代藩主鍋島直正をはじめ、副島種臣や大隈重信に代表される時代を支えた人材や、芸術分野は久米桂一郎、岡田三郎助といった日本洋画界のパイオニア、建築分野では東京駅や日本銀行本店を設計した辰野金吾や丸の内の赤レンガ街を手掛けた曾禰達蔵といった我が国を代表する近代建築の大家を輩出している。

現在に目を転じると、少子高齢化、人口減少及びそれに伴う地域経済の縮小が全国的に進行し、佐賀県も例外ではない。佐賀県が令和元年7月に策定した「佐賀県総合計画2019」においても、人口減少及び高齢化、経済環境の変化とグローバル化の進展、労働環境の変化、災害の頻発化などが時代の潮流として指摘されている。同計画ではこのような現況を踏まえ、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念に、6つの「政策の柱」を立て25施策を配置し、政策を推進していくこととしている。また、人口減少及びそれに伴う地域経済の縮小への対応のひとつとして、農業、漁業、文化、スポーツ等の地域資源を生かした観光による交流人口を増加させていくことが地域の発展には欠かせないことから、佐賀県は佐賀県に住む人と訪れる人とがともに感動を共有できる観光の観点からの地域づくりを促進することを目的とし、平成30年3月15日に「ふるさと佐賀への誇りを育む観光条例」を公布及び施行した（詳細は後述する）。

ここで、佐賀県が公表している「平成30年度 佐賀県県民意識調査報告書」（平成30年8月）において県の取り組みに対する県民の満足度を15分野に分類し調査しているが、文化・芸術・観光・国際化に対する項目は以下の通りであった。

項目	満足派		不満派	
	%	順位	%	順位
文化や芸術に親しめる環境が整っている	20.5%	11位	34.7%	5位
観光、留学、技術実習などで国際化が進んでいる	13.3%	14位	38.7%	4位
商工業・サービス業に活力がある（参考）	11.4%	15位	41.4%	2位
鉄道、バスなどの公共交通機関が利用しやすい（参考）	17.1%	12位	59.4%	1位
安心して子どもを産み育てることができる（参考）	45.8%	1位	14.7%	15位

15分野中満足度が最も低い「商工業・サービス業に活力がある」については令和2年度包括外部監査「産業労働振興施策に関する財務事務の執行について」で対応している。次に満足度が低い分野は「観光、留学、技能実習などで国際化が進んでいる」（満足派13.3%（15分野中14位）、不満派38.7%（15分野中4位））であり、「文化や芸術に親しめる環境が整っている」についての満足度も低い（満足派20.5%（15分野中11位）、不満派34.7%（15

分野中5位))。また、同報告書によると「文化や芸術に親しむために必要だと思うこと」については「子どもたちが身近な文化に触れる機会の創出【機会の創出】」、「展覧会や音楽フェスなどをはじめとした魅力ある文化イベントの開催【イベント開催】」、「佐賀県を舞台とした映画、ドラマの県内ロケ、小説等の制作を誘致する活動【ドラマ等の誘致】」が、「国際化のために必要だと思うこと」については「食」や「体験」などの観光資源の発掘・魅力の向上【観光資源の魅力向上】」、「外国語対応のコールセンターの整備やWi-Fi、電子決済等、多言語表記の推進【外国語への対応】」、「生活習慣や文化の違いについて外国人への理解を深める取組み【外国人への理解促進】」が県民から強く求められていることが明らかになった。

先述の「佐賀県総合計画 2019」は、「平成30年度 佐賀県県民意識調査報告書」に対応する視点でも取組を策定している。この中で、文化・芸術・観光・国際化については「文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが」や「自発の地域づくり 佐賀」を政策の柱として地域交流部が様々な具体的な施策を講じている。

そして、文化・芸術・観光・国際化に関する事業については、それに関連する公の施設の管理運営の状況も踏まえて実施するべきである。つまり、本来、公の施設と関連している事業は公の施設と連携すべきであり、ユニークベニューの観点からも公の施設を最大限有効活用するべきである。ゆえに、今回の包括外部監査は、地域交流部が管理運営する文化・芸術に関する「公の施設」と、地域交流部が実施する「事業」の双方を対象とし、「公の施設」と「事業」の組み合わせの観点からも手続きを行うこととする。

なお、文化・芸術・観光・国際化については新型コロナウイルス感染症の影響を令和2年度に大きく受けている。当該分野における新型コロナウイルス感染症対策の事業についても監査対象とする。

※「ユニークベニュー」とは・・・歴史的建造物や公的空間等で、会議・レセプション等を開催することで、特別感や地域特性を演出できる会場として活用すること。

4. 監査の方法

(1) 監査対象の部署及び公の施設

監査対象については佐賀県の文化・芸術・観光・国際化の事業を行っている課を選定し、公の施設については佐賀県の文化・芸術に関する施設を選定した。

監査対象の部署	地域交流部 国際課		国際化分野
	地域交流部 文化・スポーツ交流局 文化課		文化分野
	地域交流部 文化・スポーツ交流局 文化財保護室		
	地域交流部 文化・スポーツ交流局 観光課		観光分野
監査対象の公の施設	佐賀県立博物館・佐賀県立美術館	直営	文化分野
	佐賀県立九州陶磁文化館	直営	
	佐賀県立名護屋城博物館	直営	
	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	直営	
	佐賀県立宇宙科学館	指定管理	

なお、吉野ヶ里歴史公園は、遊具等があり総合公園的な機能を持つ県立区域を県（県土整備部）が所管し、竪穴住居等があり歴史公園の機能を持つ国営区域は国（国土交通省）が所管している（一部、展示室のみ県（文化・スポーツ交流局）所管）。よって、公の施設

としての吉野ヶ里歴史公園は今回の監査対象外とした。

(2) 具体的な監査対象事業の選定

公の施設については、「(1) 監査対象の部署及び公の施設」に記載した5つの施設を対象とするが、監査対象部署が行っている事業については以下の手法により抽出した。

- | |
|--|
| <p>① 事業の性質からの視点
<u>佐賀県の予算区分（大区分）上の「政策的経費」</u>
これは、「政策的経費」が政策的判断を要する事業であり、基本的に佐賀県総合計画2019と対応するためである。</p> <p>② 経費の性質からの視点
<u>佐賀県の予算区分（中区分）上の「義務的経費」以外</u>
「義務的経費」は人件費等であるため対象から外す。</p> <p>③ 金額的重要性からの視点
<u>最終予算額が1百万円以上の事業</u></p> |
|--|

<佐賀県の予算経費区分> (佐賀県「令和3年度予算編成方針について」に基づき監査人が作成)

大区分	中区分	小区分	内容
(1) 行政的経費 所属の管理運営や法令に基づく事務など予算措置に政策的判断を要しない経費	ア 義務的経費	(ア) 人件費	人件費のうち法令に基づくもの、単一所属での予算措置が適当でないなどのため、特に財政課長が認めたもの
		(イ) 扶助費	生活保護費、児童保護措置費等法令に基づくもの
		(ウ) 公債費	公債費のうち繰上償還以外のもの
	イ 投資的経費		公用車の更新、県有施設の軽微な改修等に係る経費
	ウ 一般経費	(ア) 準義務的経費	a. 法令や指定管理・利子補給に係る債務負担行為等に基づくもの b. 国庫返納金 c. 貸付金のうち過年度に貸付決定を行ったもの d. 各種ブロック会議開催費、船舶の定期検査費用、法令の改定に基づくシステム改修等の臨時的経費 e. 集中管理車両に係る公課費、保険料、リース料、車検費用等
		(イ) その他行政経費	所属の管理運営に係る光熱水費など(ア)以外の経費
(2) 政策的経費 行政的経費及び給与費以外の経費	ア 義務的経費	(ア) 人件費	人件費のうち行政的経費以外のもの
		(イ) 扶助費	扶助費のうち行政的経費以外のもので財政課長が認めたもの
		(ウ) 公債費	公債費のうち繰上償還分
	イ 投資的経費	(ア) 臨時・大型事業等経費	投資的経費のうち単年度事業費が各部局等の投資的経費要求限度額の50%を超えるもの又は全体事業費が概ね5億円を超えるもの
		(イ) 普通建設補助事業費	
		(ウ) 普通建設単独事業費	
		(エ) 国直轄事業負担金	
		(オ) 災害復旧事業費	
	ウ 一般経費	(ア) 準義務的経費	a. 法令、国の制度等で定められている義務的な経費 b. 繰出金 c. 基金積立金
		(イ) 特定経費	次に掲げる基準に照らし、総務部長が適当と認めたもの a. 全国規模のイベント b. 全庁対応を要するもの c. 現地機関の見直し d. 県の政策としての中長期的な視点から取り組むもの
		(ウ) 政策推進費	一般経費のうち(ア)及び(イ)以外の経費
(3) 給与費			

(3) 主な監査要点

包括外部監査の根拠となる地方自治法第252条の37第1項及び、地方自治法第252条の37第1項が参照する地方自治法第2条第14項及び第15項は以下のように謳っている。

<地方自治法 第252条の37第1項>

包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

<地方自治法 第2条第14項>

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

<地方自治法 第2条第15項>

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

上記条文を踏まえ、主に3E（「有効性 (Effectiveness)」、「効率性 (Efficiency)」、「経済性 (Economy)」）を含む以下を監査要点とし、監査手続を実施した。

ア. 有効性

目的とした成果及び効果をあげているか。

イ. 効率性

目的を果たすために、より成果の出る方法はないか。費用対効果は検討されているか。

ウ. 経済性

実施に際して、無駄なコストがかかっているか。

エ. 真実性

関連書類が真実を表しているか。

オ. 合規性

事務手続きが関係する法令や条例等に準拠しているか。

カ. 公平性・透明性

客観的に公平に行われているか。

【公の施設の監査要点及び監査の視点】

		有効性	効率性・ 経済性	真実性	合規性	公平性・ 透明性
1	選択している運営方法は合理的か（県直営／指定管理）。					
	施設のポジション（目的や方向性等）が具体的に整理され、運営方法が合理的に決定されているか。		●			●
	指定管理制度の場合、選定の手続きは適切に行われているか。委任の範囲は条例を踏まえて適切か。				●	●
	指定管理者制度の場合、利用料金については予め県の承認を得ているか（地方自治法第244条の2第9項）。				●	
	指定管理者に対する指定期間は、施設の目的や実情を勘案して適切に定められているか。	●				
2	施設は常に良好の状態において管理され、その所有の目的に応じ最も効率的に運用されているか。					
	老朽化していないか。適切な修繕が行われており、安全面等で問題はないか。		●			
	「佐賀県県有施設長寿命化指針」に従い、長期保全計画が作成されているか。				●	
	貸しスペース等は有効活用されているか。	●	●			
3	現金及び備品の管理が適切に行われているか。					
	使用料等の現金は金種表等で適切に管理され、県による管理・監督が行われているか。			●		●
	備品出納・管理簿での管理が適切に整備及び運用されているか（佐財規第146条）。供用手続きも適切か（佐財規149条）。				●	●
	備品札（備品管理シール）が網羅的に貼付されているか（佐財規第151条）。				●	
	備品の実査は毎年適切に行われているか（佐財規第164条）。				●	
	重要物品があれば「重要物品報告書」に適切な記載がなされているか（佐財規第165条）。重要物品の管理はセキュリティ上適切か。				●	
4	多様なニーズに対応したマネジメント改革は行われているか。					
	地域や博物館・美術館等の特性を把握している館長が起用されているか。	●	●			
	多言語への対応は適切に整備・運用されているか。					
	ユニークベニューの活用が行われているか。					
	バリアフリーは整備されているか。多様なライフスタイルに対応した開館日・時間の見直しは行われているか。					
	学校教育との積極的な連携は行われているか。					
	関係機関との連携による新たなまちづくりや観光に関する取り組みの推進が行われているか（SNSの活用等）。					
5	公の施設自体のKPI（重要業績評価指標）を設定し、管理しているか。また、その後に活用しているか。	●	●			
6	使用料は施設の運用方針や状況を踏まえ合理的に設定されているか。					
	使用料は条例で定められている金額、ホームページ等で公表している金額、実際徴収している金額が整合しているか。			●		
	使用料もしくは利用料の設定は合理的か。	●	●			●
7	使用料の減額及び免除について、福祉や教育の観点と公平性の観点を勘案し、歪みはないか。					
	減額及び免除は条例に基づくものであるか。				●	
	減額及び免除の目的及び必要性は十分に検討されたものであるか。歪みはないか。					●
8	アンケート等により利用者の声を収集し、活用しているか。	●	●			

「6. 使用料は施設の運用方針や状況を踏まえ合理的に設定されているか。」については、より具体的には以下を検討した。

常設展が有料の場合	常設展が有料ということは、経常的な施設運営費の一部を利用者（＝受益者）に負担してもらうという考え方に基づく。
-----------	--

常設展が無料の場合	<p>使用料（又は利用料）の算定に、受益者負担割合等、合理的な検討がされているか。</p>
	<p>常設展無料は、「県民が、充実した余暇を過ごし、本県の特徴ある文化への関心を深めることのできる環境の整備充実が重要」として平成10年4月1日から実施されている。つまり、より県民に広く利用してもらうことを主な目的としており、以下3つの検討を行う。</p> <p>① 【有効性】 無料化の主目的が達成されているか。</p> <p>常設展有料から無料へ移行した平成10年度以降、利用者は増加して効果が見られるか。</p> <p>② 【公平性（公益性）】 県民に広く利用され、公益性は高いか。</p> <p>仮に年間利用者がすべて県民だと仮定した場合、県民の何割が利用しているか。 ※本来であれば年間利用者のうち、県民のみを対象にすべきであろうが、集計されていないため、簡便的に年間利用者がすべて県民と仮定する。つまり、計算された割合は実際の県民利用の割合よりも高い。</p> <p>ここで、「公益性」とは、不特定多数の者の利益の増進に寄与するということである。今回において公益性は、図書館の利用状況を参考に3割程度とした。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>● 文部科学省「平成30年度社会教育調査」によると平成29年度間の図書館登録者数は33,791千人である。平成29年の日本の総人口126,706千人に対する割合は27%程度である。</p> <p>● 文部科学省の児童生徒調査において、図書館の利用状況が月1回以上の割合は38.1%であった。</p> </div> <p>③ 【有効性・経済性】 無料化の二次目的があるのであれば、その効果はあるか。</p> <p>仮に周辺地域経済へ「つなぐ」役割を果たすために、まずは施設を無料化して集客するという目的があるのであれば、周辺地域への波及効果は把握され、効果が確認できるか。</p>

【事業の監査要点及び監査の視点】

監査要点	具体的な監査の視点
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の目的は「佐賀県総合計画2019」に沿ったものであるか。 ● 事業の実施にあたり、成果及び効果を測定する指標を明確に設定しているか。 ● 事業の成果及び効果を測定し、当初設定した指標と比較し、未達成であれば改善策が検討されているか。 ● 委託契約や補助金の使用は事業目的に整合しているか。 ● 委託事業や補助事業の実績報告は行われ、必要に応じた指導・モニタリングは行われているか。
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の実施内容及びその手法は、事業目的を達成するために効果的か。 ● 他の事業と重複し、非効率なものはないか。 ● 事業の実施にあたり他の部、もしくは他の課との連携が必要な場合、円滑なコミュニケーションが取られているか。 ● 事業の実施にあたり公の施設と関連する場合、連携が行われているか。
経済性	<ul style="list-style-type: none"> ● 成果及び効果が出ない事業については、事業規模の縮小及び撤退が検討もしくは実行されているか。 ● 新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、縮小もしくは実施しないことが合理的な事業についてはその検討もしくは実行がなされているか。 ● 委託料や補助金の金額の算定は適切か。 ● 委託事業の実施に際して、原則として複数事業者から見積もりを取り、合理的なコスト削減を行っているか。 ● 投資的経費の場合、当該投資による経済効果及び後年の維持費の負担について十分な

	検討がされているか。
真実性	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業に関する申請や報告資料に偽りはなく、真実を表しているか。 ● 予算、決算数値は正しいか。
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託契約の予定価格は契約の目的となる給付に係る物品及び役務の取引の実例価格、受給の状況、履行の難易等を考慮し積算され、その総額が適正に算定されているか（佐賀県財務規則第105条第2項）。 ● 委託契約や補助金交付先採択の事務手続きは、関連する規則等に準拠して行われているか。 <p><関連する法令等> 地方自治法、地方財政法、佐賀県財務規則、佐賀県補助金等交付規則、佐賀県補助金等交付規則の施行について（通知）、佐賀県職員等の旅費に関する条例等</p>
公平性・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助金の交付先選定プロセス及び結果は公平か。 ● 委託先選定プロセス及び結果は公平か。 ● 委託契約の仕様書には委託業務の内容を明確に記載しているか。

(4) 主な監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- 地域交流部担当各課室、公の施設へのヒアリング
- 現場往査、実査、観察
- 関連する根拠法令、条例、要綱等の閲覧
- 事業管理資料の閲覧
- 県の内部監査部門の監査を受けている場合、内部監査結果の閲覧
- その他、監査人が必要と認めて実施する手続

(5) 監査対象期間

原則として令和2年度（必要に応じて前後の年度についても監査対象とした）

5. 監査実施期間

令和3年7月27日から令和4年1月31日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	御厨 一紀
包括外部監査人補助者	公認会計士	田村 祥三
	公認会計士	松本 さぎり
	公認会計士	森永 亮太
	公認会計士	佐藤 健一郎
	公認会計士	山口 直孝
	公認会計士	柿原 剛人

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 用語の説明

監査結果	一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合、或いは違反はしていないものの社会通念上適当ではないと考えられる事項を記載している。
監査意見	地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に規定する「監査の結果に関する報告に添えて提出する意見」のことで、一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして、専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

9. 略語の説明

略語	正式名称
H (元号)	平成
R (元号)	令和
COVID-19	新型コロナウイルス感染症
BtoB	Business to Business の略。法人間の取引のこと。
BtoC	Business to Consumer の略。法人と消費者間の取引のこと。

第2章 監査対象の概要

I. 佐賀県の総論

1. 佐賀県の緊急事態宣言の状況

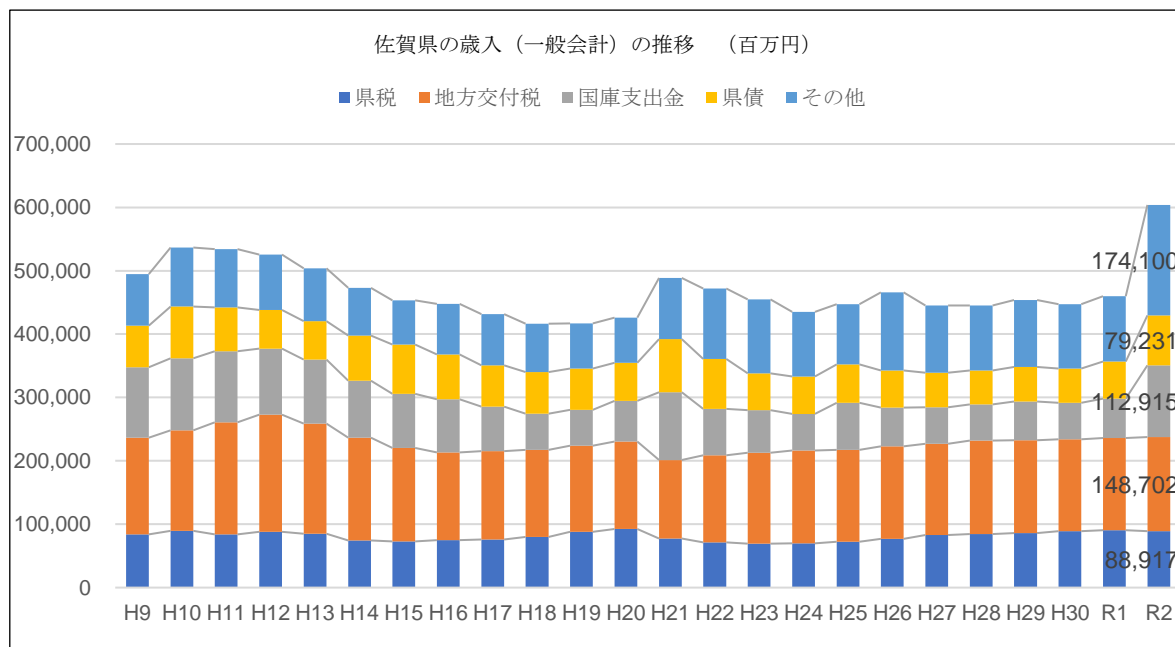
佐賀県は、令和2年4月16日から令和2年5月14日まで新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言対象となっている。また、隣県である福岡県では令和3年1月から2月にかけても緊急事態宣言対象となっている。新型コロナウイルス感染症の影響により、人流に大きな影響が出ている。

地域	令和2年度			
東京都		緊急事態宣言 4/7～5/25		緊急事態宣言 1/8～3/21
福岡県		緊急事態宣言 4/7～5/14		緊急事態宣言 1/14～2/28
佐賀県		緊急事態宣言 4/16～5/14		

2. 佐賀県財政の歳入について

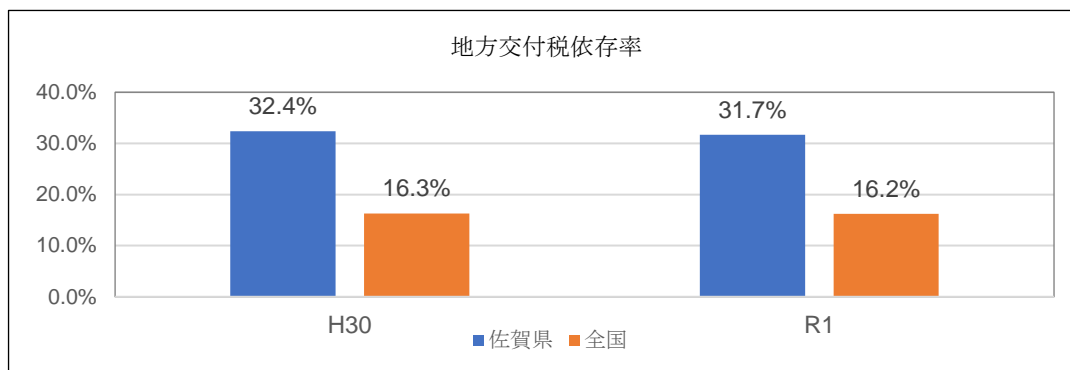
平成9年度から令和2年度の佐賀県財政の歳入（一般会計）の推移は以下のグラフの通りである。令和2年度に一般会計歳入総額が増加しているのは、令和元年度より国庫支出金 50,482 百万円増、その他 71,099 百万円増が主要因であり、その大部分が新型コロナウイルス感染症対策によるものである。

グラフから分かるように県税は緩やかな増加傾向となっている。



「佐賀県統計年鑑」より監査人作成

佐賀県の財源は地方交付税の依存度が全国平均と比して高い。つまり国への依存度が高い現状である。

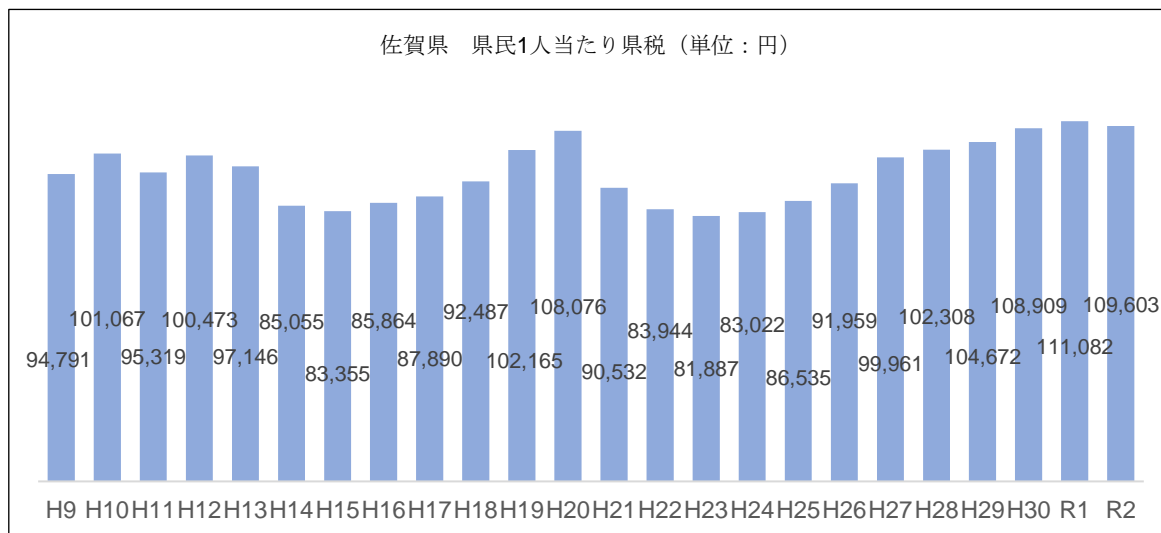


全国値は「令和3年版地方財政白書」（総務省）を基に、佐賀県の値は「佐賀県統計年鑑」を基に監査人が算出

<地方交付税の定義（「新自治用語辞典（改定版）ぎょうせい」>

地方財源保障制度の主体であり、国税である所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合をその総額とし、地方公共団体が、等しく合理的かつ妥当な水準で自主的にその事務を遂行し財産を管理することができるように、必要な経費と、標準的な状態において徴収が見込まれる税収額を算定し、収入が経費に不足する場合に、その差額を国が交付する税をいう。

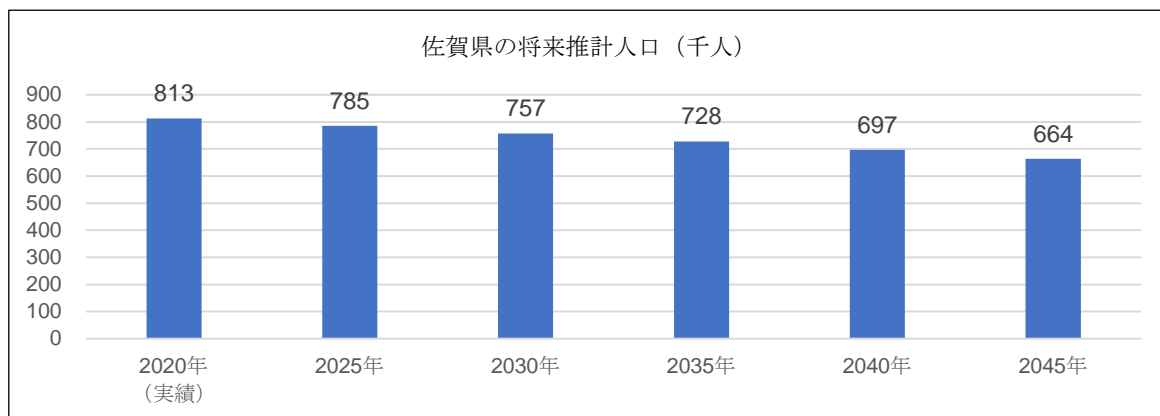
また、県税額を各年度1月時点の人口で除した「県民一人当たり県税額」の推移は以下のグラフの通りであり、県民の負担は増加傾向にあることが分かる。



「佐賀県統計年鑑」、「佐賀県 HP 人口時系列データ」に基づき監査人作成

3. 佐賀県の将来推計人口

佐賀県は人口減少が続いている。国立社会保障・人口問題研究所が平成30年12月25日に公表した「日本の地域別将来推計人口ー平成27(2015)～57(2045)年ー Regional Population Projections for Japan : 2015-2045」によると、佐賀県の将来推計人口は以下のグラフのように推計されている。



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を基に監査人作成

人口減少は県税にも少なからず影響するため、佐賀県の県税（歳入）が減少していく可能性がある。

以上により、今後はより一層、限られた財源を無駄なく有効活用することが求められる。

4. 「ふるさと佐賀への誇りを育む観光条例」

人口減少や高齢化が進む佐賀県において、農業、漁業、商業、まちづくり、文化、スポーツ等の地域資源を活かしたツーリズムとしての観光には、交流人口の増加による地域の発展に大きな役割が期待できるとして、「ふるさと佐賀への誇りを育む観光条例」を制定した。佐賀県に住む人と訪れる人とがともに感動を共有できる観光の視点からの地域づくりを推進することにより、県民のふるさとへの自信と誇りの醸成を目指すとともに、交流によって地域の幅広い分野の成長を促進し、未来に継承していくために平成30年3月15日に公布及び施行された議員提案条例である。

ふるさと佐賀への誇りを育む観光条例

（目的）

第1条 この条例は、本件の観光の振興について、県の責務、県民の役割等を定めることにより、県民と旅行者が様々な交流を通じて感動を共有できる地域づくりを推進し、もって県民のふるさとへの自信と誇りの醸成とともに県民生活の向上に貢献することを目的とします。

（県の責務）

第2条 県は、地域資源の磨き上げ、旅行者の受入環境の整備、国内外への地域資源を活かした情報発信等の観光の振興に関する施策を、九州各県と連携して総合的に推進します。

2 県は、市町又は県民からなる多様な地域の主体が自発的に行う観光の振興に関する取組に対し、地域を支える人々が主役との認識のもと、必要な支援を行います。

（県民の役割）

第3条 県民は、その一人一人が率先して、自らが住み、暮らしている地域に対する関心及び理解を深め、観光の観点からの魅力ある地域づくりに積極的な役割を果たすよう努めるとともに、旅行者を温かい心で迎えるよう努めるものとします。

（県民への情報等の提供）

第4条 県は、県民が伝統、文化、産業、自然等の地域の魅力について再認識し、ふるさとへの自信、誇り及び愛着を持ち、観光の当事者としてふさわしい役割を担うための情報を提供するよう努めるとともに、県民がこのような情報を学ぶための機会を提供するよう努めます。

（分野等を越えた連携）

第5条 県、市町及び県民は、多様化する観光需要を踏まえ、分野及び地域を越えて、相互に連携を図り、

一体となって観光地域づくりに取り組むよう努めるものとします。

(推進体制の整備等)

第6条 県は、観光の振興に関する施策を推進するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

II. 公の施設について

1. 公の施設の概要

(1) 公の施設の定義

公の施設とは地方自治法上、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、一般的に以下5つの要件を満たすものである。

- ① 住民の利用に供するための施設であること
- ② 当該普通地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること
- ③ 住民の福祉を増進する目的をもって設けるものであること
- ④ 普通地方公共団体が設けるものであること
- ⑤ 施設であること

主なものとして、博物館、美術館、図書館、体育館、運動場、公園、水道施設、保育園等が挙げられる。

地方自治法

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(2) 公の施設の運営について

公の施設は、当然ながら「収入」に基づいた「支出」(=コスト)により運営されている。

公の施設を積極的に維持管理及び運営していくためにはコストが必要である。そして、様々な利用者ニーズに対応するためにもコストが必要である。

公の施設の使用料に関して、地方自治法では「徴収することができる」と定めている。

地方自治法

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

地方自治法では「徴収することができる」と定める一方、特定の施設を定める法令により使用料は徴収できないものもある。例えば、公立図書館は、図書館法第17条に基づき入館料等は無料でなければならない。

図書館法

(入館料等)

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

つまり、公の施設の収入は基本的には税金で賄われているが、施設によっては使用料等によってその一部が賄われている場合もある。税金で賄われている部分は、利用者に限らず住民全員で負担していることを意味する。

【収入】	【支出】
(B) 使用料等 (受益者負担)	(A) 経常的な施設運営コスト
(A) - (B) 税金 (公費)	

2. 我が国における博物館の入館料に関する法律と現状

(1) 博物館の入館料に関する法律

地方自治法に基づく公の施設の使用料は「徴収することができる」と定めているが、図書館について定めた図書館法に基づく公立図書館は「いかなる対価も徴収してはならない」と定められている。博物館や美術館はどうであろう。

我が国における社会教育機関である博物館・美術館等（以下、「博物館」という。）については博物館法が適用される。そして博物館法（昭和27年3月1日施行。令和元年6月7日改正法施行）に基づく、公立博物館の入館料等は原則として無料とし、維持運営のためにやむを得ない事情がある場合は徴収することが「できる」としている。

博物館法

(定義)

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。

(入館料等)

第23条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

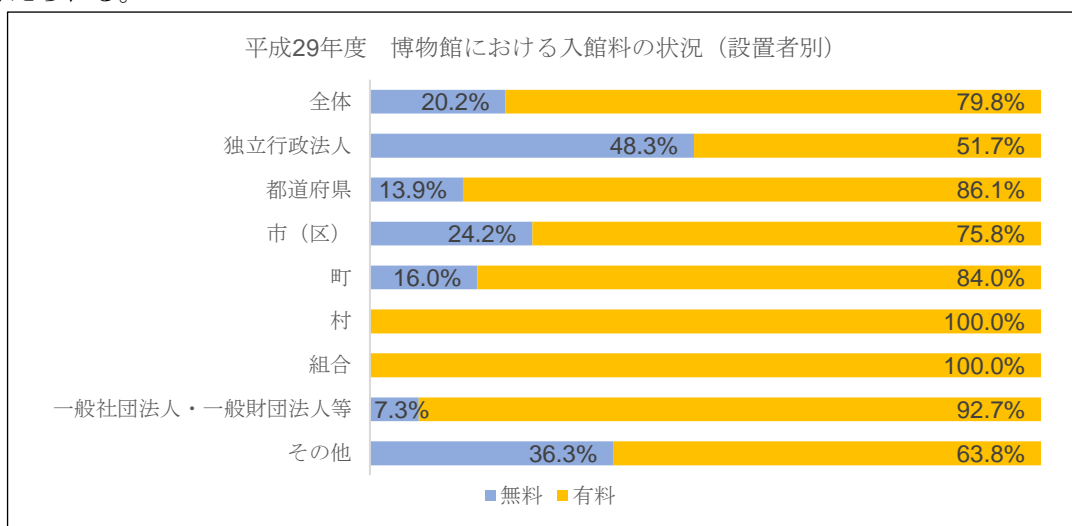
また、「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」（1960年12月4日第11回ユネスコ総会採択）においても博物館法と同様、「できる限り無料とすべき」としている。

III 博物館における資料の配置と観覧

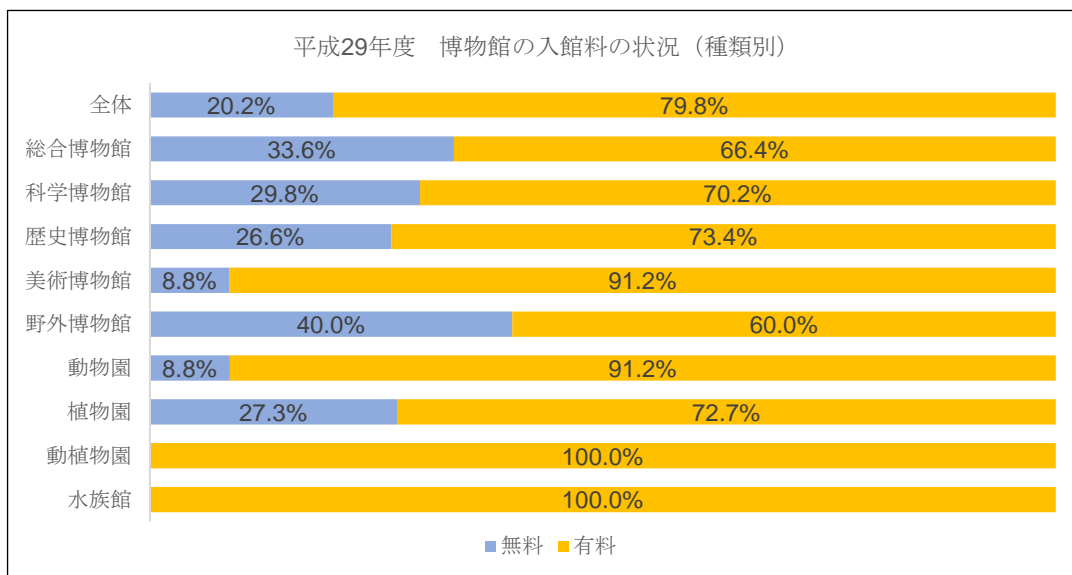
7. 観覧料はできる限り無料とすべきである。観覧料が常時無料でなく、または、それが名目的なものに過ぎなくとも、小額観覧料を徴収することが必要であると認められる場合には、各博物館の観覧料は、少なくとも1週間に1日あるいはこれに相当する期間無料とすべきである。

(2) 我が国における博物館の入館料（常設展）の現状

「(1) 博物館の入館料に関する法律」で示した通り、公立博物館の入館料は博物館法では原則無料であるが、実際の状況は以下のグラフの通り全体では原則である無料が20.2%で、例外規定である有料が79.8%である。都道府県が設置者である博物館では、有料は86.1%である。これは、他の公の施設に比し、博物館は美術品等の保管コスト、広告宣伝コスト、多様なニーズに対応するための相当多額のコストを要し、それを補うためと考えられる。

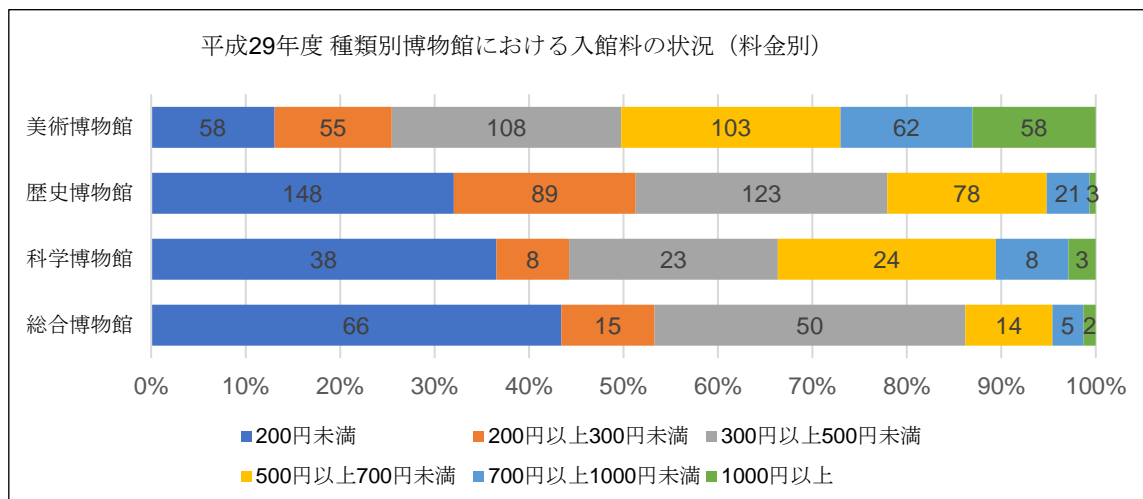


e-stat 「社会教育調査」「博物館調査」文科省 平成30年度を基に監査人が作成
種類別(公立博物館及び私立博物館等を含む)では、平成29年度では総合博物館の66.4%、科学博物館の70.2%、歴史博物館の73.4%、美術博物館の91.2%が有料である。なお、全体の母数は1,266施設である。



e-stat 「社会教育調査」「博物館調査」文科省 平成30年度を基に監査人が作成

また、種類別博物館(有料)における大人一人当たりの料金別割合は以下の通りである。総合博物館、歴史博物館、科学博物館は200円未満が最も多く、美術博物館は300円以上500円未満が最も多い。



e-stat 「社会教育調査」 「博物館調査」 文科省 平成30年度を基に監査人が加工・作成

なお、常設展の入館料については単純に「有料」と「無料」に二分されるわけではなく、以下のような工夫をしている博物館もある。

- 博物館を運営している地方自治体の住民と住民以外に対する料金を分け、住民に対しては優遇。
- 社会教育機関という博物館の性格を踏まえ、高校生以下は無料。
- 基本有料だが、月1回は常設展無料デーを設定。

3. 入館料の有料／無料のメリット及びデメリットについて

一般的に博物館の有料、無料それぞれのメリット及びデメリットは下表のとおりである。

	無料	有料
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済的負担が無く、誰でも気軽に訪問し学ぶことができる ● 博物館法の原則に沿った形となる ● 経済的負担が無いため、利用者が増える可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用料収入により運営費の一部が賄える ● 利用者＝受益者が一定の負担をするため、施設を利用しない者との間で公平性が図れる ● 利用者に負担の意識が生まれ、展示品等の価値に対する意識が向上する可能性 ● 観覧料を財源に新しい取組が可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営費の多くを税金で賄う必要 ● 利用者が県民全体に比し大幅に少ない場合、多くを税金で賄うと施設を利用する者と利用しない者との間で公平性が損なわれる ● 利用者に負担の意識がなく、展示品等の価値に対する意識が低くなる可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済的負担が発生するため、無料の場合に比し、気軽に訪問できない ● 博物館法の原則ではなく、例外規定に沿った形となる ● 経済的負担があるため、利用者が減る可能性 ● 有料化に伴う新たなコストの発生（人件費、チケット製作経費等）

当然ながら無料のメリットは有料のデメリットと、有料のメリットは無料のデメリットと対応する形となっている。

すべての博物館を形式的に公益性と市場性の軸で分類し、あるべき受益者負担割合を決

め、それに基づき入館料を設定する考え方もある。しかし、公の施設が無料であっても、来館者数が増加し、来館者が公の施設を訪問する前後に周辺地域を訪れることで経済効果生まれ、雇用や県内総生産が増加し、最終的には地方自治体の収入に繋がることも考えられる。また、博物館法の入館料無料の原則も勘案すべきである。

その博物館を無料にするのか、それとも有料にするのかは、上記メリット及びデメリットを踏まえ、その施設をどのように利活用するのかという各施設のポジションを明確にし、検討すべきであろう。

(参考)	
受益者負担とは、特定の者が行政サービスを受けることに對しその受益の程度に応じて強制的に課徴する負担金をいい(「新自治用語辞典」(ぎょうせい)より)、受益者負担割合とは経常的な施設運営費に対して特定の者に負担させている割合をいう。	
$\text{受益者負担割合} = \frac{\text{(利用者からの使用料等+減免額)} \div \text{経常的な施設運営費}}{\text{}} \times 100$	
「利用者からの使用料」とは、観覧料、施設使用料及び付属設備使用料のことである。	
なお、今回の包括外部監査において参考までに常設展有料の公の施設のみ受益者負担割合を算出している。	

4. 佐賀県の文化・芸術に関する公の施設

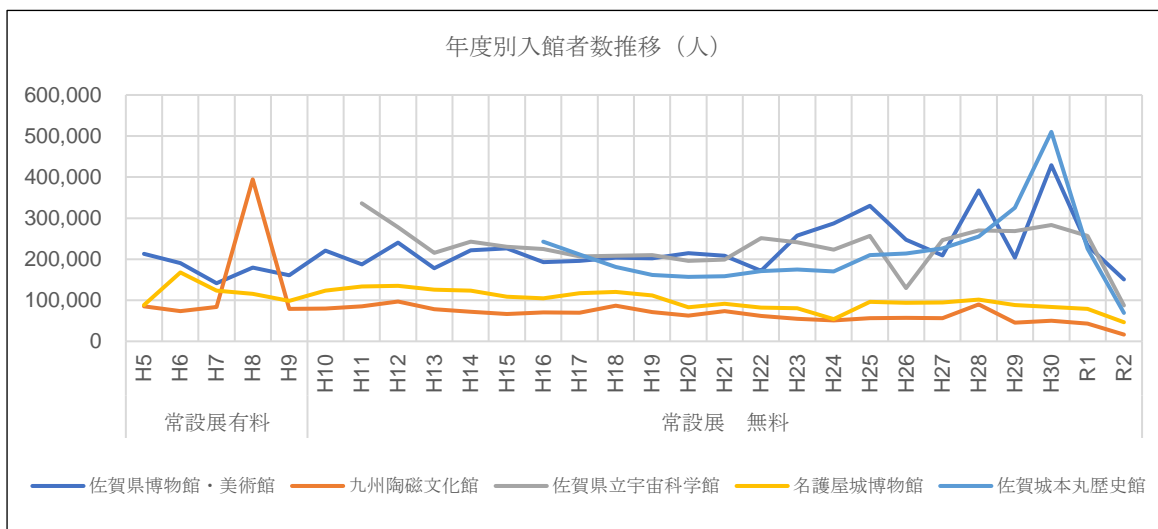
佐賀県が所有及び管理する文化・芸術に関する公の施設は以下の5つである。

No.	施設名	設立年月日	運営方法	常設展
1	佐賀県立博物館	昭和45年7月1日	直営	無料
	佐賀県立美術館	昭和58年4月1日	直営	無料
2	佐賀県立九州陶磁文化館	昭和55年4月1日	直営	無料
3	佐賀県立名護屋城博物館	平成5年4月1日	直営	無料
4	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	平成16年4月1日	直営	無料
5	佐賀県立宇宙科学館	平成11年4月1日	指定管理	有料

博物館・美術館、九州陶磁文化館、名護屋城博物館は設立当初、常設展は有料であった。しかし、平成4年4月1日から高校生以外が無料化され、ついで、「県民が、充実した余暇を過ごし、本県の特徴ある文化への関心を深めることのできる環境の整備充実が重要」として、平成10年4月1日から一般(大人)も無料化された。つまり、県民に広く利用してもらうことを主旨として無料化している。各施設の条例において、常設展の観覧料無料については定められており、特別に展示する資料を観覧する場合は観覧料を徴してよいこととしている。なお、他県及び他市町村で検討されているような受益者負担割合の検討は佐賀県では行っていない。

また、従来、博物館等は教育委員会所管であったが現在は知事部局に移り、観光やまちづくりといった観点での施設の在り方を見直すタイミングにあると考えられる。

平成5年以降の公の施設別利用者数(常設展、企画展等含む)の推移は以下の通りである。



※各施設から入手した年度別入館者数データを基に監査人が作成

無料化した平成 10 年度において大きな増加が確認できるのは博物館・美術館と名護屋城博物館である。博物館・美術館の入館者数は平成 10 年度以降増加傾向にある。一方、九州陶磁文化館及び近年の名護屋城博物館は僅かながら減少傾向である。なお、佐賀城本丸歴史館は開館当初より入場料は無料である。

5. 「多様なニーズに対応した美術館・博物館のマネジメント改革のためのガイドライン」

文化庁は、美術館・博物館において社会から新たに求められる多様なニーズへの取組を選択し進める際の参考とするため、各種提言やこれまでの取組も踏まえ、また、参考となる先進事例等を整理し、「多様なニーズに対応した美術館・博物館のマネジメント改革のためのガイドライン」を作成し、平成 30 年 7 月に公表している。

当ガイドラインは、有効性、効率性、経済性の観点から非常に有用なものであるため、今回の監査において、公の施設に関する視点として活用している。

6. 「佐賀県県有施設長寿命化指針」

「佐賀県県有施設長寿命化指針」とは、佐賀県が平成 27 年 10 月に策定した「佐賀県ファシリティアマネジメント基本方針」の中で掲げた 3 つの方向性（計画的保全（施設の長寿命化）、保有総量の適正化、効率的利活用の推進）のうち「計画的保全（施設の長寿命化）」の具体的な取組を示すものとして策定された。

具体的には各公の施設に関して、簡易劣化診断で評価した項目調査について部位及び設備ごとに平均値を算出し、さらにそれらに重みをつけて評価を行い、現存度を算出する。そして、施設全体の現存度の評価を 4 段階で行い、その後の方針を決定し、「施設別長期保全計画」を作成する。今回監査対象とした公の施設についても「佐賀県県有施設長寿命化指針」の適用となり、「施設別長期保全計画」を作成している。

現存度評価基準は以下の通りである。

評価	劣化状況	現存度評点基準
A	良好で計画期間内での対応は不要。	90 点以上
B	部分的に劣化等も見られるが、安全上・機能上問題なし。計画期間内での対応は不要。	80 点以上 90 点未満

C	一部の部位や部分的に安全上・機能上の低下が始まっている。点検、観察を行い計画期間内での対応を検討。	50点以上 80点未満
D	様々な部位で劣化が大きく安全上・機能上の問題があるため、早急な対応が必要。	50点未満

※「佐賀県ファシリティマネジメント基本方針」とは、質の高い行政サービスを将来にわたり持続的に提供していくため、公共施設において、経営的な視点を重視するファシリティマネジメントの考え方を導入した方針。

※「佐賀県県有施設長寿命化指針」とは、従前のスクラップ・アンド・ビルドの考え方から、ストックの有効活用を基本とした施設整備の考え方に転換した指針。

佐賀県県有施設長寿命化指針(概要)

概要

平成27年10月に策定した「佐賀県ファシリティマネジメント基本方針」で推進するために掲げる項目の一つである「計画的保全(施設の長寿命化)」について、具体的な取組を示す。

I. 現状と課題

○県有施設の現状

県有施設の保有面積	約105万平方メートル(平成27年度末現在、建物別の延床面積を集計)
更新時期	築年数30年を超える施設が54%に上り、老朽化や同時期に多くの更新時期を迎える

○県有施設の課題

使用期間	使用期間(建設から解体までの平均)は庁舎41年、学校47年、警察41年で短い(RC造)
施設整備の考え方	スクラップ・アンド・ビルド(壊して建替)が前提 ⇒これまでと同様の周期で建替を進めることは将来の財政状況では厳しい
維持管理方法	事後保全(故障や不具合が生じた後に対処法的な保全)がほとんど ⇒保全の規模が拡大(財政負担の増大)する場合や行政機能の停止になるおそれもある
維持管理体制	各施設管理者が実施しているが部局間で保全の予算のばらつきや対処に格差がある

II. 長寿命化の考え方

○考え方の転換

考え方	スクラップ・アンド・ビルド⇒ストックの有効活用
要求性能の対応	スクラップ・アンド・ビルド⇒将来の保全計画の際に要求性能との差の改善に対し考慮
維持保全の方法	事後保全 ⇒ 予防保全

○新たな考え方

目標使用年数	スクラップ・アンド・ビルド(目標使用年数未設定)⇒目標使用年数設定(適切な保全計画)
予防保全の推進	日常点検、定期点検の実施により、劣化の有無や兆候を把握し、計画的な処置を推進
要求性能の対応	保全工事の際に社会的に求められる性能水準の変化により要求性能との差を考慮

III. 具体的な取組

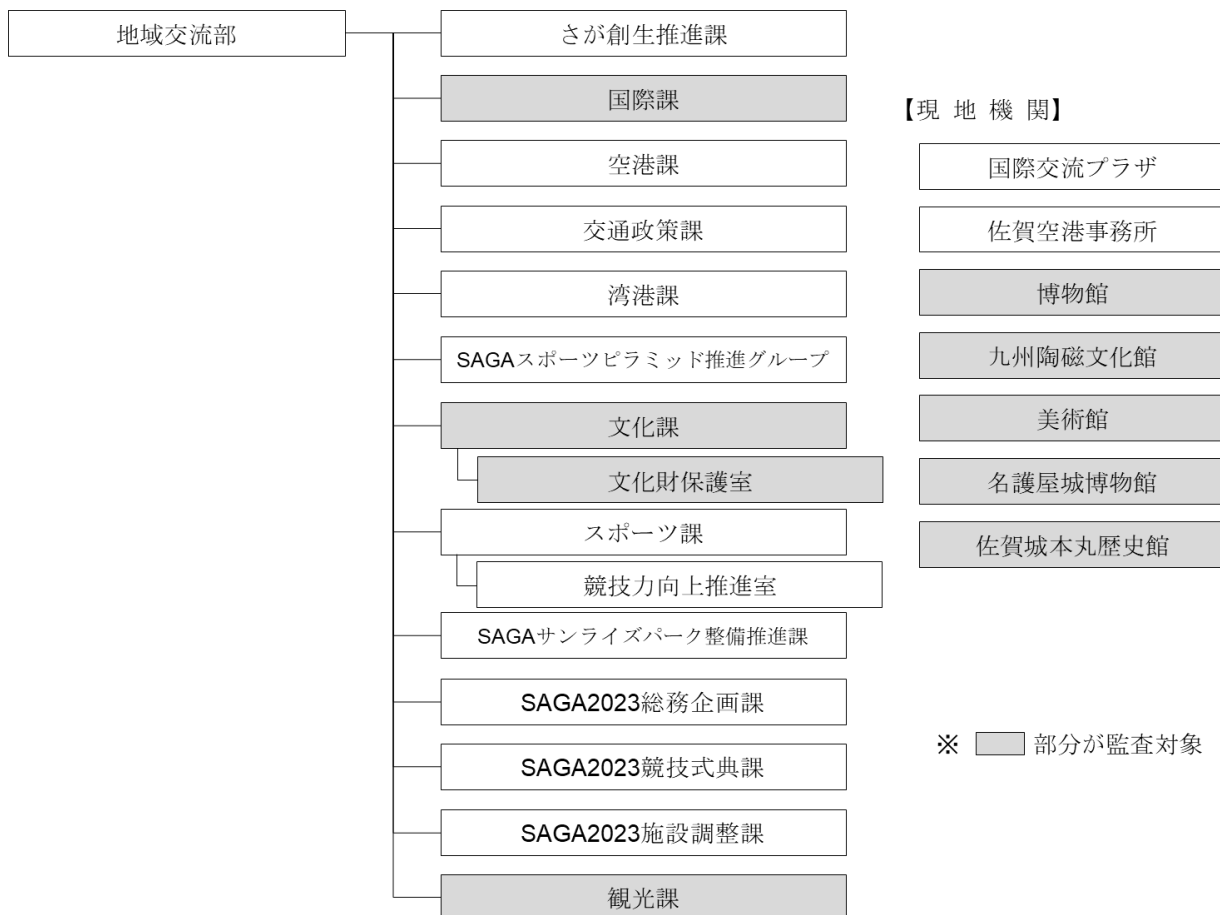
○具体的な取組

目標仕様年数の設定	既存施設は65年を目標、新築施設は100年を目標 ※ただし木造施設は個別判断
予防保全の実施	建物点検等(日常点検・定期点検)の実施、長期保全計画の作成
改修工事等の導入	大規模保全工事(長期保全計画に基づき計画的に補修・改修を行う) 小規模保全工事(大規模保全工事以外の従来のとおり施設管理者が行う修繕・改修工事)
推進体制	部横断的な視点(横串)による新たなマネジメント体制により、計画的保全を推進する仕組みをつくり、施設の長寿命化を図る

第3章 佐賀県の文化・芸術・観光・国際化施策に関する概要

1. 地域交流部の組織図及び職務分掌

(令和2年4月1日現在)



2. 主要な事務手続

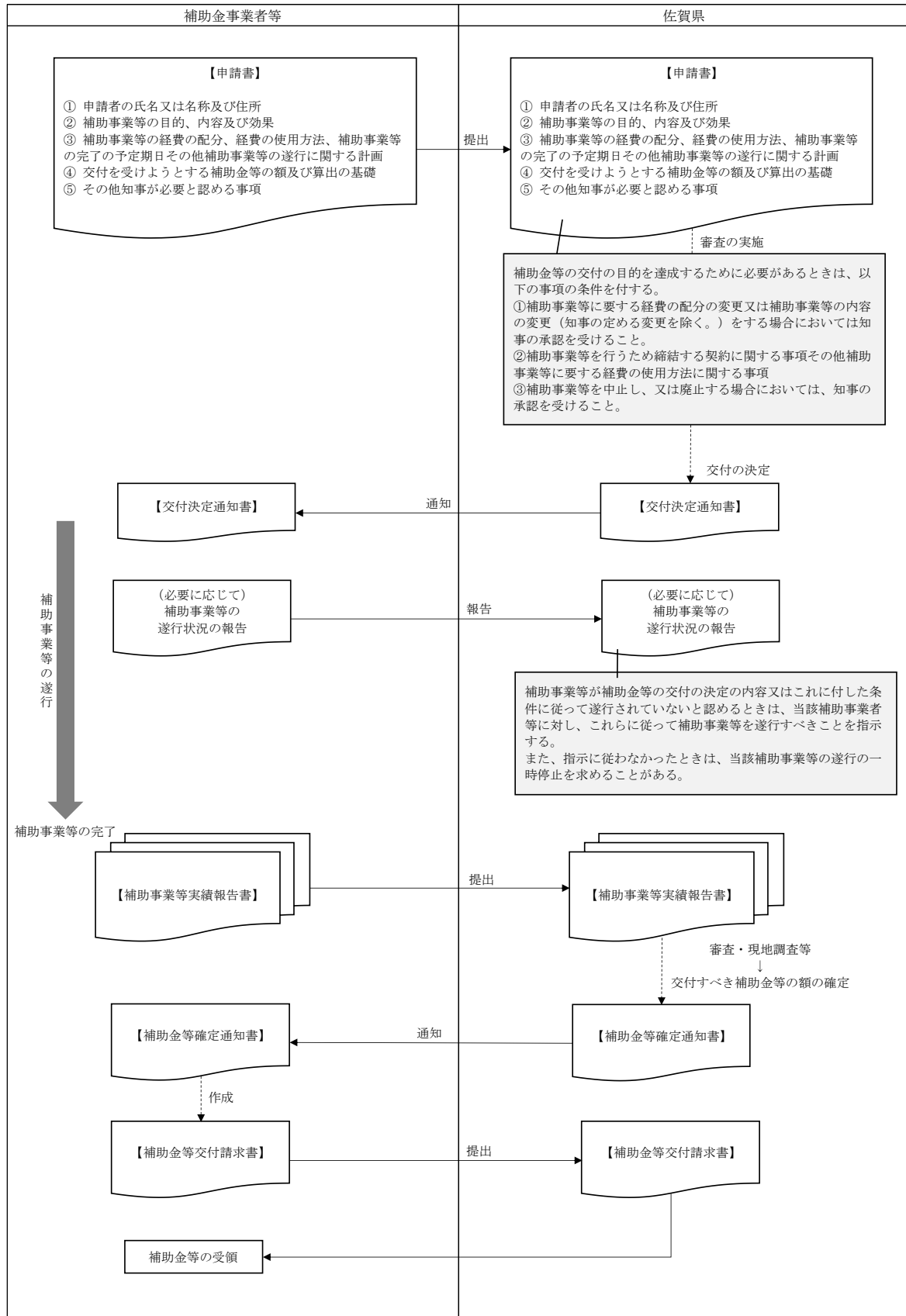
今回監査対象とした事業に係る支出は主に「委託」及び「負担金、補助及び交付金」であり、事務手続きの概要は以下の通りである。

(1) 支出負担行為 (佐賀県財務規則第5章及び別表第1)

区分		支出負担行為関係	支出命令関係
		支出負担行為に必要な書類	記入事項
12. 委託料	法令の規定に基づくもの	支出整理票	目的、数量、単価及び金額
	総価額の定めのない長期継続契約又は単価契約によるもの	支出整理票	(1) 目的、数量及び金額 (2) 検査済み日付印の押印
	建設工事に係る調査測量設計費に係るもの	前金払に係るもの 契約書、請求書又は見積書	前金払請求書
		部分払に係るもの 契約書、請求書又は見積書	部分払請求書

		成工払に係るもの	契約書、請求書又は見積書	請負請求書
	上記以外のもの		契約書、請求書又は見積書	(1) 目的、数量及び金額 (2) 検査済み日付印の押印
18 負担金、補助及び交付金	負担金	法令の規定に基づくもの	交付明細書又は請求書	請求書 支払額調書
		上記以外のもの	請求書（契約書）	請求書
	交付金		交付申請書又は交付明細書	請求書 支払額調書
	補助金	建設事業に係る補助金	交付申請書又は交付明細書	目的、交付決定番号、交付決定年月日及び金額
		上記以外の補助金	交付申請書又は交付明細書	目的、交付決定番号、交付決定年月日及び金額

(2) 補助金等に関する流れ（佐賀県補助金等交付規則）



(3) 委託契約について

① 委託契約の方法

地方公共団体が第三者と契約する方法は、地方自治法第に基づき以下の4つである。

契約の方法	内容
一般競争入札 【原則】	公告によって不特定多数の者を誘引し、入札によって申込みをさせる方法により競争を行わせ、その申込みに係る者のうち、地方公共団体に最も有利な条件をもって申込みをした者を原則として落札者とし、その者と契約を締結する方法。
指名競争入札	地方公共団体の長が資力、信用その他について適切と認める一定数の者を通知によって指名し、指名された者をして入札によって申込みをさせる方法により競争を行わせ、その申込みに係る者のうち、地方公共団体に最も有利な条件をもって申込みをした者を原則として落札者とし、その者と契約を締結する方法。
随意契約	地方公共団体が競争の方法によることなく、任意に特定の者を選定し、その者と売買、貸借、請負その他の契約を締結すること。
せり売り	買受者が口頭をもって価格の競争をする契約の方式。

<p><地方自治法></p> <p>第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。</p> <p>2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。</p>

② 一般競争入札以外が認められる場合

地方公共団体が第三者と契約をする場合、原則として一般競争入札であるが、地方自治法施行令で定めた要件を満たした場合にはそれ以外の方法を選択することができる。あくまでも容認規定である。容認規定を適用できる要件はそれぞれ以下の通りである。

契約の方法	施行令	要件
指名競争入札	167条	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。 2. その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。 3. 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。
随意契約	167条の2	<ol style="list-style-type: none"> 1. 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。 2. 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 3. 障害者施設若しくは小規模作業所等から物品もしくは役務の提供を受ける契約をするとき。 4. 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。 5. 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 6. 競争入札に付することが不利と認められるとき。 7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあると

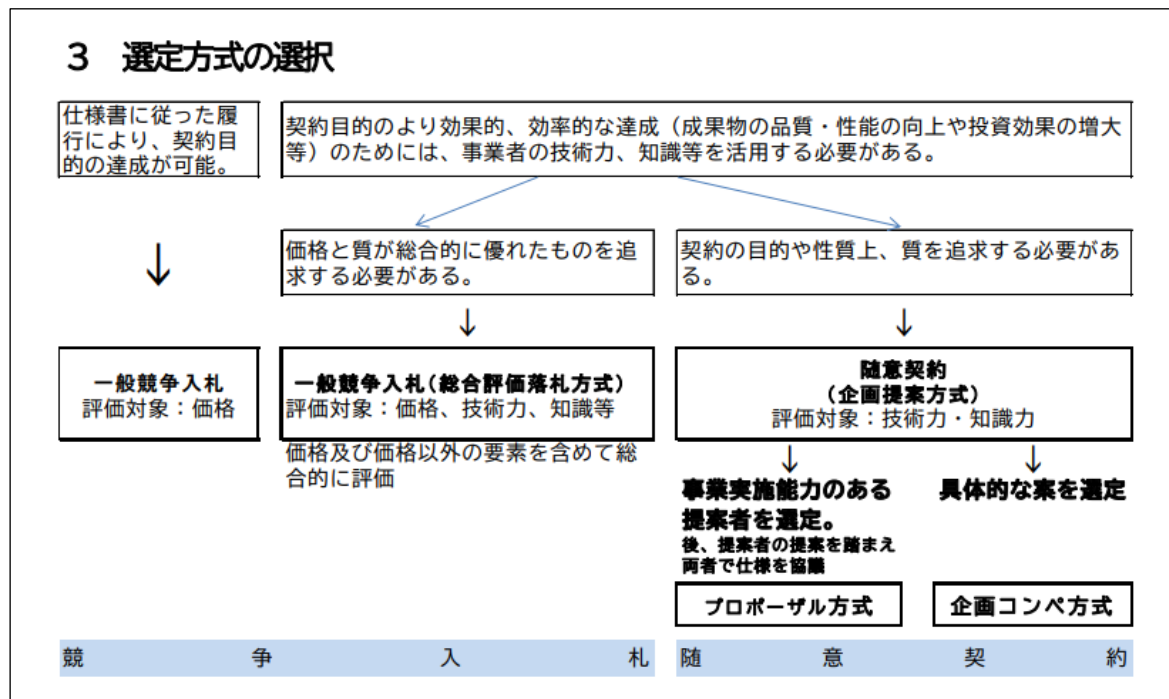
		き。 8. 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 9. 落札者が契約を締結しないとき。
せり売り	167条の3	動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合

なお、随意契約を締結することができる要件のうち、第1号の「普通地方公共団体の規則で定める額」について、佐賀県財務規則上は以下の通り定めている。

(佐賀県財務規則第101条)

契約の種類	予定価額の額
工事又は製造の請負	250万円
財産の買入れ	160万円
物件の借入れ	80万円
財産の売払い	50万円
物件の貸付け	30万円
上記以外のもの	100万円

また、契約の目的や性質上、価格ではなく質を追求する必要がある場合に、企画提案方式の随意契約によることもある。企画提案方式の随意契約にはプロポーザル方式と企画コンペ方式の2種類がある。「佐賀県業務委託総合評価一般競争入札実施要領」及び「佐賀県業務委託プロポーザル方式・企画コンペ方式実施要領」について(通知)では以下のように整理している。





一般競争入札、随意契約（プロポーザル方式・企画コンペ方式）比較				
	一般競争入札		随意契約	
	価格競争方式	総合評価方式	プロポーザル方式	企画コンペ方式
概要	・価格のみで落札者を決定 ・落札者と契約	・価格と提案を総合的に評価し落札者を決定 ・落札者と契約	・事業者から提案を受け、技術力がある事業者を選定 ・選定した事業者と提案について協議したうえで仕様を作成し、協議が整えば随意契約を行う。	・事業者から提案を受け、優れた提案を選定 ・その提案をした者と随意契約を行う。 (完成した案を選んでいるため、選定後の仕様の変更は行わない)
評価対象	(価格)	価格及び提案	提案者	提案
学識経験者の意見聴取	不要	要※法定 ・総合評価を行おうとするとき ・落札者決定基準を定めようとするとき ・落札者を決定するとき	不要	不要
予定価格	要	要	要	不要
事業者選定後の協議 (仕様書変更)	不可	不可	可	不可
特定調達契約での選択	可	可	不可（設計のみ可）	不可（設計のみ可）

「佐賀県業務委託総合評価一般競争入札実施要領」及び「佐賀県業務委託プロポーザル方式・企画コンペ方式実施要領」について（通知）」より抜粋

3. 各事業の「佐賀県総合計画 2019」との関係

佐賀県は令和元年7月に「佐賀県総合計画 2019 人を大切に、世界に誇れる佐賀づくりプラン」を策定した。この計画は、佐賀県の目指す将来の姿を見据え、その実現に必要な4年間の方針を明らかにするものである。具体的な政策の柱及び「持続可能な開発目標（SDGs=Sustainable Development Goals）」との関連は以下である。このうち、今回監査対象とした文化・芸術・観光・国際化に関する政策の柱は「5 文化・スポーツ・観光の交流拠点さが」及び「6 自発の地域づくり さが」である。

政策の柱	10年後の佐賀県の目指す将来像	関連する SDGs の目標
1 安全・安心の暮らし さが	県民の命や豊かな暮らしの礎である「山」を守るなど、自然災害等を未然に防止する対策が進むとともに、県民全体で事故や犯罪等の防止に取り組んでいる。また、それらが発生した場合でも、人と人との強い結びつきを背景に、全国一位の高い組織率を誇る消防団活動や、迅速かつ的確に対応できる体制の整備と普段の見直し等により、被害の拡大を防止する対策が進んでいる。こうしたことにより県民が安心して暮らしていること。	
2 楽しい子育て・あふれる人財 さが	田園地域の価値や文化的な価値などの“佐賀らしい”価値を活かし、子育てし大県”さが“プロジェクトの取組が進み、子育て世代の移住者が増加するとともに、安心して子どもを産み、楽しく育てることができている。また、県民の多様な個性・能力が培われるとともに、佐賀への誇りを胸に、佐賀や世界で活躍する「志」を持った骨太な子どもが育っているこ	

政策の柱	10年後の佐賀県の目指す将来像	関連するSDGsの目標
	と。	
3 人・社会・自然が 結び合う生活 さが	年齢、性別、障害のあるなし等に関わらず誰もが、社会で活躍し、住み慣れた地域の中で多様な人々の想いに寄り添いながら、思いやりをもって行動している。また、森・川・海とつながる豊かな自然環境の中で、いきいきと暮らしている。さらに、若い頃からの予防対策も含め、がん等の疾病予防が進み、県民が健康的に暮らしていること。	
4 豊かさ好循環の 産業 さが	起業・創業や企業立地、イノベーションによる産業の創出が進み、佐賀で働き、佐賀で活躍することができている。また、幕末維新期の日本をけん引してきた歴史を持つものづくり産業をはじめとする地域の産業が持続的に発展し、佐賀段階などで全国的に名を馳せた農林水産業が活性化するとともに、佐賀牛や有田焼などを佐賀の誇るべき県産品の販路が国内外に拡大していること。	
5 文化・スポーツ・ 観光の交流拠点 さが	佐賀の「和」の文化、歴史、伝統などの魅力が世界に発信され、東アジアや福岡都市圏に近いという地理的特性を活かし、国内外からの交流人口が増えるとともに、訪れる方が心地よく感じるまちづくり・地域づくりが浸透している。また、県民の誰もが文化やスポーツに親しみ、楽しむ風土が形成され、地域内外の人と人がつながる「交流」の拠点となっていること。	
6 自発の地域づく り さが	快適なまちづくりが進むとともに、「山」が大切にされ、中山間地域や過疎地域、離島等にも元気があふれている。また、地域間や国内外との人・物・情報の交流が盛んになるとともに、元来の地域力を生かし、誰もが様々な形で参加しながら自発的な地域づくりが進んでいること。	

(参考)

< 17の「持続可能な開発目標」 >

目標 1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2	飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4	すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する
目標 5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う
目標 6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標 7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標 8	包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標 9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る
目標 10	各国内および各国間の不平等を是正する
目標 11	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する

目標 12	持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13	気候変動及びその影響を軽減するために緊急対策を講じる
目標 14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：国際連合広報センターHP

「5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが」及び「6 自発の地域づくり さが」の施策分野及び施策名は以下の通りである。

政策の柱	施策分野	施策名
5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが	(1) 文化	① 多彩な文化芸術の振興
		② 豊かな文化・歴史の継承と魅力発信
	(2) スポーツ	① トップアスリートの育成と地域が元気になるスポーツの推進
	(3) 観光	① 魅力ある観光地域づくり
6 自発の地域づくり さが	(1) 地域づくり	① 自発の地域づくりの推進
		② 快適で暮らしやすいまちづくり
		③ 美しい景観づくり
	(2) 交通	① 幹線道路ネットワークの整備
		② 暮らしに身近な道路の整備
		③ 地域における多様な移動手段の確保
		④ 鉄道による交流の促進
		⑤ 九州佐賀国際空港の発展
		⑥ 唐津港・伊万里港等の利活用及び機能強化の推進
	(3) 県民協働	① 多様な主体による協働社会づくり
(4) 国際化	① 世界と行き交う佐賀づくり	

第4章 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. 一般的な監査意見（総括）

今回の包括外部監査の手続きを実施した結果、法令等に準拠して適切に運用されている公の施設及び事業、事業目的に沿って運用し成果が出ている事業も多くあった。また、今回監査対象とした公の施設については展示物が充実し、展示方法が工夫されていること、そして社会教育のための施設として学校教育との積極的な連携が行われていることも確認できた。

一方で、成果に疑問がある事業、不適切な運用がされている事業等、改善が求められる事業や公の施設も散見された。

今回の包括外部監査での結果及び意見を踏まえ、より客観的かつ適切な事業及び公の施設の運用や、定期的な PDCA (Plan-Do-Check-Act) サイクルの循環により、コストに見合う成果がでていない事業はより強く、コストに見合う成果が出ていない事業は改善案だけではなく縮小や撤退も検討することで、より一層佐賀県の文化・芸術・観光・国際化に関する県民の満足度や経済効果を図り、より一層県民に寄与していくことに期待したい。

【1】機会損失（Opportunity cost）の認識

機会損失とは、本来であれば得ることができた利益をその行動を取らなかったことで失った利益、つまり損失のことをいい、これもコストである。例えば、本来であれば 100 万円の収入を得ることができたのにその行動を取らず、20 万円しか得ることができなかった場合は 80 万円の機会損失である。

今回の包括外部監査手続きを実施した中、機会損失の認識が乏しいことが散見された。例えば、公の施設において常設展観覧料を従来の有料から無料にすることも機会損失、つまりコストとなり得る。コストを費やしたからには当然相当の効果が期待されるべきだが、客観的に効果があったとは判断が困難な施設があった。

また、公の施設の使用料についても、本来得られるべき使用料に比し実際の使用料が過少になっているものもあった。これも機会損失である。

コストは資金を費やすものだけではなく、本来であれば得ることができるものを得ることができていないこともコストであることを意識していただきたい。

【2】入館者を増やす積極的な取組の必要性

博物館・美術館等は平成 10 年 3 月まで常設展有料であったが、平成 10 年 4 月以降、県民に広く利用してもらうことを主旨として無料化している。しかし、この主旨を達成していることが、客観的に判断が困難な施設があった。

確かに、博物館法の観覧料は原則無料であることを考慮すると、常設展無料により県民に歴史、文化に対する理解を深め、芸術作品等の鑑賞の機会を広く提供することは素晴らしいことである。ゆえに、時間を要するであろうが、他で意見として挙げた関係機関との積極的な協働等、様々な施策の検討をし、より入館者数を増加させる工夫及び努力をしていただきたい。

仮に、様々な工夫及び努力をしても県民に対する利用者の割合が低く、かつ、今後の利用者一人当たりコストが増加し続け、そのときの状況がその施設の維持運営のために財源が必要な場合には、博物館法第 23 条但し書きの、「但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」と謳われている通り、必要な対価を徴収することを検討してみてもはどうだろうか。仮に有料化を検討する場合には、社会教育機関であるという博物館の性格や、他の博物館で行っている以下のような様々な工夫を参考にし、それ

それぞれの博物館の性格にあった料金設定を柔軟に検討すべきであろう。

- 高校生以下は無料。
- 基本有料だが、月1回は常設展無料デーを設定。
- 博物館を運営している地方自治体の住民と住民以外に対する料金を分け、住民に対しては優遇。

有料化することにより観覧料という財源ができ、これにより新しい取組みを行い、利用者満足度を更に高めることで、利用者増加に繋がるという好循環が生まれる可能性もある。有料化することにより各施設で連携した観覧料割引等のインセンティブ施策も行い易くなる。一方、有料化することで、入場料の收受や会計処理のためのスタッフ増による人件費やチケット製作経費等のコストが追加で発生する。また、当然ながら入館者数が減少する可能性もある。

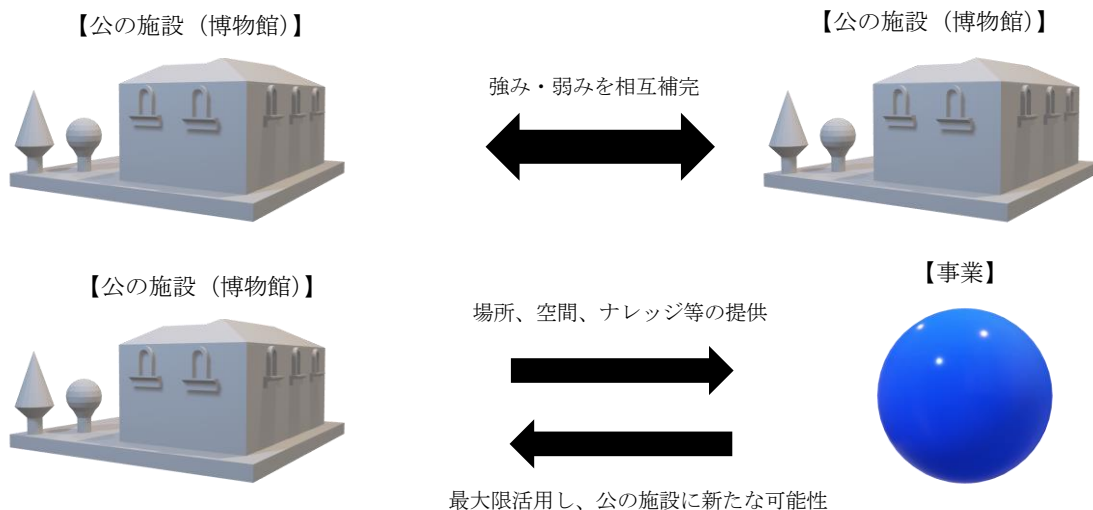
ゆえに、長期的な視野に立ち、その公の施設のポジション及びコスト・ベネフィットの観点から比較検討していただきたい。また他にも、佐賀城本丸歴史館のように入館料無料としながら施設の補修などのために募金の協力をお願いすることや、図録やミュージアムグッズ販売、オンラインでの有料サービスの展開、貸し施設の稼働率を上げる等、様々な視点から収入を増やすことを検討することも考えられる。

今後、より多くの県民に各施設の魅力が今まで以上に伝わり、より活性化することを期待する。

【3】公の施設同士および公の施設と事業の積極的な協業

今回監査対象とした公の施設は、それぞれ独立した運営が行われている。本来であれば積極的な協業を行うことで、相互補完的な効果が生まれる可能性がある。例えば、ある施設で強みにしている利用者の属性が、他の施設では課題になっている。施設同士で協業を行い、導線を作ることで今まで課題となっていた利用者層を取り込める可能性がある。

また、公の施設と事業についても、協業による相乗効果を追求していくことが望ましい。公の施設というハードと事業というソフトが連携することで公の施設に新たな可能性が生まれる可能性もあり、また、事業としてもより効果が生まれる可能性がある。例えば、九州陶磁文化館と日本遺産「肥前窯業圏」関連事業をはじめ、最近ではゲームやアニメとのコラボレーションなど、博物館の豊富なコレクションと多様な活動と結び付けられる領域が広がっている。双方が先入観を排して、協業の糸口を見出すための積極的な努力を行っていくことを期待する。



【4】アンケートの有効活用

今回対象とした文化・芸術・観光等については事業の効果測定や公の施設のためのマーケティングのためにもアンケートを有効活用することが求められる。施設の利用者属性を把握することにより、広告宣伝活動は効果的になり、ディスプレイ方法や企画展等もニーズやウォンツを汲み取った対応が可能となる。

現状、アンケートの実施状況は施設毎に統一されておらず、実施をしていない施設もある。また、企画展のみ実施している施設もある。

ここで、以下のような全施設で統一したアンケートを実施してみてもどうか。

- 前半部分は全施設で統一した利用者属性（年代、来館回数、どこから来たか、何で知ったか、交通手段、好みの鑑賞スタイル等）に関する設問
- 後半部分は各施設独自の設問

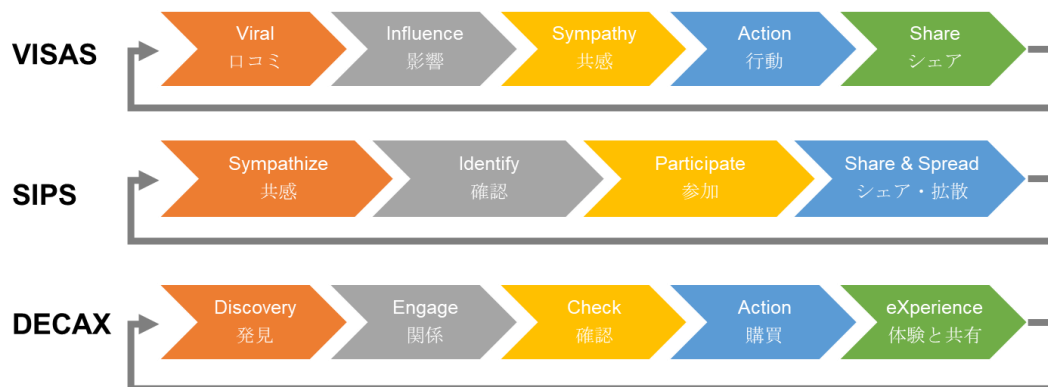
このような統一したアンケート様式にすることで施設間での比較が可能となり、更に佐賀県全体としても合算してマクロ的な統計結果を把握することが可能となる。施設毎の強みや課題が把握でき、施設間の協働や今後の施策を具体化できるようになり、より一層効果を生み出せる可能性がある。是非検討していただきたい。

また、事業においても、マーケティングデータや観光客等のアンケート結果を重要な情報源として活用し、満足度だけではなく特に不満の声を踏まえ、それを解決する様々な施策を行うことにより、より一層地域活性化に効果が出ると思われる。

【5】現在の消費者行動プロセスの意識

消費者行動プロセスの理解は極めて重要である。

今日の消費者行動プロセスを示すものとして例えば以下がある。



いずれも初めて施設まで足を運んできた利用者が最後に行うのは「シェア」である。つまり、初めての来訪者の満足度を高めることが他の潜在利用者を広げていくことにも繋がる。

プロセスの後半に消費者は行動するが、そこに至るまでの経緯を「【3】アンケートの有効活用」で述べたようにアンケートで調査することも有効である。

このように消費者行動プロセスを意識し、様々な積極的な取組を効果的、効率的に行っていくことを期待する。

【6】KPIや成果指標の設定及び分析について

公の施設の運営や事業について、毎年度成果を測定し、PDCAサイクルを回してより効果的・効率的・経済的に行うために、KPIの目標値や成果指標を設定することは極めて重要である。勿論、成果指標の設定自体が困難、もしくは適さない事業もあるため、そのような場合は必要ないが、成果指標の設定が可能であり、適する事業については必要不可欠である。

仮に目標値や成果指標の設定をしていない場合、コストに見合った成果があったのか、見直すべき事項がないかの判断が困難であり、また、目標値がないため目標意識を持った施策の創出が相対的に生まれにくくなる可能性がある。

公の施設については入館者数をKPIとして定め実績を把握しているが、目標値を定めていない施設があった。また、施設の常設展観覧料無料化の二次目的として地域経済に繋げることとしているが測定されていなかった。

事業については工夫することで成果指標を設定できるが設定されていない事業があった。

施設運営費、委託費、補助金等は限りある財源から支出するため、その効果の検証は非常に重要である。地方自治法第2条第14項に謳われている「最少の経費で最大の効果を」生むことを常に強く意識し、成果指標の設定や目標設定を行い、PDCAサイクルを回してより効果的・効率的・経済的な方法を常に検討することを期待する。

なお、公の施設についてはKPIの検討と並行して、あるいは先行して、当該施設の「計画」や「戦略」の作成も検討されてはどうか。以下、博物館法第8条の規定に基づく「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成23年文部科学省告示第165号）から引用するので参考とされたい。

（基本的運営方針及び事業計画）

第3条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

（運営の状況に関する点検及び評価等）

第4条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。

3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

【7】宿泊キャンペーンの補助金申請に対する審査手続きについて

COVID-19の影響を受けた旅行業界に対する支援策のひとつとして、佐賀県は宿泊キャンペーン事業を実施している。当事業の補助金申請の手続きの流れは以下である。

- ① 旅行者は割引後の料金を旅行事業者を支払う。
- ② 旅行事業者は正規料金を宿泊事業者を支払う。
- ③ 旅行事業者は宿泊リスト（予約グループ別の予約受付日、グループ代表者住所、宿泊施設名、利用開始日、利用終了日、宿泊者数、延べ宿泊日数のみをエクセル表に記載したものを添えて佐賀県観光連盟に補助金申請する。
- ④ 佐賀県観光連盟は審査のうえ補助金を旅行事業者に交付する（旅行事業者は代理受領）

佐賀県観光連盟から旅行事業者への委託事業の委託契約書及び仕様書では、「宿泊の事実を確認するために必要な情報」は特に求められていない。佐賀県の他の補助事業で提出が必須となっている経費支出に関する外部証憑（請求書、領収書等）も求められていない。

本監査意見記載日現在（令和3年12月16日）、国のGo Toトラベル事業に関する補助金不正受給（宿泊実態なし）の疑念がある事案が報道されている。

今後数年間程度は、コロナ禍で苦境に立たされた観光事業者の支援のために、宿泊補助キャンペーンが継続される可能性がある。このような状況を踏まえて、「宿泊の事実を確認するために必要な情報」や外部証憑の提示を旅行事業者に求め、宿泊の事実を確認する等、審査手続きを強化する必要があると考える。場合によっては実施済事業についても検証が必要であろう。

【8】随意契約の締結の理由について（事前承認）

地方自治体が第三者と契約をする際は受注機会の公平性、競争性、手続きの透明性の観点から一般競争入札を原則としている（地方自治法第234条第1項及び第2項）が、「地方自治法施行令」第167条の2及び「佐賀県財務規則及び財務事務に関する取扱要領」第101条関係第1項において限定列举している事由に該当する場合に限り例外として随意契約を契約「できる」としている。

随意契約によることができるのは、以下の9つの要件いずれかに該当する場合に限られる。

- ① 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が自治法令別表第5の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき
- ② 不動産の買入れ又は借入れ、地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
- ③ 障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約等をするとき
- ④ 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として、総務省令で定めるところにより地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、地方公共団体の規則で定める手続きにより、買い入れる契約等をするとき
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき
- ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- ⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき

今回、監査対象となった事業において随意契約が締結されたものは、上記①及び②を根拠としたものであった。

ここで、①は金額的重要性の観点から手続きの簡略化や迅速化を図る趣旨であり、契約金額から客観的に判断することが可能である（ただし、実態は1つの契約を意図的に複数に分割した場合には注意を要する。分割した個々の契約が金額的基準から随意契約の適用が可能であっても、実態として1つの契約であれば合計金額で判断すべきである。）。

一方、②は「その性質又は目的が競争入札に適さない」ことを条件としており、委託契約の質や内容をより適切なものに決定するという趣旨である。よって、金額的基準とは異なり、主観や恣意性が介入する余地が生じてくる。ゆえに、この場合には「その性質又は目的が競争入札に適さない」理由を可能な限り客観的かつ明瞭に記載して事前承認を得ることが必要である。

監査対象となった事業について、事前承認について、「その性質又は目的が競争入札に適さない」ことの根拠条文（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）の記載があるのみで、「その性質又は目的が競争入札に適さない」理由の記載がない事業があった。

随意契約は手続きの簡略化、迅速化、適切化とメリットはあるが、一方、受注機会の公平性、競争性、手続きの透明性が損なわれるというデメリットもあるため、「その性質又は目的が競争入札に適さない」ことを理由に随意契約を締結する場合、その理由を客観的かつ明瞭に記載して主観や恣意性を排除することが求められる。

なお、金額的基準から随意契約を締結する場合であっても、随意契約の選択はあくまでも「できる」規定であり、原則としては一般競争入札であることをご留意いただきたい。

【9】 予定価格の設定について

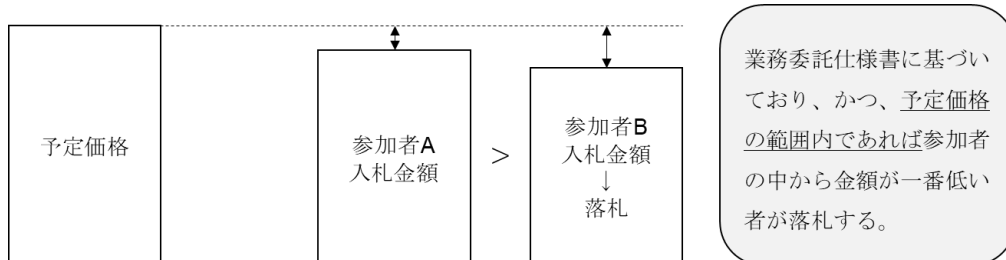
支出の原因となる予定価格は、地方公共団体の予算執行の際の上限額として性格を持つため非常に重要である。佐賀県は佐賀県財務規則において以下のように定められている。

佐賀県財務規則

第105条第2項 「契約の目的となる給付に係る物品及び役務の取引の実例価格、受給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮し、その総額を適正に算定しなければならない。」

今回監査対象となった事業において、参考見積りをそのまま予定価格とし、県として佐賀県財務規則第105条第2項に基づく十分な検討がされた証拠が確認できないものが散見された。

支出の原因となる予定価格は、地方公共団体の予算執行の際の上限額として性格を持つため非常に重要である。一般競争入札で参加者が複数者いる場合は競争が働くが、結果として参加者が一者のみのケースもある。そのようなケースを想定すると、①予定価格の設定を佐賀県財務規則に基づき十分な検討を行い適正に算定すること、②できるだけ参加者が2者以上となるような工夫及び努力を行うことが求められる。



2. 個別の監査結果及び監査意見の一覧

① 公の施設

No.	公の施設名	結果	意見
I	佐賀県立博物館・佐賀県立美術館	1	8
II	佐賀県立九州陶磁文化館	0	10
III	佐賀県立名護屋城博物館	0	7
IV	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	0	6
V	佐賀県立宇宙科学館	1	6
【監査対象公の施設 計】		2	37

② 事業

No.	事業名	最終予算 (千円)	決算額 (千円)	結果	意見
I. 国際課					
1	グローバル SAGA 推進事業費	1,257	287	0	0
2	「佐賀の本物」海外 PR 事業費	3,164	1,306	0	0
3	外国人と共に暮らす佐賀県づくり事業費	20,736	19,582	0	1
4	東京オリパラホストタウン交流事業費	2,495	242	0	0
5	国際交流協会事業推進費補助	35,125	35,125	0	1
6	重点交流地域等交流推進事業費	2,569	1,749	0	0
7	外国人留学生県内就職・進学支援事業費	24,731	24,188	0	1
8	創造的プラットフォーム形成事業費（地方創生交付金）	15,823	15,479	0	1
9	日本語学校等支援事業費（新型コロナ対応）	4,000	4,000	0	0
II. 文化課					
1	世界遺産活用推進費（地方創生交付金）	25,417	24,675	1	3
2	維新博メモリアル展示整備事業費	4,601	3,871	1	0
3	吉野ヶ里展示室整備事業費	1,836	1,788	0	0
4	さが維新まつり開催事業費	26,791	26,781	0	1
5	銅像モニュメント活用推進事業費	2,439	2,388	0	1
6	市村記念体育館利活用検討事業費	1,430	477	0	0
7	伝承芸能次世代継承事業費（旧重点課題対応費）	43,887	43,711	0	2
8	佐賀さいこうアート推進事業費（地方創生交付金）	20,229	19,895	1	1
9	佐賀さいこうアート推進事業費（旧重点課題対応費）	43,718	43,718	1	1
10	東京オリパラ文化プログラム推進事業費（旧重点）（推進交付金）	39,377	38,358	1	1
11	障害者芸術文化活動普及支援事業費	7,000	7,000	0	0
12	佐賀県美術展覧会経費	4,050	4,050	0	0
13	日本遺産「肥前窯業圏」登録推進・情報発信事業費（地方創生推進交付金）	52,150	50,997	0	3
14	文化広報費	4,425	4,124	0	0
15	「肥前名護屋」文化資源利活用推進事業費（特定政策推	29,480	28,651	0	3

No.	事業名	最終予算 (千円)	決算額 (千円)	結果	意見
	進費)				
16	県立文化施設資料整備諸費	14,800	14,800	0	0
17	佐賀 Story 創出事業費	1,474	1,376	0	1
18	幕末維新さが魅力発信事業費 (特定政策推進費)	19,167	19,166	1	0
19	宇宙科学館施設設備整備費	12,712	12,647	0	0
20	名護屋城跡並びに陣跡整備費	14,065	13,912	0	0
21	文化財確認調査費	7,065	6,015	0	0
22	吉野ヶ里遺跡発掘調査費	2,372	1,381	0	0
23	文化財整備費補助	100,676	97,832	0	0
24	西九州自動車道埋蔵文化財発掘調査費	1,993	1,991	0	0
25	新しい文化芸術表現モデル創出事業費 (新型コロナ対策)	89,093	89,083	1	0
26	JAXAGA 宇宙教育文化振興事業費	23,000	22,705	1	1
27	九州陶磁文化館展示リニューアル事業費 (新型コロナ対策)	19,580	19,580	0	2
28	宇宙科学館運営費 (新型コロナ対策)	47,900	44,389	0	0
29	宇宙科学館運営費	295,869	295,869	0	1
III. 観光課					
1	観光連盟補助 (国内・海外観光客誘客促進事業、受入環境整備事業)	390,483	385,374	0	4
2	観光連盟補助 (佐賀空港海外便支援)	26,186	26,174	0	3
3	観光連盟補助 (観光地域づくり推進事業費)	15,577	14,794	0	1
4	観光連盟補助 (受入環境整備事業費)	4,000	3,926	0	0
5	観光連盟補助 (中国路線プロモーション事業)	4,500	4,471	0	0
6	長崎県連携事業費 (地方創生推進交付金)	7,000	7,000	0	0
7	観光振興事業費	17,902	13,945	0	0
8	アート県庁事業費	45,800	45,705	0	1
9	サイクルツーリズム推進事業費 (特定政策推進費)	3,050	2,600	0	0
10	佐賀観光コンシェルジュ事業費補助 (特定政策推進費)	6,000	5,702	0	2
11	観光連盟補助 (新型コロナウイルス感染症観光需要緊急対策①)	179,000	178,032	0	2
12	観光連盟補助 (新型コロナウイルス感染症観光需要緊急対策②)	577,200	459,000	0	2
13	観光連盟補助 (佐賀・長崎 DC 推進事業費)	14,900	14,408	0	0
14	観光連盟補助 (佐賀空港観光情報発信スペース設置運営事業費)	4,950	4,950	0	0
IV. 博物館・美術館					
1	芸術文化普及事業費	2,415	1,005	0	0
2	博物館開館 50 周年特別展開催費	49,845	49,702	0	0

No.	事業名	最終予算 (千円)	決算額 (千円)	結果	意見
V. 九州陶磁文化館					
1	九州陶磁文化館寄贈資料整備諸費	2,751	2,640	0	0
2	九州陶磁文化館特別企画展等開催費	13,238	13,076	0	0
3	九州陶磁文化館普及啓発活動費	2,673	2,523	0	0
4	九州陶磁文化館施設設備整備費	50,976	50,816	0	0
VI. 名護屋城博物館					
1	芸術文化普及事業費（政策）	2,400	2,047	0	1
2	屋外常設展示施設再整備事業費	10,861	10,835	0	1
3	名護屋城博物館施設設備整備費（政策）	4,993	4,843	0	1
VII. 佐賀城本丸歴史館					
1	佐賀城本丸歴史館教育普及活動費	2,516	2,066	0	1
2	佐賀城本丸歴史館広報誘客活動費	1,318	1,000	0	1
3	佐賀県人名辞典出版事業費	3,840	2,425	0	0
4	佐賀城本丸歴史館施設整備費	14,587	13,924	0	0
5	佐賀城本丸歴史館企画展開催費	5,700	5,494	0	1
6	佐賀城本丸跡埋蔵文化財調査事業費【明許】	30,054	29,212	0	1
【監査対象事業 計】				8	47

③ 公の施設及び事業合計

区分	結果	意見
監査対象公の施設 計	2	37
監査対象事業 計	8	47
【総合計】	10	84

3. 各論（公の施設）

I. 佐賀県立博物館・佐賀県立美術館

(1) 施設の概要

① 施設の基本的事項

施設名	佐賀県立博物館・佐賀県立美術館
所在地	佐賀市城内一丁目 15-23
所管課	地域交流部 文化・スポーツ交流局 文化課
ホームページ	https://saga-museum.jp/museum/
SNS等の活用	Facebook Instagram Twitter LINE YouTube メルマガ「博美メール」は2,000人以上が会員登録。
運営方法	直営
施設に関する条例	佐賀県立博物館設置条例 佐賀県立美術館設置条例 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例 佐賀県博物館及び美術館協議会条例
設置目的	【博物館】 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため。 【美術館】 美術品の収集、保管、展示及び調査研究を行うとともに、県民の美術に対する知識及び教養の向上、芸術文化の発展等に資するため。
設置年月日 (開館年月日)	【博物館】 昭和45年(1970年)7月1日 (昭和45年(1970年)10月14日) 【美術館】 昭和58年(1983年)4月1日 (昭和58年(1983年)10月8日)
開館時間	9:30~18:00(ただし、美術館ホール9:00~22:00、岡田三郎助アトリエ9:30~22:00)
休館日	月曜日(祝日の場合は翌日)、1月1日~3日、12月29日~31日
各フロアの主な施設	【博物館】 3階：2~3号展示室、大展示室、収蔵庫 2階：1号展示室、事務室 1階：受付、ミュージアムショップ、喫茶 別棟：茶室「清恵庵」 【美術館】 2階：画廊、収蔵庫 1階：受付、OKADA-ROOM、2~4号展示室、美術館ホール 別棟：岡田三郎助アトリエ
建物の構造	事務所等：鉄筋コンクリート造 岡田三郎助アトリエ・茶室「清恵庵」：木造
敷地面積	7,986.0 m ²
延床面積	9,300.68 m ² (博物館 4,819.90 m ² 、美術館 4,480.78 m ²)

貸し施設	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館展示室 ・美術館展示室 ・美術館画廊 ・美術館ホール ・岡田三郎助アトリエ ・茶室「清恵庵」
新型コロナウイルス感染拡大防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口付近に消毒液設置 ・トイレのハンドドライヤー使用中止 ・非接触式体温計による検温 ・来館者へのマスク着用のお願 ・ソーシャルディスタンスのお願い
外観、内観等	<p><佐賀県立博物館> 昭和 45 年に明治百年記念事業として開館。東西南北に張り出した独特の構造は当時最新の技術であり、1971 年に建築学会賞作品賞を受賞している。</p>  <p><佐賀県立美術館> 昭和 58 年に県政 100 年記念事業として博物館に隣接して開館。</p>  <p><岡田三郎助アトリエ> 1908 年に東京恵比寿に建築された近代洋画家の岡田三郎助のアトリエを佐賀県立博物館東隣に移設・復原し、2018 年に公開開始。</p>



<茶室 清恵庵(せいけいあん)>

佐賀県出身の実業家で、リコー三愛グループの創始者、故市村清氏の御遺志により、幸恵夫人より寄贈され、1973年に佐賀城の広い南濠に面した現在地に建てられた茶室。



② 使用料

使用料は、以下の観覧料、施設使用料及び附属設備使用料をいう。

<観覧料>

区分	個人	団体
常設展	無料	無料
テーマ展	無料	無料
コレクション展	無料	無料
企画展	無料	無料
特別展	個別に定める	

常設展・・・博物館では「佐賀県の歴史と文化」で所蔵資料を中心に佐賀県の歴史・文化を総合的に紹介し、美術館ではOKADA-ROOMを設けている。

テーマ展・・・当施設だけでなく他施設の展示品も一部展示している。

コレクション展・・・当施設のコレクションを展示。

企画展・・・広報費等を除いて、製作費が10Mを超えないもの。

特別展・・・広報費等を除いて、製作費が10Mを超えるもの。

<施設使用料>

施設			冷暖房無	冷暖房有	
博物館	1号展示室		2,640円	5,830円	
	2号展示室		7,260円	13,090円	
	3号展示室		9,240円	16,830円	
	大展示室		10,230円	24,640円	
	中展示室		1,540円	3,300円	
	茶室		4,950円	4,950円	
美術館	2号展示室		4,400円	7,700円	
	3号展示室		4,510円	7,480円	
	4号展示室		5,830円	10,340円	
	画廊		1,760円	2,860円	
	岡田三郎助アトリエ	アトリエ	9時30分から12時まで	240円	430円
			13時から18時まで	480円	860円
			18時から22時まで	480円	860円
			9時30分から18時まで	830円	1,470円
			9時30分から22時まで	1,320円	2,340円
		女子洋画研究所	9時30分から12時まで	190円	330円
			13時から18時まで	370円	660円
			18時から22時まで	370円	660円
			9時30分から18時まで	640円	1,130円
			9時30分から22時まで	1,010円	1,790円
美術館ホール	平日（入場料無料の場合及び入場料500円以下）		9時から12時まで	9,900円	12,870円
			13時から17時まで	13,200円	19,800円
			18時から22時まで	16,500円	24,750円
			9時から17時まで	22,000円	33,000円
			13時から22時まで	28,600円	42,900円
			9時から22時まで	37,400円	56,100円
	土、日曜日、祝日（入場料無料の場合及び入場料500円以下）		9時から12時まで	12,870円	15,840円
			13時から17時まで	17,160円	23,760円
			18時から22時まで	21,450円	29,700円
			9時から17時まで	28,600円	39,600円
			13時から22時まで	37,180円	51,480円
			9時から22時まで	48,620円	67,320円
	平日（入場料500円超1000円以下）		9時から12時まで	14,850円	17,820円
			13時から17時まで	19,800円	26,400円
			18時から22時まで	24,750円	33,000円
			9時から17時まで	33,000円	44,000円
			13時から22時まで	42,900円	57,200円
			9時から22時まで	56,100円	74,800円

施設		冷暖房無	冷暖房有	
土、日曜日、祝日（入場料 500 円超 1000 円以下）	9時から12時まで	19,250 円	22,220 円	
	13時から17時まで	25,740 円	32,340 円	
	18時から22時まで	32,120 円	40,370 円	
	9時から17時まで	42,900 円	53,900 円	
	13時から22時まで	55,770 円	70,070 円	
	9時から22時まで	72,930 円	91,630 円	
	平日（入場料 1,000 円超）	9時から12時まで	19,800 円	22,770 円
		13時から17時まで	26,400 円	33,000 円
		18時から22時まで	33,000 円	41,250 円
		9時から17時まで	44,000 円	55,000 円
		13時から22時まで	57,200 円	71,500 円
		9時から22時まで	74,800 円	93,500 円
	土、日曜日、祝日（入場料 1,000 円超）	9時から12時まで	25,740 円	28,710 円
		13時から17時まで	34,320 円	40,920 円
		18時から22時まで	42,900 円	51,150 円
		9時から17時まで	57,200 円	68,200 円
		13時から22時まで	74,360 円	88,660 円
		9時から22時まで	97,240 円	115,940 円

<主な附属設備使用料>

区分	名称	単位	使用料
舞台大道具	演台	1 式	550 円
	司会卓	1 台	220 円
舞台照明器具	ボーダーライト	1 回路	330 円
	アッパーホリゾントライト	1 回路	330 円
	フットライト	1 回路	220 円
	サスペンションライト	1 灯	220 円
	シーリングライト	1 灯	220 円
	フロアコンセント	1 口	110 円
舞台音響器具	拡声装置	1 式	1,650 円
	ハネ返りスピーカー	1 台	550 円
	ダイナミックマイク（プロ用）	1 本	330 円
	ワイヤレスマイク	1 本	550 円
	サブミキサー	1 台	550 円
	マルチコネクターボックス	1 台	330 円
	音響反射板	1 式	2,200 円
	ピアノ	1 台	4,400 円

③ 減免制度

＜観覧料＞

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例第3条2項により、次のいずれかに該当する場合は、観覧料は免除となる。

- ・学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒。
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者及び同条2項に規定する障害児。
- ・博物館及び美術館に資料を寄贈し、若しくは寄託している者又は博物館及び美術館の行う展覧会に資料を出品している者
- ・前3号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者

その他、博美メール会員（佐賀県立博物館・美術館が発信するメールマガジン会員のこと）は、特別展を割引料金で観覧することができる。

＜施設使用料＞

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例第7条より、次のいずれかに該当する場合は、施設利用料を減額し、又は免除することができるとしている。

- ・学校教育法第1条に規定する学校が学校行事として施設を使用する場合
- ・県が主催し、又は他の団体と共催して行う事業に施設を使用する場合
- ・催物の準備、リハーサル又は原状に復するために施設を使用する場合

④ 利用者数

		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
総利用者数 ※無料利用者含む	常設展 (博物館・美術館)	96,964人	53,718人	91,431人	66,152人	24,452人
	企画展(博物館)	55,832人	50,375人	138,831人	49,569人	38,971人
	企画展(美術館)	174,377人	70,048人	154,100人	86,626人	75,677人
	画廊	12,087人	13,219人	17,324人	10,905人	5,889人
	ホール	28,435人	16,383人	27,310人	20,246人	5,505人
	合計	367,695人	203,743人	428,996人	233,498人	150,494人
開館日数		300日	296日	344日	307日	286日
1日当たり利用者数		1,225人/日	688人/日	1,247人/日	760人/日	526人/日

(2) 監査手続

(手続1)

選択している運営方法は合理的か（県直営／指定管理）。

① 選択している運営方法

当施設は、県直営により運営されている。

② その運営方法を選択している理由

平成18年度に直営と指定管理者制度のどちらの運用方法が望ましいかメリット及びデメリットの比較検討を行い、当施設は以下の観点から県直営が望ましいと判断し、直営の運用を選択している。

- 学芸員の育成
 指定管理者制度を選択した場合、指定管理者が変わるたびに学芸員も変更となる可能性があり、安定した雇用環境で継続的に学芸員を育成していくことが困難となる恐れがある。
- 収蔵管理
 県の施設として、それぞれの施設のコレクションポリシーに基づいた資料収集を行っており、県として収蔵すべき貴重な資料の散逸を防ぐためにも直営の運営が望ましい。
- 寄託者や寄贈者からの信頼関係の構築
 各施設にはそれぞれ、所有者との継続的な信頼関係に基づいて寄託や寄贈を受けている資料があり、指定管理になった場合にこれらの信頼関係が揺らぐ可能性がある。
- 周辺地域の経済効果
 県直営により常設展等の観覧料を無料にすることで、施設を広く県民に活用してもらい、当施設を起点として周辺地域経済への波及効果をもたらすことが期待出来るため。

当施設について、上記のような直営を選択する根拠は合理的であり、問題ないとする。

（手続2）

施設は常に良好の状態において管理され、その所有の目的に応じ最も効率的に運用されているか（アセット・マネジメント）。

① 常に良好の状態において管理されているか。

当施設は「佐賀県ファシリティマネジメント基本方針」及び「佐賀県県有施設長寿命化指針」に沿って県有財産の総合的かつ長期的な管理を行うことで県民サービスのさらなる向上、財政負担の軽減・平準化を目指すため、施設別の劣化状況を踏まえた管理計画である「佐賀県公共施設別長期保全計画（以下、「県施設別計画」という。）」を策定している。

県施設別計画における劣化状況による総合評価に基づくと、当施設はA～Dの4段階中「C」（4段階の3番目）に分類され、屋根防水や外壁の劣化度が高いことが示された。

博物館が昭和45年、美術館が昭和58年にそれぞれ開館し、特に博物館は施工後50年以上が経過し、すでに相当な劣化が進んでいるため、上記計画に従った保全工事の実施が急務である。

なお、当施設のうち博物館については、昭和56年の耐震基準が大幅改正される以前に建てられた建築物であるため、耐震性が不足した「既存不適格建築物」に該当している（意見②）。

② 所有の目的に応じ効率的に運用されているか。

貸し施設については、各施設が次のような目的で利用されている。

貸し施設	目的
博物館・美術館展示室・美術館画廊	グループ展やサークル発表の場として使用
美術館ホール	音楽会や演芸会などの他、同好会の発表の場として使用
岡田三郎助アトリエ	「アトリエ」と「女子洋画研究所」を使って、様々なイベント（フラワーアレンジメント教室等）に使用
茶室「清恵庵」	茶室や茶道の研修会として使用

なお、貸し施設の利用者数の推移は以下のとおりである。

貸し施設は、令和元年度と令和2年度はコロナウイルス感染症の影響により利用者は減少しているものの、各種メディアや SNS での情報発信の広報活動、また、定期的な特別展や企画展、夏休み期間中のイベント等、周知に取り組み、その結果として次表のように年々利用者数は増加傾向にある。

貸し施設名	利用者数（人数）				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
博物館展示室	17,738	13,704	118,968	0	8,038
美術館展示室	20,122	70,227	23,725	65,264	59,601
美術館画廊	12,087	13,219	17,324	10,905	5,889
美術館ホール	28,435	16,383	27,310	20,246	5,505
岡田三郎助アトリエ	—	—	39,691	26,106	9,995
茶室「清恵庵」	220	320	312	322	65

※貸し施設（博物館展示室・美術館展示室）の利用者数については、博物館2～3号展示室、美術館2～4号展示室で開催された館外主催の企画展の利用者数を記載（県主催企画展と県共催企画展の利用者数は含まず）。

その他、カフェテラスが博物館の1階に設置されており、民間業者に委託して運営を行っている（結果①、意見①）。

（手続3）

現金及び備品の管理が適切に行われているか（アセット・マネジメント）。

当施設の総務課で一括して現金及び備品の管理を行っている。

① 現金管理

現金については、佐賀城本丸歴史館と合わせて当施設の総務課で一括管理している。
 項目別の管理は以下のとおり。

項目	管理方法
特別展等の観覧料、募金箱の寄附金	当日閉館後に2名にて現金確認を行い、翌日銀行へ預け入れ。
施設利用料	使用日の10日前までに金融機関に納付依頼。
附属設備使用料	使用日当日に現金にて受領し、翌日銀行へ預け入れ。

② 備品管理

重要物品は防火対策を施した収蔵庫に保管し、冷暖房設備で湿度管理も徹底している。
 なお、収蔵庫は施錠し、鍵は適切に保管している。

警備員が24時間常駐し、監視カメラも24時間稼働している。また、赤外線センサーが館内及び建物周囲に設置されている。

なお、令和2年度における備品に関する増減表は下記のとおりであり、他施設の物品を保管していることもあり、収蔵庫のスペースを圧迫している（意見③）。

	令和元年度末現在高		受入高	
	数量	金額（千円）	数量	金額（千円）
重要物品	1,085	3,735,829	17	64,000
一般備品	6,767	782,104	221	33,885
合計	7,852	4,517,933	238	97,885
	払出高		令和2年度末現在高	
	数量	金額（千円）	数量	金額（千円）

重要物品	—	—	1,102	3,799,829
一般備品	2	854	6,986	815,135
合計	2	854	8,088	4,614,964

（手続4）

多様なニーズに対応したマネジメント改革は行われているか。

当施設は、県民に幅広く博物館・美術館を利用し親しんでもらうため、展覧会だけでなく、以下のような取り組みを行っている。

① 博物館・美術館セミナー

博物館及び美術館の特色を活かし、自然史・考古・歴史・民俗・美術工芸の各分野にわたり学芸員がわかりやすく解説する（全13講座）。

② ミュージアム・キャラバン隊

学校へ持参した博物館及び美術館が所蔵する各分野（考古・歴史・美術・民俗）の資料をもとに、学芸員が児童・生徒へ郷土の歴史や文化を伝えるアウトリーチ事業を開催。

③ 夏休みこどもミュージアム体験講座

夏休み期間中の児童やその保護者に、博物館や美術館をもっと気軽に親しみ、楽しんでもらうために、さまざまな体験活動を取り入れた体験講座を開催。

④ 先生のための博物館・美術館講座

児童・生徒に実物の資料・作品の魅力を知ってもらう機会を増やすため、まずは先生方に博物館・美術館の貴重な資料や絵画、昔の道具などの見方やおもしろさを伝えることを目的として実施。

⑤ 職場体験（インターンシップ）の対応

博物館・美術館の仕事を知ってもらうため、学芸員等の職場体験を受け入れて実施。

⑥ 博物館実習

博物館実習に係わる業務を習得させるための実習制度。主に県内の高等学校卒業生の大学生が参加。

⑦ 出張講座

学校、公民館等に講師として学芸課職員を派遣し、教育・文化活動を支援している。

⑧ あらかしコンサート（博物館の森の小さな音楽会）

博物館のシンボルツリーである「縄文アラカシ」を記念して、県民に古代のロマンに浸りながら美しい音楽に親しんでもらうことを目的に、平成18年度から年3回、季節ごとに開催している無料のミニコンサート。

⑨ 吉野ヶ里遺跡の普及啓発事業

吉野ヶ里遺跡の魅力を広く伝えるとともに、特別史跡吉野ヶ里遺跡について理解を促すための普及啓発活動。

この他、博物館・美術館のホームページ画面の内容を充実し、最新の閲覧会状況や活動内容について絶えず最新の情報が閲覧できるようにしている。また、博美メール会員を募集し、タイムリーな情報を届けている。

以上から、当施設は多様なニーズに対応して様々な取り組みを行っており、安定した利用者

数に結び付けていると判断した。

（手続5）

館自体のKPIを設定し、管理しているか。また、その後に活かしているか。

事業毎に入館者の目標数を設定しているものの、当施設全体の年間入館者の目標数は設定していない（意見④）。

なお、令和2年度の主な事業別の目標値と達成値は以下のとおりである。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、目標値を大きく下回っている。

事業	目標値	実績値
博物館開館50周年特別展開催費	30,000人	10,348人

（手続6）

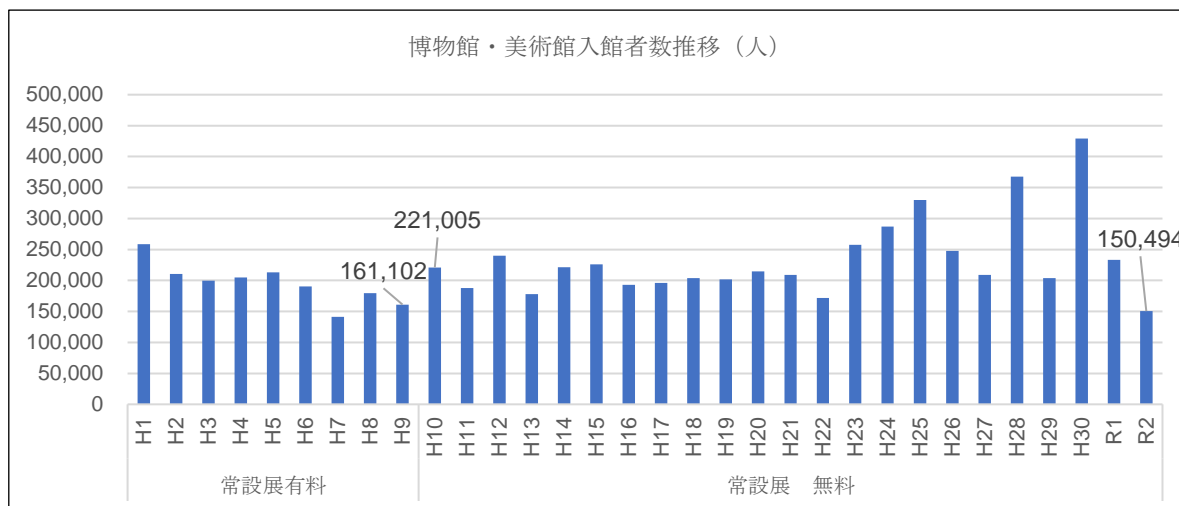
使用料は施設の運用方針や状況を踏まえ合理的に設定されているか。

当施設は常設展観覧料無料のため、以下を検討した。

① **【有効性】無料化の主目的が達成されているか。**

当施設の常設展観覧料は設立当初は有料であったが、平成10年4月1日以降、「県民が、充実した余暇を過ごし、本県の特色ある文化への関心を深めることのできる環境の整備充実が重要」として無料化された。つまり、県民に広く利用してもらうことを主旨として無料化されている。

ここで、当施設の平成元年以降の入館者数推移は以下のグラフの通りである。



※博物館・美術館からの入館者数データを基に監査人作成

上記グラフから分かるように、常設展有料の平成9年度以前と無料化された平成10年度以降では入館者数は増加傾向にあり、県民に広く利用してもらうという無料化の主旨が達成されていると判断できる。

② **【公平性（公益性）】県民に広く利用され、公益性は高いか。**

当施設を県民の何割が利用しているかを、上記入館者が仮にすべて県民だと仮定し算出した。

年度	H28	H29	H30	R1	R2
入館者数 a	367,695	203,743	428,996	233,498	150,494
県人口 b	827,910	823,050	818,626	813,590	811,266
割合 a/b	44.4%	24.8%	52.4%	28.7%	18.6%

※県人口は佐賀県 HP「時系列データ」の各年度の1月時点の人数を用いた。

仮に入館者数すべてが県民だとした場合、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度を除いた平成28年度から令和元年度は、変動はあるが平均して県民の3割強であり、比較的公益性が高いと言える。

③ **【有効性、経済性】無料化の二次目的があるのであれば、その効果はあるか。**

当施設は無料化することで観光客にも気軽に足を運んでもらい、地域への波及効果も狙っているということである。しかし、周辺地域への波及効果の測定はされていない（意見⑤）。

また、当施設の利用者1人当たりコスト及び利用者1人当たり収入の現状は以下の通りである（意見⑥）。

		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
コスト	人的コスト①	208,805千円	205,485千円	237,863千円	213,876千円	194,162千円
	物的コスト②	152,013千円	639,162千円	231,933千円	164,536千円	184,071千円
	臨時コスト③	44,440千円	478,345千円	22,849千円	55,615千円	35,018千円
経常的な施設運営費 合計 (①+②-③) 合計 A		316,378千円	366,302千円	446,947千円	322,797千円	343,215千円
総利用者数 B		367,695人	203,743人	428,996人	233,498人	150,494人
利用者1人当たりコスト C=A/B		860円	1,797円	1,041円	1,382円	2,280円
使用料収入 D		10,197千円	6,836千円	8,931千円	10,518千円	8,229千円
減額・免除額 E		6,728千円	2,526千円	7,245千円	2,933千円	3,225千円
寄附金等 F		107千円	290千円	39千円	304千円	108千円
公費負担額 G		350,514千円	837,521千円	460,826千円	367,590千円	369,896千円
収入 合計 D+F+G		360,818千円	844,647千円	469,796千円	378,412千円	378,233千円
利用者1人当たり収入 H=(D+E+F)/B		46円	47円	37円	59円	77円

（手続7）

使用料の減額及び免除について、福祉や教育の観点と公平性の観点を勘案し、歪みはないか。

当施設の減免制度は(1)施設の概要 ③減免制度に記載のとおりである。これらの使用料の減免制度は、福祉や教育の観点と公平性に照らし、歪みは認められない。

（手続8）

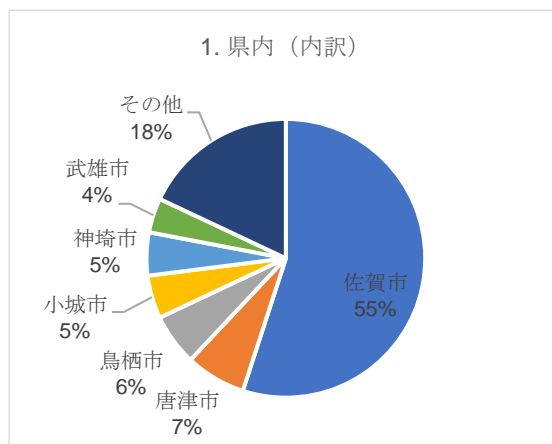
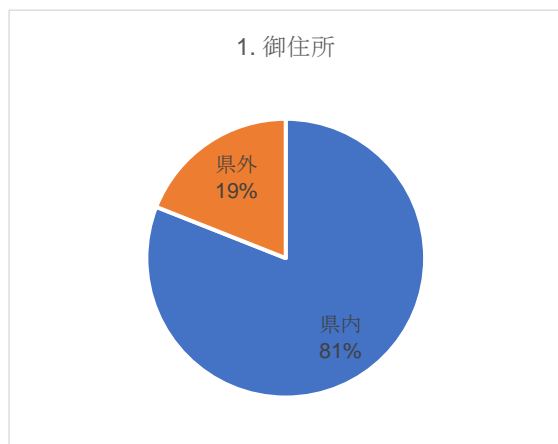
アンケート等により利用者の声を収集し、活用しているか。

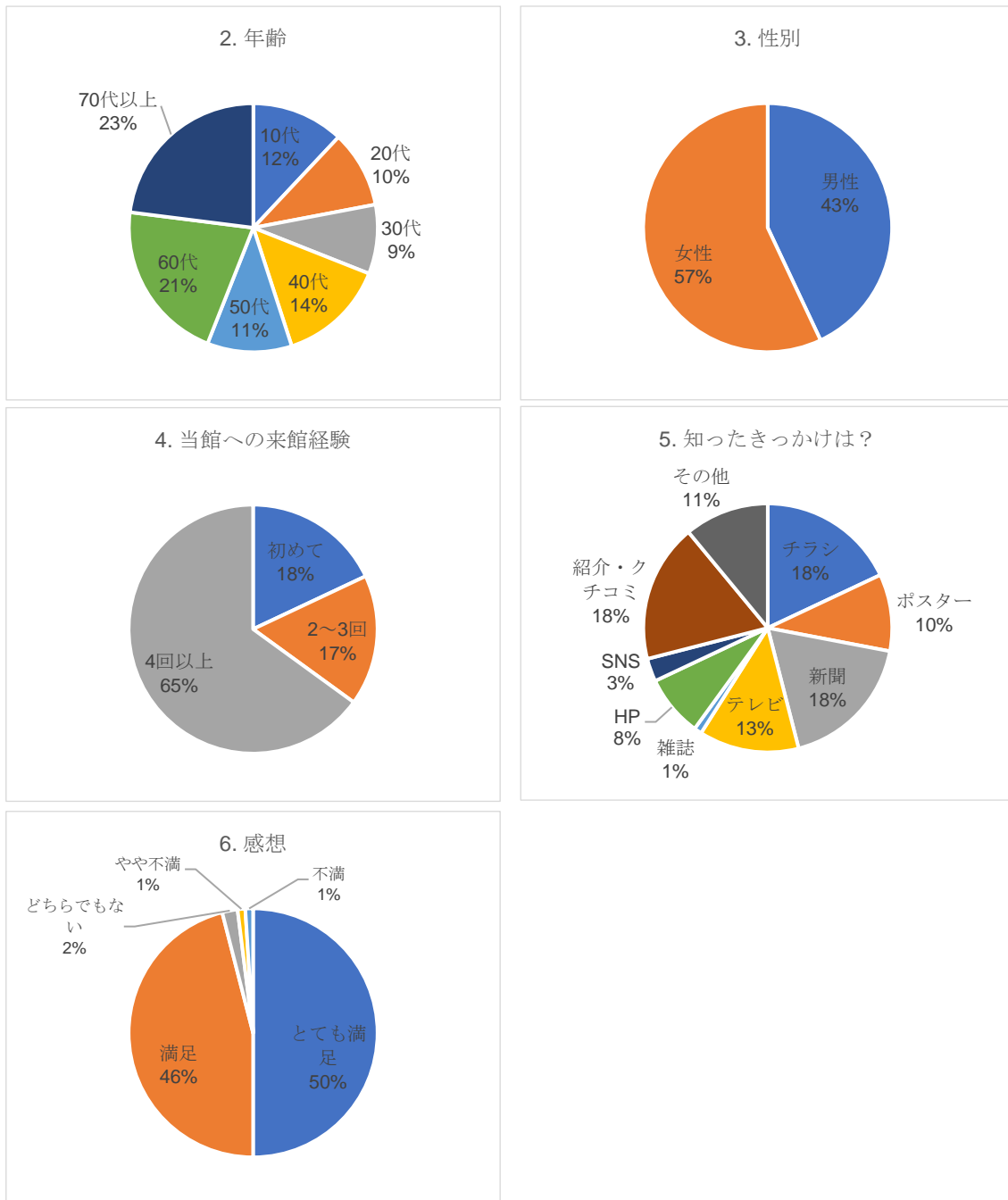
当施設は、常時アンケートを回収しているわけではなく、特別展などの事業ごとにアンケート用紙を設置し、アンケート用紙の横に設置している回収ボックスにて回収している（意見⑦）。集計期間は展示期間とし、利用者が記載した紙をエクセルで集計している。なお、令和2年度の「博物館開館50周年特別展」におけるアンケート内容や集計結果は以下のとおりであった。

＜アンケート内容＞

設問	選択肢
1.御住所	佐賀県内（市町を記載） 佐賀県外（県名を記載）
2.年齢	10歳未満、10代、20代、30代、40代、50代、60代、70代以上
3.性別	男性、女性
4.当館への来館経験	初めて、2～3回、4回以上
5.佐賀県立博物館50周年特別展についてどのような方法で知りましたか。	チラシ、ポスター、新聞、テレビ、雑誌、HP、SNS、紹介や口コミ、その他
6.佐賀県立博物館50周年特別展はいかがでしたか。	とても満足、満足、どちらでもない、やや不満、不満
7.佐賀県立博物館50周年特別展についてのご意見・ご感想があればお書きください。	自由記入

＜アンケートの集計結果＞





アンケート結果から分かるように、特別展の利用者は50代以上が半分以上を占めている（意見⑧）。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① **【合規性、公平性、透明性】** カフェ使用料の不適切な算定について（手続2）（結果）

<現状>

県は佐賀県立博物館・美術館の入館者の利便を図るため、博物館の一部のスペース（19.61㎡）を喫茶及び物販コーナーとして運営者に使用許可をしている。使用許可は私法ではなく公法で定められており、使用料は佐賀県行政財産使用料条例によって定められる。現在の運営者に対する使用許可の内容は以下の通りである。

形態	行政財産使用許可
所在地	佐賀県城内一丁目 15 番 23 号
対象物	佐賀県立博物館 喫茶コーナー厨房及び物販コーナー 19.61 ㎡ （客席部分（テラス席含む）約 30 ㎡は使用許可対象外（フリー部分）として使用料不要）
使用期間	平成 27 年 4 月 1 日～ ※当初は 2 年契約でその後更新
使用料	年額 43,340 円
使用料の根拠	佐賀県行政財産使用料条例 別表「建物－その他」
備考	<ul style="list-style-type: none"> ●上記行政財産使用許可とは別に「物品貸付契約書」が締結されており、エスプレッソコーヒーマシーン（540,000 円）、IH コンロ（287,820 円）等合計 3,416,662 円分の備品等が佐賀県から無償貸付となっている。なお、当該物品は運営者の意向を踏まえ、協議の上、調達されたものである。 ●あくまでも当施設利用者の利便を図るための喫茶及び物販コーナーであり、私法の適用となる貸付よりも大幅に安価となる「使用許可」及び物品の無償貸付をする前提として、「佐賀県立博物館・美術館カフェ及びショップ運営事業者募集要領」に基づくと「良質の飲食品を低廉な価格で提供」することを求めている。

佐賀県行政財産使用料条例 別表「建物－その他」では、使用料は以下のように算出すると定めている。

建物の時価に 1,000 分の 5 を乗じて得た額とその敷地の時価に 1,000 分の 3 を乗じて得た額との合計額(建物の使用のうち消費税法第 6 条第 1 項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものにあつては、その額に 1.1 を乗じて得た額)。ただし、広告物を掲出する場合にあつては、当該合計額に広告料を勘案して知事が別に定める額を加えた額。

現状、当カフェの使用料は以下のように算定されている。

(使用料算定基礎)	
建物㎡当たりの現在評価額算出	
建物面積	4,718.45 ㎡ 建物価格 642,756,000 円 (建物台帳より)
㎡当たり	642,756,000 円 ÷ 4,718.45 ㎡ ≒ 136,221.86 円/㎡
残存率	1 - ((1 - 0.1) × (51 年 ÷ 50 年)) = 8.21% (耐用年数 50 年、経過年数 51 年)
㎡当たり現在評価額	136,221.86 円/㎡ × 100.00% ≒ 136,222 円/㎡
	136,222 円/㎡ × 8.21% ≒ 11,184 円/㎡
厨房面積	19.61 ㎡ ≒ 20 ㎡
建物及び土地使用料	
1. 建物使用料 (1 ヶ月)	
	11,184 円/㎡ × 5/1,000 × 20 ㎡ = 1,118.40 円

2. 土地使用料（1ヶ月）

$78,210 \text{ 円（公示価格を基に算出）} \times 3 / 1,000 \times (1,076.27 \text{ m}^2 \text{（建物面積）} \div 4,718.45 \text{ m}^2 \text{（延べ面積）}) \times 20 \text{ m}^2 \approx 1,070.38 \text{ 円}$

3. 使用料金

$(1,118.40 + 1,070.38) \times 1.5 \text{（収益事業割増）} \times 12 \text{ ヶ月} \times 1.10 \text{（消費税）} \approx 43,340 \text{ 円（年額）}$

<指摘事項>

佐賀県行政財産使用料条例に基づくと、建物使用料の算定は「建物の時価の1,000分の5」と定められているが、使用料の算定について以下3点が問題である。

- 「建物台帳」の取得価額に残存率を考慮しただけであり、時価ではない。本来であれば再建築価格も考慮すべきであるがされておらず、結果として使用料が過少となっている。なお、九州陶磁文化館のカフェテラスは再建築価格も考慮した算定をし、「時価」を合理的に導き出している。
- 算定の基礎としている「建物台帳」に平成26年のミュージアムカフェ改装工事（テラス増設含む）が含まれていない。資産価値が過少となり、結果として使用料が過少となっている。
- 実態としてカフェ利用者のみが利用している客席部分が使用料算定の対象となっていない。

佐賀県総務部資産活用課にヒアリングを行ったところ、「時価」の算定については以下の順に検討するように各課に指導しているとのことである。

- ① 不動産鑑定士による不動産評価
- ② 基礎自治体（市町村）に照会を行う
- ③ 建物台帳を基に合理的に計算

佐賀県総務部資産活用課によると、①はコストがかかり、②は2週間から2ヶ月程度要するため、実務的には「③建物台帳等を基に合理的に計算」を活用する例が多いとのことだが、③に基づき時価の算定を行う場合は再建築価格も考慮することが相当と判断している。ゆえに当施設の再建築価格が加味されていない建物価格は「時価」ではないため、再建築価格を考慮した計算をすべきである。可能であれば一度「②基礎自治体に照会を行う」方法を取り、現状の算定と乖離がないことの確認をしていただきたい。

また、平成26年のカフェ改装工事が算定の基礎に含まれていないため、当該資産価値の増加分を踏まえて使用料を算定すべきである。

さらに、現在の使用許可対象は厨房コーナーと物販コーナーのみであり、客席はフリー部分として使用許可対象外（使用料不要）としている。フリー部分ということは、当施設利用者が広く休憩や飲食を行うスペースとして利用できるはずであるが、実態はカフェの客席は仕切られており、カフェ利用者以外は客席を利用しにくい状況である。ゆえに、以下どちらかの対応をすべきである。

1. 客席はカフェ利用者専用という実態に照らし、使用許可対象であり、使用料算定の対象とする。
2. 客席をオープンスペースにし、カフェ利用者以外の当施設利用者が気兼ねなく利用できるように明記し、運用を変更する。

税金で建設された公の施設は、県民のために適切に有効活用されるべきである。本来得られるべき額の使用料が得られていない場合は、実際得られている額との差額はコスト（機会費用）であることを意識していただきたい。佐賀県公有財産規則においても使用料の適否については「注意しなければならない」と定めており、早急に適切な計算を行い、使用料の見直しを行うべきである。

佐賀県公有財産規則

（維持、保存等）

第12条 財産管理者は、その管理する財産については常にその現況を把握し、特に次の各号に掲げる事項について注意しなければならない。

（1）財産の維持、保存及び使用の適否

（2）他に使用させ、又は貸し付けた財産の使用状況及び当該使用又は貸付けに係る使用料又は貸付料の適否

当施設利用者の福利厚生という公共性・公益性のために運営者に極めて安価で使用許可をしていることを意識し、今後適切な使用料算定及び運営を行い、県民に寄与することを期待する。

上記指摘事項の他、次の事項について意見を述べることとする。

① **【有効性、公益性】施設利用者のためのカフェの運営について（手続2）（意見）**

<現状>

当施設は先述の通り、佐賀県立博物館・美術館の入館者の利便を図るため、博物館の一部のスペースを喫茶及び物販コーナーとして運営者に使用許可をしている。使用許可は地方自治法第238条の4第7項に基づいた制度であり、「当該行政財産を利用する者のため当該行政財産に食堂等の厚生施設等を設置する場合」に適用される（新版逐条地方自治法〈第5次改訂版〉学陽書房）。使用料は佐賀県行政財産使用料条例によって定められる。当該使用許可となる場合、運営者は公共性及び公益性が求められる分、貸付の場合に比して安価での運営が可能となる。

<意見>

地方自治法第238条の4第7項の「当該行政財産を利用する者のため当該行政財産に食堂等の厚生施設等を設置する場合」という主旨に基づき、当施設利用者とカフェ利用者の導線を作る仕組みを行ってみてはどうか。例えば、当施設の有料展利用者が割引利用できるような仕組み等が考えられる。このような仕組みを作ることで、今までカフェの利用のみに留まっていた利用者が当施設の有料展に足を運ぶきっかけにもなる可能性もある。また、当施設利用者も、当施設の厚生施設であるカフェをより一層利用するきっかけになる可能性がある。

このように当施設と、使用許可を与えている運営者とがより積極的に連携し、当施設の厚生施設としての役割を今まで以上に果たしていくことに期待する。

② **【合規性】耐震化について（手続3）（意見）**

<現状>

当施設は博物館が昭和45年、美術館が昭和58年に開館し、特に博物館は昭和56年の耐震基準が大幅改正される以前に建てられた建築物であるため、耐震性が不足した「既存不適格建

築物」に該当している。

一方で、同様に耐震化が課題となっていた市村記念体育館は、令和3年度に内閣府の地方創生拠点整備交付金に採択され、耐震化も含めた施設の改修が行われる予定である。

当施設については、既存不適格建築物ではあるが法的に利用が制限される状態にはない。しかしながら、利用者の安全に関わることであるため速やかに対応した方がよいと認識している。耐震化には多額の費用がかかることもあり、耐震化にかかる具体的な計画を策定していないのが実状である。

<意見>

県有施設で耐震化が行われていないのは、当施設のみであるし、既存不適格建築物で著しく危険または有害なものについては、建築基準法第10条に基づく勧告・是正命令が課されるおそれがあるため、耐震化に向けての対策は急務であるといえる。

市村記念体育館と同様、財源の確保に留意しながら、施設の老朽化対策や施設機能と合わせて、耐震化に係る具体的な計画を策定し実行することが望まれる。

③ 【経済性】 収蔵庫の圧迫について（手続3）（意見）

<現状>

歴史と民俗の博物館には収蔵資料が多く、また、佐賀城本丸歴史館などの他施設の重要物品を預かっていることもあり、当施設の収蔵スペースを圧迫している状況である。新規に受け入れた収蔵資料については、保管スペースが限られていることから、収蔵庫のレイアウト変更や空き倉庫などで対応しているが、一旦受け入れた収蔵資料の処分（売り払い・廃棄）は基本的に実施しないことから、将来的には、収蔵スペースが足りなくなることが想定される。

<意見>

新規の寄贈については、寄贈物を精査して重要であると判断したもののみを受入れるなど計画的に収集するとともに、増加する資料については、収蔵庫のレイアウト変更だけでなく、遊休となっている県の施設の有効活用等も視野に入れて検討していくことが必要であると考える。

④ 【有効性、効率性】 KPI について（手続5）（意見）

<現状>

施設の設置目的として、佐賀県立博物館設置条例第1条においては、「県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため」、佐賀県立美術館設置条例第2条においては、「美術品の収集、保管、展示及び調査研究を行うとともに、県民の美術に対する知識及び教養の向上、芸術文化の発展等に資するため」とされている。

そのため、施設の設置目的に対する達成度を評価するための KPI を合理的に設定し、運用することが重要であるが、当施設は、事業毎に入館者の目標数を設定しているものの、施設全体の年間入館者の目標数が設定されていない。

<意見>

施設の設置目的は、館内を散歩する人も含めて年間にどの程度博物館や美術館に足を運んでくれたかによって果たされるものであることから、施設全体における入館者の目標値を毎年適切に設定するべきであると考え。その上で、KPI の達成率の低下に対して、前述の館全体に

向けたアンケート等による原因分析を行い、改善策を実施することで施設全体の質の向上に繋がることになると考えられる。

⑤ 【有効性】二次目的の効果の測定について（手続6）（意見）

<現状>

当施設は常設展観覧料無料化の二次目的として、当施設を広く県民に活用してもらい、当施設を起点として周辺地域経済への波及効果をもたらすことを挙げているが、その効果が測定されていない。

<意見>

それまでであった常設展観覧料という収入を手放して、「広く県民に活用してもらうこと」及び「周辺地域経済への波及効果」を目的として無料化している。つまり、収入を手放しているということは、コストを費やしているとも言える。

コスト・ベネフィットという考え方からすると、「広く県民に活用してもらうこと」という主目的は入館者数推移により客観的に確認できたが、「周辺地域経済への波及効果」の測定が必要かと思われる。例えば、アンケートで当施設訪問前後に訪れる場所等を調査する等、効果の測定について工夫及び努力を行っていただきたい。今後、当施設を起点として地域経済に波及していくことを期待する。

⑥ 【有効性、効率性】利用者1人当たりコストのモニタリングについて（手続6）（意見）

<現状>

当施設は常設展観覧料無料化以降、安定した入館者数を確保している。しかし、現状、コスト・ベネフィットの視点が入り入れられていない。

<意見>

当施設の観覧料は無料であるため、ベネフィットは入館者数と考えるとする。効果的・効率的に施設を運用する場合、同様のコストでより多くの入館者数を確保することを目指すべきである。

つまり、経常的な施設運営費を総利用者数で除した「利用者1人当たりコスト」をひとつの判断材料とし、低い水準で維持できるようにモニタリングをしてはどうだろうか。また、仮に「利用者1人当たりコスト」が高水準になってきた場合には、当施設の今後の維持・管理のためにも様々な観点から改善する検討も必要になるとと思われる。

なお、博物館は社会教育機関としての役割があり、公共関与の必要性が高いため、効率性を追求することは当然ながら役割の主旨に合わない部分もあると思われる。ゆえに、「利用者1人当たりコスト」は重要視すべき指標ではないが、あくまでもひとつの判断材料として参考にしていきたい。

⑦ 【有効性、効率性】アンケート方法について（手続8）（意見）

<現状>

アンケートによる利用者満足度調査の目的は、県によるサービスが適切に提供されているかを把握し、更なるサービスの向上に向けた改善策を検討するための参考とすることにあるため、利用者からの意見や要望の内容は、サービス向上や利用促進のために非常に重要なものである。

そのため、アンケートはできるだけ多くの利用者から収集する必要がある。

しかしながら、特別展などの事業ごとにアンケート用紙を設置しているものの、常設展にはアンケートを設置しておらず、また、施設全体に向けたアンケートも実施していないため、利用者の意見や要望を網羅的に把握する仕組みとしては不十分である。

<意見>

当施設では、特別展の受付前にアンケート用紙を置いて利用者に記入してもらう方法をとっているが、利用者に直接配付することや、配置場所を増やすなど、積極的に利用者の意見・要望を収集し、サービス向上策に活かす工夫が必要である。

特に、当施設においては散歩がてらに利用している常連客も多いため、当該利用者からの意見や要望についても取り入れ、サービスの向上に努めて頂きたい。

⑧ 【有効性、効率性】他施設との連携について（手続8）（意見）

<現状>

先述の特別展のアンケート結果によると、入館者は佐賀市からの誘客が5割を占め、また、50代から70代以上の世代が半数以上を占めることから、結果として、近隣からの高齢者のリピーター顧客の占有率が高いことが示されている。

リピーターの満足度向上のため定期的に特別展や企画展を実施し、新鮮さを取り入れることを施策として取り組まれていることは評価できる反面、県外や市外からの若年層の顧客の伸びに繋がっていないといえる。

少子高齢化社会が深刻化する中、今後、若年層の取り込みを見据えた施策を行わなければ、リピーター顧客が徐々に減少し、将来的に入館者数は漸減していくことが想定される。

<意見>



佐賀県立宇宙科学館（武雄市）は当施設とは逆に、若年層の利用者比率が高く、高齢者のリピーター比率が低い状況である。当施設の学芸員の数名が宇宙科学館に派遣されているため、今後、宇宙科学館との間で相互補完しシナジー効果が得られるような施策がないか協議を進められたい。

例えば、宇宙科学館の「ゆめぎんがクラブ（有料会員）」の会員は、博美メール会員と同様に特別展を割引料金にするなど、利用者に対する導線を引く等、課題解決のための施策やアイデアを横展開し仕組みを構築されることを期待する。

II. 佐賀県立九州陶磁文化館

(1) 施設の概要

① 施設の基本的事項

施設名	佐賀県立九州陶磁文化館
所在地	佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1
所管課	地域交流部 文化・スポーツ交流局 文化課
ホームページ	https://saga-museum.jp/ceramic/
SNS等の活用	Facebook Instagram Twitter LINE YouTube
運営方法	直営
施設に関する条例	佐賀県立九州陶磁文化館条例
設置目的	陶磁器及び陶磁器に関する資料の収集、保存、展示並びに調査研究を行うとともに、その教育普及を図り、併せて九州圏域の陶磁文化の振興に寄与するため。
設置年月日 (開館年月日)	昭和 55 年 4 月 1 日 (昭和 55 年 11 月 1 日)
開館時間	9 時～17 時
休館日	月曜日、年末年始
各フロアの主な施設	3 階： カフェテラス 2 階： 第 1～第 4 展示室、事務室、講堂、研修室 1 階： 第 5 展示室、収蔵庫、機械室
建物の構造	鉄筋コンクリート造
敷地面積	43,619.33 m ²
延床面積	6,526.54 m ²
貸し施設	カフェテラス
新型コロナウイルス 感染拡大防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタンド型検温器の設置 ・ マスク着用をお願い ・ アルコール手指消毒液の設置 ・ 施設設備の消毒
外観、内観等	 



※当施設は、建築家内田祥哉氏、三井所清典氏が昭和 57 年度に日本建築学会賞を受賞した建築作品である。

② 使用料

<観覧料>

区分		個人	団体
常設展	一般	無料	無料
	高校生	無料	無料
	小中学生	無料	無料
	幼児	無料	無料
企画展		企画により個別に定める	

※佐賀県立九州陶磁文化館条例に基づき原則無料であるが、特別企画展は有料の場合有り。特別企画展の観覧料は、平均 600 円程度。

佐賀県立九州陶磁文化館条例

第4条 陶磁文化館に入館し、陶磁文化館が展示している資料を観覧しようとする者の観覧料は、無料とする。ただし、陶磁文化館が特別に展示する資料を観覧しようとする者は、知事が別に定める額の観覧料を納入しなければならない。

③ 減免制度

佐賀県立九州陶磁文化館条例第4条第2項に基づき、以下に該当する者は観覧料が有料の場合であっても免除される。減額規定はない。

免除	<p>知事は次の各号のいずれかに該当する者については、前項ただし書の観覧料を免除する。</p> <p>1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒</p> <p>2 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項に規定する障がい者及び同条第 2 項に規定する障がい児</p> <p>3 陶磁文化館に資料を寄贈し、若しくは寄託している者又は陶磁文化館の行う展覧会に資料を出品している者</p> <p>4 前 3 号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者</p>
----	--

④ 利用者数

		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
総利用者数 ※無料利用者 含む	大人	75,877人	36,171人	40,862人	33,247人	12,020人
	大学生	475人	521人	276人	506人	64人
	高校生	1,679人	1,354人	1,127人	1,629人	247人
	中学生	999人	685人	173人	423人	239人
	小学生	1,788人	1,301人	1,413人	1,378人	1,259人
	幼児	1,521人	653人	714人	659人	186人
	障がい者	15人	96人	134人	199人	15人
	その他	7,285人	4,615人	5,775人	5,190人	2,386人
	合計	89,639人	45,396人	50,474人	43,231人	16,416人
減免人数		—	63人	129人	198人	—
開館日数		317日	317日	319日	314日	215日
1日当たり利用者数		282人/日	143人/日	158人/日	137人/日	76人/日

※平成28年度と令和2年度は有料展の開催がなかった。よって、減免対象者はいない。

(2) 監査手続

(手続1)

選択している運営方法は合理的か（県直営／指定管理）。

① 選択している運営方法

当施設は、県直営により運営されている。

② その運営方法を選択している理由

佐賀県立九州陶磁文化館条例第1条の設置目的を果たすためには、長期的な視点に立ち学芸員の継続的な成長と雇用が求められる。

佐賀県立九州陶磁文化館条例

第1条 陶磁器及び陶磁器に関する資料の収集、保存、展示並びに調査研究を行うとともに、その教育普及を図り、併せて九州圏域の陶磁文化の振興に寄与するため、佐賀県立九州陶磁文化館を設置する。

当施設は、陶芸家や陶芸愛好家からの資料の寄贈や調査依頼が多く、調査依頼への対応は一朝一夕にできるものではなく、長い時間をかけて専門知識と経験を積まなければならない。また、その資料の寄贈も愛好家や地域の方々と学芸員の信頼関係が築かれることによりなされている。長期的な視点に基づき運営を行うことで、そのような愛好家の方々との関係のみならず地元産業界との繋がりも構築できる。また、本施設は400年続く有田焼を主に取扱う文化館ということで、迎賓館的な要素も兼ねている。運営コストの削減といった点から指定管理の導入も考えられるが、当館の運営は特に長期的な運営が求められる性質を持つことから県直営による運営は妥当であると判断する。

(手続2)

施設は常に良好の状態において管理され、その所有の目的に応じ最も効率的に運用されているか（アセット・マネジメント）。

① 常に良好の状態において管理されているか。

当施設は昭和55年に開館し、老朽化も生じ始めていることから、「施設別長期保全計画」によれば「C評価」（4段階中3番目）に分類されており、「一部の部位や部分的に安全上・機能上の低下が始まっています。点検、観察を行い計画期間内での対応を検討します。」と評価され、定期的な改修・更新費用が推算され、20年後には大規模な改修が検討されている。

令和元年度及び令和2年度はエレベーター改修が実施され、令和2年度及び令和3年度は第4展示室のリニューアルも進められており、老朽化は始まっているものの、常に良好な状態を維持するように管理、計画されていると判断する。

② 所有の目的に応じ効率的に運用されているか。

当施設には、展示室以外にも講堂やカフェテラスも設置されている。

講堂の収容人数は231席である（新型コロナウイルス感染拡大防止のため時期により135席に制限している）。講堂は貸し施設として外部への貸出しは行っておらず、自主開催の講演等での利用のみである。

講堂の過去の利用日数は以下の通りである。

	H28	H29	H30	R1	R2
開館日数	317日	317日	319日	314日	215日
使用日数	55日	39日	27日	41日	10日

講堂の使用日数は、平均して開館日数の1割強に留まっている（意見①）。

カフェテラスは、当施設利用者をもてなすために設置しており、運営する事業者を5年毎に公募している。直近では令和2年4月1日からの事業者を公募したところ、平成22年から当カフェテラスを運営している既存事業者しか応募が無く、3期目の施設利用となっている（意見②）。なお、施設使用料は佐賀県行政財産使用料条例に基づき適切に計算されていた。

（手続3）

現金及び備品の管理が適切に行われているか（アセット・マネジメント）。

① 現金の管理が適切に行われているか。

現金を取り扱うのはショップの商品の販売時、特別企画展の際の観覧料等であり、販売管理の帳簿を基に調定（受入）決議書の決裁を経て入金する。ペイペイ、メルペイ、d払い、auPay等の電子決済にも対応している。クレジットカードによる支払いには対応していない。

販売管理の帳簿、領収証等の整合性を確認した結果、現金の管理は適切に行われていると判断する。

② 備品の管理が適切に行われているか。

備品は備品台帳システムにより管理されている。備品には備品管理シールが貼られており、シールを貼ることが管理上困難な収蔵品には箱にシールを貼ることにより管理されていることを確認した。収蔵品以外は年一回の実査による確認、収蔵品はローテーションによる実査や展示替え、貸出しの際に現物の実査を行っている。いくつかのサンプルを抽出して、現物と帳簿の整合性の確認を行った。収蔵品といった重要物品の管理について、収蔵庫の鍵の管理、警備

員による施錠管理も適切に行われていることを確認した。

上述の手続きを行った結果、備品の管理は適切に行われていると判断する。

（手続4）

多様なニーズに対応したマネジメント改革は行われているか。

① 地域や博物館・美術館等の特性を把握している館長が起用されているか。

現在の館長は陶磁文化に関する実績・経験ともに豊富であり、地域や博物館・美術館等の特性を把握している館長が起用されていると判断する。

② ユニークベニューの活用がおこなわれているか。

本施設は過去において、エントランスホールや講堂を利用してのコンサート開催、チームラボとの併催事業として有田焼の絵柄がテーブルに広がるインタラクティブな空間を展示するイベント開催、ゾンビランドサガスタンプラリーの開催等を行ってきた。また、平成28年度には有田焼創業400年記念イベントとして、井上萬二氏、中島宏氏、十四代今泉今右衛門氏の間国宝に加え、“佐賀の三右衛門”の残る二人、十五代酒井田柿右衛門氏、十四代中里太郎右衛門氏という佐賀を代表する陶芸家5人の窯の器で食事を提供する「USEUM ARITA（ユージアムアリタ）」を開催した。イベント開催時の利用者は増加しているが、その後のリピーター獲得までは繋がっていない状況である。

③ 関係機関との積極的な連携は行われているか。

有田町には本施設以外にも、町立の有田陶磁美術館、有田町歴史民俗館資料館東館、有田焼参考館、有田町出土文化財管理センター等々有田焼にまつわる公立の関連施設が多数存在する。有田町の有志、企業により出資・設立され、有田の魅力を国内外に発信する有田ポーセリンパークもある。その中で、当施設と類似する有田陶磁美術館、有田町歴史民俗資料館東館の特徴を以下に比較する。

施設名	設置者	対象	展示内容
佐賀県立九州陶磁文化館	佐賀県	肥前をはじめとする九州の陶磁器	九州の古陶磁、九州の現代陶芸等 ※陶磁器及び陶磁器に関する資料の収集、保存、展示、調査研究、教育普及、九州圏域の陶磁文化の振興に寄与
有田陶磁美術館	有田町	有田町の陶磁器	有田の陶磁器（主に明治から昭和初期の作品を展示）
有田町歴史民俗資料館東館	有田町	有田町の歴史民俗資料	有田の民俗資料（有田焼を製造する際の道具、文書類等） ※有田町の窯跡等文化財の調査、保存、管理等

当施設は有田焼を含む九州の陶磁器を対象にしているのに対して、有田陶磁美術館、有田町歴史民俗資料館東館は有田町の有田焼を対象を絞っている点が大きな違いとなっている。

各館相互の連携については、相互の博物館協議会に出席し運営に関する意見や助言、調査・研究に係る相互協力、資料の貸借・寄託を行っている。

また、各施設の入館者状況は以下の通りである。

（単位：人）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
佐賀県立九州陶磁文化美術館	51,013	56,632	57,153	56,589	89,639	45,396	50,474	43,231
有田陶磁美術館	3,861	3,429	3,437	4,058	4,525	3,846	4,200	4,816
有田町歴史民俗資料館東館	3,231	4,293	5,615	5,028	5,298	3,335	5,319	3,823

資料：有田町文化財課

※常設展入館料について、有田陶磁美術館、有田町歴史民俗資料館東館は大人 120 円、団体 80 円（20 名以上）、高校生以下は無料である。障がい者手帳を持っている方は、本人と同伴の方 1 名が無料である。

※有田陶磁美術館は、平成 31 年 4 月から明治時代を中心とした作品にリニューアルを行っている。

直近 8 年間の入館者の推移は、佐賀県立九州陶磁文化館は微減傾向、有田陶磁美術館、有田町歴史民俗資料館東館は概ね横ばいである。常設展入館料について、本施設は無料としているのに対し、有田陶磁美術館、有田町歴史民俗資料館東館は有料となっている。無料である本施設の入館者数が微減傾向にあり、有田陶磁美術館、有田町歴史民俗資料館東館は有料にも関わらず入館者数は現状維持となっているのは興味深い推移であるといえる（意見③）。

④ 多言語への対応は適切に整備・運用されているか。

施設内の視察により、以下の多言語化対応がされていることを確認した。

ホームページ	英語、韓国語、中国語（簡体字、繁体字）、ドイツ語
リーフレット	英語、韓国語、中国語（簡体字、繁体字）、ドイツ語
館内案内表示	英語、韓国語、中国語（簡体字、繁体字）

⑤ その他の事項について

バリアフリーについては、スロープや障がい者用トイレが整備されていることを確認した。学校教育との積極的な連携について、地元工業高校の卒業展の開催、実業高校食物科の器の授業、高齢者大学での陶磁器づくりの体験等、さらに県内の学校に対して陶磁文化の出前講座を検討していることを確認した。

IT を活用した情報発信についてはホームページ、Facebook、Twitter を活用している。また、令和 3 年度より Instagram の活用を開始した。

また、当施設は団体利用者等から要望があった際には学芸員がガイドをしているが、積極的な発信はしていない（意見④）。

（手続 5）

館自体の KPI を設定し、管理しているか。また、その後に活かしているか。

当施設の KPI として入館者数を設定しているが、目標値は設定していない（意見⑤）。

以下、入館者数の推移である。

<年度別入館者数>

年度	入館者数（人）	開館日数（日）	1 日平均（人）	備考
昭和 55 年度	54,449	123	442	11 月に開館
昭和 56 年度	77,788	304	255	
昭和 57 年度	79,451	308	257	
昭和 60 年度	71,755	307	233	

平成元年度	90,470	310	291	
平成5年度	85,295	309	276	
平成8年度	394,490	218	1,809	焱の博開催
平成9年度	78,714	314	250	
平成10年度	79,833	313	255	入館料の原則無料化
平成11年度	85,187	314	271	
平成12年度	96,576	318	303	
平成13年度	78,197	324	241	
平成15年度	66,638	318	209	
平成20年度	62,905	323	194	
平成25年度	56,632	319	177	
平成28年度	89,639	317	282	有田焼創業400年
平成29年度	45,396	317	143	
平成30年度	50,474	319	158	
令和元年度	43,231	314	137	
令和2年度	16,416	215	76	新型コロナウイルス感染拡大及びエレベーター改修に伴う休館

入館者数は昭和55年開館後しばらく250～300人／日で推移していたが（平成8年度の焱の博開催時は除く）、平成12年の303人／日をピークに減少傾向に歯止めが利かない状況にある。平成10年度に入館料を原則無料化したしたが、それを機に入館者数が増加に転じたという程の効果も見取れない。

（手続6）

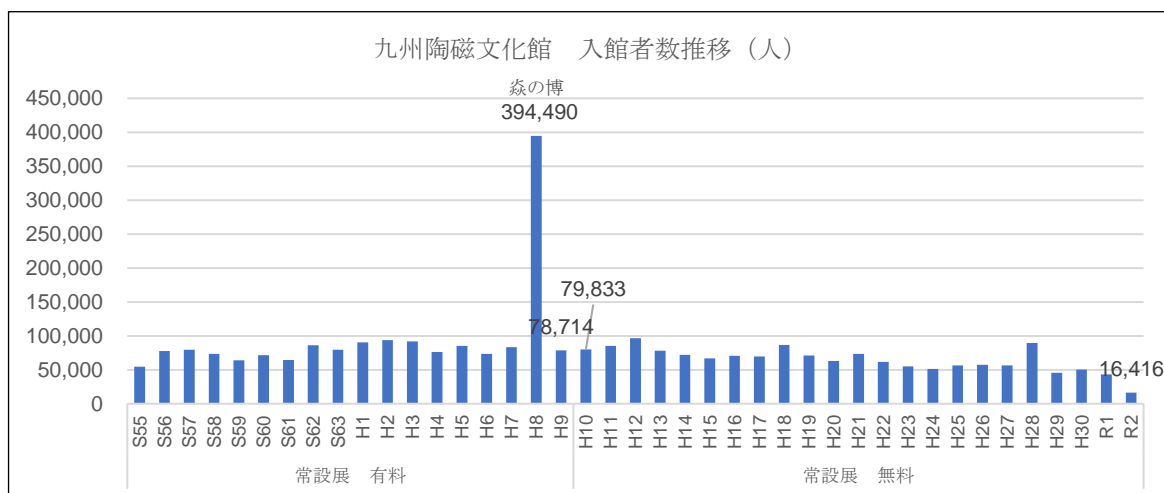
使用料は施設の運用方針や状況を踏まえ合理的に設定されているか。

当施設は常設展観覧料無料のため、以下を検討した。

① 【有効性】無料化の主目的が達成されているか。

当施設の常設展観覧料は設立当初は有料であったが、平成10年4月1日以降、「県民が、充実した余暇を過ごし、本県の特徴ある文化への関心を深めることのできる環境の整備充実が重要」として無料化された。つまり、県民に広く利用してもらうことを主旨として無料化されている。

ここで、当施設設立以降の入館者数推移は以下のグラフの通りである。



※九州陶磁文化館からの入館者数データを基に監査人作成

上記グラフから分かるように、常設展有料の平成9年度と無料化された平成10年度では入館者数は1%程度しか増加しておらず、またそれ以降の推移を見ても県民に広く利用してもらうという無料化の主旨が達成されているとは判断できない。

② 【公平性（公益性）】 県民に広く利用され、公益性は高いか。

当施設を県民の何割が利用しているかを、上記入館者が仮にすべて県民だと仮定し算出した。

年度	H28	H29	H30	R1	R2
入館者数 a	89,639	45,396	50,474	43,231	16,416
県人口 b	827,910	823,050	818,626	813,590	811,266
割合 a/b	10.8%	5.5%	6.2%	5.3%	2.0%

※県人口は佐賀県HP「時系列データ」の各年度の1月時点の人数を用いた。

仮に入館者数すべてが県民だとしても新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度を除いた平成28年度から令和元年度は県民の1割未満であり、公益性が高いとは言えない。

③ 【有効性、経済性】 無料化の二次目的があるのであれば、その効果はあるか。

当施設は無料化することで観光客にも気軽に足を運んでもらい、地域への波及効果も狙っているとのことである。しかし、周辺地域への波及効果の測定はされておらず（意見⑥）、また、観光客にも気軽に足を運んでもらうことが実現しているのであれば常設展無料化後に入館者数が増加しているはずだが増加していない。

よって、二次目的が達成されているとは言えない。

また、当施設の利用者1人当たりコスト及び利用者1人当たり収入の現状は以下のとおりである。

(単位：千円)

		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
コスト	人的コスト	108,958千円	108,092千円	116,631千円	116,371千円	114,409千円
	物的コスト	168,403千円	130,327千円	126,156千円	112,009千円	87,916千円

コスト 合計 A	277,361 千円	238,419 千円	242,787 千円	228,380 千円	202,325 千円
総利用者数 B	89,639 人	45,396 人	50,474 人	43,231 人	16,416 人
利用者 1 人当たりコスト C=A/B	3,094 円	5,251 円	4,810 円	5,282 円	12,324 円
使用料収入 D	267 千円	1,240 千円	2,539 千円	245 千円	161 千円
減額・免除額 E	—	37 千円	77 千円	118 千円	—
寄附金等 F	16,205 千円	20,354 千円	22,386 千円	11,662 千円	4,511 千円
公費負担額 G	260,889 千円	216,825 千円	217,862 千円	216,473 千円	197,653 千円
収入 合計 D+F+G	277,361 千円	238,419 千円	242,787 千円	228,380 千円	202,325 千円
利用者 1 人当たり収入 H=(D+E+F)/B	183 円	476 円	495 円	278 円	284 円

※「寄附金等」には財産収入、繰入金も含まれている。

経常的な施設運営費は減少傾向にあるが、総利用者数も減少しているため、利用者 1 人当たりコストは平成 28 年度に比し平成 29 年度以降は増加している（意見⑦）。

また、寄附金については当施設に募金箱が設置されている（意見⑧）。

（手続 7）

使用料の減額及び免除について、福祉や教育の観点と公平性の観点を勘案し、歪みはないか。

当施設の使用料の減免制度については、「佐賀県立九州陶磁文化館条例」に基づくものである。具体的な対象者は高校生以下、障がい者手帳等持参の者等であり、福祉や教育の観点と公平性に照らし、歪みはないと判断する。

（手続 8）

アンケート等により利用者の声を収集し、活用しているか。

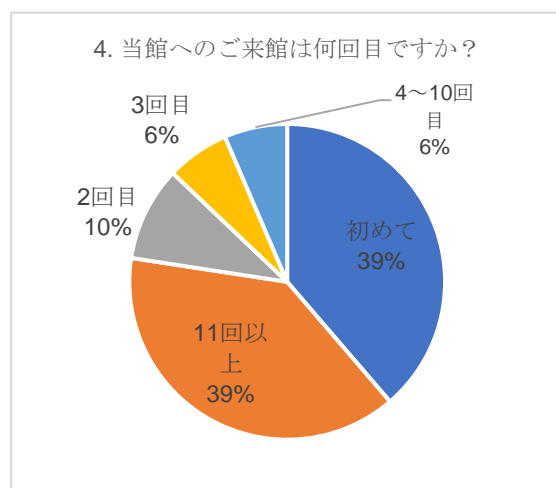
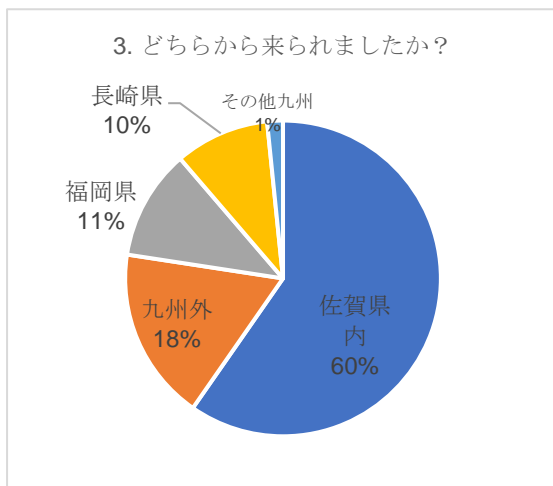
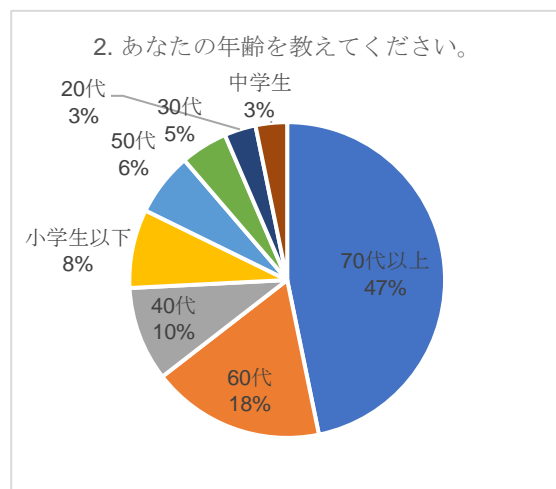
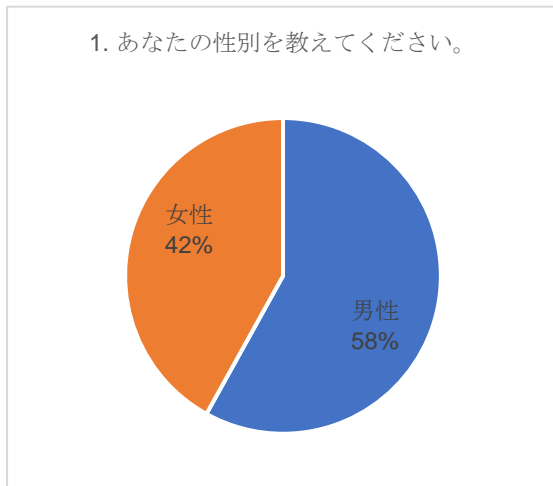
当施設は、企画展の会期中のみアンケートにより利用者の声を収集している（意見⑧）。アンケートによる集客状況等をエクセルシートに集計し、分析・調査を行っている。下記アンケートは、九州陶磁文化館開館 40 周年記念・寄贈記念特別企画展「柴澤コレクション」の際に実施したものであり、集計数は 62 通であった。

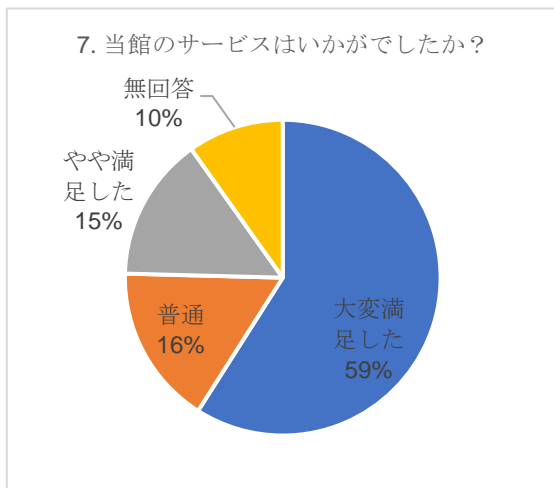
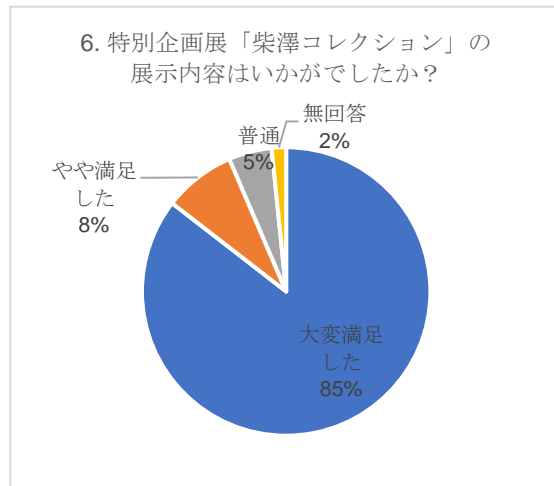
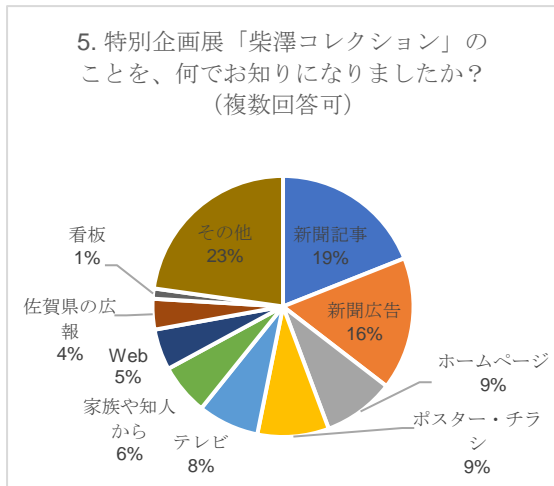
<アンケート内容>

設問	選択肢
1. あなたの性別を教えてください。	①男性 ②女性 ③その他・無回答
2. あなたの年齢を教えてください	①小学生以下 ②中学生 ③15~19 歳 ④20 代 ⑤30 代 ⑥40 代 ⑦50 代 ⑧60 代 ⑨70 歳以上
3. どちらから来られましたか？	①佐賀県内(市町村名：) ②福岡県 ③長崎県 ④その他九州 (県) ⑤九州以外(都道府県：) ⑥国外(国名：)
4. 当館へのご来館は何回目ですか？	①初めて ②2 回目 ③3 回目 ④4~10 回目 ⑤11 回以上
5. 特別企画展「柴澤コレクション」のことを、何でお知りになりましたか？（複数回答可）	①テレビ ②新聞広告 ③新聞記事 ④当館ホームページ ⑤Web ⑥SNS (Facebook, twitter など) ⑦ポスター・チラシ ⑦家族や知人から ⑧学校や職場から ⑨佐賀県の広報から ⑩看板 ⑪その他 (

設問	選択肢
) ※具体的な番組名、雑誌名など
6. 特別企画展「柴澤コレクション」の展示内容はいかがでしたか？	①大変満足した ②やや満足した ③普通 ④やや不満足だった ⑤大変不満足だった
7. 当館のサービス（受付、ショップ、展示案内など）はいかがでしたか？	①大変満足した ②やや満足した ③普通 ④やや不満足だった ⑤大変不満足だった
8. 今後どのような内容の展覧会を見たいと思いますか？	自由記載
9. その他、当館に関するご意見やお気づきの点があれば、自由にご記入ください。	自由記載

<アンケートの集計結果>





自由記載欄	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人に案内した方が良くと思う大変素晴らしい展覧会でした。 ・あまり多くの人に知られていない場所のように感じた。 ・有料でいいと思います。 等々。
-------	---

アンケート結果に基づくと、本施設の来館者の6割強が60歳以上であり、来館者の4割が11回以上の訪問回数であることが分かる（意見⑨、⑩）。

（3） 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 【有効性、効率性】講堂運営について（手続2及び手続4）（意見）

<現状>

上述の通り、講堂は第三者に対する貸し施設としての貸し出しはなく、当施設が自ら企画する講演等で使用するのみであり、稼働率は開館日数の1割程度である。

	H28	H29	H30	R1	R2
使用日数 a	55 日	39 日	27 日	41 日	10 日
開館日数 b	317 日	317 日	319 日	314 日	215 日
稼働率 a/b	17.4%	12.3%	8.5%	13.1%	4.7%

<意見>

講堂については外部への貸し施設の検討をしてはどうか。

地方財政法第8条では、地方公共団体の財産は、「その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」としている。

現状、1割しか稼働しておらず、9割程度が遊休状態である。ユニークベニューの観点から公の施設を経済的、効率的、効果的に運営及び活用するためにも、また、新たな施設利用者を掘り起こすためにも、是非検討していただきたい。

② 【有効性、効率性】カフェテラス事業の公募について（手続2）（意見）

<現状>

カフェテラス事業の公募について、直近の令和2年では応募者が既存事業者しかおらず、競争原理が働いていない。

<意見>

公の施設の有効活用を踏まえると、応募者が2者以上となることで競争原理が働き、カフェテラスとしての質もより高まり、当施設の利用者の満足度の向上も期待できる。そのために、なぜ応募者が既存の1者に留まったのかを分析し、次の公募の際には応募者が2者以上となるように募集期間や周知等に工夫及び努力をしていただきたい。

③ 【有効性、効率性】関係機関との連携について（手続4）（意見）

<現状>

上述の通り、本施設と有田陶磁美術館、有田町歴史民俗資料館東館相互の連携については、相互の博物館協議会に出席し運営に関する意見や助言、調査・研究に係る相互協力、資料の貸借・寄託を行っている。しかし、本施設が唯一掲げる成果目標である入館者数について各館相互の積極的な協力関係が存在しない。

<意見>

各施設が明確に異なる特徴を持って存しているのであれば、各館の特徴に基づいてストーリー仕立てを行い、回遊するような仕掛けを検討してみてもどうか。人的資源に限りがあるのであれば町おこしの点から、またシルバー世代の活用といった点からもボランティアスタッフを登用することも考えられる。有料の特別企画展の開催時では入場券の半券を提示すると相互の館で入館料の割引をすることもできないだろうか。各館のホームページ等でも相互リンクを貼る、SNS等で互いにハッシュタグを付ける等してアピールするべきである。

また、各館重複するような展示、資料の保存・収集・調査等あると思われ、時代にあった組織及び運営の合理化に努めるとともに、その規模の適正化を図らなければならない。

地方自治法
 第2条第15項 地方自治体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

④ **【有効性】利用者とのコミュニケーションのための学芸員の活用（手続4）（意見）**

<現状>

当施設が取り扱っている陶磁器はその時代の歴史、貿易、経済等とも密接に関係しており、非常に奥が深いものであるが、陶磁器は絵画等と比し、一般利用者が基礎知識なしに鑑賞を楽しむことは難しい。

現状、団体利用者等から要望があった際には学芸員がガイドをしているが、積極的な発信はしていない。

<意見>

企画展はもとより、常設展についても一般利用者向けにも学芸員が月1回程度開催時間やテーマを決めて、対応可能な範囲でギャラリートークや館内ツアーを行うこと等を検討してみてもどうか。当然ながら開催予定はSNS等での情報発信は必須である。

また、今日ではSNSの活用により個人の体験を簡単に不特定多数に情報発信することが容易である。つまり、施設の利用者1人1人が施設の宣伝員になる可能性があるため、潜在的利用者から実際の利用者として本施設を訪れた際の満足度を上げることを常に意識すべきである。

アンケート結果からも明らかなことだが、本施設は若年層に弱く、また、1回目の利用から2回目の利用へ繋がる割合が低い。1回目の満足度を高めることで2回目、3回目へと繋がる。そのためには本施設の魅力や陶磁器のストーリーを伝える必要がある。

学芸員が館内ツアーを行うことで期待できる効果は主に以下がある。

- 展示品を見るだけでは伝わらない魅力が、学芸員がストーリーを踏まえて伝えることで魅力が伝わる。敷居が低くなり、裾野が広がる。
- 満足度が上がり、再訪へ繋がる確率が高まる。また、満足度が上がることで、好意的なシェアが増える。

学芸員としては利用者の生の声を聞くことができ、潜在的なニーズの収集に役立ち、今後の施設の運営や企画展のアイデアへと繋がる。

⑤ **【有効性、効率性】KPIの設定について（手続4）（意見）**

<現状>

当施設はKPIの設定をしていない。また、入館者数の実績は把握しているが、目標入館者数を設定していない。

先述の通り入館者数は減少している。ここで、有田町の観光客数の推移は以下の通りである。

- 有田町観光客の推移

（単位：千人）

年	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
観光客	2,327	2,343	2,542	2,598	2,540	2,586	2,428

資料：有田町商工観光課「観光地点等入込客数調査」

○ 有田陶器市来市者数

(単位：千人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
総数	1,370	1,240	1,210	1,200	1,260	1,240	1,260
県内	211	198	194	192	198	191	199
県外	1,159	1,042	1,016	1,008	1,082	1,049	1,061

資料：有田商工会議所

有田町の観光客数は過去7年堅調な動きをしている。年間観光客数の約半分が有田陶器市開催時である。

<意見>

KPIを設定すべきである。例えば、入館者目標を具体的に設定することで、入館者を増加させるための施策等を具体的に検討することができる。

地方自治法第2条第14項に基づき、最少の経費で最大の効果を挙げるためにも目標を設定し、それに基づき実行し、実績と目標の差異分析を行い、次へ繋げていくというPDCAサイクルを循環させることは必要である。

また、有田陶器市は当施設の近隣で開催される。約7日間開催される有田陶器市来市者数に比し、平成30年度の年間来館者数は4.1%、令和元年度の年間来館者数は3.4%である。有田陶器市に訪れる人に向けた情報発信、アピールを計画的に行っていただきたい。

そして、KPIとして単純に入館者数だけではなく、仮に今後若年層にも力を入れていくのであれば若年層の入館者数も目標とする指標にしてみてもどうか。SNSでの発信に力を入れていくのであれば認知経路がSNSである入館者数を指標にすることも有用だと考える。セグメント化した指標を設定することにより、より具体的な施策を議論することで、より効果的・効率的に施設の運営を行うことができる。指標の設定にも工夫をしていただきたい。

⑥ 【有効性】二次目的の効果の測定について(手続6)(意見)

<現状>

当施設は常設展観覧料無料化の二次目的として、当施設を広く県民に活用してもらい、当施設を起点として周辺地域経済への波及効果をもたらすことを挙げているが、その効果が測定されていない。

<意見>

それまであった常設展観覧料という収入を手放して、「広く県民に活用してもらうこと」及び「周辺地域経済への波及効果」を目的として無料化している。つまり、収入を手放しているということは、コストを費やしているとも言える。

コスト・ベネフィットという考え方からすると、ベネフィットである「周辺地域経済への波及効果」の測定が必要かと思われる。例えば、アンケートで当施設訪問前後に訪れる場所等を調査する等、効果の測定について工夫及び努力を行っていただきたい。今後、当施設を起点として地域経済に波及していくことを期待する。

⑦ 【有効性、経済性、公益性、公平性】入館者を増やす積極的な取組の必要性(手続6)(意見)

<現状>

当施設の常設展観覧料は無料であるが、(手続6)に記載の通り無料の目的が達成されているとは言い難い。

観点	現状
①無料化の主目的が達成されているか。	県民に広く利用してもらうことを主目的として無料化へ転換したが、無料化初年度の平成10年度は平成9年度に比し1%しか増加しておらず、その後は減少傾向である。
②県民に広く利用され、公益性は高いか。	仮に入館者すべてが県民だと仮定しても、各年度の県民に対する入館者の割合は1割未満であり、公益性が高いとは言い難い。
③無料化の二次目的があるのであれば、その効果はあるか。	特になし。

また、経常的な施設運営費は減少傾向にあるが総利用者数が減少しているため、利用者1人当たりコストは平成28年度に比し平成29年以降は増加している。

	H28	H29	H30	R1	R2
経常的な施設運営費(千円)	277,361	238,419	242,787	228,380	202,325
総利用者数(人)	89,639	45,396	50,474	43,231	16,416
利用者1人当たりコスト(円)	3,094	5,251	4,810	5,282	12,324

<意見>

当施設の常設展観覧料は設立当初は有料であったが平成10年度に県民に広く利用してもらうことを主目的とし無料化へ転換したが入館者数に大きな変化はない。ゆえに無料化した効果があるとは客観的に判断が困難である。また無料化することにより失った観覧料を考慮すると有効性、効率性に疑問が残る。また、仮に入館者がすべて県民だと仮定しても各年度の県民に対する入館者の割合は1割未満であり、公益性が高いとは言い難く、1割未満の利用者分を未利用の9割超の県民も含めて負担している状態であり、公平性の観点からも疑問が残る。

確かに、博物館法の観覧料は原則無料であることを考慮すると、当施設の常設展無料は望ましいことである。ゆえに、時間を要するであろうが、他で意見として挙げた学芸員の活用、関係機関との連携等、様々な施策の検討をし、入館者数を増加させる工夫及び努力をしていただきたい。

仮に、様々な工夫及び努力をしても県民に対する利用者の割合が低く、かつ、今後の利用者一人当たりコストが増加し続け、そのときの状況が当施設の維持運営のために財源が必要な場合には、博物館法第23条但し書きの、「但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」と謳われている通り必要な対価を徴収することを検討してみてもはどうだろうか。仮に徴収する場合は、社会教育機関としての性格から、高校生以下は無料等、その施設のポジションに合った設定も柔軟に検討すべきであろう。有料化することにより観覧料という財源ができ、これにより新しい取組みを行い、利用者満足度を更に高めることで、利用者増加に繋がるという好循環が生まれる可能性もある。有料化することにより各施設で連携した観覧料割引等のインセンティブ施策も行い易くなる。一方で、有料化することで、入場料の收受や会計処理のスタッフ増による人件費やチケット製作経費等のコストが追加で発生する。また、当然ながら入館者数が減少する可能性もある。長期的な視野に立ち、当施設のポジション及びコスト・ベネフィットの観点から比較検討していただきたい。

なお、佐賀城本丸歴史館のように入館料無料としながら募金の協力をお願いすることも有用であろう。

あくまで参考であるが、有田陶磁美術館と有田町歴史民俗資料館東館は有料にも関わらず入館者数は一定の人数を維持している。両館の入館料は120円と比較的低額であることから入館のための意思決定にはさほど影響していないものと考えられ、また、陶磁器愛好家にとってみれば対価を進んで支払う層も一定数存在すると思われる。このように、同じ町内の類似施設で有料でも利用者が減少していない実態も客観的な材料として把握していただきたい。

今後、より多くの県民に当施設の魅力が伝わり、入館者が増えることを期待する。

⑧ 【公平性、透明性】寄附金控除について（手続6）（意見）

<現状>

現状、寄附金の受領については寄附金箱で受領を行っている。当施設は直営の施設であり、当施設に対する寄附金は地方公共団体に対する寄附金であり、確定申告により所得控除を受けることができるが十分な説明がされていない。

<意見>

当施設に対する寄附金は地方公共団体に対する寄附金であり、領収書等受領を証明する資料があれば、所得税法上は確定申告により所得控除を受けることができ、法人税法上は全額損金算入が可能であるといった税制上の優遇措置が整備されている。

寄附金は貴重な財源でもあるため、寄附金の制度について十分な情報を提供し、当施設に運営にも活用していただきたい。

⑨ 【有効性、効率性】アンケート調査について（手続8）（意見）

<現状>

現状、企画展でのアンケート調査しか実施しておらず、常設展も含めた通年でのアンケート調査が実施されていない。本施設の利用者は企画展だけではなく、常設展の利用者も存在するため、企画展のみのアンケート調査では利用者の属性等を把握するには母数が少ない。

<意見>

施設として利用者の属性を把握し分析することは施設の運営上極めて重要である。具体的には、利用者の年齢、性別、来館回数、誰と訪れたか、どこから来たか、何で知ったか、交通手段等を把握することで、利用者の特性を把握することができ、今後どのようにしたらより効果的・効率的に情報発信できるか、満足度を高めることができるかに役立てることができる。また、好みの鑑賞スタイル（一人で黙々と鑑賞する、詳細な解説が欲しい、書籍を読みながら鑑賞する等）を選択式でアンケートにより調査し、セグメント化することも有用かと思われる。現状行われている企画展のみだけではなく、常時アンケート用紙を配置し利用者に協力してもらうことで、アンケート調査の母数が大きくなり、より精度の高い本施設全体での利用者属性を把握することができる。

また、佐賀県が所有するすべての博物館で、必要かつ共通する設問はアンケート用紙の前半に設定し、後半はそれぞれの博物館で相違する設問を設定したアンケート様式にしてみてもどうか。

上記の対応を行うことで、共通設問を他の施設とも統一化することで他の施設との比較検討も

可能となり、更に佐賀県全体としても合算してマクロ的な統計結果を把握することが可能となる。

アンケートの回答をより効果的・効率的に収集・活用していくために、収集方法や集約も含めた検討を実施されることを期待する。

⑩ 【有効性、効率性】アンケート結果を踏まえた SNS の活用と事業との協業（手続8）（意見）

<現状>

特別企画展の際のアンケート結果によると、来館者の世代は60代、70代以上で64%を占め、30代以下で19%、特に20代、30代は8%に過ぎない。また、本施設へ来館した回数は、初めてが39%、それに対して11回以上が39%となっており、2回目・3回目といった中間層が少ない。さらに、特別企画展を知ったきっかけについては、従来型の新聞・テレビ媒体や知り合い等からの口コミが86%を占め、現代型のホームページ、Webは14%にとどまる。SNSは0%である。

この結果から、10代～30代の若者世代に特別企画展及び本施設の興味・関心を喚起できていないことやSNSを有効活用できていないことが推測できる。また、若者世代が来館した場合であっても2回3回と足を運んでくれるようなリピーターの獲得に繋がっていない。

<意見>

今日ではSNSは非常に重要なツールである。ネットリテラシーを高めた上でSNSを活用し、陶磁器の文化、陶磁器そのものについて積極的に情報発信を行い、現状獲得できていない若年層の来館者を獲得するようにしていただきたい。また、本施設は昭和57年に日本建築学会賞を受賞した建物であり、本施設からの景色も非常に魅力的である。若年層を含め幅広くアピールするためには、陶磁器の文化、陶磁器だけではなく、建物や景色等の情報発信も有用かと思われる。

また、佐賀県が行っている事業で、HIZEN5という唐津焼・伊万里焼・武雄焼・肥前吉田焼・有田焼の5つのやきもの産地が立ち上げたカジュアルブランドがある。作り手がクリエイターと手を組んで若者の感性を活かしたブランドで、当該ブランドの一部商品も当施設のショップで販売されている。しかし、HIZEN5のホームページ上には東京や福岡等での展示・販売情報は掲載されているが、当施設での展示・販売情報は掲載されていない。HIZEN5のターゲットとしている若年層は、当施設の課題であるターゲットである。つまり、HIZEN5との積極的な協業により、当施設の課題解決の糸口にもなると考える。

公の施設と事業の協業は効果的・効率的に行うためにも必要であるため、今後はHIZEN5との協業を積極的に行っていただきたい。

III. 佐賀県立名護屋城博物館

(1) 施設の概要

① 施設の基本的事項

施設名	佐賀県立名護屋城博物館
所在地	佐賀県唐津市鎮西町名護屋 1931-3
所管課	地域交流部 文化・スポーツ交流局 文化課
ホームページ	https://saga-museum.jp/nagoya/
SNS等の活用	Facebook Instagram Twitter LINE YouTube
運営方法	直営
施設に関する条例	佐賀県立名護屋城博物館条例、佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する条例
設置目的	特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」の調査・保存・活用、城郭と「日本列島と朝鮮半島との交流史」に関する資料の調査・研究・展示・普及、日韓学術・文化交流の三つを活動の指針に掲げ事業を展開している。 また、唐津・東松浦地域における学術・文化活動の主要拠点の一つであるとともに、名護屋城跡と合わせた観光資源としても期待されている。以上のような活動を行うとともに、県民への教育普及を図り、併せて文化及び学術の交流を通じた国際友好の促進に寄与することを期待されている。
設置年月日 (開館年月日)	平成5年4月1日 (平成5年10月30日)
開館時間	9時から17時まで
休館日	毎週月曜日(休日の場合は翌平日)、年末年始休暇 12/29～1/3
各フロアの主な施設	2階： 常設展示室、企画展示室 1階： ホール、図書閲覧室、ミニシアター、収蔵庫、事務室、研究室
建物の構造	博物館： 鉄筋コンクリート造 加倉倉庫： 鉄骨造 枝去木倉庫： 鉄筋コンクリート造
敷地面積	11,223.61 m ²
延床面積	5,267.85 m ²
貸し施設	企画展示室・ホール
新型コロナウイルス感染拡大防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール消毒液の設置 ・洋式トイレのふき取り除菌シートの設置 ・受付カウンターのパネルカーテン設置、スタッフマスク着用 ・ソファ、手すり、トイレ等の手を触れる箇所の清掃強化 ・図書閲覧室の机椅子を間隔をあけて設置 ・貸出用音声ガイド、タブレットのケース・ストラップの消毒 ・イベント時に非接触式電子温度計による検温の実施 ・ワークシート利用に係るバインダーの貸出休止 <p>特に感染防止対策の強化を要する期間においては、追加で以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言期間の解説機器(常設展示解説タブレット、常設展示音声ガ

	<p>イド、VR名護屋城タブレット)貸出休止</p> <p>・学芸員による常設展示室の概要説明及び企画展のギャラリートークの休止</p>
外観、内観等	<p><外観></p>  <p><内観></p> 

② 使用料

<観覧料>

区分		個人	団体
常設展	一般	無料	無料
	高校生	無料	無料
	小中学生	無料	無料
	幼児	無料	無料
企画展		企画により個別に定める	

<施設使用料>

区分	使用単位	使用料（円）		備考	
		平日	土日祝日		
企画展示室	午前9時から午前5時まで	4,530円		冷暖房有の場合、左欄に掲げる額に1時間につき560円を加えた金額	
ホール	入場料等を徴収しない場合及び入場料等	午前9時から午前12時まで	9,900	12,870	冷暖房有の場合左欄に掲げる額に1時間につき1,650円を加えた金額
		午後1時から午後5時まで	13,200	17,160	
		午後6時から午後10時まで	16,500	21,450	

区分	使用単位	使用料（円）		備考
		平日	土日祝日	
の額が500円 以下の場合	午前9時から午後5時まで	22,000	28,600	
	午後1時から午後10時まで	28,600	37,180	
	午前9時から午後10時まで	37,400	48,620	
入場料等の額 が500円を超 え1,000円以 下の場合	午前9時から午前12時まで	14,850	19,250	
	午後1時から午後5時まで	19,800	25,740	
	午後6時から午後10時まで	24,750	32,120	
	午前9時から午後5時まで	33,000	42,900	
	午後1時から午後10時まで	42,900	55,770	
	午前9時から午後10時まで	56,100	72,930	
入場料等の額 が1,000円を 超える場合	午前9時から午前12時まで	19,800	25,740	
	午後1時から午後5時まで	26,400	34,320	
	午後6時から午後10時まで	33,000	42,900	
	午前9時から午後5時まで	44,000	57,200	
	午後1時から午後10時まで	57,200	74,360	
	午前9時から午後10時まで	74,800	97,240	

※ホールについては名護屋城博物館使用許可申請書により受付審査をしている。

③ 減免制度

佐賀県立名護屋城博物館条例第5条及び第9条に基づき、以下に該当する者は観覧料又は施設使用料が減免される。

免除 (観覧料)	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児 (3) 博物館に資料を寄贈し、若しくは寄託している者又は博物館の行う展覧会に資料を出品している者 (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者
免除 (施設使用料)	県が主催し、又は他の団体と共催して行う事業に施設を使用する場合
減額 (施設使用料)	(1)100分の50相当免除 学校教育法第1条に規定する学校が学校行事として施設を使用する場合 (2)100分の70相当免除 博物館において開催する催物の準備若しくはリハーサルを行い、又は当該催物を開催した後に原状に復するために施設を使用する場合

観覧料の減免制度の実績は以下のとおりである。

観覧料 (特別企画展)	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
減免年間金額	0円	0円	364,050円	0円	0円

貸し施設の減免制度の実績は以下の通りである。

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
ホール使用料	41,040円	41,040円	56,916円	0円	111,705円
企画展示室使用料	0円	0円	0円	0円	0円
合計	41,040円	41,040円	56,916円	0円	111,705円

④ 利用者数

		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
総利用者数 ※無料利用者 含む	一般	81,469人	64,558人	60,768人	61,218人	36,674人
	団体	11,601人	12,240人	12,360人	9,126人	1,919人
	その他	8,307人	11,292人	10,880人	8,576人	7,869人
	合計	101,377人	88,090人	84,008人	78,920人	46,462人
減免人数（内数）		0人	0人	1,711人	0人	0人
開館日数		210日	312日	318日	312日	292日
1日当たり利用者数		482人/日	282人/日	264人/日	252人/日	159人/日

※H28年度については大規模修繕工事のため、平成28年11月21日～平成29年3月23日の間、臨時休館した。

※「その他」については小中高生等の入館者

※減免人数は、観覧料の減免対象人数のみである。

（2） 監査手続

（手続1）

選択している運営方法は合理的か（県直営／指定管理）。

① 選択している運営方法

当施設は、県直営により運営されている。

② その運営方法を選択している理由

平成18年度に直営と指定管理者制度のどちらの運用方法が望ましいかメリット及びデメリットの比較検討を行い、当施設は以下の観点から県直営が望ましいとし、直営の運用を選択している。

○ 人材の育成

特に専門性を必要とする学芸員については安定した雇用環境での継続的に人材育成をしていくことが必要であるため、直営の運営が望ましい。

○ 資料の保存

県の博物館施設としてそれぞれの館のコレクションポリシーに基づいた資料収集を行っており、県として収蔵すべき貴重な資料の散逸を防ぐため直営の運営が望ましい。

○ 寄託者との信頼関係

各施設にはそれぞれ、所有者との継続的な信頼関係に基づいて寄託を受けている資料があり、直営でなくなった場合に、それらの資料を引き続き寄託していただけるかどうか不透明である。

○ 館の特殊事情

当施設は行政的な視野に立った国際（日韓）交流を行っており、行政同士の継続的な交流が求められており、指定管理制度は不向きと考えられる。

○ 史跡の発掘・整備

当施設は学芸員が史跡の発掘及び整備も行っているため、指定管理制度は不向きと考える。

当施設について、上記のような直営を選択する根拠は合理的であるとする。

（手続2）

施設は常に良好の状態において管理され、その所有の目的に応じ最も効率的に運用されているか（アセット・マネジメント）。

① 常に良好の状態において管理されているか。

当施設は、平成5年に開館し、平成28年に空調設備工事や耐震化を理由に大規模修繕を行っている。名護屋城博物館は当施設を安全面の観点からも良好の状態に保つために修繕計画を策定している。「佐賀県公共施設別長期保全計画」によれば、「C評価」（4段階の3番目）に分類されており、「一部の部位や部分的に安全上・機能上の低下が始まっている。点検、観察を行い計画期間内での対応を検討」と評価され、定期的な改修・更新費用が推算され、65年間利用できるような修繕計画を作成している。予算の範囲で優先順位が高い箇所から修繕を実施する計画である。

直近5年間の大規模修繕は以下のとおりである。

（単位：千円）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
大規模修繕	218,907	44,694	17,769	18,936	26,859

主な大規模修繕の内容は、令和元年度はハロン消化設備電源改修工事、令和2年度は木下延俊陣跡再整備実施設計業務委託である。

このように施設を常に良好の状態において管理、計画されていると判断する。

なお、安全性、運転管理の容易性、低ランニングコストから、電気エネルギーによる蓄熱方式を採用しランニングコストの低減を実現している。

② 所有の目的に応じ効率的に運用されているか。

当施設は企画展示室とホールを有しており、一般にも有料で貸し出している（減免制度あり）。

○ 企画展示室

貸しスペースの利用よりも当施設で開催する企画展での利用がほとんどである。

直近3年間の稼働実績は以下の通りである。

	H30	R1	R2
開館日数	318日	312日	292日
使用日数	200日	179日	184日

（令和2年度の企画展示室利用実績）

項目	日時	内容
春季企画展	2月28日～5月10日	海を渡った装身具

秋季企画展	9月18日～11月8日	「鬼島津」が遺したもの ―島津義弘と文禄・慶長の役―
テーマ展1	6月19日～8月16日	螺鈿と蒔絵
テーマ展2	12月11日～1月31日	創られる肖像 ―豊臣秀吉のイメージ―
テーマ展3	2月26日～5月9日	館蔵名品展

○ ホール

収容人数：500人

利用目的：シンポジウム、講演会、イベント

舞台規模：間口9メートル×奥行き6.5メートル×高さ4.5メートル

付帯施設：母子室1室、楽屋2室、控室1室

直近3年間の稼働実績は以下の通りである。

	H30	R1	R2
開館日数	318日	312日	292日
使用件数	59件	52件	58件

上記の通り、企画展示室は6割程度稼働しているが、ホールは2割弱である。稼働率が高いとはいえない。（意見①）

（手続3）

現金及び備品の管理が適切に行われているか（アセット・マネジメント）。

① 現金の管理が適切に行われているか

現金出納の対象となる主な取引は以下の通りである。

- ・観覧料（特別企画展のみ）
- ・エントランスホールでの売店売上

観覧料は基本的には現金で収受する。

エントランスホールでの売店については大部分が現金による収受であるが、QRコード決済も導入済みである。開館中はレジスターで管理している。1日2回から3回程度、売店の担当者が変わるたびに点検レシートを発行して確認作業を行っている。閉館後、現金有高を確認し、現金出納簿に記載し金庫に保管する。一定金額までは金庫で保管し、指定金融機関等に払い込む。担当者への聞き取り及びサンプルにより売上金の管理状況を確認したところ、問題は検出されなかった。

② 備品の管理が適切に行われているか

館内の県の財産である備品（重要物品含む）は、佐賀県の財務規則に則って管理される。

令和2年度の備品台帳の件数は以下の通りであった。

区分	令和2年度備品数量	令和2年度金額
重要物品	276件	928,732千円
一般備品	864件	233,036千円
計	1,140件	1,161,769千円

備品は原則として備品札（シール）を添付して管理する。担当者への聞き取り及び現場視察を実施し、管理状況を確認し、また、サンプルで現品と台帳の整合性を確かめた結果、問題は検出されず、備品は適切に管理されていると判断した。

重要物品は収蔵庫に保管している。収蔵庫は二重に施錠し、入口にはリミットスイッチ（ドア開閉センサー）を設置している。警備員は24時間常駐している。重要物品の一部屋については厳密な湿度管理が必要であり、床や壁は木（杉材）で作られており湿度55%程度に保っている。

上記の手続きを行った結果、備品の管理は適切に行われていると判断する。

（手続4）

多様なニーズに対応したマネジメント改革は行われているか。

当施設は、多様なニーズを汲み、以下のような取り組みを行っている。

○ 学校との積極的な連携・地域社会への貢献

地元の小学校、中学校、高校の生徒に対して博物館が行っている日韓交流の位置づけ、史跡の歴史的な位置づけを館の学芸員が説明・案内している。そして、自分たちが住んでいる地域がいかに誇れるものかを子どもたちに伝えている。このように学校との積極的な連携を図っている。

また、学芸員による調査・研究の成果を発表する「なごや歴史講座」を館のホールにて毎月1回無料で開催し、佐賀県および唐津・東松浦地域の歴史・文化等多彩なテーマ等の情報を発信している。また、社会教育の面からも地域の公民館等に出向き、出前講座を行っており、このように地域社会への積極的な活動を行っている。

○ 多言語への対応

当施設における多言語への対応は以下の通りである。当施設の性格上、外国語は韓国語対応が主である。

ホームページ	英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語
音声ガイドシステム	英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語
館内案内用タブレット	英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、タイ語
案内表示	韓国語
解説パネル	韓国語
パンフレット	英語、韓国語

○ 関係機関との連携による新たなまちづくりや観光に関する取組の推進

当施設の発掘調査・保存整備事業の成果を観覧できる史跡探訪会を開催している。その際には学芸員による説明のほか、ボランティアスタッフも誘導等の補助を行っている。また、唐津市で肥前名護屋城歴史ツーリズム協議会にガイドツアー等を企画してもらい、当施設の案内をしてもらったり、当施設の城郭符（グッズ）を販売してもらったりしている。

さらに、「名護屋城歴史 CYCLE ROUTES」という名護屋城跡を中心に自転車で様々な観光スポット（陣跡、飲食店等）を巡るルートを企画し、観光に関する取組を推進している。

○ バリアフリーへの対応

スロープ入り口を整備。エレベーター、多目的トイレ、身体障害者駐車場を設置。貸出用車いす、ベビーカー、シルバーカーを用意。ホールには母子室を設置している。

○ 最先端技術を活用した新たな文化財等の魅力発信

当施設はデジタルサイネージの活用により映像を通じて来館者に説明をしている。また、高精細のレプリカを作成し、来館者に対して可能な限り楽しんでいただけるような工夫をしている。さらに、当施設で無料貸出を行っているタブレット、もしくは利用者自身のスマートフォンでアプリをダウンロードすることにより「バーチャル名護屋城」をVR体験できる仕組みもある。

(手続5)

館自体のKPIを設定し、管理しているか。また、その後に活かしているか。

KPIとしては明確に定めていないものの、開館当初から入館者数は把握している。平成5年度以降来館者数は以下の通りである。

(年度別)

(単位：人、日)

年度	個人	団体	合計	開館日数	一日あたり人数
H5	70,545	18,072	88,617	125	709
H6	118,522	49,211	167,733	307	546
H7	90,046	33,530	123,576	311	397
H8	84,247	31,317	115,564	308	375
H9	69,185	29,359	98,544	309	319
H10	85,782	37,776	123,558	310	399
H11	85,233	48,419	133,652	309	433
H12	89,205	45,838	135,043	315	429
H13	81,653	44,492	126,145	313	403
H14	74,318	48,886	123,204	313	394
H15	64,712	43,836	108,548	315	345
H16	69,615	34,782	104,397	311	336
H17	74,625	42,552	117,177	316	371
H18	70,585	49,769	120,354	312	386
H19	71,315	40,697	112,012	317	353
H20	58,778	24,007	82,785	311	266
H21	67,061	24,439	91,500	316	290
H22	60,104	21,852	81,956	311	264
H23	59,982	20,771	80,753	313	258
H24	41,423	12,498	53,921	203	266
H25	76,927	19,310	96,237	318	303
H26	70,783	23,379	94,162	312	302
H27	75,190	19,139	94,329	318	297
H28	85,956	15,421	101,377	210	483

年度	個人	団体	合計	開館日数	一日あたり人数
H29	71,643	16,447	88,090	312	282
H30	67,912	16,096	84,008	318	264
R1	67,170	11,750	78,920	312	253
R2	41,928	4,534	46,462	292	159

※平成10年度より常設展観覧料無料

上記のように入館者数の実績は把握しているが、目標入館者数の設定をしていない(意見②)。

(手続6)

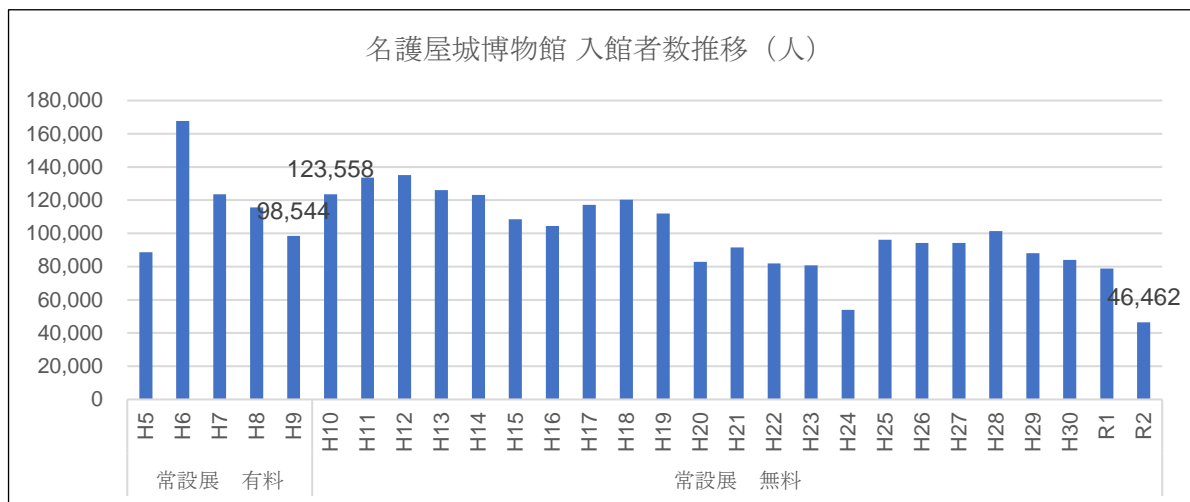
使用料は施設の運用方針や状況を踏まえ合理的に設定されているか。

当施設は常設展観覧料無料のため、以下を検討した。

① **【有効性】** 無料化の主目的が達成されているか。

当施設の常設展観覧料は設立当初は有料であったが、平成10年4月1日以降、「県民が、充実した余暇を過ごし、本県の特徴ある文化への関心を深めることのできる環境の整備充実が重要」として無料化された。つまり、県民に広く利用してもらうことを主旨として無料化されている。

ここで、当施設設立以降の入館者数推移は以下のグラフの通りである。



※名護屋城博物館からの入館者数データを基に監査人作成

上記グラフから分かるように、常設展有料の平成9年度以前と無料化された平成10年度では入館者数は増加しており、県民に広く利用してもらうという無料化の主旨が達成されている。但し、平成28年度以降減少傾向にある。

② **【公平性（公益性）】** 県民に広く利用され、公益性は高いか。

当施設を県民の何割が利用しているかを、上記入館者が仮にすべて県民だと仮定し算出した。

年度	H28	H29	H30	R1	R2
入館者数 a	101,377	88,090	84,008	78,920	46,462
県人口 b	827,910	823,050	818,626	813,590	811,266
割合 a/b	12.2%	10.7%	10.3%	9.7%	5.7%

※県人口は佐賀県 HP「時系列データ」の各年度の1月時点の人数を用いた。

仮に入館者数すべてが県民だとしても新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度を除いた平成28年度から令和元年度は県民の1割程度であり、公益性が高いとは言い難い。

③ 【有効性、経済性】無料化の二次目的があるのであれば、その効果はあるか。

当施設は無料化することで観光客にも気軽に足を運んでもらい、地域への波及効果も狙っているとのことである。しかし、周辺地域への波及効果の測定はされておらず（意見③）、また、観光客にも気軽に足を運んでもらうことが実現しているのであれば常設展無料化後に入館者数が増加しているはずだが増加していない。

よって、二次目的が達成されているとは言い難い。

また、当施設の利用者1人あたりコスト及び利用者1人当たり収入の現状は以下のとおりである。

		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
コスト	人的コスト	167,631千円	158,225千円	164,753千円	161,902千円	154,169千円
	物的コスト	74,250千円	103,818千円	85,962千円	78,078千円	84,543千円
経常的な施設運営費合計 A		241,881千円	262,043千円	250,715千円	239,980千円	238,712千円
総利用者数 B		101,377人	88,090人	84,008人	78,920人	46,462人
利用者1人あたりコスト C=A/B		2,386円	2,975円	2,984円	3,041円	5,138円
使用料収入 D		3,170千円	12,780千円	12,899千円	4,262千円	4,983千円
減額・免除額 E		41千円	41千円	421千円	0千円	112千円
寄附金等 F		220千円	240千円	438千円	184千円	61千円
公費負担額 G		238,491千円	249,023千円	237,378千円	235,534千円	233,668千円
収入 合計 D+F+G		241,881千円	262,043千円	250,715千円	239,980千円	238,712千円
利用者1人あたり収入 H=(D+E+F)/B		34円	148円	164円	56円	111円

経常的な施設運営費が横ばいなのに対して総利用者数が減少しているため、利用者1人あたりコストは徐々に増加している（意見④）。

また、寄附金については当施設に募金箱が設置されている（意見⑤）。

（手続7）

使用料の減額及び免除について、福祉や教育の観点と公平性の観点を勘案し、歪みはないか。

当施設の観覧料及び施設使用料の減免制度は、「佐賀県名護屋城博物館条例」に基づくものである。

具体的な対象者は、観覧料は高校生以下、障がい者手帳等持参の者等であり、施設使用料は学校が学校行事として使用する場合等である。他の佐賀県の公の施設の減免制度と同様である。

福祉や教育の観点と公平性に照らし、特に歪みはないと判断する。

但し、当施設のHPにおいて入館料の減免については記載されているが、ホール使用料の減免については記載されていない（意見⑥）。

（手続8）

アンケート等により利用者の声を収集し、活用しているか。

当施設はアンケート用紙をエントランスホールに配置し、アンケート用紙の横に設置している回収ボックスにて回収している。

＜アンケート内容＞

すべて自由記載である。

内容としては「名護屋城博物館への御感想、御意見、御提案をお寄せください。」というものである。

自由記載のみのアンケート様式では利用者の属性の収集ができていない状況である（意見⑦）。

但し、令和2年12月13日に開催された第57回史跡探訪会においては選択式のアンケート調査を実施しており、アンケート内容及び集計結果は以下のとおりである。（有効回答分）

＜アンケート内容及び集計結果：第57回探訪会＞

質問1：性別

男性	女性
52名	31名

質問2：年齢

10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
1	0	1	1	3	11	31	33	3

質問3：どこから来られましたか

県内	県外
76名	8名

質問4：どのような交通機関で来られましたか

自家用車	その他
81名	3名

質問5：イベント情報をどのようにして知りましたか

新聞	友人	公共施設	その他
32名	11名	8名	33名

質問6：何回目の参加ですか

初めて	2回～3回	4回～5回	6回以上
38名	19名	10名	12名

質問7：時間はいかがだったでしょうか

短い	適当	長い
9名	70名	2名

質問8：陣跡を訪れたことがありますか

ある	ない
48名	32名

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① **【有効性、効率性、経済性】ホールの積極的な貸し出しについて（手続2）（意見）**

<現状>

ホールについては、過去3年間の稼働率は以下の通り2割程度であり、改善の余地がある。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
使用件数	59件	52件	58件
開館日数	318日	312日	292日

<意見>

公の施設の効果的・効率的な利活用のためにもホールは積極的に稼働させていくべきである。現状の稼働率の低さの要因をアンケート等で分析し、改善していくことが必要であろう。

また、ホールの情報が潜在利用者に届いていなければ、情報発信をすべきであろう。

現在のホームページ上、ホールの貸し出しをしている情報は掲載されているが、具体的な施設使用料までは記載されていない。潜在利用者のためにも、施設使用料はホームページ上掲載することが望ましいと考える。

② **【有効性、効率性】KPIの設定について（手続5）（意見）**

<現状>

当施設は、入館者数実績は把握しているが入館者目標の設定が行われていない。現状、平成28年度以降、毎年減少傾向である。

<意見>

入館者目標を具体的に設定することで、入館者を増加させるための施策等を具体的に検討することができる。

地方自治法第2条第14項に基づき、最少の経費で最大の効果を挙げるためにも目標を設定し、それに基づき実行し、実績と目標の差異分析を行い、次へ繋げていくというPDCAサイクルを循環させることは必要である。

③ **【有効性】二次目的の効果の測定について（手続6）（意見）**

<現状>

当施設は常設展観覧料無料化の二次目的として、当施設を広く県民に活用してもらい、当施設を起点として周辺地域経済への波及効果をもたらすことを挙げているが、その効果が測定されていない。

<意見>

それまでであった常設展観覧料という収入を手放して、「広く県民に活用してもらうこと」及び「周辺地域経済への波及効果」を目的として無料化している。つまり、収入を手放しているということは、コストを費やしているとも言える。

コスト・ベネフィットという考え方からすると、ベネフィットである「周辺地域経済への波及効果」の測定が必要かと思われる。例えば、アンケートで当施設訪問前後に訪れる場所等を調査する等、効果の測定について工夫及び努力を行っていただきたい。今後、当施設を起点として地域経済に波及していくことを期待する。

④ **【経済性、公益性、公平性】入館者を増やす積極的な取組の必要性（手続6）（意見）**

<現状>

（手続6）に記載の通り無料化の効果があつたとは判断できるが、県民に広く利用されているかという視点では、仮に入館者すべてが県民だと仮定しても近年の入館者の割合は1割程度であり、高いとは言えない。

また、経常的な施設運営費が横ばいなのに対して総利用者数が減少しているため、利用者1人当たりコストは徐々に増加している。

	H28	H29	H30	R1	R2
経常的な施設運営費(千円)	241,881	262,043	250,715	239,980	238,712
総利用者数(人)	101,377	88,090	84,008	78,920	46,462
利用者1人当たりコスト(円)	2,386	2,975	2,984	3,041	5,138

<意見>

当施設の常設展観覧料は設立当初は有料であったが平成10年度に広く県民に利用してもらうことを主目的とし無料化へ転換し、入館者数は増加している。ゆえに無料化にした効果があつたと判断できる。

一方、仮に入館者がすべて県民だと仮定しても各年度の県民に対する入館者の割合は1割程度であり、公益性が高いとは言い難く、1割の利用者分を未利用の9割の県民も含めて負担している状態であり、公平性の観点からは疑問が残る。

また、総利用者数が減少傾向にあるため、利用者1人当たりコストは増加傾向にある。

確かに、博物館法の観覧料は原則無料であることを考慮すると、当施設の常設展無料は望ましいことである。ゆえに、時間を要するであろうが、他で意見として挙げたホールの積極的な貸し出しやアンケート調査による分析等、様々な施策の検討をし、入館者数を増加させる工夫及び努力をしていただきたい。

仮に、様々な工夫及び努力をしても県民に対する利用の割合が低く、かつ、今後の利用者一人当たりコストが増加し続け、そのときの状況が当施設の維持運営のための財源が必要な場合には、博物館法第23条但し書きの、「但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」と謳われている通り必要な対価を徴収することを検討してみてもはどうだろうか。仮に徴収する場合は、社会教育機関としての性格から、高校生以下は無料等、その施設のポジションに合った設定も柔軟に検討すべきであろう。有料化することにより観覧料という財源ができ、これにより新しい取組みを行い、利用者満足度を更に高めることで、利用者増加に繋がるという好循環が生まれる可能性もある。有料化すること

により各施設で連携した観覧料割引等のインセンティブ施策も行い易くなる。一方で、有料化することで、入場料の収受や会計処理のスタッフ増による人件費やチケット製作経費等のコストが追加で発生する。また、当然ながら入館者数が減少する可能性もある。長期的な視野に立ち、当施設のポジション及びコスト・ベネフィットの観点から比較検討していただきたい。なお、佐賀城本丸歴史館のように入館料無料としながら募金の協力をお願いすることも有用であろう。

今後、より多くの県民に当施設の魅力が伝わり、入館者が増えることを期待する。

⑤ 【公平性、透明性】寄附金控除について（手続6）（意見）

<現状>

現状、寄附金の受領については寄附金箱で受領を行い、箱には領収書が必要な方は受付にその旨を伝えるような記載があるだけである。当施設は直営の施設であり、当施設に対する寄附金は地方公共団体に対する寄附金であり、確定申告により所得控除を受けることができるが十分な説明がされていない。

<意見>

当施設に対する寄附金は地方公共団体に対する寄附金であり、領収書等受領を証明する資料があれば、所得税法上は確定申告により所得控除を受けることができ、法人税法上は全額損金算入が可能であるといった税制上の優遇措置が整備されている。

寄附金は貴重な財源でもあるため、寄附金の制度について十分な情報を提供し、本施設に運営にも活用していただきたい。

⑥ 【有効性、効率性】減免制度の開示について（手続7）（意見）

<現状>

現状、当施設のHPにおいて入館料の減免については記載されているが、施設使用料（ホール）の減免については記載されていない。

<意見>

インターネット上でも閲覧可能な佐賀県立名護屋城博物館条例には施設使用料の減免について記載があるが、一般利用者が佐賀県立名護屋城博物館条例を閲覧して確認する可能性は低い。公の施設が、地方自治法の定義に基づき「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」であることを踏まえると、当施設の制度については広く住民に周知する必要がある。

意見①でも述べたが、ホールの稼働率は改善すべき事項であるため、施設使用料の減免についてもホームページ等で住民に対して周知を行うことでより稼働率を上げる工夫及び努力を行っていただきたい。

⑦ 【有効性、効率性】アンケート調査について（手続8）（意見）

<現状>

現状ではアンケート調査については自由記載の様式であり、利用者の属性の把握ができていない。

<意見>

博物館として利用者の属性を把握し分析することは博物館の運営上極めて重要である。具体的には、利用者の年齢、性別、来館回数、誰と訪れたか、どこから来たか、何で知ったか、交通手段等を把握することで、利用者の特性を把握することができ、今後どのようにしたらより効果的・効率的に情報発信できるか、満足度を高めることができるかに役立てることができる。また、好みの鑑賞スタイル（一人で黙々と鑑賞する、詳細な解説が欲しい、書籍を読みながら鑑賞する等）を選択式でアンケートにより調査することも有用かと思われる。

また、佐賀県が所有するすべての博物館で、必要かつ共通する設問はアンケート用紙の前半に設定し、後半はそれぞれの博物館で相違する設問を設定したアンケート様式にしてみてもどうか。


上記の対応を行うことで、共通設問を他の施設とも統一化することで他の施設との比較検討も可能となり、更に佐賀県全体としても合算してマクロ的な統計結果を把握することが可能となる。

アンケートの回答をより効果的・効率的に収集・活用していくために、収集方法や集約も含めた検討を実施されることを期待する。

IV. 佐賀県立佐賀城本丸歴史館

(1) 施設の概要

① 施設の基本的事項

施設名	佐賀県立佐賀城本丸歴史館
所在地	佐賀県佐賀市城内二丁目 18 番 1 号
所管課	地域交流部 文化・スポーツ交流局 文化課
ホームページ	https://saga-museum.jp/sagajou/
SNS 等の活用	Facebook Instagram Twitter LINE YouTube
運営方法	直営
施設に関する条例	佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例
設置目的	佐賀城及び幕末・維新期の佐賀の歴史に関する資料の収集、保存、展示及び調査研究を行うとともに、その教育普及を図り、併せて本県の文化及び観光の発展に寄与する
設置年月日 (開館年月日)	平成 16 年 4 月 1 日 (平成 16 年 8 月 1 日)
開館時間	9 : 30 ~ 18 : 00
休館日	令和 2 年度までは 12 月 29 日 ~ 12 月 31 日 令和 3 年度より 12 月 29 日 ~ 1 月 1 日
各フロアの主な施設	1 階： 御式台、外御書院、御三家座、屯之間、御小書院（特別展示室）、收藏庫、御座間、御料理間、会議室等 2 階： 事務室、倉庫等
建物の構造	木造瓦葺き平屋建て（一部 2 階建、特別展示室及び收藏庫は鉄骨造）
敷地面積	2,208 m ²
延床面積	2,452 m ²
貸し施設	外御書院・御座間・堪忍所
新型コロナウイルス感染拡大防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・御玄関・トイレ前に手指消毒液設置 ・受付カウンターに飛沫感染防止カーテン設置 ・密閉を避けるため、戸を完全には閉めずに換気 ・サーモグラフィでの検温 ・感染状況を考慮したボランティアガイド活動休止 ・音声ガイド貸出休止、タッチパネル消毒
外観、内観等	<p><外観></p> 



② 使用料

＜観覧料＞

区分		個人	団体
常設展	一般	無料	無料
	高校生	無料	無料
	小中学生	無料	無料
	幼児	無料	無料

※畳や障子の補修など、本丸御殿を復元した当施設を快適に見学してもらうための経費の一部として活用するための募金の協力をお願いしている。

＜施設使用料＞

施設区分	使用単位	使用料
外御書院（一之間）	午前 9 時 30 分から正午まで	410 円
	午後 1 時から午後 6 時まで	830 円
	午前 9 時 30 分から午後 6 時まで	1,460 円
外御書院（二之間）	午前 9 時 30 分から正午まで	310 円
	午後 1 時から午後 6 時まで	520 円
	午前 9 時 30 分から午後 6 時まで	940 円

外御書院（三之間）	午前9時30分から正午まで	310円
	午後1時から午後6時まで	620円
	午前9時30分から午後6時まで	1,040円
外御書院（四之間）	午前9時30分から正午まで	310円
	午後1時から午後6時まで	620円
	午前9時30分から午後6時まで	1,040円
外御書院（東廊下）	午前9時30分から正午まで	100円
	午後1時から午後6時まで	310円
	午前9時30分から午後6時まで	520円
御座間・堪忍所	午前9時30分から正午まで	410円
	午後1時から午後6時まで	940円
	午前9時30分から午後6時まで	1,570円

注) 使用単位の時間を超えて使用したときは、当該使用単位に係る施設使用料の1時間当たりの金額の150パーセントに超過した時間を乗じて得た額を徴収する。この場合において、1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て、30分以上は1時間とし、算定して得た額に100円未満の端数があるときは、50円未満は切り捨て、50円以上は100円とする。

< 附属設備使用料 >

区分	区分	単位	使用料
舞台大道具	座布団	1枚	50円
	座卓	1台	100円
	パンチカーペット（大）	1枚	410円
	パンチカーペット（中）	1枚	100円
	演台	1台	410円
	パネルスタンド	1台	100円
	衝立	一式	100円
照明器具	パーライト	1基	200円
	卓上ライト	1台	50円
音響器具	プロジェクター	1台	520円
	スクリーン	1台	200円
	拡声装置	一式	310円
	ワイヤレスマイク	1基	100円

③ 減免制度

佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例9条より、以下の場合には免除・減額することができる。

免除 (観覧料)	(1) 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児 (3) 歴史館に資料を寄贈し、若しくは寄託している者又は歴史館の行う展覧会に資料を出品している者 (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者
-------------	---

免除 (施設使用料)	県が主催し、又は他の団体と共催して行う事業に施設を使用する場合
減額 (施設使用料)	(1) 100分の50相当免除 学校教育法第1条に規定する学校が学校行事として施設を使用する場合 (2) 100分の70相当免除 歴史館において開催する催物の準備若しくはリハーサルを行い、又は当該催物を開催した後に原状に復するために施設を使用する場合

④ 利用者数

		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
総利用者数 ※無料利用者 含む	一般	196,275人	253,060人	414,177人	181,251人	61,318人
	団体	58,755人	72,309人	95,949人	44,285人	7,900人
	合計	255,030人	325,369人	510,126人	225,536人	69,218人
減免数		45件	42件	28件	21件	12件
開館日数		357日	362日	362日	357日	341日
1日当たり利用者数		714人/日	899人/日	1,409人/日	632人/日	203人/日

(2) 監査手続

(手続1)

選択している運営方法は合理的か（県直営／指定管理）。

① 選択している運営方法

当施設は、県直営により運営されている。

② その運営方法を選択している理由

平成18年度に直営と指定管理者制度のどちらの運用方法が望ましいかメリット及びデメリットの比較検討を行い、当施設は以下の観点から県直営が望ましいとし、直営の運用を選択している。

○ 人材の育成

特に専門性を必要とする学芸員については安定した雇用環境での継続的に人材育成をしていくことが必要であるため、直営の運営が望ましい。

○ 資料の保存

県の博物館施設としてそれぞれの館のコレクションポリシーに基づいた資料収集を行っており、県として収蔵すべき貴重な資料の散逸を防ぐため直営の運営が望ましい。

○ 寄託者との信頼関係

各館にはそれぞれ、所有者との継続的な信頼関係に基づいて寄託を受けている資料があり、直営でなくなった場合に、それらの資料を引き続き寄託していただけるかどうか不透明である。

○ ボランティアスタッフとの信頼関係

当施設はボランティアスタッフ（令和2年度末での登録者数70名）が来館者に対して館内ガイドを行っており、利用者の満足度も非常に高い。ボランティアスタッフから利用

者の生きた声や改善提案を受けることも多い。当施設ではボランティアスタッフの役割は非常に重要であり、ボランティアスタッフとの円滑なコミュニケーションを行い、また、安心してボランティアに関わっていただくためにも、管理者が変わる可能性のある指定管理者制度ではなく、直営の運営が望ましい。

当施設について、上記のような直営を選択する根拠は合理的であると考えている。

（手続2）

施設は常に良好の状態において管理され、その所有の目的に応じ最も効率的に運用されているか（アセット・マネジメント）。

① 常に良好の状態において管理されているか。

当施設は平成 16 年に開館し、安全面の観点からも良好の状態に保つためにも修繕計画を策定している。佐賀県の「施設別長期保全計画」によれば「C 評価」（4 段階中 3 番目）に分類されており、「一部の部位や部分的に安全上・機能上の低下が始まっています。点検・観察を行い計画期間内での対応を検討します。」と評価され、定期的な改修・更新費用が推算され、65 年間利用できるように修繕計画を作成している。予算の範囲で優先順位が高い箇所から修繕を実施する計画である。

○建築設備保全及び空調設備保守点検業務の委託

委託事業者が常駐し（1 名）、毎日見回るほか、定期的に設備等の点検を実施している。毎月の報告書を確認すると地元の企業が常時駐在で適切な対応をしていることが確認できる。施設や設備に不具合があった場合、その都度修理を行うなど適切な措置を講じており、良好な状態で管理している。ただ、部分的に雨漏りなどの老朽化も見られる。

・建物の内装

畳替え、障子・襖の張替えや修理は、計画的に実施している。

令和 10 年度計画までは作成済みである。

・大規模な保全工事

適宜、必要な保全工事を実施している（屋根、外壁、空調等）。

敷地内及び建物全体の維持管理を行っており、定期的な点検などの修繕を実施している。修繕の実績は以下の通りである。

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
修繕費	2,424	3,206	7,411	2,378	3,454

近年の大規模修繕工事は以下の通りである。

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
工事請負費	1,404	36,271	—	2,214	11,322
委託料等	1,201	5,389	2,931	2,950	2,602
合計	2,605	41,660	2,931	5,164	13,924

平成 29 年度は収蔵庫空調設備更新、平成 30 年度から令和 2 年度は建物平面表示及び園路整備工事等である。

このように施設を常に良好の状態において管理、計画されていると判断する。

② 所有の目的に応じ効率的に運用されているか。

当施設は、外御書院、御座間・堪忍所を一般に有料で貸し出している。施設使用実績は下記の通りである（意見①）。貸出施設の周知に取り組んでいるが、施設の特徴として開放して利用することを前提としているため会議等には適さない。

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
使用件数	33 件	22 件	12 件
使用日数	102 日	76 日	61 日
開館日数	362 日	357 日	341 日
施設使用料	45 千円	9 千円	0 千円

（手続 3）

現金及び備品の管理が適切に行われているか（アセット・マネジメント）。

現金及び備品の管理については下記の通りである。

① 現金の管理が適切に行われているか

○ 現金出納の対象となる主な取引は以下の通りである。

- ・ミュージアムショップの売店売上

売店では現金による収受のみであり、電子マネー等による決済は未導入である。開館中はレジスターで管理している。担当者への聞き取り及びサンプルにより売上金の管理状況を確認したところ、問題は検出されなかった。

○ 佐賀城本丸歴史館における現金管理は、ミュージアムショップの売上及び募金箱の寄附金である。毎日、収入については事務処理を実施している。

[当日閉館後] 金額・現金確認（2 名：受付担当、当番職員）、金庫に保管。

[翌日朝] 佐賀城本丸歴史館総務課（佐賀県立博物館内在席）に現金を引継ぎ、収入処理。

○ 施設使用料

使用日の 10 日前までに金融機関で納付依頼

○ 附属設備使用料

使用日当日に現金で受領。佐賀城本丸歴史館総務課（佐賀県立博物館内在席）に現金を引継ぐ。

これまで現金の盗難など大きなトラブルはない。

② 備品の管理が適切に行われているか

館内の県の財産である備品（重要物品含む）は、佐賀県の財務規則に則って管理される。令和 2 年度の財産台帳及び備品台帳の件数は以下の通りであった。

区分	令和 2 年度備品数量	令和 2 年度金額
重要物品	77 件	171,917 千円
一般備品	813 件	210,853 千円

計	890 件	382,770 千円
---	-------	------------

備品は原則として備品札（シール）を添付して管理する。担当者への聞き取り及び現場視察を実施し、管理状況を確認し、また、サンプルで現品と台帳の整合性を確かめた結果、問題は検出されず、備品は適切に管理されていると判断した。

重要物品（美術工芸品類）は防火対策を施した収蔵庫に保管している。冷暖房設備で湿度も管理している。

このように現金及び備品管理は適切に行われていた。

（手続4）

多様なニーズに対応したマネジメント改革は行われているか。

当施設は多様なニーズを汲み、以下のような取り組みを行っている。

- ボランティアスタッフによる館内ガイド
 先述の通り、ボランティアスタッフによる館内ガイドが行われており、ボランティアスタッフが創意工夫を行い、利用者に対して案内している。利用者（学校団体利用者に限る）に対するアンケートでも非常に好評である。また、利用者の生の声を収集することにも役立っている。
- 多言語への対応
 当施設における多言語への対応は以下の通りである。

館内イラストマップ	英語、韓国語、中国語（簡体字、繁体字）
音声案内システム	英語、韓国語、中国語
QR コード	英語、韓国語、中国語（簡体字、繁体字）
外国語ガイド	曜日によっては英語、韓国語、中国語でのガイドが可能（民間団体委託、当施設ボランティアスタッフによる対応）

- 学校との積極的な連携
 学校との連携には力を入れており、教職員の研修の受け入れ、職場体験研修の受け入れ、郷土学習への協力を行っている。また、ホームページ上で、「児童・生徒向け指導案」を公表し、生活科、社会科等の授業で活用できる教材を提供している。
- イベントの開催、ユニークメニューの活用等

イベント・企画	当施設の展示物を活用したクイズラリー（低学年用、高学年用）、本丸ハイハイレース、甲冑着付体験、子ども着付体験、凧づくり体験、つるし雛づくりワークショップ等
ユニークメニューの活用	表彰式や式典等での活用（県政功労者知事表彰式、叙勲伝達式等）、高校生の交流事業での活用（佐賀さいこう！企画甲子園コンテスト等）
関係機関との連携による新たなまちづくり等	○地元赤松地区 赤松まちづくり協議会への参加、イベント協力等 ○濠端9館 情報交換の開催、パンフレット作成、 ※佐賀県立博物館・美術館、佐賀城本丸歴史館、徴古館、佐賀市歴史民俗館、大隈重信記念館、佐賀パルーンミュージアム、鍋島緞通吉島家ミュージアム、佐賀大学美術館、さがレトロ館。 ○佐賀市、佐賀市観光協会

	主催ツアー、ひな祭り等への協力
--	-----------------

- バリアフリー
スロープ入り口を整備。貸出用の車椅子、シルバーカー、ベビーカーを用意。多目的トイレを整備（障害者用トイレ2ヶ所）。授乳室を整備。
- ウォーキング
朝のウォーキングでの利用者ニーズが多かったこと、朝早くから行動する外国人旅行者のためにも、鯨の門の開門時間を30分早め、鯨の門の開門時間を午前7時30分から午後9時までとした。
- 結婚式・成人式・七五三等の前撮り
結婚式等の写真の前撮り事前予約を前提に施設を解放している。令和2年度の実績は271組であった。
- SNS等の積極的な活用
LINE、Facebookなどは既に導入している。イベント情報を適時開示している。現在、他のSNSも準備中である。

上記の通り、当施設はボランティアスタッフ等から収集した利用者ニーズ等を基に様々な創意工夫に取り組んでおり、安定した利用者数に結びついている。

以下はイベント概要である。

○歴史館ゼミナールの実施（一部抜粋）

講座名	古賀穀堂の人物と思想
日時	令和2年9月12日（土）13時30分～15時00分
講師	伊香賀隆氏（佐賀県立図書館 郷土資料課近世資料編さん担当）
内容	幕末佐賀藩の名君鍋島直正の原点を探ることをテーマに鍋島直正に大きな影響を与えた古賀穀堂の人物と思想について講演する。

講座名	青年藩主鍋島直正～天保期の佐賀藩
日時	令和2年11月14日（土）13時30分～15時00分
講師	伊藤昭弘先生（佐賀大学地域学歴史文化研究センター教授）
内容	幕末佐賀藩の名君鍋島直正。その若き日の焦点を絞り、同時代の史料をたよりに青年藩主としての実像を描き出す。 後世の伝記による虚飾を排し、鍋島直正のイメージを一新する最新の研究結果

○館主催の季節のイベント、民間主催の県民参加イベントの実施

イベント名	御玄関前風鈴展示
日時	令和2年8月1日（土）～8月31日（月）
内容	来館者の方に夏を感じてもらうために御玄関前に風鈴を展示。佐賀県を代表する伊万里焼・有田焼をアピールする。

イベント名	令和2年度お正月イベント
日時	令和3年1月1日（金）～1月3日（日）

内容	大筆書き／書初め体験／昔あそびコーナー（けん玉、かるた、投扇興等）／凧づくり体験／ミニペーパーしめ縄飾りワークショップ／赤ちゃん手形・足形でつくるプラ板キーホルダー
----	--

イベント名	令和2年度ひなまつりイベント（佐賀城本丸ひなまつり）
日時	令和3年2月20日（土）～3月7日（日）
内容	お守り袋づくりワークショップ／本丸からの挑戦状／おひなさまフォトスポット／和装でおもてなし／子ども着付体験

○生花展示

県民・来館者に和の空間で生け花を気軽に楽しんでもらうことを目的とし、四季に応じた花材を専門家に依頼する。御座間への生花の展示など

（手続5）

館自体のKPIを設定し、管理しているか。また、その後に活かしているか。

当施設では、入館者の目標数は毎年度設定し、KPIとして設定している。

毎月末に全体会議を行い、来館者状況を分析及び共有している。必要に応じて対応を検討し、改善策を実施している。

直近5年間の目標と実績については以下の通りである。

（単位：人）

年度	来館者数目標 A	来館者数実績 B	差異 B-A
平成28年度	240,000	255,030	+15,030
平成29年度	260,000	325,369	+65,369
平成30年度	360,000	510,126	+150,126
令和元年度	270,000	225,536	▲44,464
令和2年度	230,000	69,218	▲160,782

上記の通り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和元年度後半及び令和2年度以外は目標を実績が上回っている。

当施設において、KPIが適切に設定され、分析、そして活用されていることを確認した。

（手続6）

使用料は施設の運用方針や状況を踏まえ合理的に設定されているか。

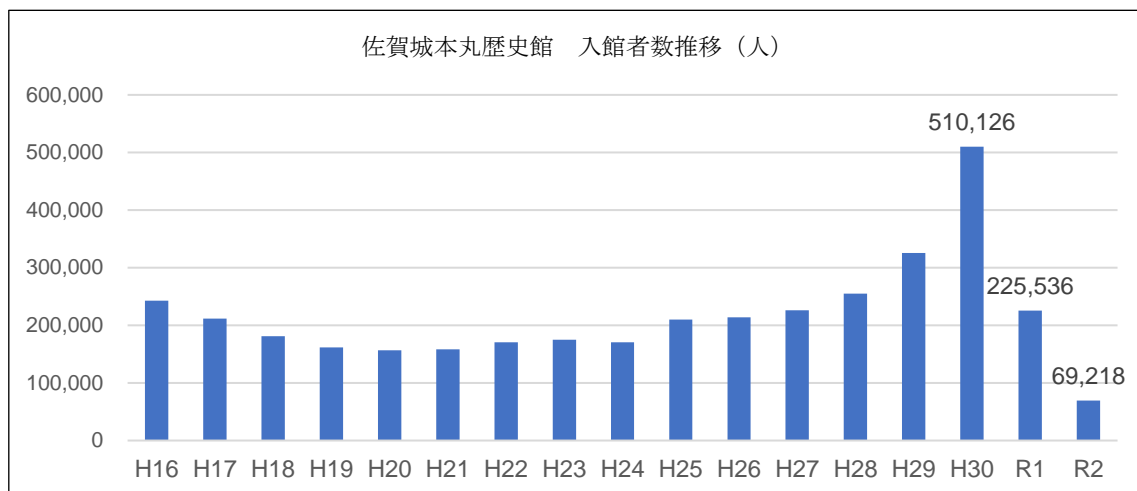
当施設は常設展観覧料無料のため、以下を検討した。

① **【有効性】** 無料化の主目的が達成されているか。

当施設の常設展観覧料は設立以来無料である。

当施設は、佐賀県立博物館・美術館等が無料化された平成10年4月1日以後である平成16年8月1日に設置されているため、有料化から無料化へと移行したことによる効果測定は不要である。

当施設の入館者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度以外は、以下のグラフの通り安定している。



② 【公平性（公益性）】 県民に広く利用され、公益性は高いか。

当施設を県民の何割が利用しているかを、上記の入館者が仮にすべて県民だと仮定し算出した。

年度	H28	H29	H30	R1	R2
入館者数 a	255,030	325,369	510,126	225,536	69,218
県人口 b	827,910	823,050	818,626	813,590	811,266
割合 a/b	30.8%	39.5%	62.3%	27.7%	8.5%

※県人口は佐賀県 HP「時系列データ」の各年度の1月時点の人数を用いた。

仮に入館者数すべてが県民だとした場合、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度を除いた平成28年度から令和元年度は県民の3割程度であり、比較的公益性が高いと言える。

③ 【有効性、経済性】 無料化の二次目的があるのであれば、その効果はあるか。

当施設は無料化することで観光客にも気軽に足を運んでもらい、地域への波及効果も狙っているとのことである。しかし、周辺地域への波及効果の測定はされていない（意見②）。

また、当施設の利用者1人当たりコスト及び利用者1人当たり収入の現状は以下のとおりである。

		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
コスト	人的コスト	125,092 千円	143,188 千円	147,617 千円	132,127 千円	124,543 千円
	物的コスト	104,810 千円	107,995 千円	168,056 千円	72,589 千円	81,668 千円
コスト 合計 A		229,902 千円	251,183 千円	315,673 千円	204,716 千円	206,211 千円
総利用者数 B		255,030 人	325,369 人	510,126 人	225,536 人	69,218 人
利用者1人当たりコスト C=A/B		901 円	772 円	619 円	908 円	2,979 円
使用料収入 D		52 千円	40 千円	45 千円	9 千円	0 千円

減額・免除額 E	909 千円	750 千円	584 千円	521 千円	467 千円
寄附金等 F	49,406 千円	40,035 千円	26,233 千円	6,170 千円	3,969 千円
公費負担額 G	180,444 千円	211,108 千円	289,395 千円	198,537 千円	202,242 千円
収入 合計 D+F+G	229,902 千円	251,183 千円	315,673 千円	204,716 千円	206,211 千円
利用者 1 人当たり収入 H=(D+E+F)/B	197 円	125 円	53 円	30 円	64 円

※減免・免除額については施設での集計を実施しておらず、概算にて計算している。

上記の通り、経常的な運営費は平成 30 年度を頭打ちとして、その後縮小している。利用者 1 人当たりコストは新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前までは減少傾向にあった（意見③）。

また、寄附金については当施設に募金箱が設置されている（意見④）。

（手続 7）

使用料の減額及び免除について、福祉や教育の観点と公平性の観点を勘案し、歪みはないか。

当施設の減免制度は「（1）施設の概要 ③減免制度」に記載の通りである。

これらの施設利用料の減額及び免除の制度は、本施設の「佐賀城及び幕末・維新期の佐賀の歴史に関する資料の収集、保存、展示及び調査研究を行うとともに、その教育普及を図り、併せて本県の文化及び観光の発展に寄与するため」（佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例第 1 条）という設置目的に照らし、また、福祉や教育の観点と公平性に照らし、特段の歪みは認められない。

○減額及び免除の手続き

利用者が減額及び免除を受けるための手続きは以下の通りである。

- ・利用者から当館へ「施設利用申込み」を提出する。
- ・当館において使用内容確認する。
- ・減免可能な場合については、当館より減免できる旨お知らせを実施する。
- ・利用者から当館へ「減免申請書」を提出する。
- ・当館から利用者へ「減免通知書」を発行する。

なお、減額や免除について、当施設のホームページ及びホームページに添付されている「施設使用の利用案内(R3.4.1 改正).pdf」には記載されていない（意見⑤）。

（手続 8）

アンケート等により利用者の声を収集し、活用しているか。

当館はスペースや外観の問題からアンケート用紙の設置をしていない。（意見⑥）

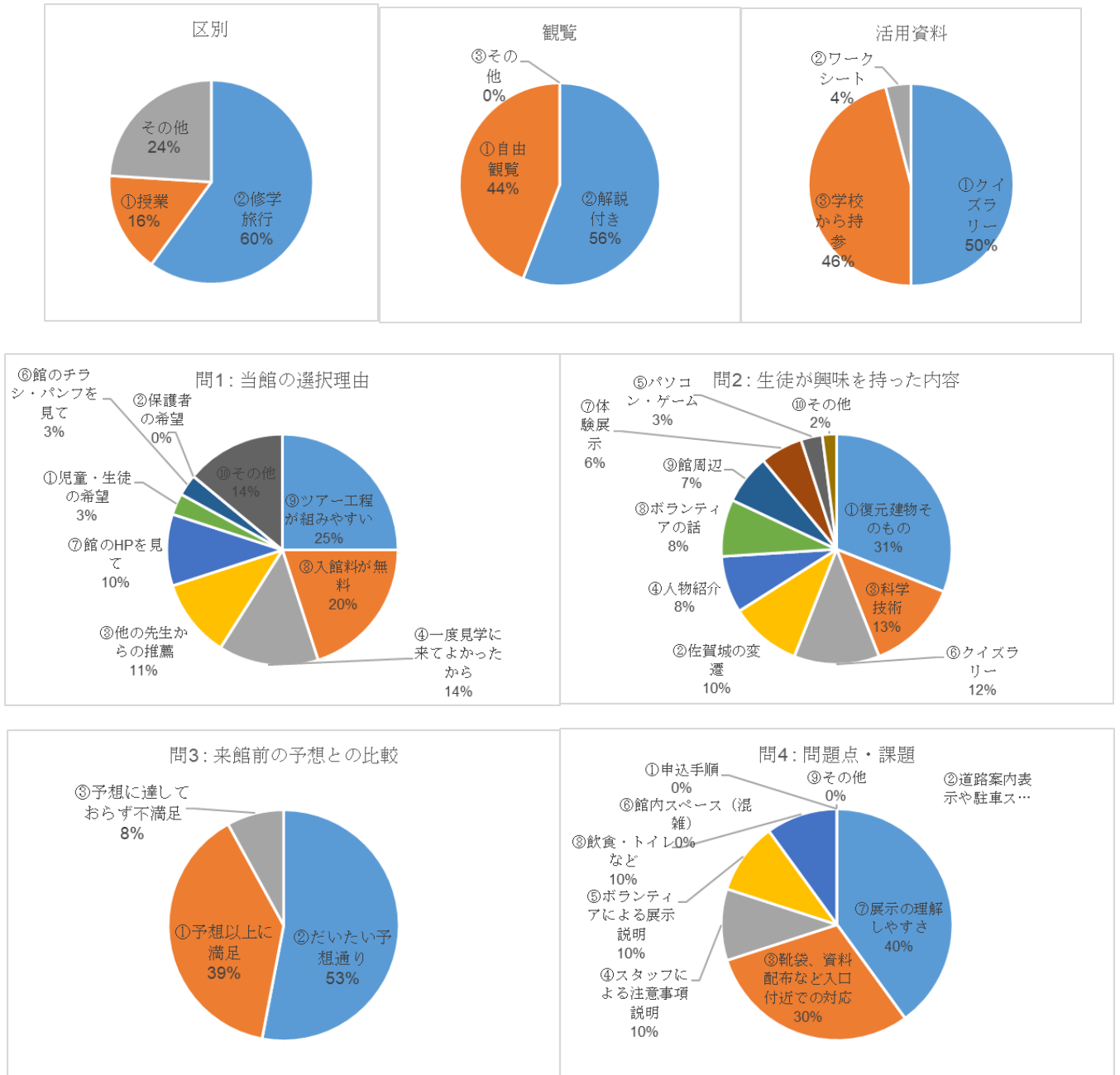
ただし、学校団体に対するアンケートは実施している。

<学校アンケート内容>

設問	選択肢
区分	①授業 ②修学旅行 ③その他（自由記載）
観覧	①自由観覧 ②解説付 ③その他

活用資料	①クイズラリー ②ワークシート ③学校からの持参
問1 今回、担当の先生が佐賀城本丸歴史館を選ばれたきっかけを教えてください。（複数回答可）	①児童・生徒の希望 ②保護者の希望 ③他の先生からの推薦 ④一度見学に来てよかったから ⑤新聞・TV 報道を見て ⑥館のチラシ・パンフを見て ⑦館のホームページを見て ⑧入館料が無料 ⑨ツアー工程が組みやすい ⑩その他（自由記載）
問2 今回、生徒・児童が特に興味を持っていた内容を教えてください。（複数回答可）。	①復元建物そのもの（広大な空間） ②佐賀城の変遷（復元紹介） ③科学技術（大砲・蒸気船など） ④人物紹介 ⑤パソコン・ゲーム ⑥クイズラリー ⑦体験展示（実際に手で触れるなど） ⑧ボランティアさんの話 ⑨館周辺（石垣・鯨の門・遺構・芝など） ⑩その他（自由記載） 「感想、お気づきの点をご記入下さい」の欄あり。
問3 今回、担当の先生が来館前に予想されていた内容と比較して、どのように感じられましたか。	①予想以上に満足 ②だいたい予想通り ③予想に達しておらず不満足 「その理由をご記入下さい」の欄あり。
問4 今回ご利用いただいてお気づきになった問題点・課題について教えてください。	①申し込み手順 ②道路案内表示や駐車スペース ③靴袋、資料配布など入り口付近での対応 ④スタッフによる注意事項説明 ⑤ボランティアによる展示説明 ⑥館内スペース（一般来館者との混雑など） ⑦展示の理解しやすさ ⑧飲食・トイレなど ⑨その他（自由記載） 「具体的意見をご記入下さい」の欄あり。
問5 今後、より多くの学校が歴史館を利用しやすくするために必要な措置は何でしょうか？（複数回答可）	①子ども向け展示の充実 ②体験できるメニューの充実 ③ワークシートなど補助教材の充実 ④具体的活用プランの作成・提案 ⑤学校への出前授業 ⑥先生方の歴史館体験機会提供 ⑦インターンシップの受入 ⑧より積極的なPR ⑨その他（自由記載） 「具体的意見をご記入下さい」の欄あり。
問6 その他、館に関するご意見やお気づきの点があれば自由にご記入ください。	自由記載

＜アンケートの集計結果（令和2年9月11日～令和3年12月18日 母数38団体）＞



本施設では上記のアンケート集計結果を踏まえ、毎月末の全体会議や佐賀城本丸歴史館協議会等を開催し、今後の改善に向けて協議をしている。

学校団体の担当の先生方が佐賀城本丸歴史館を選ばれたきっかけとしては、ツアー行程が組みやすいことや入館料が無料であることが多い。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① **【有効性、効率性】施設使用について（手続2）（意見）**

＜現状＞

現状、当施設は、外御書院、御座間・堪忍所を一般に有料で貸し出している。施設は開放して利用することを前提としており、使い勝手の問題もあり、利用実績は以下の通りである。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
使用件数	33件	22件	12件
使用日数 a	102日	76日	61日
開館日数 b	362日	357日	341日
稼働率 a/b	28.2%	21.3%	17.9%
施設使用料	45千円	9千円	0千円

直近3年間の稼働率は、平成30年度は3割程度だが、令和元年度以降減少している。

＜意見＞

公の施設の効果的・効率的な利活用のためにも貸し施設は創意工夫を行い、可能な限り稼働させていくべきである。使用者の声をアンケート等で分析し、当施設の方針に反しない範囲で柔軟に対応していただきたい。

② **【有効性】二次目的の効果の測定について（手続6）（意見）**

＜現状＞

当施設は常設展観覧料無料化の二次目的として、当施設を広く県民に活用してもらい、当施設を起点として周辺地域経済への波及効果をもたらすことを挙げているが、その効果が測定されていない。

＜意見＞

コスト・ベネフィットという考え方からすると、「広く県民に活用してもらうこと」という主目的は入館者数推移により客観的に確認できたが、「周辺地域経済への波及効果」の測定が必要かと思われる。例えば、アンケートで当施設訪問前後に訪れる場所等を調査する等、効果の測定について工夫及び努力を行っていただきたい。今後、当施設を起点として地域経済に波及していくことを期待する。

③ **【経済性、公益性】利用者1人当たりコストのモニタリングについて（手続6）（意見）**

＜現状＞

当施設は設立以降、KPIとして入館者数を設定し、目標と実績の分析も行い、安定した入館者数を確保している。ボランティアスタッフによる館内ガイド等、様々な取組も行われている。しかし、現状、コスト・ベネフィットの視点が入り入れられていない。

＜意見＞

当施設の観覧料は無料であるため、ベネフィットは入館者数と考えるとする。効果的・効率的に施設を運用する場合、同様のコストでより多くの入館者数を確保することを目指すべきである。

つまり、経常的な施設運営費を総利用者数で除した「利用者1人当たりコスト」をひとつの

判断材料とし、低い水準で維持できるようにモニタリングをしてはどうだろうか。また、仮に「利用者1人当たりコスト」が高水準になってきた場合には、当施設の今後の維持・管理のためにも様々な観点から改善する検討も必要になると思われる。

なお、博物館は社会教育機関としての役割があり、公共関与の必要性が高いため、効率性を追求することは当然ながら役割の主旨には合わない部分もあると思われる。ゆえに、「利用者1人当たりコスト」は重要視すべき指標ではないが、あくまでもひとつの判断材料にして参考にしていきたい。

④ 【公平性、透明性】寄附金控除について（手続6）（意見）

<現状>

現状、寄附金の受領については寄附金箱で受領を行い、箱には領収書が必要な方は受付にその旨を伝えるような記載があるだけである。当施設は直営の施設であり、当施設に対する寄附金は地方公共団体に対する寄附金であり、確定申告により所得控除を受けることができるが十分な説明がされていない。

<意見>

当施設に対する寄附金は地方公共団体に対する寄附金であり、領収書等受領を証明する資料があれば、所得税法上は確定申告により所得控除を受けることができ、法人税法上は全額損金算入が可能であるといった税制上の優遇措置が整備されている。

寄附金は貴重な財源でもあるため、寄附金の制度について十分な情報を提供し、本施設に運営にも活用していただきたい。

⑤ 【有効性、効率性、公平性】施設使用料の減免について（手続7）（意見）

<現状>

現状、減額や免除について、当施設のホームページ及びホームページに添付されている「施設使用の利用案内(R3.4.1改正).pdf」には記載されていない。

<意見>

インターネット上でも閲覧可能な佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例には施設使用料の減免について記載があるが、一般利用者が佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例を閲覧して確認する可能性は低い。公の施設が、地方自治法の定義に基づき「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」であることを踏まえると、当施設の制度については広く住民に周知する必要がある。他県の事例などでも「施設使用の利用案内」などに記載が見受けられる。

意見①でも述べたが、貸し施設の稼働率は改善すべき事項であるため、施設使用料の減免についてもホームページ等で住民に対して周知を行うことでより稼働率を上げる工夫及び努力を行っていただきたい。

⑥ 【有効性、効率性】アンケートについて（手続8）（意見）

<現状>

現状、当施設はアンケート用紙をスペースや外観の問題から設置していない。ただし、学校団体に対するアンケートのみ実施している。

<意見>

より広いアンケートの収集をしてはどうだろうか。現状のように学校団体に対するアンケートのみであれば学校関係者及び生徒の情報しか把握できない。当施設はボランティアスタッフのよる館内ガイドにより、利用者の生の声は収集しているが、アンケートによる統計を取るとは非常に有意義である。本施設の目的からすると広く県民に利活用してもらうためにも、利用者全体の情報が収集されるアンケート手法の活用を検討していただきたい。例えば、館内におけるアンケート用紙の設置、ボランティアスタッフによる館内ガイドを行ったあとアンケートに協力してもらう等が考えられる。

佐賀城本丸歴史館として利用者の属性を把握し分析することは当施設の運営上極めて重要である。具体的には、利用者の年齢、性別、来館回数、誰と訪れたか、どこから来たか、何で知ったか、交通手段等を把握することで、利用者の特性を把握することができ、今後どのようにしたらより効果的・効率的に情報発信できるか、満足度を高めることができるかに役立てることができる。また、好みの鑑賞スタイル（一人で黙々と鑑賞する、詳細な解説が欲しい、書籍を読みながら鑑賞する等）を選択式でアンケートにより調査することも有用かと思われる。

また、佐賀県が所有するすべての文化的施設で、必要かつ共通する設問はアンケート用紙の前半に設定し、後半はそれぞれの施設で相違する設問を設定したアンケート様式にしてみてもどうだろうか。

上記の対応を行うことで、共通設問を他の施設とも統一化することで他の施設との比較検討も可能となり、更に佐賀県全体としても合算してマクロ的な統計結果を把握することが可能となる。

アンケートの回答をより効果的・効率的に収集・活用していくために、収集方法や集約も含めた検討を実施されることを期待する。

V. 佐賀県立宇宙科学館

(1) 施設の概要

① 施設の基本的事項

施設名	佐賀県立宇宙科学館
所在地	佐賀県武雄市武雄町永島 16351
所管課	地域交流部 文化・スポーツ交流局 文化課
ホームページ	https://www.yumeginga.jp/
SNS の活用	Facebook Instagram Twitter LINE YouTube
運営方法	指定管理
施設に関する条例	佐賀県立宇宙科学館条例
設置目的	天文をはじめとする科学に関する資料の収集、展示等を行い、県民の教養と創造性を育み、もって本県の教育及び文化の発展に寄与するため（佐賀県立宇宙科学館条例第1条より）
設置年月日 (開館年月日)	平成11年4月1日 (平成11年7月8日)
開館時間	平日（火～金） 9:15～17:15 土日祝 9:15～18:00
休館日	月曜日（月曜日が休日の場合は翌平日）、12月29日～1月1日
各フロアの 主な施設	3階： プラネタリウム、天文台、宇宙発見ゾーン 2階： 地球発見ゾーン、サイエンスサロン 1階： 地球発見ゾーン、佐賀発見ゾーン、こどもの広場、科学実験室、科学工作室、図書室、ガイダンス室、レストラン、ミュージアムショップ 地下1 事務室、調査研究室、収蔵庫 等 階：
建物の構造	鉄筋コンクリート造
敷地面積	18,144 m ²
延床面積	8,292 m ²
貸し施設	なし
新型コロナウイルス感染拡大防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の緊急事態宣言及び蔓延防止等重点措置該当地域からの来館を控えて頂くよう佐賀県立宇宙科学館（以下「科学館」という）のホームページ及び科学館入口にて周知 ・ スタッフのマスク着用義務付け、フェイスガード着用 ・ 入場人数の制限（館内展示スペースの延べ床面積と収容人数から滞在人数を最大300名程度と設定し、駐車場の駐車スペースを制限することで概ね300名程度の入場人数となるようにコントロールしている） ・ 定期的な換気の実施、手指消毒スポットの増設、展示物のこまめな消毒の実施 ・ 飛沫防止パネル設置 ・ サーマルカメラによる検温測定 ・ ソーシャルディスタンスを踏まえた待ち列の立ち位置表示

	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンスを確保した椅子・テーブルの配置 ・プラネタリウムの観覧人数及び投影回数の制限、距離を開けての座席設定 ・おむつ交換所、多目的トイレへの拭き取り除菌シートの設置 ・トイレのハンドドライヤー使用の中止（ペーパータオルに変更）等 <p>他にも、令和2年5月には館内に二酸化炭素測定器を設置することにより、館内の二酸化炭素濃度をモニタリングし、換気の効果を定期的に確認している。</p> <p>また、プラネタリウム内の空間的な広さ等からプラネタリウム内の換気にかかる時間を計算し、プログラムの間隔や観覧者数の制限を調節している。</p>
<p>外観、内観等</p>	<p><外観></p>  <p><内観></p> 

② 使用料

<観覧料>

区分	個人				団体（20名以上）	
	常設展示	プラネタリウム	当日セット (常設展示+プラネタリウム)	ゆめぎんがクラブ 年間フリーパス	常設展示	プラネタリウム
大人	520円	520円	930円	3,100円	410円	410円
高校生	310円	310円	550円	2,090円	250円	250円
小中学生	200円	200円	360円	1,570円	160円	160円
幼児（4歳以上）	100円	100円	180円	1,040円	80円	80円

③ 減免制度

本施設の減免制度は佐賀県宇宙科学館条例で直接定めておらず、同条例に基づき指定管

理者が決定し、佐賀県に対して申請を行い、佐賀県の承認を受けている。

免除	対象者		個人	団体
	0～3歳児		免除	免除
	手帳保持者（障害・療育・精神）・特定医療費受給者証所持者及び付き添い1名		免除	免除
	園行事・学校行事で生徒を引率する先生（学童保育の指導員は対象外）		—	免除
	団体に添乗する旅行会社の添乗員・ガイド・バス運転手・カメラマン		—	免除

※プラネタリウムの観覧は、1日1回まで。

減額	佐賀県内の幼稚園・保育園・学校団体が対象。以下のように観覧料が減額される。		
	区分	料金	
		常設展示	プラネタリウム
	高校生	150円	150円
	小中学生	100円	100円
幼児（4歳以上）	50円	50円	

④ 利用者数

		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
総利用者数 ※無料利用者含む	大人	113,680人	113,503人	119,635人	108,628人	38,797人
	高校生	1,798人	2,106人	2,145人	2,485人	974人
	小中学生	83,907人	84,213人	86,848人	83,459人	26,961人
	園児・幼児等	24,122人	23,407人	24,630人	21,144人	6,646人
	その他	36,624人	35,151人	40,276人	33,075人	11,619人
	無料ゾーン	10,285人	9,803人	9,438人	8,162人	2,385人
	合計	270,416人	268,183人	282,972人	256,953人	87,382人
減免人数		36,624人	35,151人	40,276人	33,075人	11,619人
開館日数		318日	316日	317日	317日	292日
1日当たり利用者数		850人/日	848人/日	892人/日	810人/日	299人/日

※「その他」に含まれるのは、0～3歳児、団体旅行の添乗員、団体旅行の引率教員、障害者手帳保持者（難病の受給者証を所持者含む）及びその介助者、友の会（ゆめぎんがクラブ）会員、招待券保持者、県内の教員等、利用料の免除対象者の人数である。

※佐賀県内の幼稚園・保育園・学校団体等で利用料が減額された場合の人数は、「高校生」や「小中学生」などの各区分に含まれている。

※県内の学校団体等で利用料が減額された各区分の人数は不明のため、「減免人数」には、利用料免除の人数である「その他」の人数を記載している（結果として、「減免人数」には減額された人数は含まれていない）。

(2) 監査手続

(手続1)

選択している運営方法は合理的か（県直営／指定管理）。

① 選択している運営方法

佐賀県立宇宙科学館では、平成18年度より指定管理者制度を採用している。

② その運営方法を選択している理由

佐賀県立宇宙科学館の開館当初は、改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく管理委託制度により運営されていた。

平成15年に地方自治法の改正（平成15年法律第81号）が行われ指定管理者制度が整備されたことを受け、佐賀県でも平成17年に佐賀県立宇宙科学館条例を改正（平成17年条例第15号）し、指定管理者制度を導入した（なお、経過措置により、改正前の地方自治法に基づき管理を委託している公の施設については、平成18年3月31日までは従前のままとされており、指定管理者制度導入の初年度が平成18年度となった）。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として導入されたものである（出典：「指定管理者制度に係る運用指針について」より）。

この点、佐賀県立宇宙科学館は、体験展示を多く取り入れた観光施設としての側面が大きな施設でもあり、民間活力を導入しやすい施設でもあったことから、指定管理者制度による運営が行われている。

担当者へのヒアリングにより、住民サービスの向上、管理経費の縮減が主な目的であるため、指定管理者の更新時期に合わせて、これらの目的が達成できているかを検証し、指定管理での運営が適当と判断したうえで更新を行っていることを確認した。

③ 指定管理者が行う管理運営業務の範囲

指定管理者が行う管理運営業務は以下のとおりである。

- | |
|---|
| 1 資料の展示・収集・保存・有利及び利用に関する業務 |
| 2 調査研究業務（佐賀県、教育委員会との連携事業） |
| 3 調査研究成果の普及に関する業務（佐賀県との連携事業） |
| 4 教育・生涯学習支援に関する業務（佐賀県、教育委員会との連携事業） |
| 5 学校との連携に関する事業（佐賀県、教育委員会との連携事業） |
| 6 県民協働による宇宙科学館運営に関する業務（佐賀県との連携事業） |
| 7 他の科学館・博物館等との連携を図る業務 |
| 8 科学に関する情報の提供に関する業務 |
| 9 広報誘客に関する業務 |
| 10 地域づくりと観光振興に関する業務 |
| 11 宇宙科学館の利用に係る利用料金に関する業務、宇宙科学館の使用許可に関する業務 |
| 12 宇宙科学館施設及び付属設備等の管理、維持及び修繕に関する業務 |
| 13 その他設置目的を達成するため必要となる業務 |

（出典：佐賀県立宇宙科学館管理運営業務仕様書より、中項目以下は割愛）

佐賀県立宇宙科学館条例第3条2項において、指定管理者に行わせる管理の業務は、科学館の運営に関する業務、科学館の施設の利用に関する業務、科学館の施設の維持及び管理に関する業務、と定められており、その業務の範囲は適切であると判断する。

④ 指定管理者応募状況等の推移

平成18年度の指定管理者制度導入以降の指定管理者応募状況等の推移は以下の通りであ

る。

期	説明会 申込状況	応募状況	指定管理者	指定管理委託料
第1期 (平成18年度～ 平成20年度)	18社	4社	乃村・松尾宇宙科学館活性化共 同事業体(幹事社:株式会社乃 村工藝社)	311,420千円 309,480千円 310,590千円
第2期 (平成21年度～ 平成23年度)	5社	2社	乃村・松尾宇宙科学館活性化共 同事業体(幹事社:株式会社乃 村工藝社)	294,553千円 294,560千円 294,333千円
第3期 (平成24年度～ 平成28年度)	4社	3社	乃村・松尾宇宙科学館活性化共 同事業体(幹事社:株式会社乃 村工藝社)	290,900千円 292,398千円 277,048千円 299,055千円 302,292千円
第4期 (平成29年度～ 令和3年度)	5社	1社	乃村・松尾宇宙科学館活性化共 同事業体(幹事社:株式会社乃 村工藝社)	290,489千円 290,489千円 293,179千円 340,258千円 (295,869千円)

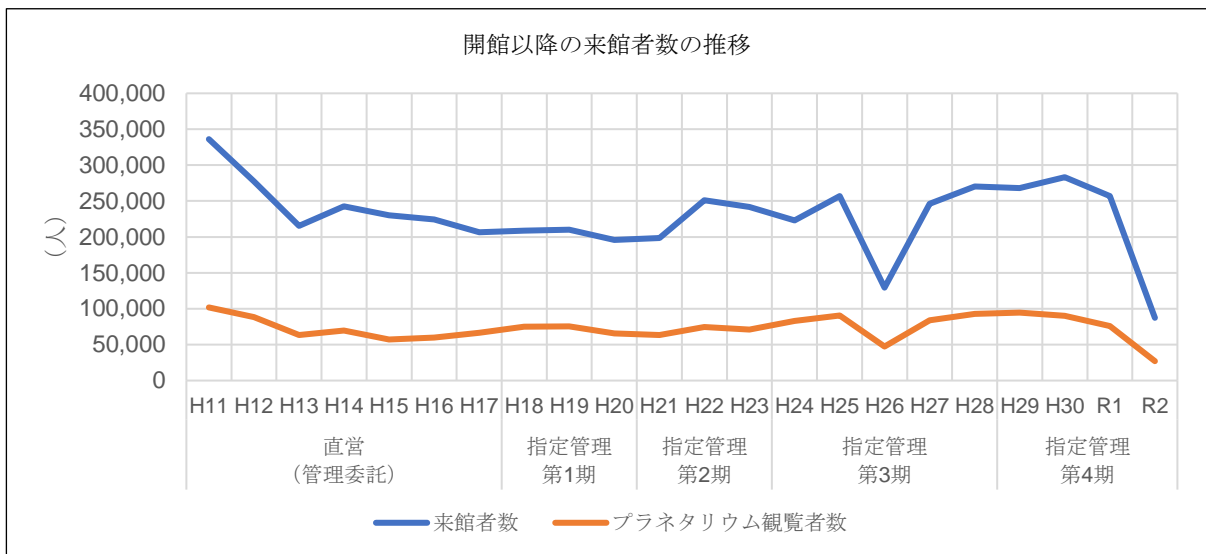
※指定管理委託料は上から順に年度別に記載している。第4期指定管理料の()内の金額は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う委託料の再積算前の金額である。

指定管理者の募集は公募によって行われている。説明会には各期とも複数社が参加している。また、「指定管理者制度に係る運用指針について」(平成24年7月佐賀県経営支援本部職員課)によれば、募集期間は40日以上と定められており、第4期の指定管理者募集の期間は、平成28年8月19日から平成28年9月30日まで、第5期についても令和3年8月24日から令和3年10月4日までで行われており、40日以上は確保されている。

結果として第4期の応募は1社となったものの、第1期から3期までは複数社応募を確保している。その他、資料の閲覧により、指定管理者の募集に係る手続きは適切に行われているものと判断する。

⑤ 指定管理者制度導入による効果

開館以降の来館者数等の推移は以下の通りである。



平成 18 年度からの指定管理者制度導入後、数年は指定管理制度導入前と同程度の来館者数が続いていたが、平成 22 年度に来館者数が増加し、それ以降増減はあるものの概ね一定水準を維持している。

担当者へのヒアリングによると、平成 22 年度は夏の企画展で集客の望める人気テーマ「恐竜」を取り扱った「恐竜展～トリケラトプスの世界～」を開催したこと、夏休みの自由研究のお助けコーナーとして宇宙科学館で準備したお題の中から選んで工作・実験を行う「夏休み自由研究道場」を初開催したこと（夏休みに大人気となるワークショップで、これ以降、毎年開催している）、春の企画展でカラクリ装置を集めた「ビーコロ展」を初開催したこと（以後、定着し人気の企画展として毎年開催されている）等、現在でも人気の企画展等が始まった年度であることに加え、小惑星探査機「はやぶさ」帰還カプセル特別公開（九州初公開）等による誘客もあって、来館者数が増加したとのことである。

平成 22 年度以降で大きく来館者数が減少したのは平成 26 年度と令和 2 年度である。平成 26 年度は耐震工事とリニューアルのため約 10 か月の休館があった影響、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休館や入場制限を行ったことによる影響である。

指定管理制度導入直前である平成 17 年度は、406,359 千円（宇宙科学館の管理委託費として 152,938 千円、運営事業費補助金として 253,421 千円）が当時の管理者に交付されている。なお、県から宇宙科学館に拠出している金額であり、県職員で宇宙科学館に関する業務を行う者の人件費は考慮していない。

指定管理制度導入以前は、入館料及びプラネタリウム観覧料は、県が収受する使用料として徴収されていた（佐賀県立宇宙科学館の管理に関する規則：平成 14 年一部改正時の条文より）。平成 17 年度の入館料等の収入は 72,864 千円であり、平成 17 年度における県の実質的な負担額は 333,495 千円（406,359 千円－72,864 千円）と計算できる（なお、指定管理制度導入後の入館料等は、指定管理者に帰属する利用料として徴収されているため、指定管理制度導入後の県の負担額は指定管理料のみとなる）。

来館者数等の推移をみると指定管理者制度導入の第 1 期は効果が出なかったようにも見えるが、県から拠出された資金の額は平成 18 年度で 311,420 千円と県の実質的な負担額は 2

千万円程減少した中でのことであり、同様の効果をより少ない資金で達成できていたと言える。つまり、地方自治法第2条第14項の「最少の経費で最大の効果を」というコスト・ベネフィットの観点からすると効果があったと判断できる。その後は管理委託料が大きく変動してはいないにもかかわらず来館者数は大きく増加しており、指定管理者制度導入による効果はあると判断できる。

（手続2）

施設は常に良好の状態において管理され、その所有の目的に応じ最も効率的に運用されているか（アセット・マネジメント）。

① 常に良好の状態において管理されているか。

協定書等において県が指定管理者に求めている施設管理は以下の通りである。

（管理運営業務）

第3条 甲は、乙に宇宙科学館の指定管理者として次に掲げる管理運営業務を行わせる。

（中略）

(3) 宇宙科学館の施設の維持及び管理に関する業務

（補修・修繕等費用の負担）

第15条 管理物件の補修及び故障等にかかる修繕等については、前条第3項の場合を除き甲が行うものとする。ただし、補修・修繕等に係る費用が1件当たり100万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を超えない場合は、乙が行うものとする。

2 前項ただし書の規定による補修・修繕等を行った後の管理物件は、甲に帰属するものとする。

（注）甲：佐賀県、乙：指定管理者

第15条第1項の「前条第3項の場合」とは、乙の責に帰すべき事由による管理物件の尊称等の場合をさす。

（出典：佐賀県立宇宙科学館の管理運営に関する協定書、注は外部監査人による）

乙が行う管理運営業務は次の1～13のとおりとする。

（中略）

12 宇宙科学館施設及び付属設備等の管理、維持及び修繕に関する業務

宇宙科学館の敷地内及び建物全体を維持管理の対象とし、国土交通省大臣官房営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書」の最新版に準拠し、以下の点に留意して建物の点検、保全を行う。

また、建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく、損傷、腐食その他の劣化の状況の定期点検を行う。

（以下略）

（注）乙：指定管理者

（出典：佐賀県立宇宙科学館管理運営業務仕様書別記、注は外部監査人による）

このように指定管理者は、宇宙科学館の敷地内及び建物全体の維持管理を担っており、定期的な点検や1件あたり100万円以下の日常の修繕を実施している。直近5年間の修繕の実績は

以下の通りである。

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
修繕費	6,332	5,266	3,944	4,649	4,358

(出典：指定管理者提出資料に基づき作成)

令和 2 年度は、調査研究室ドラフトファン整備や監視カメラディスプレイ入替などの修繕を実施していた。

一方、宇宙科学館は開館から約 15 年経過した平成 26 年に展示工作物の改修工事、大規模天井耐震工事及び外壁改修工事を行っているが、竣工から 20 年超が経過し、建物の老朽化が進行している。館内のエントランスを含む多くの箇所での雨漏りやスクリーンカーテンの動作不良などを現場視察により確認した。また、様々な設備のメーカー推奨更新年月も超過している。このような施設の状況は指定管理者から県へ毎年報告されている。

この点、佐賀県は「佐賀県県有施設長寿命化指針」(平成 29 年 3 月)に基づき、令和 2 年度に施設別の長期保全計画を策定している。これは平成 27 年度に県が定めた「佐賀県ファシリティマネジメント基本方針」の柱のひとつである「計画的保全（施設の長寿命化）」の具体的な取り組みである。対象施設は劣化状況調査を行い、劣化調査カルテを作成するとともに、40 年単位での予算の平準化を考慮した 10 年間の FM 保全工事の年次計画を定めている。宇宙科学館については、劣化状況による総合評価は A～D の 4 段階中「C」とされ、屋根防水の劣化度が高いことが示された。これを受け、外壁や電気設備の保全工事の計画が示されたところである。

宇宙科学館はすでに相当程度の劣化が進んでおり、今後は計画に従った保全工事の実施が必要となる。

(注：FM 保全工事とは、県有施設の長寿命化を目的とした工事で、屋根改修工事、外壁改修工事、電気設備工事、給排水工事、空調工事、昇降機といった全面的な改修工事のこと。)

② 所有の目的に応じ効率的に運用されているか。

宇宙科学館の設置目的や役割について、佐賀県宇宙科学館条例において「天文をはじめとする科学に関する資料の収集、展示等を行い、県民の教養と創造性を育み、もって本県の教育及び文化の発展に寄与する」(第 1 条)と明記されている。また、施設管理者作成の報告書には、宇宙科学館は「理科離れ」が指摘される状況の中で、21 世紀を担う子供たちの「科学する心」を育て、発見や創造の素晴らしさを伝えることや、県民全般に科学知識の普及を図ることなどを目的としている旨が記載されている。この設置目的の下で、宇宙科学館は常設展とプラネタリウムに加え、企画展が毎年実施されている。現場視察や過去の企画展の内容を確認した結果、施設の展示や企画展はその目的や役割に沿ったものであると認められ、問題は検出していない。

効率性の観点からは、各種メディアや SNS での情報発信の広報活動、また、年 3 回の企画展（春、夏、秋冬）、夏休み期間中のイベント等が実施され、入館者の増加に努めている。令和 2 年度は新型コロナの影響による一時休館や、企画展が秋冬の 1 回の開催となるなどの影響で入館者が減少しているが、令和 3 年度は一定の制限下ではあるものの春及び夏の企画展を開催し、また、佐賀県による JAXAGA SCHOOL（ジャクサガスクール）など、積極的な取り組みが行われている。なお、いわゆる貸しスペースは行っていないが、無料開放ゾーンがもうけられ、地域の住民に開かれている。以上より、効率的な運用への取り組みがなされていると判断した。ただし、今後は経年劣化が懸念される常設展を補うためのより一層の工夫が望まれる（意見①）。

（注）ジャクサガスクールとは、佐賀県と JAXA（宇宙航空研究開発機構）が連携し、宇宙を切り口とした教育プログラムを通じて、未知へチャレンジする心、科学への興味や郷土への誇りを育む事業。

令和2年度に実施された企画展は以下の通り。

名称：佐賀の五大古生物の謎を追い ～不動寺康弘氏コレクションからみる佐賀の化石～
開催期間：令和2年10月31日（土）～令和2年12月27日（日）
協力機関：荒尾干潟水鳥・湿地センター、いおワールド かごしま水族館、北九州市立自然史・歴史博物館、足寄動物化石博物館 安達達郎、早稲田大学 教授 平山廉、福井県立大学恐竜学研究所 河部壮一郎、福井県立恐竜博物館 藪田哲平
観覧料：無料（常設展観覧料のみで入場可能）

（手続3）

現金及び備品の管理が適切に行われているか（アセット・マネジメント）。

① 現金の管理が適切に行われているか

宇宙科学館において現金出納の対象となる主な取引は以下の通りである。

- ・観覧料
- ・ミュージアムショップ（売店）売上
- ・小口の経費支払

観覧料は基本的には現金で収受する。ミュージアムショップについても、一部クレジットカード決済があるが、大部分が現金による収受である。いずれも開館中はレジスターで管理している。閉館後、現金有高を確認し、迅速に預金口座へ入金する。領収書は、求められれば発行するが、稀である。担当者への聞き取り及びサンプルにより売上金の管理状況を確認したところ、問題は検出されなかった。また、領収書について、連番管理及び書損処理は適正になされていた。

小口現金は出納担当者が現金出納簿を作成して管理している。毎月末に実査を行って、経営管理部長が承認している。担当者への聞き取り及びサンプルにより出納管理を確認したところ問題は検出されず、現金の管理は適切に行われていると判断した。決済手段に関しては、手数料の発生等を理由にクレジットカードや電子マネー等による決済は導入していない（意見②）。

② 備品の管理が適切に行われているか

協定書等において県が指定管理者に求めている備品管理は以下の通りである。館内の県の財産である備品（重要物品含む）は、佐賀県の財務規則に則って管理されるが、その一部を指定管理者が担うこととなる。

（管理物件）

第6条 この協定に基づき、甲が乙に管理運営業務を行わせるに当たって管理させる物件（以下「管理物件」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 名称及び所在地 佐賀県立宇宙科学館
武雄市武雄町大字永島 16351 番地
 - (2) 対象物件 甲が別に定める財産台帳及び備品台帳のとおり
- （中略）

5 甲及び乙は、第1項第2号の甲が別に定める備品台帳の物件について、照合による確認を定期的に行う

ものとする。

(注) 甲：佐賀県、乙：指定管理者

(出典：佐賀県立宇宙科学館の管理運営に関する協定書、注は外部監査人による)

乙が行う管理運営業務は次の1～13のとおりとする。

1 資料の展示・収集・修理及び利用に関する業務
 (中略)

(3) 資料の保存と修理に関する業務（佐賀県との連携事業）
 資料の材質や性質に適した保存環境を整え、定期的な状態調査を実施するとともに、損傷や汚損、カビや害虫など危険因子に対する適切な処置を行う。

(注) 乙：指定管理者

(出典：佐賀県立宇宙科学館管理運営業務仕様書別記、注は外部監査人による)

令和2年度に県から当施設に送付された財産台帳及び備品台帳の件数は以下の通りであった。

区分	令和2年度備品数量	令和2年度金額
重要物品	75 件	234,923 千円
一般備品	1,326 件	191,282 千円
計	1,401 件	426,205 千円

(出典：指定管理者より提出資料を基に作成)

備品は原則として備品札（シール）を添付して管理する。年度末時点の財産台帳及び備品台帳を県から指定管理者へ提示し、指定管理者が備品等の現品調査を実施し、県に報告する。資料は必要に応じて燻蒸消毒（害虫防止処置）などを行っている。担当者への聞き取り及び現場視察を実施し、管理状況を確認し、また、サンプルで現品と台帳の整合性を確かめた結果、問題は検出されず、備品は適切に管理されていると判断した。

(手続4)
 多様なニーズに対応したマネジメント改革は行われているか。

- ① 地域や博物館・美術館等の特性を把握している館長が起用されているか
 現在の館長は宇宙に関する業務経験が豊富であり、特に宇宙教育、広報・普及活動を中心に活躍されてきた人物である。
 県内外の大学等の依頼により外部講演も行っており、令和2年度は10回の外部講演を行っている。
 「天文をはじめとする科学に関する資料の収集、展示等を行い、県民の教養と創造性を育み、もって本県の教育及び文化の発展に寄与する」（佐賀県立宇宙科学館条例第1条）という宇宙科学館の目的を達成するに必要な能力・経験を有している館長が起用されていると判断する。
- ② 多言語への対応は適切に整備・運用されているか。
 施設内の視察、リーフレットの閲覧より以下のように多言語への対応がされていることを確認した。

館内案内表示	英語
リーフレット	英語・韓国語・中国語（簡体字）・中国語（繁体字）

また、担当者へのヒアリングにより、職員への英語研修を行っており英語での来館者対応に備えていることを確認した。

なお、ホームページについては日本語のみであった（意見③）。

（手続5）に記載の通り、外国人の来館者数はそれほど多くはないが、来館者対応を中心に適切に整備・運用されていると判断する。

- ③ 多様なライフスタイルに対応した開館日・開館時間の見直しは行われているか
 現在の休館日は以下の通りである。

<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日） ・春休み・ゴールデンウィーク・夏休み期間中は無休 ・9月に臨時休館あり ・年末年始 12月29日～1月1日

（出典：宇宙科学館リーフレットより）

休館日の見直しに関して、担当者へのヒアリングにより下記内容を確認した。

指定管理者制度導入前は月曜日が定休日だったが、月曜日が休みという業種もあることを踏まえ、指定管理者制度導入後、火曜日を定休日としていた時期がある。

結果として、来館者数に大きな変動がなかったため、現在の月曜日を定休日とすることで落ち着いたとのことである。

また、夏休み等、学校が長期間の休みになる時期は無休とすることで、青少年への教育を意識した開館日が設定されている。

このように、多様なライフスタイルに対応しより多くの来館者数を増加させるべく、機動的・試験的に定休日の見直しを図る等、指定管理制度導入による民間活力が発揮されていると判断する。

- ④ ユニークメニューの活用が行われているか

佐賀県内の博物館施設として佐賀県の事業の会場に利用されることはあり、イベントの特別感や地域特性を演出できる会場として活用されている実態はある。ただ、宇宙科学館内には、いわゆる「貸し会議室」等の貸し施設はない。したがって、基本的に民間による会議・レセプション等の開催は想定されていない（意見①）。

- ⑤ バリアフリーは整備されているか

宇宙科学館のバリアフリーの整備状況は以下の通りである。

<ul style="list-style-type: none"> ・パーキングパーミット制度 館外エレベーター付近に6台分の身体障害者用パーキングスペースが設置されている。 ・車イス・ベビーカーの無料貸し出し 館内の観覧に際し、車イス・ベビーカーの無料貸し出しを行っている（受付場所：1階インフォメーション）。 ・観覧料の減免 手帳（障害・療育）を持参の本人と、付添1名は観覧料が無料（受付場所：1階インフォメーション）。 ・身体障害者補助犬との見学可能

<p>盲導犬・聴導犬・介助犬との同伴見学が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コインロッカー（無料） 館内は体験型の展示のため、貴重品を除き、荷物をコインロッカーに預けることができる（受付場所：1階図書室横）。スーツケース等大きな荷物は、1階インフォメーションで預けることができる。 ・多目的トイレ 小さなお子様連れのお客様や、車イスの方でもご利用いただける多目的トイレを館内 2 か所に設置（設置場所：1階、3階。3階はオストメイト対応）。 トイレ内は車イスで入っても十分なスペースがあり、手すり、おむつ交換台を設置している（3階のおむつ交換台は、女性用トイレ入り口付近に設置）。 ・子供の広場（授乳・おむつ交換スペース） 1階こどもの広場奥に、授乳・おむつ交換スペースを設けている。 ・バリアフリー設計 全館バリアフリーとなっており、各階の移動はすべてスロープで移動できる。 ・天文台への昇降機 大型望遠鏡を備えた天文台への階段に、昇降機を設置している（3階天文台入口階段）。 ・プラネタリウムドーム内の点字ブロック等 プラネタリウムドーム内は、段差によるケガ防止のため、点字ブロック・スロープを設置している。 車イスやストレッチャーのまま観覧できる。 ・赤外線聴覚補助システム「アシストホーン」無料貸し出し（10台） プラネタリウムでは、音声を益外線の信号として送信する機器「アシストホーン」を介し、聞こえにくい方や補聴器をお使いの方にも高音質・低雑音の音声で観覧できる（受付場所：チケットカウンター）。
--

（出典：宇宙科学館 ホームページより）

この他にも、担当者へのヒアリング及び観察により、点字のパンフレットや天体望遠鏡の車イス対応（天体望遠鏡を覗くためには、台の上に登って接眼レンズを覗き込む必要があるが、接眼レンズ部分を延長して車イスに座ったまま天体望遠鏡を覗くことができるようにしている）等、ユニバーサルデザインの取り組みが行われていることを確認した。

バリアフリーの整備は適切に行われていると判断する。

⑥ 学校教育との適切な連携は行われているか

令和2年度の学校関係の来館者数は以下の通りである。

（単位：人）

区分	佐賀県内	佐賀県外
幼稚園・保育園	885	313
小学校	6,134	6,785
中学校	1,190	2,019
高校	20	319
特別支援	97	199
子供会・学童	81	36

（出典：宇宙科学館作成の資料より）

上記の通り、小学生を中心に県内外の学校に広く利用されていることが伺える。

また、宇宙科学館では、アウトリーチ活動として下記の活動も行っている。

<ul style="list-style-type: none"> ● アウトリーチ活動の目的 アウトリーチ活動は、これまで実施してきた科学教育活動を地域の団体や学校に対してより広く実施

することにより、子供たちの科学する心を育て、発見や創造のすばらしさを伝えるとともに、県民全般の科学知識の普及を図り引いては新しい郷土を想像する人材の育成に寄与する活動を科学館の中から県内へと広げていくこと。

● 出張教室

佐賀県内及び県外の近隣地域などで実施を希望される場合が対象となり、「天文・宇宙分野」「実験・工作分野」「生物・地学分野」の中から希望のテーマを選択することができる。

申込可能団体は、県内外の公立及び私立の幼稚園、保育園、学校及びPTA、地域の子供会、保護者会等の子供たちを対象にしたボランティア活動団体、県内の地方公共団体、公共の社会教育施設・機関となっている。

● 団体向けプログラム

来館し常設展示を観覧される団体を対象に、事前に申し込むことで通常のワークショップ等の時間帯とは別に「ゆめぎんがプログラム」として団体向けの特別枠を設定して対応している（夏休みや休館日等、一定の期間を除く）。

● 指導者研修会

佐賀県内及び県外の近隣地域などで実施を希望される場合が対象となり、県内学校の教職員や子ども会、ボランティア団体等の指導者に対して実施する研修会。

申込可能な指導者は、幼稚園、保育園、小中学校・高校の教職員又はPTAの方、地域の子供会、保護者会等の子どもたちを対象にしたボランティア活動をされる方、県内の地方公共団体の指導担当者、県内の公共の社会教育機関の指導担当者となっている。

（出典：宇宙科学館のホームページより）

令和2年度におけるアウトリーチ活動の実績は以下の通りである。

- 出張教室：県内小学校を中心に18回
- 材料の提供及び機材の貸出：7回
- 指導者研修会：1回

（出典：宇宙科学館より入手した資料より）

このように、宇宙科学館では来館による学校教育との連携のみならず、科学教育活動を広めていく活動も行われており、学校教育との積極的な連携が行われていると判断する。

⑦ 関係機関との連携による新たなまちづくりや観光に関する取組の推進が行われているか（ITの活用等）

宇宙科学館の年間フリーパスポート「ゆめぎんがクラブ」の会員になることで、近隣の温泉施設・ホテル、旅館・飲食店等の割引や、美術館・テーマパーク等の入場割引の特典を受けることができ、地域経済への波及効果が期待できる。また、宇宙科学館のリーフレット（日本語版のみ）では、周辺の観光ガイドやイベントの紹介も織り込まれており、周辺地域の観光を意識した日常的な取り組みが伺える。

他にも、宇宙科学館の近隣にある武雄温泉保養村の発展に寄与することを目的とする「武雄温泉保養村会」に、宇宙科学館も会員及び事務局として所属し、地元地域の取り組みに参加している。主な取り組み内容として、武雄温泉保養村会が毎年主催する「ほたる祭り」（宇宙科学館の正面小川（せせらぎプロムナード）の一角で例年5月下旬から6月上旬に自生したほたるの見ごろがピークを迎える2週間を「ほたる祭り」として期間中は交通規制を行い、自由にほたるを鑑賞して頂くとともに、期間中の日曜日には「ほたる祭り特別イベント」を開催している）がある。

過去には、武雄市と連携して、グランピングやリレーマラソンのイベントの開催に協力している（リレーマラソンでは、宇宙科学館の駐車場がコースやイベントのステージに利用された。なお、駐車場の土地は武雄市の所有である）。

SNS（ソーシャルネットワークサービス）の活用も行っており、往査日現在で、Facebook、Twitter、Instagram、YouTube を利用している。YouTube では、テレビ番組でも取り上げられた「ペンデュラムウェーブ」の動画や、館内（地球発見ゾーン）の VR 動画などを閲覧することができ、様々な取り組みが行われている。

（手続5）

館自体の KPI を設定し、管理しているか。また、その後に活かしているか。

宇宙科学館では、年間来館者数及びプラネタリウム観覧者数を KPI として設定している。直近 3 年度の目標値と実績は以下の通りである。

（単位：人）

年度	来館者数目標	来館者数実績	プラネタリウム観覧者数目標	プラネタリウム観覧者数実績
平成 30 年度	240,000	282,972	85,000	90,112
令和元年度	250,000	256,953	85,000	75,837
令和 2 年度	260,000	87,382	85,000	27,009

令和 2 年度等は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあって、目標達成となつてはいないが、他の年度では概ね目標達成できている。

来館者数やプラネタリウム観覧者数は、指定管理者内の概ね四半期ごとに行われている全体会議において、過去の数字と合わせて共有される。全体会議では、今年度のトピックスを踏まえて来館者数等の増減に関する分析を行い、課題を識別し、運営方針を検討している。

また、KPI としては明確に定めていないものの、団体予約の状況から外国人入館者数は把握している。平成 18 年度以降の外国人来館者数は以下の通りである。

（単位：人）

年度	外国人入館者		左記の内訳		全入館者数
	入館者数	割合	韓国	その他（中国等）	
H18	2,178	1.0%	1,843	335	208,757
H19	3,202	1.5%	1,959	1,243	209,866
H20	806	0.4%	730	76	195,672
H21	1,413	0.7%	808	605	198,704
H22	2,165	0.9%	1,605	560	250,937
H23	616	0.3%	296	320	241,572
H24	945	0.4%	193	752	223,005
H25	452	0.2%	203	249	257,090
H26	126	0.1%	0	126	129,298
H27	518	0.2%	0	518	246,405
H28	215	0.0%	126	89	270,416

H29	756	0.3%	363	393	268,183
H30	554	0.2%	45	509	282,972
R1	709	0.3%	43	666	256,953

（出典：宇宙科学館より入手した資料より）

なお、令和2年度については集計途中の数字だったため、割愛している。

担当者へのヒアリングでは、外国人入館者数は、全入館者数に比べるとその数は少ないため、外国人来館者数については重要な指標として位置付けていないとのことであった。そのため、外国人入館者数の増加に向けた対策も現状では検討されていない。

（手続6）

使用料は施設の運用方針や状況を踏まえ合理的に設定されているか。

① 観覧料はどのような観点から設定されているか。

地方自治法第244条の2及び佐賀県立宇宙科学館条例に従い、指定管理者に帰属する施設利用料については、指定管理者が決定し、佐賀県の承認を得る必要がある。県は、佐賀県立宇宙科学館条例のなかで、科学館の利用料金について「科学館の施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度」とするとし、上限のみを定めている。これは、コストを上回るほど不当に高い料金設定としないための基準である。

観覧料については、県の承認を受け、また、観覧料のうち最も料金の高い大人当日セット（常設展示＋プラネタリウム）930円は、条例に定められた上限額1,570円の範囲内であり、妥当である。

<限度額の算定>

維持管理に必要な費用		施設の利用予定	
人件費、管理費	226,338 千円	大人	84,600 人
運営事業費	150,651 千円	高校生以下	118,400 人
合計（A）	376,989 千円	その他	37,000 人
限度額 A/B	1,570 円	合計（B）	240,000 人

（出典：平成29年2月1日利用料金申請書を基に作成）

また、指定管理者は、近隣自治体の同様の施設の水準を参考にしつつ料金設定を行っているとのことであり、近隣自治体の同様の施設の利用料金と比較したところ、著しく不合理な点は認められなかった。隣接する2県の類似施設の利用料金は以下の通り。

【福岡県青少年科学館】（福岡県久留米市）

区部	展示入館料		コスモシアター		セット料金	
	個人	団体	個人	団体	個人	団体
一般	410 円	310 円	610 円	410 円	720 円	設定なし
児童生徒 （4歳以上高校生以下）	210 円	160 円	310 円	210 円	370 円	

※コスモシアターはプラネタリウム。団体は30名以上。

【福岡市科学館】

区部	5階 基本展示室入場料		6階 ドームシアター観覧料	
	個人	団体	個人	団体
大人	510円	460円	510円	460円
高校生	310円	280円	310円	280円
小・中学生	200円	180円	200円	180円

※ドームシアターはプラネタリウム。団体は30名以上。

【長崎市科学館】

区部	展示室		スペースシアター		セット券	
	個人	団体	個人	団体	個人	団体
大人（高校生以上）	410円	320円	520円	410円	830円	設定なし
子ども（3歳以上）	200円	160円	260円	200円	420円	

※スペースシアターはプラネタリウムまたは全天周映画。団体は15名以上。

② 目標とする受益者負担割合を設定し、それを利用料等に反映させているか。

受益者負担の観点から、当館の利用料を検討する。

当施設の受益者負担率の現状は以下のとおりである。

		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
コスト	人的コスト	125,467千円	111,405千円	116,445千円	118,372千円	116,444千円
	物的コスト	242,523千円	247,666千円	251,480千円	242,814千円	206,762千円
	その他のコスト	90,851千円	78,661千円	89,081千円	84,471千円	60,020千円
コスト 合計 A		458,840千円	437,732千円	457,006千円	445,657千円	383,226千円
総利用者数 B		270,416人	268,183人	282,972人	256,953人	87,382人
利用者1人当たりコスト C=A/B		1,697円	1,632円	1,615円	1,734円	4,386円
使用料収入 D		97,967千円	98,533千円	101,122千円	91,425千円	32,523千円
減額・免除額 E		15,990千円	15,365千円	17,670千円	14,431千円	5,198千円
公費負担額 F		302,292千円	290,489千円	290,489千円	293,179千円	340,258千円
自主事業収入 G		51,648千円	56,686千円	60,328千円	53,730千円	21,323千円
収入 合計 D+F+G		451,907千円	445,708千円	451,939千円	438,334千円	394,104千円
利用者1人当たり収入 H=(D+E+G)/B		612円	636円	633円	621円	676円
受益者負担率 H/C		36.06%	38.97%	39.20%	35.81%	15.41%

※「人的コスト」には、人件費が含まれている。「物的コスト」には、管理費、展示事業費が含まれている。

「その他のコスト」には、教育普及事業費、情報提供事業費、広報誘客事業費、自主事業費、指定管理者本社経費が含まれている。

「自主事業収入」には、ミュージアムショップ収入、レストラン事業収入、科学教室参加料等が含まれている。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、利用者数が大幅に減少している。これを受けて、指定管理委託料の再積算が行われたため、公費負担額が他の年度よりも増加している。

※「減額・免除額」については、詳細な金額は不明のため、以下の計算方法により概算している。

①各年度の「その他」の人数（免除対象者数相当）を、各有料区分の来場者数の割合で按分する。

②直近5期平均の来場者数とプラネタリウム観覧者数より、来場者数のうちのプラネタリウム観覧者数の割合を概算し、その割合を用いて常設展示のみ料金とプラネタリウムセット料金を加重平均した単価を計算する。

③①の各区分の人数に②の単価を乗じることで、各年度・各区分の減免額を概算する。

上記の通り、受益者負担率について、令和2年度については新型コロナウイルスの影響があるため15%と相対的に低い値となっているが、それ以外の年はいずれも30%台後半で推移している。県では、利用料金の設定において、この受益者負担の考え方に基づく基準の提示や、下限率の設定等を行っていない。（意見⑥）

（手続7）

使用料の減額及び免除について、福祉や教育の観点と公平性の観点を勘案し、歪みはないか。

- ① 減額及び免除については法令等に基づくもので、また、福祉や教育の観点と公平性の観点を勘案し、歪みはないか。

宇宙科学館の観覧料等の減免制度は「(1) 施設の概要 ③減免制度」に記載の通りで、県内の学校、幼稚園及び保育園の団体利用は人数にかかわらず正規料金の半額とし、3歳以下や障害者手帳保持者等は免除としている。特定医療費受給者証保有者の免除制度は令和2年度に他の県内の博物館等と足並みをそろえて追加されている。これらの利用料の減額及び免除の制度は、本施設の「県民の教養と創造性を育み、もって本県の教育及び文化の発展に寄与する」（佐賀県立宇宙科学館条例第1条）という設置目的に照らし、また、福祉や教育の観点と公平性に照らし、特段の歪みは認められない。

当該減免制度は地方自治法第244条の2及び佐賀県宇宙科学館条例に従い指定管理者が決定し、県の承認を得ている。県への申請書類と運用されている減免料金の整合性を確認したところ、一部齟齬が検出された（結果①）。

- ② 減額及び免除の手続き

利用者が観覧料等減額及び免除を受けるための手続きは以下の通りである。

- 団体割引（減額）の場合は、「団体利用申込書」に必要事項を記入の上、事前にFAXまたは郵送で受け付け、管理責任者が承認する。
- 県内幼稚園・保育園・学校団体を対象とした減免の場合は、当日入館前に学校長等の公印のある「減免申請書」の提出を受け、管理責任者が承認する。
- その他免除については、必要に応じて、入館前に免除対象者に該当することを証明するもの（手帳等）の提示を受ける。

「減免申請書」等の関連資料を閲覧し、使用料が減額または免除されている場合、その理由等は制度に準拠しているものであるか、また、減額後の使用料が制度に準拠しているかを確認した結果、問題は検出されなかった。ただし、減免申請手続きについて利用者の便宜向上や業務の効率性の観点から意見を述べた（意見②）。

（手続8）

アンケート等により利用者の声を収集し、活用しているか。

当施設は2種類のアンケート調査を行っている。

1つは、佐賀県立宇宙科学館の管理運営に関する協定書第21条に基づき、利用者満足度調査のためのアンケート調査を行っている。これは佐賀県が指定管理者に課しているものである。

- ・ 収集時期：毎年秋頃、1ヵ月半程度の期間で実施している。
- ・ 収集方法：職員から利用者に声かけをしてアンケートに協力頂いている。
- ・ 設問内容：県が決定している。

- ・集計方法：利用者が記載した紙をエクセルで集計している。

もう1つは指定管理者独自のアンケート調査である。

- ・収集時期：原則として企画展開催期間中を中心に通年で実施している。
- ・収集方法：アンケート用紙を施設内（1階エレベーター付近）に配置し、アンケート用紙の横に設置している回収ボックスにて回収している。
- ・設問内容：宇宙科学館で決定している。企画展の開催期間中は設問内容の一部が開催中の企画展に対応したものに変わる。
- ・集計方法：利用者が記載した紙をエクセルで集計している。集計結果は年報にも記載されている。

<アンケート内容：県の利用者満足度調査>

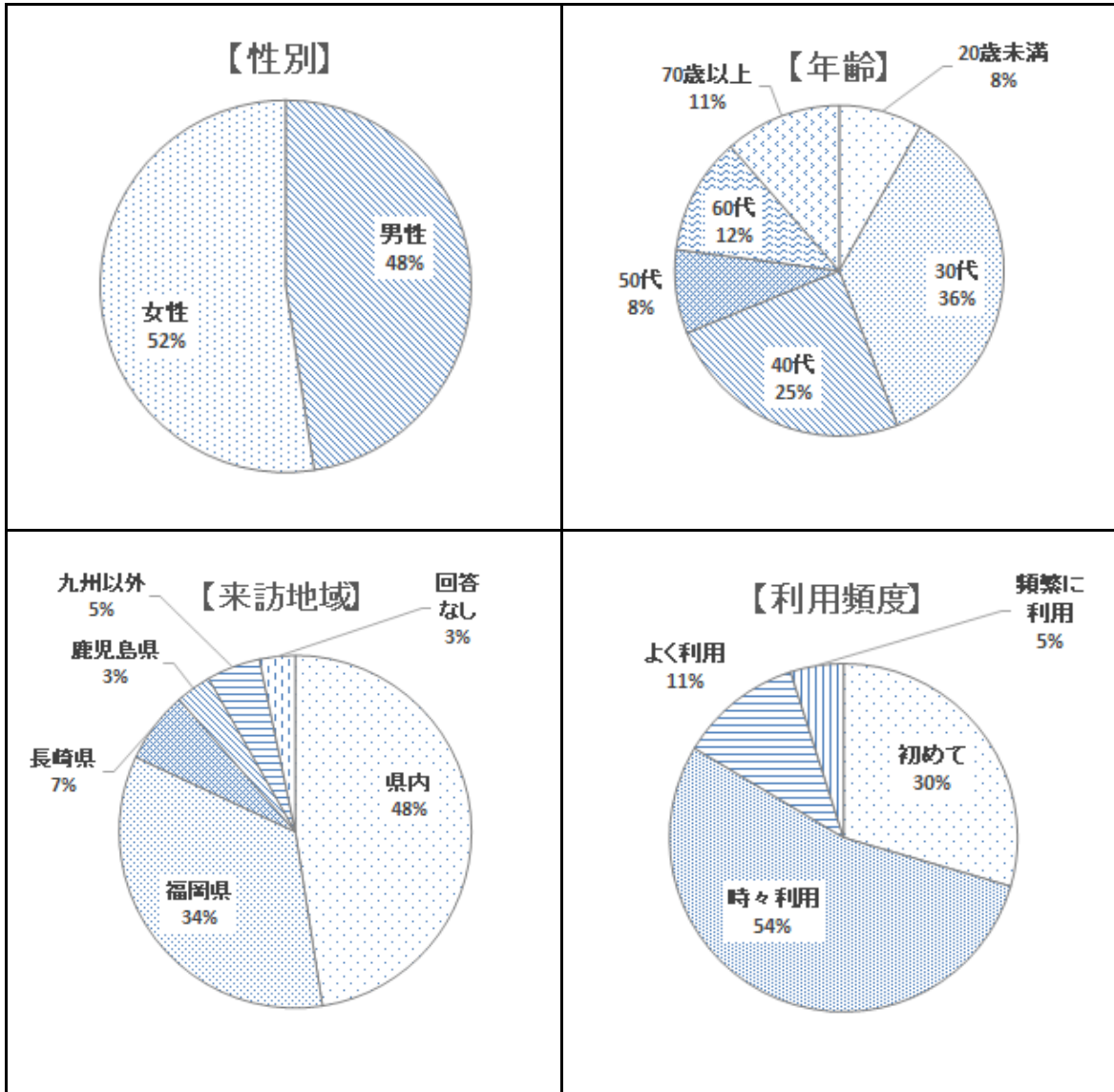
設問	選択肢
1. あなた様について	
性別	自由記入
年齢	20歳未満、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上
お住まい	佐賀県内、佐賀県外（県名を自由記入）
交通手段	自家用車・バイク、貸切バス、自転車、徒歩、公共交通機関、その他（自由記入）
利用状況	今回が初めて、時々利用（1年～数年に1回）、よく利用（年数回程度）、頻繁に利用（月1回以上）
どなたと来られましたか？	家族、友人、職場・団体旅行、旅行者のツアー、その他
2. 満足感について	
(1) スタッフの対応について	
スタッフの言葉遣いや対応はいかがですか？	満足、ほぼ満足、やや不満、不満
受付等は適切で迅速ですか？	満足、ほぼ満足、やや不満、不満
(2) 施設の管理状況について	
施設の清掃や管理は行き届いていますか？	満足、ほぼ満足、やや不満、不満
案内表示等は分かりやすく設置されていますか？	満足、ほぼ満足、やや不満、不満
(3) 施設の利用について	
入館料・プラネタリウム観覧料の価格はどうか？	満足、ほぼ満足、やや不満、不満
開館日、利用時間は利用しやすいですか？	満足、ほぼ満足、やや不満、不満
(4) 目的の達成感について	
施設を利用された目的を達成できましたか？	満足、ほぼ満足、やや不満、不満
次回もまた利用したいと思いますか？	満足、ほぼ満足、やや不満、不満
(5) 総合評価	
施設を利用してみて、総合的な満足度はいかがですか？	満足、ほぼ満足、やや不満、不満

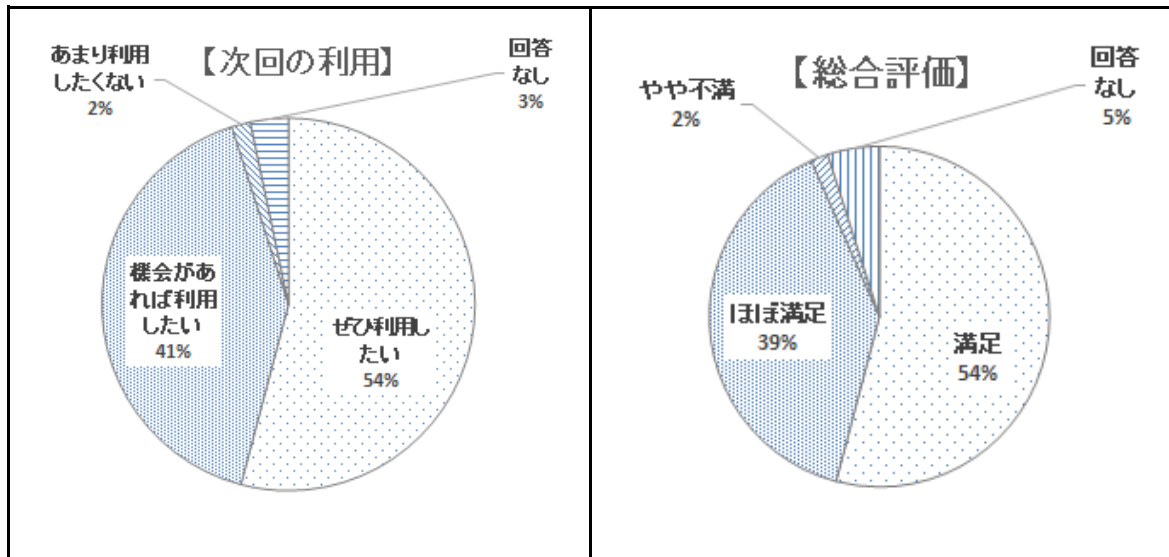
3. 展示やワークショップ、プラネタリウム等で、特に関心を持った、興味深かったものを教えてください。	自由記入
4. 施設利用に当たって感じたこと、ご意見・ご要望等がありましたらご記入ください。	自由記入

<アンケートの集計結果：県の利用者満足度調査>

令和2年度のアンケートの主な集計結果は以下の通りである。

回答数：61件





その他、満足度を回答する設問は満足とほぼ満足を合わせた回答率はいずれも 98%超

<アンケート内容：館独自（翼王展バージョン）>

設問	選択肢
1. あなたの年齢（または学年）を教えてください。	小学生未満、小学生、中学生、15～19歳、20代、30代、40代、50代、60代、70歳以上
2. どちらから来られましたか？	佐賀県内（自由記入）福岡県（福岡地区・北九州、筑豊地区・筑後地区）、長崎県（県北、県南）、熊本県（県北、県南）、その他九州（自由記入）、九州以外（自由記入）、国外（自由記入）
3. 当館へのご来館は何回目ですか？	初めて、2～3回、4～5回、それ以上（自由記入）__回目、前回来たのはいつですか？（自由記入）
4. 今回、当館の他に、観光地や宿泊地など立ち寄り箇所（予定含む）があれば教えてください。	観光地・県内文化施設（自由記入）、宿泊地（自由記入）
5. 当館のことを、何でお知りになりましたか？ ※複数選択可	修学旅行、テレビ、ラジオ、ポスター・チラシ、新聞、雑誌、友人・知人から、ゆめぎんがクラブ会員、佐賀県の広報、当館のホームページ、SNS、その他（自由記入）
6. 常設展示ゾーンの展示内容はいかがでしたか？	大変面白い、まあおもしろい、普通、ややつまらない、大変つまらない、感想・お気づきの点（自由記入）
7. プラネタリウムを観ましたか？	観た（（自由記入）__時からの番組名__（自由記入））、観なかった（時間が無かった、観たい番組が無かった、その他（自由記入））
8. プラネタリウムを観られた方で、楽しんでいただけましたか？	満足、まあ満足、ふつう、やや不満、不満、感想・お気づきの点（自由記入）
9. プラネタリウムでは今後何が観たいですか？	星と音楽の番組、キャラクター番組、星空の解説、その他（自由記入）

10. 夏の特別企画展『翼王展』はいかがでしたか？ （開催日 2021/7/17～8/13）	大変良かった、よかった、普通、つまらない、期待外れだった、感想・お気づきの点（自由記入）
11. 次回冬の企画展『オーロラ展（仮）』（2021/12/18～2022/2/13）を行う予定です。また、宇宙科学館に来たいですか？	是非来たい、どちらかというとか来たい、普通、どちらかというとか来たくない、来たくない
12. 今後どのような企画展をお望みですか？	宇宙、恐竜、ロボット、昆虫、生活の中の科学、エネルギー、環境問題、ビーコロ、その他（自由記入）
13. 館のサービス（受付対応、解説、アテンダント、ショップ、レストランなど）はいかがでしたか？	大変満足した、やや満足した、普通、やや不満だった、大変不満だった、感想・お気づきの点（自由記入）
14. その他、当館に関するご意見やお気づきの点があればご自由にご記入ください。	自由記入
回答をご希望の場合には裏面に、①ご用件、②ご連絡先（住所又は mail アドレス）をご記入ください。	

※10 及び 11 の設問が企画展に応じて内容が変わる。

＜アンケートの集計結果：館独自＞

当館は上記のアンケート集計結果を踏まえ、来館者の属性情報や全体的な満足度、企画展の満足度と今後の企画展への要望などの情報を収集し、今後の宇宙科学館の運営及び企画展開催の検討材料として活用している。

令和元年度のアンケートの主な集計結果は以下の通りである。

※レポート作成時点で令和 2 年度の年報は入手していないため、直近の令和元年度の結果を記載している。

1 ビーコロ 2019

回答者数：161 件

企画展示は 大変面白い 110：まあ面白い 25：普通 13：つまらない 2：無回答 11

2 夏の特別企画展「カラクリ展」

回答者数：390 件

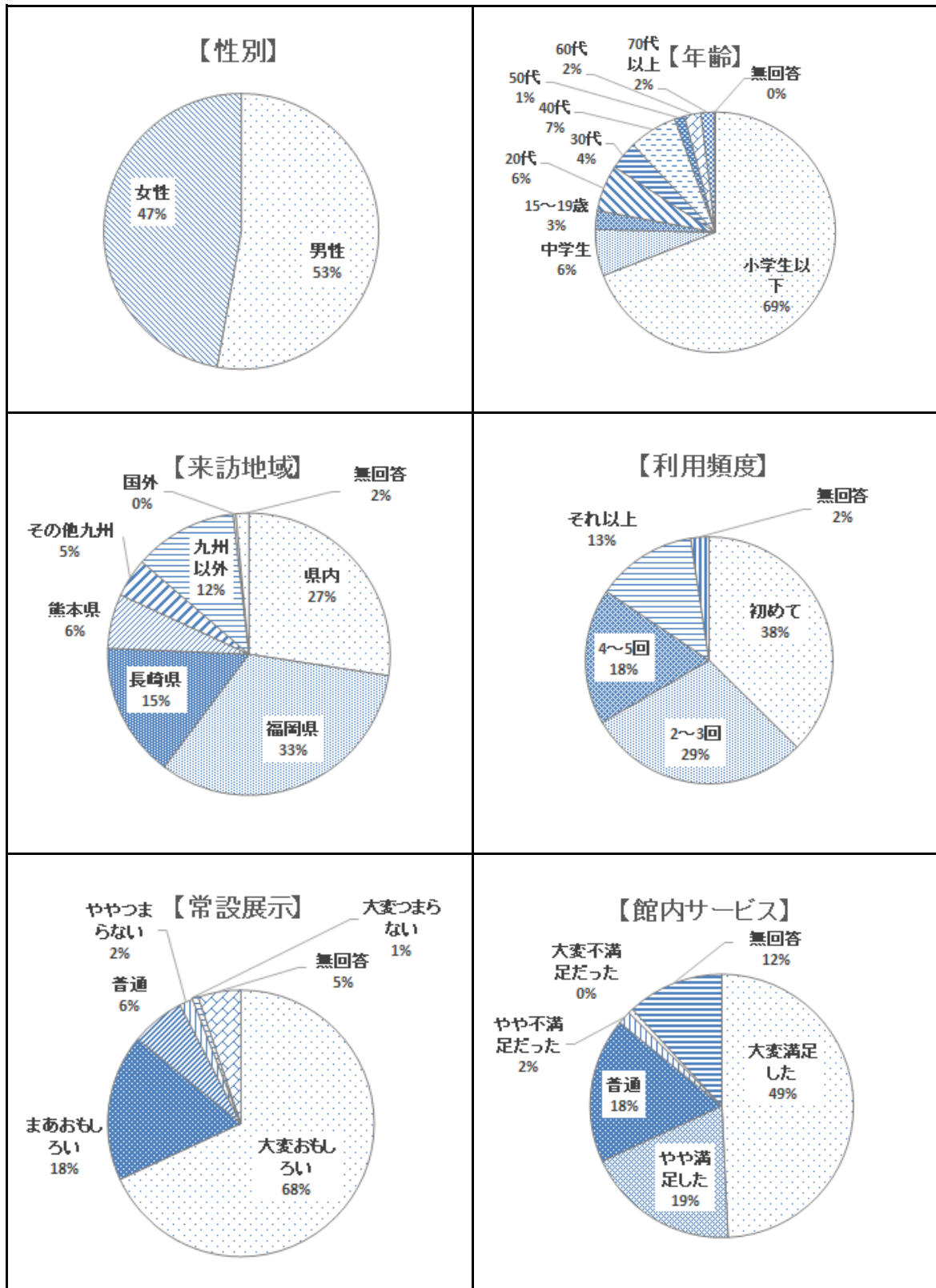
企画展示は 大変面白い 232：まあ面白い 88：普通 28：つまらない 4：期待外れだった 3：無回答 35

3 秋冬の企画展「元素展」

回答者数：123 件

企画展示は 大変面白い 40：まあ面白い 26：普通 20：つまらない 1：期待外れだった 1：無回答 35

共通する項目について合算した主な集計結果は以下の通りである。



(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① **【法規性】県内学校等の減免料金に関する佐賀県への申請との内容齟齬について(手続7)**
(結果)

<現状>

指定管理者は、施設の観覧料に関する承認を県より受けているが、その承認文書の中で減免事項について以下の通り定めている。

減免事項
(1) 免除
省略
(2) 減額
①以下の利用については常設展観覧料、プラネタリウム観覧料、特別企画展観覧料、特別企画展+常設展セット観覧料または常設展+プラネタリウム館内セット観覧料の個人の欄に定める5割を減額します。
・学校教育法第一条に規定する、佐賀県内の小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の児童、生徒及び園児が学校行事として宇宙科学館を利用する場合。
・児童福祉法第三十九条に規定する佐賀県内の保育所の幼児が保育所の行事として宇宙科学館を利用する場合。
・その他指定管理者が必要と認める場合。
②各観覧料の前売券販売や年間フリーパスの大量購入団体への販売など、指定管理者が必要と認める場合は、指定管理者が定める額を減額します。

(出典：指定管理者が県に提出した「利用料金承認申請書」抜粋、下線は包括外部監査人による)

ここで、下線で示した通り、佐賀県内の学校団体等が常設展とプラネタリウムの両方を観覧する場合、県へ申請した利用料金の減免事項を文字通り解釈すると「常設展+プラネタリウム館内セット観覧料の個人の欄に定める5割を減額」となるはずである。すなわち、個人に設定されているセット料金の5割を減額することになるので、例えば小・中学生は個人のセット料金が360円なので、その5割の180円となると思われる。しかしながら現状では、団体にはセット金額は設定されておらず、佐賀県内の学校団体等が常設展とプラネタリウムを観覧する場合、割引後のそれぞれの料金の合計額である200円を受け取っている。

仮にセット価格を5割減額した場合との料金差額は以下の通り。

区分	セット価格を5割減額した場合	セット割引なし(実際の料金設定)	差額
高校生	270円	300円	30円
小・中学生	180円	200円	20円
幼児(4歳以上)	90円	100円	10円

<指摘事項>

地方自治法の定めにより、利用料金を指定管理者の収入とする場合、料金は指定管理者が定めるが、あらかじめ県の承認を得なければならない。佐賀県立宇宙科学館条例でも同様に規定している。

地方自治法第244条の2

第8項 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

第9項 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。

この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

佐賀県立宇宙科学条例

（利用料金）

第4条 科学館の施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、科学館の施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。

指定管理者が知事から承認を受けた減免金額と実際の減免額は一致する必要があるところ、上記のような齟齬が生じていた。この点、指定管理者によると、常設展とプラネタリウムのセット価格は割引のない個人のみを対象としており団体には適用しないとの考え方であり、学校等利用の場合も同様にセット割引は適用せず、承認申請書の表現の誤りで、実際の料金は趣旨に沿った正しい金額であるとのことである。

利用料金に関する承認内容は正確である必要がある。県が承認する金額と実際の金額の齟齬を早急に解消する必要がある。

上記指摘事項の他、次の事項について意見を述べることとする。

① **【有効性、効率性】貸しホールとしての活用について（手続3、手続7）（意見）**

<現状>

宇宙科学館の特別展は指定管理者主催のものがほとんどである。県や市町村等の自治体や学校などが施設の一部を利用して催しを行うことがあるが、企業や一般の団体、市民等による有料企画展や催しのための施設貸し付けは現在行っていない。また、会議やその他イベントのための施設貸し付けも行っていない。

管理運営仕様書には、企画展示室、ガイダンス室、プラネタリウムなどの施設や付属設備に関して、住民・企業等による一時的な使用、いわゆる「貸しホール」等としての使用について、目的内のものであれば、指定管理者の判断で許可を行うことができる旨が記載されている。この点、指定管理者は、有料で施設のスペースを貸し出す制度自体を設けていない。従って、施設の許可利用に関する料金の定めはなく、減免基準も存在しない。

<意見>

宇宙科学館は、開館から20年超経過し、常設展の展示内容は年々古いものとなるだろう。それを補うものとしての企画展、特別展の重要性は今後ますます高くなると考えられ、現在も

県や指定管理者の努力により様々な取り組みがなされているところであるが、これからも魅力的な施設であり続けるためには、より一層の工夫や努力の必要があると考える。そのひとつの方法として、貸しホール制度の導入を検討することも考慮されたい。

例えば、指定管理者の管理の下で、様々な民間の団体等に広く門戸を開き、特別展や企画イベント等での利活用を図るという手段も考えられる。また、プラネタリウムの設備等の宇宙科学館の施設は、ユニークベニューという考え方にもなじむ可能性もある。

限られたスペースではあるが、利用料及びその減免基準を定めた上で、貸しホールの機能を追加することは、指定管理制度のメリットを最大限活用し、施設を効率的に活用し、活性化をさらに図っていくという点でのひとつの選択肢であると思われる。

② 【有効性、効率性】団体予約の受付方法の見直しと決済手段の多様化の検討について（手続3，手続7）（意見）

<現状>

団体の利用の予約について、利用者はホームページに掲載された申込書をダウンロードの上記入し、印刷してFAXするか郵送することとなっている。ダウンロードフォームは入力ができないので、利用者は出力の上で、手書きをすることが想定される。

また、入館料は基本的には現金のみ受け付けることとなっており、クレジットカードや電子マネーでの決済には対応していない。現状、指定管理者は、手数料負担の観点から導入をしていないとのことである。

<意見>

IT技術が浸透した昨今、手書きを前提とした申込書の、FAXもしくは郵送による受付のみとなっている点は、利用者の利便性の観点から、また、業務の効率性の観点から疑問が残る。例えば、ホームページから直接申し込みフォームに入力し送信する仕組みや、メールでの受付は、一般的に広く普及したものであり、導入の検討をすることは有意義であると考えられる。

また、決済手段に関しては、手数料の問題等に鑑み、電子マネー等による決済が必要不可欠であるとまでは考えないが、利用者の利便性向上や事務コストの低減につながるのであれば、導入の検討をすることは有意義であると考えられる。

今後も、指定管理者が民間のノウハウを十分発揮し、様々な時代の変化に柔軟に対応し、また、運用面においても、日々高度化していく科学知識の普及を図るという本県の施設としてふさわしい取り組みを実施されることを期待する。

③ 【有効性、効率性、経済性】ホームページの多言語対応について（手続3）

<現状>

館内案内表示やパンフレットは多言語対応されているが、潜在利用者が来館前にアクセスする可能性があるwebコンテンツが多言語対応されていない。

<意見>

今日の利用者行動の特徴として、行動を決定する際に事前にインターネット上で情報を収集する。ゆえに、webコンテンツの整備は非常に重要である。本施設は各種SNSを有効活用しているが、web発信情報はすべて日本語のみである。随時発信するSNSを多言語化することはコスト上困難であるが、既に多言語化しているリーフレットのデータを活用し、ホームページに掲載する等は追加コストもかからず可能であろう。

このように既存のデータを有効活用し、より広い利用者の呼び込みを期待したい。

④ **【有効性、効率性】必要に応じた統計データの入手検討について（手続5、手続6）**

<現状>

宇宙科学館では、来館者数及びプラネタリウム観覧者数を中心に目標設定が行われている。来館者数は、館入口に設置した人流センサーで計測されており、総来館者数から受付された人数（有料観覧者及び減免対象者）を差し引くことで無料ゾーンの利用者数を算出している。その他、団体受付をもとに外国人入館者数等を把握している。

一方で、企画展の来場者数については、企画展開催期間内の来館者数をもとに推定計算を行う方法で把握しており、詳細な統計データを入手してはいない。また、減免対象者数についてもその属性（大人、高校生等）別に把握してはいない。

<意見>

企画展は常設展示料のみで観覧することができるようにしているため、企画展への入場時に特段の手続きが必要ではないことから、推定計算により企画展の来場者数を把握することは、費用対効果の観点からも一定の合理性はあるものと考えられる（なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、企画展の入場者数を制限していたことがあり、企画展の入り口で厳密にカウントしながらの運営を行ったことがある。担当者へのヒアリングにより、その際の実際にカウントした来場者数と従来の推定計算による結果に大きな差はなかったこと及びこのように推定計算の信頼性の検証を行っていることを確認している）。

しかし、総来館者数や企画展の入場者数をさらに詳細に分析しようとするデータがない状況であり、企画展ごとにターゲットとして想定（子供の来場を念頭に置いた企画等）した来場者がどれくらいいたのか等の効果測定が行いにくいと考えられる。

来館者の属性に関する情報は、様々な角度から利用できる可能性があり、総来館者数だけでは把握できないことを分析できる有意義な情報であると考えられる。状況によっては、総来館者数やプラネタリウム観覧者数以外の KPI 指標も柔軟に設定できる可能性も考えられる。さらに、意見①で提案した貸しホール等の活用を検討するのであれば、貸しホールの利用実績や利用者数なども入手した方が望ましい統計データであり、KPI 指標になり得るものと考えられる。もちろん、こうした統計データを入手する際のコストも踏まえて検討する必要があるが、IT 技術を活用することで手間とコストを抑えつつ必要なデータを収集できる可能性もある。

これまでの運営をさらに強化していくためにも、来館者に関する詳細なデータの入手と活用の両面から取り組みの検討を実施して頂くことを期待する。

また、減免対象者数についても、免除対象者はその総数だけしか把握しておらず、もともとの観覧料区分ごとの免除対象者数が不明のため、観覧料の正確な免除金額を算定することができない。同様に、減額対象者についても、観覧料区分ごとの来館者数に含まれており、減額対象者数の詳細が不明のため、観覧料の正確な減額金額を算定することができない（なお、日計表等には減免対象者数の記録もあるとのことであるが、集計は行われていない。また、集計や減免額算定を想定した記録ではないため、手作業で集計したとしても必要な情報が把握できるとは限らないとのことであった）。

観覧料の減免は社会保障や教育の観点と公平性の観点のバランスを取って設定されるものであるが、減免額は社会保障や教育の観点のために県民が負担している実質的なコストであると考えられるため、正確な減免額を集計できなければその効果測定も曖昧なものになるといえ

る。

意見⑥に記載している受益者負担割合を算定する際にも、減免金額の把握は重要な位置付けであると言えるため、減免対象者数についても詳細なデータの入手を検討されたい。

⑤ 【有効性、効率性】アンケートの収集方法及び集約について（手続8）

<現状>

アンケートの種類は、県の利用者満足度調査のためのもの（佐賀県から指定管理者に課されるもの）と館独自のものの2種類があり、それぞれで設問が設定されている。

両者の項目には共通する設問もあるが、選択肢が若干異なっている部分もある。

設問	県の利用者満足度調査	館独自
年齢について	20歳未満、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上	小学生未満、小学生、中学生、15～19歳、20代、30代、40代、50代、60代、70歳以上
お住まい・どちらから来たか	佐賀県内、佐賀県外（県名を自由記入）	佐賀県内（自由記入）福岡県（福岡地区・北九州、筑豊地区・筑後地区）、長崎県（県北、県南）、熊本県（県北、県南）、その他九州（自由記入）、九州以外（自由記入）、国外（自由記入）
利用状況	今回が初めて、時々利用（1年～数年に1回）、よく利用（年数回程度）、頻りに利用（月1回以上）	初めて、2～3回、4～5回、それ以上（自由記入）__回目、前回来たのはいつですか？（自由記入）

アンケート結果は別々に集計されている状況である。

<意見>

アンケートは統計学的にその回答数（母数）が多いほど信頼性が高まる（標準誤差が小さくなる）。しかし、県の利用者満足度調査は実施期間が比較的短いこともあって回答数がそれほど多くない（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあったと思われる）。標準誤差を小さくするためには、母数が大きいことが望ましい。つまり、アンケート調査での基本項目（年齢、どこから来たか、利用回数等）はアンケートの種類毎に集計するのではなく、合算できる状態にすることでアンケート結果の精度も向上する。

現状、アンケートが2種類存在する背景は、県の利用者満足度調査は、県が指定管理者の運営を評価する際の判断材料の一つとして実施するものであり、今後の企画展に関する利用者の意向調査も含む館独自のアンケートとは一部目的を異にするためである。

ただ、県担当者へのヒアリングにより、県としては県が設定した設問に対する回答が集計されれば十分であり、選択肢は状況に応じて変更可能であること、必ずしも館独自のアンケートと別個に実施・集計する必要まではないことを確認している。

具体的には、以下の方法により合算が可能となる。

- 佐賀県と指定管理者で、改めて「県の利用満足度調査」、「館独自の調査」での必要な設問を擦り合わせる。
- 必要かつ共通する設問はアンケート用紙の前半に設定し、後半は相違する設問を設定し、アンケート用紙は一本化する。

上記の対応を行うことで、アンケートの母数は大きくなり、標準誤差は小さくなり、アンケート結果の精度が向上する。つまり、当施設の現状を客観的に把握し、今後の意思決定の良き

判断材料として活用できるようになる。また、共通設問を他の施設とも統一化することで他の施設との比較検討も可能となり、更に佐賀県全体としても合算してマクロ的な統計結果を把握することが可能となる。

また、アンケートは紙での回答・収集が行われているが、アンケートの回答数を増加させより多くの利用者の声を把握するため、Web 上でのアンケート回答など IT 技術も活用してアンケートの収集方法を増やすことも有意義であると考ええる。

若年層はスマートフォン等での回答の方が心理的な負担が少ない可能性もある。また、使い捨ての鉛筆を使う、適宜消毒を行う等、アンケートに関する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策も行われているものの、不特定多数の者が使用しているアンケート台での回答記入に新型コロナウイルス感染防止の観点から抵抗感を感じる方もいる可能性はある。例えば、QR コードでアンケートサイトに誘導して回答して頂く等により、前述のような紙での回答に抵抗感を感じる来館者層の回答も期待でき、回答結果の集計も自動で行われることで業務の効率化になる側面もあると考えられる。

アンケートの回答をより効果的・効率的に収集・活用していくために、収集方法や集約も含めた検討を実施されることを期待する。

⑥ **【有効性、効率性、公平性】利用料に関する受益者負担割合の考え方の導入について（手続6）（意見）**

<現状>

当施設は観覧料を有料としており、利用者、つまり受益者に運営費の一部を負担してもらっている。（手続6）②に記載の通り、宇宙科学館の観覧料の決定において、受益者負担割合の考え方は取り入れられておらず、受益者負担割合の計算も行われていない。また、受益者負担割合の計算に必要な減免額の把握も行われていない。

ただし、（手続6）①に記載の通り、施設利用料金の限度額の算定の際には、維持管理に必要な費用と予定利用者数を勘案している。

<意見>

当施設は、地域交流部が管理する公の施設の中で唯一、常設展示が有料の施設である。これは当施設のポジションが県民の教育及び文化の発展の寄与するためだけではなく体験展示を多く取り入れた観光施設としての側面が大きくなることが理由である。

博物館法第23条では「原則無料」とし、「維持運営のためにやむを得ない事情がある場合は必要な対価を徴収することができる」としている。

この点、当施設は指定管理者制度を導入しており、その目的は住民サービスの向上と管理運営コストの縮減にある。仮に、観覧料を原則無料とすれば管理運営コストの増加は避けられず、観覧料原則無料と管理運営コストの縮減の両立を図ろうと行き過ぎてしまうと、指定管理者に負担を押し付けることになってしまう可能性もあり得る。そのような事態は指定管理者制度の望むところではないため、一定の観覧料を徴収することは妥当であると考ええる。

ただ、一定の観覧料を徴収するにしても金額の設定にはある程度の根拠が必要ではないか。現状、（手続6）①の通り利用料金限度額は1,570円と定められているが、実際料金の設定根拠はその範囲内であるということ、近隣の類似施設の料金等さまざまな要素を総合的に判断して行ったという要素しか見当たらなかった。

博物館法第23条で「維持運営のためにやむを得ない事情がある場合は必要な対価を徴収す

ることができる」と謳っているため、経常的な施設運営費と利用者負担の収入の比率である受益者負担割合の考え方を検討することは有意義であると考ええる。

受益者負担割合を計算し継続的にモニタリングすることで、収入とコストのバランスの変化を把握できる可能性も考えられる。令和2年度のように新型コロナウイルス感染症の影響で来館者数が大きく減少すれば収入が減少して受益者負担割合は大きく低下する等、様々な影響を受けて受益者負担割合も変動するが、経年によりデータを分析・蓄積していくことで、受益者負担割合の変動程度から何らかの対応が必要なことを察知できるようになるものと考え（何らかの対応には、観覧料の見直しや令和2年度のように指定管理料の再積算等も選択肢として考えられる）。

また、受益者負担割合の計算は、一般的に、(手続6)①での計算のように、観覧料の減免額が無かった場合の収入額をもとに計算される。これは、減免額は社会保障や教育の観点から県が実質的に負担したコストと考えられるため、その影響を受けないようにする必要があるからである。

したがって、減免額の把握は精度の高い受益者負担割合を計算する上でも重要であり、社会保障や教育のために県が実質的に負担しているコストの把握の観点からも重要なものと考えられる。

減免額を把握して受益者負担割合を計算し、継続的にモニタリングしていくことで、観覧料の決定や見直しに係る情報を入手し活用していくことを検討されたい。

4. 各論（事業）

I. 国際課

1. グローバル SAGA 推進事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的> 政治、経済から日々の生活に至るまでグローバル化が進展している情勢の中で、刻々と変化する国際情勢を的確にとらえ、国際展開によって「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を実現するため、国際ビジョンを策定し、全庁的な進捗管理を行う。</p> <p><事業内容> 国際戦略進捗管理費 1. 対象エリアの現地調査 国際情勢の変化を的確に把握し、対応を検討するため現地調査を実施する。 2. 国際戦略本部会議 多様な分野における国際化について総合的に議論する機会を設ける。</p> <p>(令和2年度の実施内容) 新型コロナウイルス感染拡大の影響で現地調査が見送りとなった。 組織横断的に議論する国際戦略本部会議を年3回開催し、「With コロナ時代の海外展開について」、「佐賀の未来のための多文化共生」等各分野が共通の方向性をもって国際展開を行った。 事業費の予算（最終）は1,257千円であるが、決算は287千円である。予算消化率は23%程度であるが、COVID-19の影響を踏まえ、消化をしなかった判断は合理的である。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連	6 自発の地域づくりさが (4) 国際化 ①世界と行き交う佐賀づくり			
事業期間	平成23年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	1,772	1,458	1,257
	決算	884	914	287
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	287	—	287
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	報償費	講師謝金		100
	旅費	職員出張旅費		9
	食糧費	会食費、会議お茶代		2
役務費その他	会議録文字起こし		116	

	他		
	委託料	講演料等	60
	合計		287

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

2. 「佐賀の本物」海外PR事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>外務省や在外日本国公館と連携し、ターゲットとする地域における総合プロモーションを実施することにより県の認知度向上やキーパーソンとの関係構築を図る。また、戦略的にターゲットとしている地域の在日外国公館との関係を構築・強化し、効果的な国際関連施策の推進を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>1. 佐賀県総合プロモーション</p> <p>在外公館等において、観光や流通等の施策分野の枠を超えて佐賀の魅力を総合的にPRするレセプションを開催するとともに、知事によるトップセールスや表敬訪問を組み合わせ実施する。</p> <p>2. 外務関係構築・強化策</p> <p>外国政府機関等の賓客受入、在日外国公館主催のレセプション等への出席を通じ、各種政府機関との関係構築・強化を図る。</p> <p>令和2年度は新型コロナウイルスの影響により総合プロモーションを実施することはできなかった。アフターコロナを見据えて、フランス、タイ、台湾、フィンランド等の各国大使等の要人を招き、本県との交流及び産業連携を深めるための意見交換を行った。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連	6 自発の地域づくりさが (4) 国際化 ①世界と行き交う佐賀づくり			
事業期間	平成26年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算(最終)	17,773	13,772	3,164
	決算	16,974	13,039	1,307
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県(一般財源)	その他	合計
	—	1,307	—	1,307
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	報償費	各国大使等来佐時の記念品等		103
	旅費	外務関係出張旅費		68
	需用費食糧費	各国大使等来佐時の会食費		454
需用費その他	消耗品購入等		47	

	役務費その他	各国大使等来佐時の通訳代	321
	委託料	各国大使等来佐時に要する経費等	87
	使用料及び賃借料	各国大使等来佐時の車両借上代等	227
	合計		1,307

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

3. 外国人と共に暮らす佐賀県づくり事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容											
<p><事業目的></p> <p>外国人に関する相談体制の強化等により、外国人に関するコミュニケーションの円滑化を図り、外国人と日本人が共に暮らしやすい環境整備を行う。</p>											
<p><事業内容></p> <p>1. 在住外国人支援事業</p> <p>① コミュニケーション支援 民間団体、個人、行政職員向けに「やさしい日本語」啓発セミナーの実施</p> <p>② 医療支援 ・医療通訳サポーター派遣・・・在住外国人や医療機関、保健所等の要請に応じた通訳サポーターの派遣 ・医療通訳サポーター研修・・・医療通訳サポーター講座の開催（年間10回程度） ・医療通訳コールセンターの活用・・・外部コールセンターを活用した医療電話通訳を実施（年間50件程度）</p> <p>③ 生活相談支援 在住外国人が抱える様々な悩みに対応するための生活相談対応</p> <p>④ 防災支援 外国人のための体験型防災セミナーの実施</p> <p>2. 外国人に関する総合相談窓口</p> <p>① 相談員の配置 相談員2名を配置し、外国人からの様々な相談に対応するとともに必要に応じ地域を訪問し、相談に応じる。</p> <p>② 外国人と日本人のコミュニケーション向上支援 「さが多文化共生センター」の生活相談窓口での受付による相談に外部コールセンターを活用し、さらに、相談業務に翻訳機器や「やさしい日本語」等の活用を通じ外国人に関する総合相談窓口機能の充実を図る。</p>											
<p><委託業務の内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託業務名</th> <th>委託の種類</th> <th>委託金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度在住外国人支援事業業務委託契約 (以下、「外国人支援事業」という。)</td> <td>随意契約</td> <td>9,943千円</td> </tr> <tr> <td>「外国人に関する総合相談窓口運営」業務委託契約 (以下、「総合相談窓口」という。)</td> <td>随意契約</td> <td>9,419千円</td> </tr> </tbody> </table>			委託業務名	委託の種類	委託金額	令和2年度在住外国人支援事業業務委託契約 (以下、「外国人支援事業」という。)	随意契約	9,943千円	「外国人に関する総合相談窓口運営」業務委託契約 (以下、「総合相談窓口」という。)	随意契約	9,419千円
委託業務名	委託の種類	委託金額									
令和2年度在住外国人支援事業業務委託契約 (以下、「外国人支援事業」という。)	随意契約	9,943千円									
「外国人に関する総合相談窓口運営」業務委託契約 (以下、「総合相談窓口」という。)	随意契約	9,419千円									
<p>上記委託業務については、いずれも同一の公益財団法人に委託している。 委託先は県民総参加の国際交流の推進など、民間レベルの交流を推進する中核組織として設立された県内唯一の団体で、同時に県内唯一の地域国際化協会であり、県内の多文化共生の推進に努めている。</p>											

また、委託先は県全域を管轄する国際交流協会として、広く県内の国際交流に関する関係機関、民間団体、留学生など在住外国人、医療通訳など通訳ボランティアとのネットワークを持ち、また県内在住外国人の使用割合の高い英語、中国語、韓国語が出来る職員が常駐し、県内自治体に出向いての相談会の開催などの実績により県内自治体の関係部署等の連携も取れている。

このような理由から、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約としていることは、一定の合理性が認められるものと考えられる。

主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	6 自発の地域づくり さが (4) 国際化 ①世界と行き交う佐賀づくり			
事業期間	平成元年度～令和 2 年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算 (最終)	18,580	26,509	20,736
	決算	18,015	22,279	19,582
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計
	4,657	14,925	—	19,582
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	委託料	在住外国人支援事業		9,943
	委託料	外国人に関する総合相談窓口		9,419
	需用費その他	消耗品購入等		12
	費用弁償	多文化共生の推進に係る勉強会・研修会講師等旅費		202
	職員旅費	職員出張旅費等		5
	合計		19,582	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 【公平性・透明性】仕様書の見直しについて（意見）

<現状>

外国人支援事業の生活相談支援については、県内の行政機関（市役所、福祉事務所等）に多言語のコールセンター機能を提供するものであるため、実際には相談対応を行ってはいな

いが、外国人支援事業と総合相談窓口の業務委託仕様書上には、いずれも業務内容に「相談対応」の記載があるため、重複して業務がなされているような誤解を与えている。

これは、元々は外国人支援事業で相談窓口を実施していたが、令和元年度途中より相談対応の部分のみが分離されて別の委託事業（総合相談窓口）となり、その名残で外国人支援事業の仕様書に相談対応という文言が残ったことによるものである。

<意見>

そもそも「仕様書」とは、業務委託契約書に「仕様書」として添付し、委託する業務の内容、手順、納入する成果物の仕様、数量、機能、納期、納入場所、業務の実施条件、免責など業務に関する仕様を定め、業務委託契約書の一部となるものである。

仕様が不明確な場合、業務そのものが曖昧となり、成果物もお互いが納得した形とはならず、トラブルに発展する恐れがある。また、仕様書の内容を踏まえて委託金額が設定されるため、実態と乖離があってはならない。

そのため、仕様書には可能な限り明確かつ詳細に業務内容を記載し、実態に即した内容の見直しを徹底する必要がある。

4. 東京オリパラホストタウン交流事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、佐賀県と大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化を促進する。</p> <p><事業内容></p> <p>佐賀県がホストタウンに登録されている5カ国（オランダ、ニュージーランド、フィジー、タイ、フィンランド）と青少年交流プログラム等の実施により、交流を深めるとともに、オリパラ開催の機運醸成を行う。</p> <p>なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、佐賀県の高校生とオランダとのオンライン交流のみのため、予算未消化となっている。交流はグループごとに食と健康、教育、アート・デザインなどのトピックを選択し、それらの観点から「佐賀とオランダの魅力を活かして何をしたいか」をテーマに意見交換・発表を行っている。</p> <p>※ホストタウン</p> <p>東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に、日本の地方自治体が大会参加国・地域と交流を深める取組みであり、全国で地域の特徴に応じた様々な交流が行われている。</p> <p>※佐賀県のホストタウン登録状況</p> <p>オランダ（平成28年1月）、ニュージーランド（平成28年6月）、フィジー（平成28年6月）、タイ（平成30年2月）、フィンランド（令和元年2月）</p> <p>※青少年交流プログラム</p> <p>県内の青少年をホストタウン相手国へ派遣し、現地の学校との交流、ホームステイ、文化体験等を通して相手国への理解を深め、今後の交流促進を担う人材育成を目的とする。</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連		6 自発の地域づくり			さが
		(4) 国際化			①世界と行き交う佐賀づくり
事業期間	平成28年度～令和2年度				
事業費推移	(単位：千円)				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算（最終）	8,969	5,074	2,495	
	決算	8,501	2,640	242	
事業費の財源	(単位：千円)				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計	
	26	216	—	242	
事業費の内訳	(単位：千円)				
	費目	主な内容		決算額	
	報償費	記念品		4	

	費用弁償	講師交通費等	2
	職員旅費	大使館等訪問	140
	需用費	印刷費等	96
	合計		242

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

5. 国際交流協会事業推進費補助

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<事業目的> 県内外国人住民への支援と県民の国際理解啓発・交流促進を担う公益財団法人佐賀県国際交流協会に対して補助を実施することで、多文化共生社会の実現と国際化を推進する。				
<事業内容> 1. コミュニケーション支援事業 日本語教室支援、日本語学習ボランティア研修等 2. 生活支援事業 子どもに対する日本語サポーター等派遣、日本語サポーター養成講座 3. 多文化共生の地域づくり事業 多文化共生理解出前講座、国際交流・協力イベント等				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 と の関連	6 自発の地域づくり佐賀 (4) 国際化 ①世界と行き交う佐賀づくり			
事業期間	平成 8 年度～令和 2 年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算 (最終)	31,862	33,065	35,125
	決算	31,862	33,065	35,125
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計
	—	35,125	—	35,125
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	補助金	佐賀県国際交流協会への補助		35,125
		合計		35,125

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 【効率性、経済性】資金調達手段の多様化及び適正規模での事業の実施（意見）

<現状>

当協会の過去2年間の年間収入の内訳とその割合は以下の通りである。

科目	令和元年度		令和2年度	
	金額（千円）	割合	金額（千円）	割合
佐賀県補助金	33,065	64.7%	35,125	62.0%
佐賀県委託金	13,936	27.3%	19,363	34.2%
【佐賀県からの補助金等 計】	47,001	92.0%	54,488	96.2%
基本財産運用益	1,730	3.4%	1,337	2.4%
その他収益	2,381	4.6%	796	1.4%
【年間収入】	51,112	100.0%	56,621	100.0%

当協会の佐賀県からの補助金及び委託金への依存度は9割を超えており、依存度は極めて高い。また、基本財産運用益の基となっている基本財産について、佐賀県は当協会に対して平成2年2月に300百万円負担している。佐賀県以外にも県内の市町村、民間団体等が投資及び出資金として負担しており、その後、基本財産の一部取り崩しがあり、令和2年度末では基本財産は333百万円である。出資金合計額の負担率からすると、佐賀県の比率は72.9%であり依存度が高い。

<意見>

上述の通り当協会の収入は佐賀県への依存度が極めて高い。

佐賀県からの補助金及び委託金に関しては、交付の対象経費として支出目的が厳格に指定されるとともに直接費が重視される傾向にあることから、当協会の自主活動の障害となっている可能性もある。

また、佐賀県の限られた財源から補助金及び委託金が毎年拠出されていることを考慮すると、法人の経営の効率化に努めると共に、資金調達の多様化（例えば、寄附等）を工夫及び努力が求められる。

さらに、過去に一部を除いて、当協会に対する佐賀県からの補助金が凍結され、それに伴い必要な事業費相当額を賄うために基本財産の一部取り崩しを行った経験を踏まえると、補助金に依存し過ぎない経営が求められる。

佐賀県国際交流協会は佐賀県の国際化のためにも重要な組織である。長期的、安定的に運営していくためにも、理事である佐賀県には、佐賀県国際交流協会の資金調達の多様化及び適正な規模での事業を促していただきたい。

6. 重点交流地域等交流推進事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>韓国・全羅南道、中国・遼寧省及び貴州省をはじめとした友好交流地域との交流を促進し、県と各地域間との信頼構築、関係強化を図る。また、県民の国際感覚の醸成、グローバル人材の育成を進めることで、在住外国人との共生について意識醸成を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>1. 韓国交流事業 (1)全羅南道訪問団派遣 (2)青少年交流事業</p> <p>2. 中国交流事業 (1)中国遼寧省訪問団派遣 (2)中国貴州省訪問団受入 (3)青少年交流</p> <p>3. 公務員人事交流研修事業</p> <p>4. 世界とつながる佐賀県青少年交流推進事業</p> <p>令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、渡航を伴う交流を実施することはできなかった。しかし、県内の高校と韓国、台湾の学校とのオンラインによる交流を行った。また、韓国で研修を行う佐賀県職員が、研修を効果的かつ円滑に実施するため、日本国内での語学研修を実施した。令和3年度以降の交流に向けての準備でもある。</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		6 自発の地域づくりさが (4) 国際化 ①世界と行き交う佐賀づくり			
事業期間		平成29年度～令和2年度			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
		予算(最終)	30,967	20,336	2,569
		決算	28,189	19,697	1,749
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県(一般財源)	その他	合計
		—	1,749	—	1,749
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容		決算額
		報償費	お土産代		5
		旅費	職員旅費、国際交流員旅費		36
		需用費	文房具等		346
		役務費	郵便代等		7
		委託料	韓国への人事交流研修者の韓国語講座費用		1,354
使用料及び	イベント参加に係る経費		1		

	賃借料		
		合計	1,749

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

7. 外国人留学生県内就職・進学支援事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容																											
<p><事業目的></p> <p>外国人留学生の県内就職・進学を支援することにより、県内事業所への優秀な外国人の活用を図るとともに県内の多文化共生の地域づくりを図る。</p> <p><事業内容></p> <p>1. 佐賀県外国人留学生県内就職・進学支援事業費補助金</p> <p>(内容)</p> <p>外国人留学生の県内就職や進学の支援を通じ、県内事業所における優秀な外国人の活用を図るため、外国人留学生を対象に県内の就職や進学に向けた支援を行う補助事業者に対し予算の範囲内において補助金を交付するもの。</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>留学生の県内就職や進学に向けた学校等の取組に必要な経費</p> <p>(補助率)</p> <p>補助対象経費の3分の1以内</p> <p>(交付実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付件数</td> <td>一件</td> <td>一件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>交付金額(千円)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10,988</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 佐賀県外国人留学生奨学金給付事業費補助金</p> <p>(内容)</p> <p>外国人留学生の受入拡大を図るため、外国人留学生に対し奨学金を給付する補助事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>原則として、下記のいずれかの要件及び奨学金受給期間中に積極的に地域住民との交流等に参加する意思を有している外国人留学生の住居費、生活費等に要する経費の一部として給付する奨学金。</p> <p>(1) 学業・人物が優秀であること</p> <p>(2) 学業・生活資金の捻出が困難であること</p> <p>(3) 県内企業への就職や起業の意思を強く持っていること</p> <p>(4) 卒業後も母国と日本及び佐賀県の相互理解及び友好親善関係の推進に寄与する意思を有していること</p> <p>(補助対象限度額)</p> <p>学生1人当たり月額10,000円</p> <p>(交付実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付件数</td> <td>7件</td> <td>8件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>交付金額(千円)</td> <td>34,416</td> <td>36,324</td> <td>11,930</td> </tr> </tbody> </table>				交付年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	交付件数	一件	一件	6件	交付金額(千円)	—	—	10,988	交付年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	交付件数	7件	8件	6件	交付金額(千円)	34,416	36,324	11,930
交付年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																								
交付件数	一件	一件	6件																								
交付金額(千円)	—	—	10,988																								
交付年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																								
交付件数	7件	8件	6件																								
交付金額(千円)	34,416	36,324	11,930																								

3. 佐賀県私費留学生支援事業費補助金

(内容)

学業・生活資金の捻出が困難な私費留学生を支援することにより県民と留学生が結びつく機会を創出し交流が進むようにするため、「特定非営利活動法人 国際下宿屋」に対し予算の範囲内において補助金を交付するもの。

(補助対象経費)

留学生に支給する支援金及び支援金以外の経費（人件費や事務雑費）

(補助率)

補助対象経費の2分の1以内

支援金以外の経費（人件費や事務雑費）の10分の10以内

(交付実績)

交付年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
交付件数	1件	1件	1件
交付金額（千円）	2,819	1,964	1,270

※本補助金における私費留学生の定義・・・佐賀県内の大学、短期大学等に在籍する県内在住の留学生のうち、地方自治体等から奨学金等を受給していない留学生。

※特定非営利活動法人 国際下宿屋・・・佐賀県の大学等に通学する留学生が充実した留学生生活をおくれるよう、良質で低廉な宿舎を提供し生活する場所のサポートをしているNPO法人。

主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連	6 自発の地域づくり さが (4) 国際化 ①世界と行き交う佐賀づくり			
事業期間	平成26年度～令和2年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	41,922	38,851	24,731
	決算	41,155	38,291	24,188
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	24,188	—	24,188
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	補助金	県内学校・留学生支援団体への補助		24,188
		合計		24,188

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 【有効性、効率性】県内就職率について（意見）

<現状>

区分		H28	H29	H30	R1	R2
大学・短大・ 専門学校	県内就職率	16.7%	10.9%	17.4%	17.6%	22.1%
	県内進学率	22.2%	12.7%	13.0%	26.1%	15.2%
	県内定着率	38.9%	23.6%	30.4%	43.8%	37.3%
日本語学校	県内就職率	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	1.6%
	県内進学率	19.1%	17.9%	37.4%	34.2%	38.9%
	県内定着率	19.1%	17.9%	37.4%	36.1%	40.5%
合計	県内就職率	3.3%	2.7%	5.3%	8.3%	12.3%
	県内進学率	19.7%	16.6%	30.0%	30.9%	26.5%
	県内定着率	23.0%	19.3%	35.3%	39.2%	38.8%

過去5年間の県内就職率や県内進学率の推移は上表のとおりである。県内定着率（県内進学率と県内就職率の和）は平成28年度の23.0%から令和2年度に38.8%まで増加しており、着実に効果が出てきているといえる。

しかしながら、その内訳をみると、県内就職率は10%前後を推移しており、依然として低水準のままである。

<意見>

外国人留学生が県内で進学しても就職先が県外となった場合、県の経済効果は一過性のものでしかなく、県内定着率を安定的にするには県内就職率を上昇させることが重要であるといえる。また、経済活動という観点からも、県内就職率は非常に重要である。

本事業の一つである佐賀県外国人留学生県内就職・進学支援事業費補助金における補助対象経費は、外国人留学生の県内就職や進学に向けた学校等の取組に必要な経費を対象としているが、ここでいう県内就職や県内進学支援にかかる費用は、実際に県内に進学や就職したかどうかまでは問われていない。

そのため、例えば実際に外国人留学生が県内企業に就職した場合には、補助金の給付額を上乗せするなど、より強いインセンティブを与える性質をもつ補助金制度に変更するなど、制度の見直しも必要ではないかと考える。

8. 創造的プラットフォーム形成事業費（地方創生交付金）

（1） 事業の概要

事業目的及び事業内容			
<p><事業目的></p> <p>オランダとの連携により推進している海外クリエイター（デザイナー、アーティストなど）の創作活動のための受け入れ（以下、「クリエイターレジデンス」という。）を通じて、クリエイティブな人材が県内に集積するプラットフォームの形成を推進することにより、世界に発信できる魅力的な地域づくりを行う。</p>			
<p><事業内容></p> <p>オランダを中心とした海外から複数のクリエイターを有田に受け入れ、佐賀県窯業技術センター（以下、「センター」という。）を活動拠点として、センターや窯元からの技術支援を受けながら創作活動を行う。佐賀県は地域と連携してクリエイターの滞在型創作活動の受け入れ及びその交流、発信事業を行う。</p>			
<p><主な契約></p> <p>クリエイティブ プラットフォーム形成推進のためのクリエイターレジデンス事業</p> <p>① 現地コーディネート業務及び制作サポート業務</p> <p>本業務は、海外クリエイターの有田での創作活動全般の支援窓口を担う「現地コーディネート業務」及び、センターや窯元の技術的支援の窓口を担う「制作サポート業務」を実施しており、佐賀県陶磁器工業協同組合（以下、「工業組合」という。）と単一随意契約を締結している。</p> <p>委託先は創作活動を支援する窯元が加盟している県内最大の団体として影響力があり、平成28年度の事業立ち上げ時の運営委員会のメンバーであるなど、事業の運営に深く関わっているため、単一での随意契約としていることについては一定の合理性がある。随意契約の手続きも佐賀県財務規則等に準拠して適切に行われている。</p> <p>過去の受託者や委託金額の推移は下記のとおりである。</p>			
	平成30年	令和元年度	令和2年度
受託者	民間業者	工業組合	工業組合
受託金額（千円）	5,531	4,257	6,121
<p>② ディレクション業務</p> <p>本業務は、クリエイティブプラットフォーム形成事業におけるクリエイターレジデンスの企画・運営のディレクションを実施しており、民間業者と単一随意契約を締結している。</p> <p>委託先は有田焼創業400年事業で実施してきた「オランダとの連携等による『プラットフォーム』形成プロジェクト」のプロジェクトメンバーとして参加し国内外の関係者との信頼関係はもとより、クリエイターからの信頼やレジデンスに対する評価の向上など、着実に成果を上げている。</p> <p>そのため、単一での随意契約としていることについては一定の合理性があり、随意契約の手続きも佐賀県財務規則等に準拠して適切に行われている。</p>			

過去の受託者や委託金額の推移は下記のとおりである。

	平成30年	令和元年度	令和2年度
受託者	—	民間業者	民間業者
受託金額（千円）	—	4,879	6,410

③ クリエイティブレジデンス有田における情報発信業務

本業務は、令和2年度はクリエイティブレジデンス有田の魅力を発信するための映像制作を行っている。委託先は②と同一であるが、同様の理由で単一での随意契約を締結していることについては一定の合理性があり、随意契約の手続きも佐賀県財務規則等に準拠して適切に行われている。

過去の受託者や委託金額の推移は下記のとおりである。

	平成30年	令和元年度	令和2年度
受託者	民間業者	民間業者	民間業者
受託金額（千円）	3,857	2,050	2,194

主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連	6 自発の地域づくり さが (4) 国際化 ①世界と行き交う佐賀づくり			
事業期間	平成29年度～令和2年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	20,240	19,125	15,823
	決算	17,122	16,211	15,480
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	7,711	7,769	—	15,480
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	共済費	非常勤職員社会保険料		11
	報償費	運営委員会、作業部会委員謝金		240
	費用弁償	有識者旅費		98
	職員旅費	国内旅費		8
	委託料	事業ディレクション・コーディネーション委託		15,123
	合計		15,480	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① **【有効性】実績報告書等の検証について（意見）**

<現状>

本事業の委託業務については、専門性の観点から単一での随意契約を行っていることから、仕様書どおりに遂行されたかどうかだけでなく、選定された企画が想定した成果を産み出したかどうかを総合的に評価することが重要である。

しかしながら、その評価の前提となる受託者からの報告内容について、当初予定されていた業務仕様書で示されている調査や分析の内容が不十分であるものが散見され、また、県もこれについての検証・確認が不十分と思われるものがあつた。

<意見>

企画事業など、受託者の専門的な能力の観点から取り組んでいる事業は、その専門性が十分に発揮され、当初県が目指していた事業の効果がどの程度達成されているのか十分に検証し評価する必要がある。

そのためには、委託事業であっても、県が自ら行った事業と同様に十分に把握検証されるべきであり、仕様書どおりに実施されたかどうかを詳細に検討できるよう、例えば、実績報告書のフォーマットを用意する等、工夫を凝らすべきである。

特に、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により入国規制が長期化したため、年度途中の段階で海外クリエイターの招聘を断念せざるを得ない等、当初の目的達成が困難な状況にあつたといえる。このような状況においては、特に仕様書に基づいた実績報告書の細かな精査や、受託者に対する定期的な履行状況の確認を適切に行うことが不可欠であるし、当初予定していた事業が実施されないことが判明した場合には、必要に応じて弾力的に契約金額の見直し等を行うべきではなかったかと推察する。

9. 日本語学校等支援事業費（新型コロナ対応）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により海外からの入学生が大きく減少する中、外国人に日本語や日本の文化、習慣を教える等、地域の多文化共生の推進に資する日本語学校及び外国人留学生受入れ専門学校（以下、「日本語学校等」という。）は経営状態が特に悪化しているため、予算の範囲内において支援金を交付することで事業者の事業継続を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>県内の日本語学校等のうち、下記の要件を満たした学校（4校）に対して支援金を交付している。</p>				
支援対象事業者			支援金交付額	
日本語学校等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年12月1日現在において、外国人留学生の入学数が前年度から大幅に減少（2分の1以下）した者			1校につき、 金1,000,000円	
外国人留学生受入れ専門学校のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で、日本国内の日本語学校等の卒業生が減少することにより、今後2年以内に外国人留学生の入学数に大幅な減少が見込まれるとして知事が認めた者				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連	6 自発の地域づくり さが (4) 国際化 ①世界と行き交う佐賀づくり			
事業期間	令和2年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	-	-	4,000
決算	-	-	4,000	
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	4,000	-	-	4,000
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	交付金	日本語学校等への支援金		4,000
		合計		4,000

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

II. 文化課

1. 世界遺産活用推進費（地方創生交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>世界遺産登録時の勧告により、登録後も求められる世界遺産として効果的で一貫したインタープリテーション（理解増進・情報発信）に、佐賀市と連携して取り組み、三重津海軍所跡の価値や保全に関する県民理解の促進に努め、もって世界遺産を次世代へしっかりと継承していくために必要な取り組みを行う。</p>				
<p><事業内容></p> <p>(1) 「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会負担金</p> <p>「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」（以下、「明治日本の産業革命遺産」という）の世界遺産としての次世代への継承に向け、関係県・市が足並みを揃えて理解増進や人材育成等の事業を推進する。それに向けて設置された世界遺産登録推進協議会に負担金を拠出する。</p> <p>(2) 第5回「郷土の誇りを“未来”へコンクール」実施業務委託</p> <p>平成27年7月に世界遺産に登録され今年で登録5周年を迎える「明治日本の産業革命遺産」の構成資産の1つである三重津海軍所跡の価値について、理解を深めてもらうとともに、幕末維新期の佐賀の「偉人」「偉業」「志」について、より深く学習することで、郷土への興味・関心を促し、地域への誇りや愛着をもってもらうきっかけとするため、佐賀県内の小中学校に在籍する学生を対象とした夏休み課題展を開催する。</p> <p>コンクールの概要は以下の通りである。</p>				
応募総数	絵画の部 42点、自由研究の部 22点			
応募資格	県内小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒			
応募期間	令和2年8月24日～令和2年10月30日			
WEB 展覧会	ポータルサイトを制作し、受賞した作品を掲載しWEB展覧会を実施。 掲載期間：令和2年12月18日～令和3年3月31日			
備考	<p>【ランディングページ制作】</p> <p>課題のヒントが見つかるオリエンテーションページを開設及び運用を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題展の内容に応じた記念館等施設のリンクを集めてWEBで紹介する。 ・既存パンフレット等を活用し、WEB上で情報提供を行う。 <p>【YouTubeチャンネル開設及び動画の制作】</p> <p>YouTubeを使用し、課題展の作品制作のヒントとなるような動画を制作。</p>			
令和元年度以前の応募数は以下の通りである。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
絵画の部	14	30	92	26
自由研究の部	16	75	86	21

総数	30	105	178	47
----	----	-----	-----	----

※なお、当該事業は企画コンペ方式により企画を選定している。

（3） 世界遺産「三重津海軍所跡」情報発信業務委託

「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である「三重津海軍所跡」の世界遺産としての価値の伝達や、三重津海軍所創設にいたる佐賀藩の取組への関心を高めるとともに、現地を訪れる動機となるような情報発信を行う。

情報発信の概要は以下の通りである。

- ① 定期購読する読み物として需要の高い情報誌「九州王国」への特集記事連載（年4回のシリーズ企画。10月号（2020年9月15日発売）から1月号（2020年12月15日発売）に掲載）
- ② ①で掲載した特集記事の抜き刷り加工、配布
令和3年にリニューアルオープンする「佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館」の情報を掲載した抜き刷りパンフレットを制作し、県内外の文化施設や観光協会、観光施設など495カ所へ発送・配布を行った。
- ③ ②で抜き刷り加工した記事の三重津海軍所跡ホームページ（“HP”）への掲載
- ④ ③で掲載した内容及び三重津海軍所跡に関する最新情報等を広く知ってもらうための三重津海軍所跡ホームページ、SNSへの誘導広告等の配信

事業の効果測定及び三重津海軍所跡認知度アップのため、WEBサイトから参加できるプレゼント付きのアンケートクイズを実施した。

	第1回	第2回	第3回	第4回
アンケート期間	R2/9/15～10/14	R2/10/15～11/14	R2/11/15～12/14	R2/12/15～R3/1/14
応募件数	488件	457件	586件	641件

令和2年	9月	10月	11月	12月	1月
HPのPV数	10,402回	14,792回	16,271回	14,680回	7,232回

※PV数：“Page view”。ホームページ閲覧数のこと。

- ⑤ 三重津海軍所跡の価値を学術的に伝える10分程度の動画の作成

作成した動画はYouTube佐賀県広報チャンネルで公開されている。三重津海軍所跡ホームページでも視聴可能。また、佐賀城本丸歴史館屯の間（たまりのま）でも放映している。

- ⑥ 重ね捺しスタンプラリーの制作・・・スタンプラリー参加者約1万人

なお、当該事業は公募型プロポーザル方式により提案業者を選定している。

（4） 世界遺産活用推進事業費補助（佐賀市への補助金）

「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である三重津海軍所跡への来訪者の満足度向上を図るため、佐賀市が実施する三重津海軍所跡への来訪者の受け入れ態勢を整え、同遺跡の魅力づくりにつながる事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

佐賀市が行っている事業内容は以下の通りである。

- ①案内誘導等職員配置事業
- ②周辺警備事業
- ③来訪者理解増進事業

(5) 活用推進経費			
① 三重津海軍所跡用 WEB サイトの維持管理（サーバレンタル、更新等）			
② 佐野常民記念館において運用している「三重津タイムクルーズ」機器類のメンテナンス			
主な執行区分	県営	委託	補助
			その他（負担金）
予定価格の事前公表	事前公表なし	落札率	100%
佐賀県総合計画 2019 との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点さが (1) 文化 ②豊かな文化・歴史の継承と魅力発信		
事業期間	平成 30 年度～令和 3 年度		
事業費推移	(単位：千円)		
		平成 30 年度	令和元年度
	令和 2 年度		
予算（最終）	32,528	31,359	25,417
決算	32,449	30,798	24,676
事業費の財源	(単位：千円)		
	国庫	県（一般財源）	その他
	合計		
	8,670	16,006	—
			24,676
事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	負担金	「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会負担金	3,366
	需用費	名刺台紙、スタンプラリー台紙	272
	委託料	情報発信事業、Web サイト保守管理、普及啓発コンクール、三重津タイムクルーズ機器メンテナンス	13,703
	補助金	佐賀市への補助金	7,335
	合計	24,676	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① **【合規性】選択した契約方法を適当と判断した理由の事前承認について（結果）**

<現状>

佐賀県財務規則第 100 条では、契約事務の事前承認に際し、「(3) 契約の方法（一般競争入札、指名競争入札、競り売り、見積合わせによる随意契約及び単一者との随意契約の別）及び

その理由」の承認を受けなければならない、とされている。

しかし、事前承認において、「郷土の誇りを“未来”へコンクール」実施業務委託では企画コンペ方式により、世界遺産「三重津海軍所跡」情報発信業務では公募型プロポーザル方式により実施する旨の記載があるのみであり、随意契約による理由及び契約方法（企画コンペ方式又はプロポーザル方式）が適当と判断した理由が明記されていない。

<指摘事項>

委託事業者の選定に当たっては、一般競争入札を基本とし、随意契約は例外的な契約方法として限定的な場合（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）にのみ選択できるものとされている。

したがって、随意契約による場合は、例外的な方法であるがゆえにその選択が妥当であると判断した理由が明確に確認できる必要がある。

この点、佐賀県内の他の委託事業では、一般競争入札が適さないと判断した理由を文章として明記した上で事前承認が行われているものもあり、事業によって当該理由が明記されているかどうか異なる状況も確認されている。

したがって、例外的な方法を選択する理由という項目の性質面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況との整合性の観点から、随意契約による理由及び契約方法（企画コンペ方式又はプロポーザル方式）が適当と判断した理由を明記する必要がある。

なお、令和元年度を対象とした令和2年度包括外部監査において同様の意見があったことを受け、資料の閲覧及び担当者へのヒアリングにより、令和3年度からは事前承認の際に契約方法を選択した理由を記載した上で承認を受けていることを確認した。

また、次の事項について意見を述べることとする。

① 【有効性】情報発信事業の成果に関する完了報告書の記載について（意見）

<現状>

委託業者からの完了報告書には、事業の効果測定のためにもWEBアンケートクイズを実施した旨の記載があるが、同報告書内の「事業の成果について」の部分では、アンケートの集計結果を踏まえた記載となっていない。

<意見>

事業効果の分析・検証については、委託業務仕様書にも「本業務による情報発信の効果を適切な手法で把握すること。なお、具体的な分析・調査方法については、受託者の提案に基づき、県と受託者の双方で協議し定めることとする」と明記されている項目であり、完了報告書にも項目を分けて記載がある。

ただ、完了報告書の事業の成果についての項目では、主観的な評価にとどまっており、アンケートを実施しているにもかかわらず、アンケートの集計結果を踏まえた効果の分析・検証結果の記載とはなっていない。

たしかに、仕様書ではそこまで具体的に定められてはいないが、プロポーザル方式により業者を選定後、仕様について協議をして仕様書詳細を作成している。したがって、仕様書詳細は

実質的に変更後の仕様書であると言える。その仕様書詳細では事業効果の分析、検証としてアンケートを実施する旨の記載がある以上、仕様書詳細に則った報告が行われる必要がある。

事業の効果分析・検証は効果的・効率的な事業の実施についての振り返りであるとともに、今後の事業の企画をより効果的・効率的に行うための重要な業務である。

完了報告書にはアンケートの集計結果を踏まえた分析・検証結果の記載を求める等、より具体的な分析・検証を実施し、記録に残して頂くことを期待する。

② 【有効性】情報発信事業の成果目標の設定について（意見）

<現状>

情報発信事業の成果目標は設定されていなかった。

<意見>

本事業は、情報発信自体が目的ではなく、三重津海軍所跡の価値や保全に関する県民理解の促進が目的である。したがって、効果的・効率的に県民の理解を促進できたかどうかの観点から事業の成果を測定・検証していくことが必要である。

定性的な目標は、定量的な視点に変換することで測定しうるもので、定性目標にとどまらず、事業目的に沿った適切な定量的な成果指標を可能な限り設定することが望ましいと考える。

例えば、発信した情報が閲覧された数（ホームページのページビュー数）等、情報が伝わったことを確認できる数字もある。また、アンケートの回答数が多いことを活用し、アンケートの設問で、発信された情報を見て三重津海軍所跡について理解が深まったと回答した人の割合を成果指標とすること等も考えられる。

事業の成果を測定・評価し、その振り返りを今後の事業に活用していくために、適切な成果目標が設定されることを期待する。

③ 【経済性、合規性】情報発信事業の予定価格の適切な作成について（意見）

<現状>

予定価格の算定にあたり、業者から参考見積を入手した上でその見積額を参考に予定価格の計算が行われているが、業者見積をベースに一部の項目を再計算したのみで、ほとんどの項目が業者見積額をそのまま採用している。

<意見>

予定価格は、契約の目的となる給付に係る物品及び役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮し、その総額を適正に算定しなければならない（佐賀県財務規則第105条第2項）。

プロポーザル方式の場合、業者が決まった後企画内容を協議した上で見積を依頼するため、相見積もりを取ることがそもそも難しい状況は考えられる。ただ、予定価格は事業予算額の膨張に対する牽制を効かせる重要な要素である。参考見積書を提出する業者は予定価格に当該見積額が利用されることを予期していると想定され、不相当に高い単価等を設定する可能性を完全に否定できるものでもない以上、予定価格の積算には慎重な対応が求められる。

参考見積もりも項目別に分かれて記載されているため、事業全体として類似案件がなくても、項目別に過去の案件や他業者の単価などを踏まえて、参考見積額の妥当性を検討すること

が望ましい。結果として参考見積もりの金額を採用するにしても、参考見積もりの金額が著しく不合理ではないことを検証していること及びその検証の過程の記録を残すことを検討されたい。

2. 維新博メモリアル展示整備事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>肥前さが幕末維新博覧会の開催を通じて高まった県民の佐賀への誇りを定着させるために、維新博が発信した「志」を継承し、新たな感動や勇気を育む「維新博メモリアル展示」を管理する。</p> <p><事業内容></p> <p>維新博メモリアル展示「幕末維新記念館」（県立博物館）及び「弘道館」（佐賀城本丸歴史館）の運営・保守メンテナンスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守メンテナンスの実施 ・大隈メモリーズ役者配置委託 ・アンケート実施 ・広報印刷物の作成 等 					
主な執行区分		県営	委託	補助 其他	
佐賀県総合計画 2019 との関連		5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1) 文化 ②豊かな文化・歴史の継承と魅力発信			
事業期間		令和元年度～			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		予算（最終）	－	59,966	4,601
		決算	－	59,661	3,872
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県（一般財源）	其他	合計
		－	3,872	－	3,872
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主要内容	決算額	
		需用費その他	水道光熱費、機材・運営消耗品、事務費	90	
		委託料	保守・メンテナンス、印刷物制作、アンケート経費、大隈メモリーズ役者経費	3,782	
		合計		3,872	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① **【経済性、合規性】 予定価格の適切な作成について（結果）**

<現状>

本事業の「維新博メモリアル展示“弘道館”先輩役業務委託」について、一般条件付き一般競争入札による委託業者の選定を行っている。これは、メモリアル展示室において、主に週末などに「弘道館の先輩役」として役者の配置を委託するものであり、展示開設当初からの継続事業である。その際の予定価格について、県はこれまでの委託業者を含む業者2者から参考見積書を入力し、見積額の合計額を単純平均することで予定価格としている。

また、参考見積書は、仕様書に基づき3つの項目に分かれている。そのうち、もっとも金額が高く、全体の8割程度を占める人件費相当の項目について、これまで委託していた業者から入手した参考見積書は、従来の契約単価と比べると20%程度高くなっている。このような場合は通常理由等を先方に確認するなどして検証する必要があるが、単価等の妥当性を検証した証跡は設計書や起案文書等に明示されていない。また、その他の項目についても、単価等を検証した証跡は確認できない。

なお、結果的に参考見積もりを入力した2者が入札に参加し、落札率76.5%でこれまで委託していた業者が落札している。

<指摘事項>

予定価格は、契約の目的となる給付に係る物品及び役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮し、その総額を適正に算定しなければならない（佐賀県財務規則第105条第2項）。本委託契約の予定価格の算定においては、その妥当性を検討した証跡が確認できなかった。参考見積書を提出した業者は、参考見積額は予定価格に利用されることを予期していると想定され、より高い単価とする可能性が否定できない。予定価格に実例価格等が反映されないと、予定価格が過大となる可能性がある。

よって、県は、単に参考見積書の合計金額を単純平均するのではなく、項目ごとに内容を検証し、適正で客観的な予定価格を算定するべきである。また、その過程を設計書や起案文書等に明示し、説明責任を果たすべきである。

3. 吉野ヶ里展示室整備事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<事業目的> 吉野ヶ里遺跡展示室の設備更新をする。					
<事業内容> ・吉野ヶ里遺跡展示室は平成8年に開館後、電源をコントロールするキュービクルを継続して利用しているが、設備の老朽化が進んだため、動力配電盤及び高圧電気設備の更新を実施する。 ・展示室の老朽化により、展示室内や研修室内の雨漏りが複数箇所発生していたため、展示資料の保全と来館者の観覧・利用に不都合を生じないようにするため、屋根工事を実施する。					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが			
		(1) 文化 ②豊かな文化・歴史の継承と魅力発信			
事業期間		令和2年度～			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
		予算（最終）	－	－	1,836
	決算	－	－	1,789	
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県（一般財源）	その他	合計
		－	1,789	－	1,789
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容	決算額	
		工事請負費	キュービクル工事費	1,485	
		工事請負費	屋根補修工事費	304	
		合計		1,789	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

4. さが維新まつり開催事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>明治維新150年を機に、佐賀の偉業・偉人と未来への希望を身近に感じてもらう機会として創出した「佐賀維新まつり」を継続開催することで、まつりの県民への定着を図り、地域づくりの根本となる地元への誇りと愛着、郷土愛を育む。</p> <p><事業内容></p> <p>「第3回さが維新まつり」の開催</p> <p>実行委員会形式で、「第3回さが維新まつり」を開催。佐賀城公園において、「医療」をテーマに佐賀ゆかりの医療関係の偉人を取り上げた「さが維新行列」や歴史寸劇等を実施。同時期開催の佐賀さいこうフェス等と合わせ、延べ1.2万人が来場した。</p> <p>開催日時：令和2年10月24日（土）13時～22時</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1) 文化 ②豊かな文化・歴史の継承と魅力発信			
事業期間	令和元年度～令和3年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	—	39,725	26,791
決算	—	39,559	26,781	
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	26,781	—	26,781
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	負担金	さが維新まつり実行委員会負担金		26,776
	旅費	出張旅費		4
	需用費	物品購入（防虫剤など）		1
	合計		26,781	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 【有効性】定量的な成果指標の設定について（意見）

<現状>

当該事業の目的は「地元への誇りと愛着、郷土愛を育む」というものである。これは、佐賀県総合計画 2019 に掲げている「他県に誇れる佐賀県の文化的、歴史的な魅力・価値を感じる県民の割合」の増加を支えるものであると思われるが、当該事業単独の定量的な成果指標は設定されていない。このため、当該事業が目的を達成したのか、また、全体目標への貢献度がどの程度なのかが明確ではない。

<意見>

定性的な目標は、定量的な視点に変換することで測定しうるので、定性目標にとどまらず、事業目的に沿った適切な定量的な成果指標を可能な限り設定することが望ましい。例えば、イベントであることを考慮して観覧者数という目標とすることも考えられるし、令和2年度であれば、医療をテーマに行列や寸劇などを行っているので佐賀ゆかりの医療関係の偉人の知名度や、誇りに思う人の割合など、定量的な目標を設定し測定することも可能である。令和2年度は新型コロナウイルス対策に伴う大幅な規模縮小という事情もあり目標設定は行っていなかったとのことであるが、今後は定量的な目標を設定し、毎年度事業の成果を測定、評価することでPDCAサイクルを回し、より効果的・効率的・経済的な事業実施につなげていただきたい。

5. 銅像モニュメント活用推進事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>肥前さが幕末維新博覧会を契機に設置した佐賀の偉人モニュメントや島義勇銅像を、博覧会のレガシーとして継続設置することで、県民の佐賀に対する誇りの醸成と定着と図る。</p> <p><事業内容></p> <p>モニュメント及び銅像を適切に管理するために必要な巡回清掃やメンテナンスを行う。また、WEB サイトやリーフレットによる PR、SAGATOCO アプリによるスタンプラリーを実施する。</p> <p>※SAGATOCO アプリ：ウォーキングや健診などの健康活動で貯まったポイントで県内の様々なサービスを受けられる健康アプリ。</p>				
主な執行区分	県営 <u>委託</u> 補助 その他			
佐賀県総合計画 2019 との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1) 文化 ②豊かな文化・歴史の継承と魅力発信			
事業期間	令和元年度～令和3年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算(最終)	—	3,311	2,439
	決算	—	3,255	2,388
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県(一般財源)	その他	合計
	—	2,388	—	2,388
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容	決算額	
	需用費	モニュメント修繕費、銅像ライトアップ電気代	577	
	役務費	賠償責任保険料	83	
	委託料	リーフレット制作、WEB 保守、芝生メンテナンス、巡回警備	1,728	
	合計	2,388		

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意

見を述べることとする。

① 【有効性】定量的な成果指標の設定について（意見）

<現状>

当該事業の目的は「県民の佐賀に対する誇りの醸成と定着と図る」というものである。これは、佐賀県総合計画 2019 に掲げている「他県に誇れる佐賀県の文化的、歴史的な魅力・価値を感じる県民の割合」の増加を支えるものであると思われるが、当該事業単独の定量的な成果指標は設定されていない。このため、当該事業が目的を達成したのか、また、全体目標への貢献度がどの程度なのかが明確ではない。

<意見>

定性的な目標は、定量的な視点に変換することで測定しうるもので、定性目標にとどまらず、事業目的に沿った適切な定量的な成果指標を可能な限り設定することが望ましい。例えば、当該モニュメントや銅像の認知度や誇りの醸成に寄与していると思う県民の割合といった定量的な目標を設定しアンケート等により測定することは可能である。毎年度事業の成果を測定、評価することで PDCA サイクルを回し、より効果的・効率的・経済的な事業実施につなげていただきたい。

6. 市村記念体育館利活用検討事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的> 老朽化等により体育施設としての用途を廃止している市村記念体育館を、維新博の「志」を受け継ぎ、次世代を担う人材を育てていく施設として活用していくため、令和元年度策定の利活用基本計画に基づき、施設のあり方について検討を行う。</p> <p><事業内容> 令和2年度は、有識者への意見聴取等を実施し、継続して利活用方針の検討を実施する。</p>					
主な執行区分	<table border="1"> <tr> <td>県営</td> <td>委託</td> <td>補助</td> <td>その他</td> </tr> </table>	県営	委託	補助	その他
県営	委託	補助	その他		
佐賀県総合計画 2019 との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1) 文化 (2) 豊かな文化・歴史の継承と魅力発信				
事業期間	令和元年度～				
事業費推移	(単位：千円)				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算(最終)	—	16,736	1,430	
	決算	—	16,712	477	
事業費の財源	(単位：千円)				
	国庫	県(一般財源)	その他	合計	
	—	477	—	477	
事業費の内訳	(単位：千円)				
	費目	主な内容		決算額	
	報償費	利活用会議委員報酬		97	
	費用弁償	利活用会議委員旅費		112	
	職員旅費	職員出張旅費		268	
	合計			477	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

7. 伝承芸能次世代継承事業費（旧重点課題対応費）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>地域の伝統芸能を再評価する機運の醸成、担い手不足の解消、技能の継承に一体的に取り組むことにより、本県の地域資源である伝統芸能を将来にわたり継承し、地域の絆を深め、佐賀への誇りと愛着を育む社会の実現を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>(1) 第3回佐賀県伝承芸能祭の開催 (2) 佐賀の絶景×伝統芸能 映像制作 (3) さが伝承芸能保存活用事業 (4) 若手リーダー向け視察研修</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助 その他	
佐賀県総合計画 2019 と の関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1)文化 ②豊かな文化・歴史の継承と魅力発信			
事業期間	平成30年度～令和4年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	48,463	46,194	43,887
	決算	48,218	46,153	43,712
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	43,712	—	43,712
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容	決算額	
	費用弁償	会計年度職員出張旅費	3	
	職員旅費	職員出張旅費	143	
	委託料	伝承芸能保存活用事業情報発信・映像記録制作業務委託	8,000	
	委託料	伝承芸能次世代継承事業企画運営等業務委託	34,248	
	使用料・貸借料	佐賀市文化会館使用料（伝承芸能祭）	1,318	
	合計	43,712		

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① **【有効性】佐賀県の伝承芸能の記録保存としての映像化について（意見）**

＜現状＞

本事業の目的は県の地域資源である伝統芸能を将来にわたり継承することにある。佐賀県は、この伝承芸能の団体数や活動状況について、毎年市町村を通して実態把握に努めている。県によると、令和2年度調査では県内に588の団体があり、うち存続は454団体、活動中断は100団体、その他不明等である。存続中の団体の中には存続が危ぶまれる団体も含まれている可能性があるとのことである。

保存活用事業として平成25年から映像記録を進め、テレビやイベント等で公開しているが、これまでに映像記録を行ったのは69個と、全体の11.7%である。

＜意見＞

県によると、県内の伝承芸能の中には、消滅の危機に瀕しているものも存在しており、また、新型コロナウイルスの影響によりその危機はさらに高まった可能性もあるとのことである。消滅の可能性が高いと判断される伝承芸能に対しては、当然ながら継承への働きかけを行っていく必要があるが、これと並行して、消滅及び将来の復興を前提とした「資料保存」という目的で映像として記録するなどの必要性もあるのではないだろうか。

これまでの映像記録制作事業は、魅力的に見えるような工夫なども行い、テレビ放送や公共施設やイベントでの放映などを行っている。これらは地域の伝承芸能を再評価する機運の醸成や担い手不足の解消という目的に沿った事業であると思量されるが、併せて、消滅危険性の高いものについては、「資料保存」を目的とした映像録化を行うことは、将来の復興を可能にするという意味でも意義があるため、是非検討をしていただきたい。

② **【有効性】成果指標について（意見）**

＜現状＞

佐賀県総合計画2019で掲げている成果指標は「伝承芸能を継承する取組に新たに参画する芸能団体・事業者数」としており、目標と実績は以下の通りである。目標及び実績とも累計値である。

指標区分	指標名	単位	区分	R1	R2	R3	R4
成果指標	伝承芸能を継承する取組に新たに参画する芸能団体・事業者数	団体	目標値	50	70	85	100
			実績値	52	57	—	—

令和2年度の目標未達の主な理由として、新型コロナウイルスの影響による事業縮小の影響で佐賀県伝承芸能活用推進会議が開催されなかったこと、また、伝承芸能祭の規模も縮小されたことによる影響があったこと等があげられる。

令和元年度については、目標は50団体のところ、実績は52団体と、達成しているように見受けられた。しかしながら、実績としてカウントされている52団体のうち、平成30年度までの映像保存事業「まつりびと」の撮影対象となっていた団体が多く含まれていた。

令和2年度については、目標70団体のところ実績は57団体であった。すなわち、新たに5つの団体・事業者が伝承芸能を継承する取組に新たに参画したということになっている。しか

し成果としてカウントされている5団体の中には、令和元年度と同様に、平成30年度までの映像保存事業「まつりびと」の撮影対象となっていた団体が複数含まれていた。

また、令和2年度の佐賀県伝承芸能際に出演した佐賀県の団体は9団体であるが、うち3団体は令和元年度も参加している団体であった。

<意見>

まず、目標値の設定であるが、「新たに」という指標にしている以上、目標設定前より参画していた団体をゼロベースでリセットしたような目標値をとすること自体合理的ではない。取り組みは当該目標設定前にも実施されているにもかかわらず、令和元年度新たに50の団体が参画したように見えてしまう上、令和元年度の達成数が明示されないからである。目標設定以前の平成30年度までに参画している団体をカウントし、その現状をスタートとして新たな参画団体を増やしていくといった目標とする必要がある。

次に、実績値のカウント方法であるが、映像保存事業「まつりびと」は、伝承芸能を継承する取組のひとつとされているため、目標設定前にすでに当該事業に参画していた団体を新たに取組に参画した団体の実績としてカウントすることは合理性に欠ける。今後は精度の高い実績の把握を行う必要がある。

また、当該事業うち、特に芸能祭や映像化事業については対象となる団体・事業者が重複している傾向にある。先述のように、県内には500を超える伝承芸能団体・事業者があるが、これまで県の事業に参画している団体等は比較的有名で規模も大きく、消滅危機の少ない団体等に偏っている可能性が否定できない。伝統芸能の再評価を行うための方針としてはそのような団体にトップランナーとしての役割を担ってもらうことに合理性が認められるが、今後は、より規模の小さな団体等にも働きかけを行うなど、より効果的な事業実施を行うことで、県の財産である伝承芸能をひとつでも多く未来に残す取り組みを行っていただきたい。

8. 佐賀さいこうアート推進事業費（地方創生交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容
<p><事業目的></p> <p>多彩な文化芸術に出会い、楽しむ機会を提供することにより、文化芸術活動の裾野を広げるとともに、佐賀県には文化的、歴史的な魅力があることを県民に再発見・再認識してもらう。また、その魅力を県内外に発信することにより地域の活性化を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>1. 「アートで佐賀を“再興”し、人々に楽しさや感動を与える“最高”の佐賀をつくりだす」をコンセプトにした「佐賀さいこうアートプロジェクト 2020」の一環として、「佐賀さいこうフェス 2020」を開催する。</p> <p>① 体験型アートイベントの開催</p> <p>令和2年10月24日（土）、25日（日）の2日間開催した「佐賀さいこうフェス 2020」の中で、「アーティストマーケット」としてアートを体験できるブースを設置。佐賀ゆかりのアーティストを招き、ワークショップや展示、ライブペイントなどを実施した。</p> <p>ライブペイントで制作した作品はイベント終了後の一定期間、県庁展望ホールに展示した。展示内容は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ PICFA ライブペイント「さがフェス万歳」令和2年12月28日（月）設置 ※“PICFA”とは、医療法人清明会の障がい福祉サービス事業所のこと。 ○ ミヤザキケンスケ 「大きなキャンバスに絵を描こう」ワークショップ 「Super Happy Project」令和3年2月3日（水）設置 <p>また、令和3年3月には、3名の佐賀出身アーティストによるオンライン形式のアートワークショップ企画や、県内2箇所のアート施設をオンライン上で訪問できる「オンライン・アトリエツアー」を実施した。</p> <p>オンライン・スペシャルイベントの概要は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ イラストレーターwataboku さんによるライブペイント リアルタイム配信（YouTube ライブ） 日時：令和3年3月13日（土）14:00～ のべ232回視聴 ○ 「ウラケンさんに学ぶイラストのコツ 佐賀県の偉人を描いてみよう」（ZOOM・事前申込制） 日時：令和3年3月20日（土）14:00～ 13アカウント接続 ○ 「ゆるく楽しく描いてみよう！ミヤタチカさんと一緒に『お絵描き動物園』」（ZOOM・事前申込制） 日時：令和3年3月21日（日）14:00～ 17アカウント接続 <p>② 【障がい者文化芸術作品展】</p> <p>障がい者の文化・芸術活動への参加を推進し、社会参加につないでいくことを目的に「第20回佐賀県障がい者文化芸術作品展」を開催した。</p> <p>作品展の概要は以下の通りである。</p>

会期	令和3年2月6日（土）～2月14日（日）9:30～18:00
会場	佐賀県立美術館 4号展示室
観覧料	無料
募集期間	令和2年7月27日（月）～令和3年1月15日（金）
出展作品数	581作品
会期中来場者数	1,282名

入賞作品（19点）の写真撮影を行い、ホームページ上に公開した。また、出展した作品のうち知事賞等全7作品を以下の通り展示した。

展示期間：令和3年2月16日（火）～23日（火）

展示場所：イオンモール佐賀大和店2階セントラルコート吹き抜け

期間中来場者数：1,524名

2. 【SAGA SEA】の開催

<目的>

オランダの文化や多様性を学び、オランダで毎年開催されている「ノース・シー・ジャズ・フェスティバル」のように、音楽を通じ地域に根づいた交流事業を実施することにより、佐賀県には文化的、歴史的な魅力があることを県民に再発見・再認識してもらい、その魅力を県内外に発信することにより地域の活性化を図る。

○ 基本コンセプト

— SAGA SEA 佐賀とオランダの“再会”が22世紀の文化をつくる —

400年前、オランダの東インド会社により伊万里港から“海（SEA）”を通じてヨーロッパに伝わった有田焼。

150年前、オランダの人々が“海（SEA）”を旅して佐賀で生まれた新たな“出会い”。オランダとの出会いが佐賀を変えました。

それから、150年経った現在、オランダの街を歩くと、肌の色も髪の色も様々な人々が行き交い、世界の縮図のように多様な文化とともに豊かな発展を遂げています。

多様性をオランダに学び、1976年からオランダで開催されている「ノース・シー・ジャズ・フェスティバル」のように、音楽を通じ、地域に根付いた交流を目指します。

佐賀とオランダの再会が、新しい文化を作り出していきます。

○ 実施した事業の概要

① EUROPEAN JAZZ TRIO “We Get Requests” コンサートライブ配信

令和2年6月13日に嬉野市で予定していたコンサートは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。コンサートに代わり、オランダ・アムステルダムよりEUROPEAN JAZZ TRIO（ヨーロッパ・ジャズ・トリオ）の音楽をYouTubeでライブ配信した。また、ライブ配信にあたり、知事のメッセージ動画を収録、オランダ語の字幕を付けて、ライブ配信直前に放映した。

日時	令和2年6月14日（日）日本時間18時／オランダ時間11時
料金	視聴無料
会場	Studio 150（アムステルダム）

最多視聴人数	223名			
② ワークショップ「音楽寺子屋 Dan Tepfer ～22世紀の教室～」				
令和2年10月上旬に佐賀県立名護屋城博物館にて開催を予定していたコンサートは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。代替イベントとして、株式会社ヤマハミュージックジャパンの協力のもと、ヤマハの自動演奏機能付きピアノ Disklavier（ディスクラビア）を宇宙科学館に設置。ニューヨークのピアノと佐賀のピアノを繋ぎ、ダン・テファー氏自身が開発したプログラムを使用して、ニューヨークでのダン・テファー氏の演奏をリアルタイムで奏でるイベントを開催。				
当日は、参加者からダン氏への質問等の時間も設け、音楽寺子屋として実施。				
日時	令和2年12月20日(日) 10時開演			
場所	佐賀県立宇宙科学館			
協力	株式会社ヤマハミュージックジャパン			
協賛	佐賀県立宇宙科学館			
制作協力	SHIKIORI			
事前申込人数	128名			
当日来場者数	91名			
③ 「ピアノの駅」				
駅などの人通りの多い施設に自由に触れることができるピアノを設置することで、ピアノを通じた交流が生まれることを目的とした「ピアノの駅」を実施した。				
新鳥栖駅、小城駅、佐賀駅に設置しているピアノの調律を行い、市村記念体育館に保管されていたグランドピアノを佐賀県庁県民ホールへ移設した。				
佐賀県庁県民ホールへのピアノ設置に伴い、お披露目イベントを開催した。				
(日時) 令和3年3月26日(金)12:20～12:50				
(出演) ピアニスト 大坪健人氏				
(来場者数) 約100名				
※当該事業のうち「佐賀さいこうフェス2020」関連事業は、財源の違いから「佐賀さいこうアート推進事業費（旧重点課題対応費）」と区別して整理されているが、実際の事業は一括して企画コンペ方式により委託業者を選定している。				
「SAGA SEA」関連事業はこれとは別に企画コンペ方式により委託業者を選定している。また、企画コンペ方式のため予定価格の算定等を行われていない。				
主な執行区分	県営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	補助 其他	
佐賀県総合計画2019との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点さが (1) 文化 ①多彩な文化芸術の振興			
事業期間	平成28年度～令和3年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算(最終)	22,767	22,703	20,229
	決算	22,521	22,700	19,896

事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	6,512	13,384	—	19,896

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	委託料	イベント企画運営委託	19,896
	合計		19,896

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① **【合規性】選択した契約方法を適当と判断した理由の事前承認について（結果）**

<現状>

佐賀県財務規則第100条では、契約事務の事前承認に際し、「(3) 契約の方法（一般競争入札、指名競争入札、競り売り、見積合わせによる随意契約及び単一者との随意契約の別）及びその理由」の承認を受けなければならない、とされている。

しかし、事前承認において、企画コンペ方式により実施する旨の記載があるのみであり、随意契約による理由及び企画コンペ方式が適当と判断した理由が明記されていない。

<指摘事項>

委託事業者の選定に当たっては、一般競争入札を基本とし、随意契約は例外的な契約方法として限定的な場合（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）にのみ選択できるものとされている。

したがって、随意契約による場合は、例外的な方法であるがゆえにその選択が妥当であると判断した理由が明確に確認できる必要がある。

この点、佐賀県内の他の委託事業では、一般競争入札が適さないと判断した理由を文章として明記した上で事前承認が行われているものもあり、事業によって当該理由が明記されているかどうか異なる状況も確認されている。

したがって、例外的な方法を選択する理由という項目の性質面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況との整合性の観点から、随意契約による理由及び企画コンペ方式が適当と判断した理由を明記する必要がある。

なお、令和元年度を対象とした令和2年度包括外部監査において同様の意見があったことを受け、資料の閲覧及び担当者へのヒアリングにより、令和3年度からは事前承認の際に契約方法を選択した理由を記載した上で承認を受けていることを確認した。

上記指摘事項の他、次の事項について意見を述べることとする。

① **【有効性、効率性】成果指標について（意見）**

<現状>

以下が当該事業の施策指標及び成果指標である。

指標区分	指標名	単位	現状	R1	R2	R3	R4
施策指標	文化・芸術に親しめる環境が整っていることに満足を感じている県民の割合	%	20.5	満足を感じている県民の割合の増加を目指す。			
成果指標	文化芸術イベントの参加者数	人	68,000	74,000	77,000	79,000	81,000
				83,583	180,554		

指標区分	指標名	単位	H30	R1	R2
成果指標	障害者作品展：出品数	点	394	464	500
			464	500	581
成果指標	障害者作品展：来場者数	人	723	1,512	1,017
			1,512	1,017	1,282

(注) 上段は目標値、下段は実績値。

成果指標としてのイベントの来場者数等は目標値が設定され実績値も把握されているが、施策指標である「文化・芸術に親しめる環境が整っていることに満足を感じている県民の割合」については具体的な目標が設定されておらず、かつ、実績値は把握されていない。

<意見>

本事業は、「佐賀県総合計画 2019」中の「多彩な文化芸術の振興」の一部として、「県民が、多彩な文化芸術に出会い、鑑賞し、楽しみ、自ら文化芸術活動に取り組むとともに、文化芸術を楽しみながら地域が賑わっていることを目指す」「特色ある展覧会など、文化芸術を楽しむことができる環境や、その理解を深めるための機会の充実・拡充に取り組む」の中の一つとして実施されたものであるため、文化芸術イベントの参加者数を成果指標としている。芸術に親しむ機会の提供という観点からは、イベントの来場者数を成果指標として設定することに一定の意義はあると考えられる。また、来場者数は令和元年及び令和2年とも目標数を大きく上回っている。

一方で、当該事業目的からすると、「佐賀県には文化的、歴史的な魅力があることを県民に再発見・再認識してもらう」こと、「その魅力を県内外に発信することにより地域の活性化を図る」ことである。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえると、来場者数を中心とした成果指標のみでは有意義なイベントであっても過年度と比べて成果が出なかったように見えてしまう可能性もある。その場合、人が集められないのであればそもそも事業を行う必要性があったのかとの疑念を抱かれる可能性も否定できないため、来場者数とは異なる方向性の目標設定も必要となるのではないかと考える。

この点、発信力のあるアーティストや来場者に県内の魅力に触れる機会を提供すること等を通じて、目的に適った事業の効果を出せていると県では認識しているが、定量的に測定されていない。

定性的な目標は、定量的な視点に変換することで測定しうるので、定性目標にとどまらず、事業目的に沿った適切な定量的な成果指標を可能な限り設定することが望ましい。例えば、県内及び県外の来訪者に対するアンケートによりイベントで佐賀県の魅力を再発見できたか、SNS等でシェアしたいか等を尋ねることは可能である。

参加者数のみを成果指標とすると、イベントを開催するごとに当然ながら累計参加者数は増加する。しかし、限られた財源の中からコストをかけてイベントを開催するため、アンケート等で佐賀県の魅力を再発見・再認識できたかを測って PDCA サイクルを回し、より効果的・効率的・経済的な事業実施につなげていただきたい。

9. 佐賀さいこうアート推進事業費（旧重点課題対応費）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容	
<p><事業目的></p> <p>多彩な文化芸術に出会い、楽しむ機会を提供することにより、文化芸術活動の裾野を広げるとともに、佐賀県には文化的、歴史的な魅力があることを県民に再発見・再認識してもらう。また、その魅力を県内外に発信することにより地域の活性化を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>「アートで佐賀を“再興”し、人々に楽しさや感動を与える“最高”の佐賀をつくり出す」をコンセプトにした「佐賀さいこうアートプロジェクト 2020」の一環として、「佐賀さいこうフェス 2020」を開催する。</p> <p>佐賀さいこうフェス 2020 の概要は以下の通りである。</p>	
開催日時	令和2年10月24日（土）10：00～18：00 令和2年10月25日（日）10：00～18：00
場所	佐賀城公園（佐賀県立博物館・美術館、佐賀城本丸歴史館周辺）
来場者数	令和2年10月24日 約5,338名 令和2年10月25日 約11,995名 計約17,333名（再入場者含む） アンケート回答枚数 932枚
<p>佐賀さいこうフェス 2020 の実施内容は以下である。</p> <p>① 秋の城内公園イベントオンライン配信</p> <p>佐賀さいこうフェス 2020 のライブイベントやワークショップの紹介など、イベントの様相や雰囲気オンラインで配信</p> <p>●Sagaplus ページビュー数（10/23～10/25）</p> <p>※“sagaplus”とは、サガテレビが開設した動画ポータルサイトのこと。</p> <p>秋の佐賀城公園イベントカテゴリページ 6,078回</p> <p>佐賀さいこうフェス 10/24 2,583回</p> <p>佐賀さいこうフェス 10/25 3,530回</p> <p>●YouTube 再生数（）は最多同時接続数</p> <p>佐賀さいこうフェス 10/24 4,786回（83回線）</p> <p>佐賀さいこうフェス 10/25 9,148回（423回線）</p> <p>② ライブイベントの実施</p> <p>第一線で活躍する佐賀県出身ミュージシャン等のパワフルなライブステージを開催。</p> <p>③ 「第2回ハイスクールさいこう！ストリートフェス」※開催見送り</p> <p>④ 同時開催の他のイベント及びアプリ「SAGATOCO」と連携したスタンプラリー（佐賀さいこうフェス×歩こう。佐賀県。のコラボ企画）</p> <p>スタンプラリー参加者数：</p> <p>令和2年10月24日 紙台紙 496名 アプリ 153名</p> <p>令和2年10月25日 紙台紙 654名 アプリ 125名</p> <p>⑤ 他イベントとの連携</p>	

なお、新型コロナウイルス感染症対策として人数制限（同時滞在人数を 5000 人以下でコントロール）を行った上で実施した。

※当該事業は、財源の違いから「佐賀さいこうアート推進事業費（地方創生交付金）」と区別して整理されているが、実際の事業は一括して企画コンペ方式により委託業者を選定している。また、企画コンペ方式のため予定価格の算定等が行われていない。

主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点さが (1) 文化 ①多彩な文化芸術の振興			
事業期間	平成 28 年度～令和 3 年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算（最終）	39,717	42,992	43,718
	決算	39,717	42,992	43,718
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	43,718	—	43,718
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	委託料	イベント企画運営委託		43,718
		合計		43,718

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① **【合規性】 選択した契約方法を適当と判断した理由の事前承認について（結果）**

<現状>

佐賀県財務規則第 100 条では、契約事務の事前承認に際し、「(3) 契約の方法（一般競争入札、指名競争入札、競り売り、見積合わせによる随意契約及び単一者との随意契約の別）及びその理由」の承認を受けなければならない、とされている。

しかし、事前承認において、企画コンペ方式により実施する旨の記載があるのみであり、随意契約による理由及び企画コンペ方式が適当と判断した理由が明記されていない。

<指摘事項>

委託事業者の選定に当たっては、一般競争入札を基本とし、随意契約は例外的な契約方法として限定的な場合（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号）にのみ選択できるものとされ

ている。

したがって、随意契約による場合は、例外的な方法であるがゆえにその選択が妥当であると判断した理由が明確に確認できる必要があると考える。

この点、佐賀県内の他の委託事業では、一般競争入札が適さないと判断した理由を文章として明記した上で事前承認が行われているものもあり、事業によって当該理由が明記されているかどうか異なる状況も確認されている。

したがって、例外的な方法を選択する理由という項目の性質面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況との整合性の観点から、随意契約による理由及び企画コンペ方式が適当と判断した理由を明記する必要があると考える。

なお、令和元年度を対象とした令和2年度包括外部監査において同様の意見があったことを受け、資料の閲覧及び担当者へのヒアリングにより、令和3年度からは事前承認の際に契約方法を選択した理由を記載した上で承認を受けていることを確認した。

上記指摘事項の他、次の事項について意見を述べることとする。

① 【経済性】佐賀さいこうアート企画運営事業の企画コンペ方式での1者応募について（意見）

<現状>

当該事業は企画コンペ方式により委託業者の選定が行われている。

直近の企画コンペの参加者数の推移は以下の通りである。

- ・平成30年度：説明会参加者数2社、企画コンペ参加者数2社。
- ・令和元年度：説明会参加者数1社、企画コンペ参加者数1社。
- ・令和2年度：説明会参加者数6社、企画コンペ参加者数1社。

結果として、1者応募が続いている状況である。

<意見>

1者だけの応募であっても委託事業者の選定自体は有効であるが、複数の応募者があることでより実効性のある事業者間の企画提案競争が確保されるものと考えられる。そのため、今後も1者応募が続くようであれば、競争性が薄まり、企画コンペ方式が求める良質な提案を選定すること自体が十分に行われなくなり本来の目的が達成されなくなる可能性もある。

この点、令和2年3月31日に総務省が公表した「令和2年度総務省調達改善計画」によれば、一者応札改善のための取組として、「競争性をより一層確保しコスト削減を図るため、一者応札の改善に努めるとともに、適切な契約方式の選定等、透明性の確保に努める。特に前回調達において、一者応札だった案件については、その原因等を分析し改善策を次回調達に反映させることを徹底する。」とされている。

本事業では、令和元年度が説明会参加者数及び企画コンペ参加者数がともに1社だったことを受けて、令和2年度では県外の業者も募集する等複数の応募者を確保するための対応が行われている。その対応もあってか、令和2年度は説明会参加者数は6社と増加したが、企画コンペに参加したのは1社にとどまった。

改善策を次回調達に反映させる等の対応が行われてはいるものの、結果論ではあるが1者応

募の状況は変わっていないため、引き続き1者応募の原因等を分析し次回に向けての改善策の検討が行われることを期待したい。

10. 東京オリパラ文化プログラム推進事業費（旧重点）（推進交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容																							
<p><事業目的></p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により多くの選手や観客が来訪することを契機に、佐賀県とホストタウン相手国等の海外各国との文化交流の促進を図る。</p> <p>また、多彩な文化交流プログラムを通じて、佐賀県の文化的な魅力を海外に発信することにより、交流人口の拡大、地域の活性化等を推進する。</p> <p><事業内容></p> <p>1. 佐賀県のホストタウン相手国（タイ、ニュージーランド、フィンランド）との文化交流事業</p> <p>「音楽」「伝統文化」「アート」「食」の要素を中心として、佐賀県がホストタウンに登録されているフィンランド、タイ及びニュージーランドの文化を県民に紹介するとともに、県内の文化も県内外、国外に情報発信することで、海外と県民との文化交流を促進するイベントを実施する。</p> <p>①タイフェスティバル in SAGA 2020</p> <table border="1"> <tr> <td>実施日時</td> <td>令和2年10月24日（土）・25日（日） 10:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>会場</td> <td>佐賀県立図書館南側広場「こころざしのもり」</td> </tr> <tr> <td>開催内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ステージイベント（タイ民族舞踏、佐賀県内伝承芸能ほか） ・タイフード・ドリンク販売 ・タイ雑貨販売 ・体験ブースなど </td> </tr> <tr> <td>事前申込上限人数</td> <td>5,000人/日</td> </tr> <tr> <td>来場者数</td> <td> 令和2年10月24日 3,382名、25日 5,133名 2日間合計 8,515名（再入場者数を含む延べ人数） WEBアンケート回答数：82件 </td> </tr> <tr> <td>後援</td> <td>タイ王国大使館、在福岡タイ王国総領事館、タイ国政府観光庁</td> </tr> <tr> <td>協力</td> <td>サワディー佐賀、ITDA 日・タイ文化交流センター</td> </tr> <tr> <td>同時開催</td> <td> 佐賀さいこうフェス（佐賀県文化課・サガテレビ主催） さが維新まつり（さが維新まつり実行委員会主催）※24日のみ 3×3 バスケ（佐賀県スポーツ課主催）※25日のみ </td> </tr> </table> <p>②フィンランドフェア</p> <table border="1"> <tr> <td>実施日時</td> <td>令和2年12月12日（土）・13日（日） 10:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>会場</td> <td>どんどんどんの森、アバンセ</td> </tr> <tr> <td>開催内容</td> <td> <どんどんどんの森> フィンランド式テントサウナ体験/嬉野茶 PR/モルック体験 <アバンセ> </td> </tr> </table>		実施日時	令和2年10月24日（土）・25日（日） 10:00～17:00	会場	佐賀県立図書館南側広場「こころざしのもり」	開催内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ステージイベント（タイ民族舞踏、佐賀県内伝承芸能ほか） ・タイフード・ドリンク販売 ・タイ雑貨販売 ・体験ブースなど 	事前申込上限人数	5,000人/日	来場者数	令和2年10月24日 3,382名、25日 5,133名 2日間合計 8,515名（再入場者数を含む延べ人数） WEBアンケート回答数：82件	後援	タイ王国大使館、在福岡タイ王国総領事館、タイ国政府観光庁	協力	サワディー佐賀、ITDA 日・タイ文化交流センター	同時開催	佐賀さいこうフェス（佐賀県文化課・サガテレビ主催） さが維新まつり（さが維新まつり実行委員会主催）※24日のみ 3×3 バスケ（佐賀県スポーツ課主催）※25日のみ	実施日時	令和2年12月12日（土）・13日（日） 10:00～17:00	会場	どんどんどんの森、アバンセ	開催内容	<どんどんどんの森> フィンランド式テントサウナ体験/嬉野茶 PR/モルック体験 <アバンセ>
実施日時	令和2年10月24日（土）・25日（日） 10:00～17:00																						
会場	佐賀県立図書館南側広場「こころざしのもり」																						
開催内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ステージイベント（タイ民族舞踏、佐賀県内伝承芸能ほか） ・タイフード・ドリンク販売 ・タイ雑貨販売 ・体験ブースなど 																						
事前申込上限人数	5,000人/日																						
来場者数	令和2年10月24日 3,382名、25日 5,133名 2日間合計 8,515名（再入場者数を含む延べ人数） WEBアンケート回答数：82件																						
後援	タイ王国大使館、在福岡タイ王国総領事館、タイ国政府観光庁																						
協力	サワディー佐賀、ITDA 日・タイ文化交流センター																						
同時開催	佐賀さいこうフェス（佐賀県文化課・サガテレビ主催） さが維新まつり（さが維新まつり実行委員会主催）※24日のみ 3×3 バスケ（佐賀県スポーツ課主催）※25日のみ																						
実施日時	令和2年12月12日（土）・13日（日） 10:00～17:00																						
会場	どんどんどんの森、アバンセ																						
開催内容	<どんどんどんの森> フィンランド式テントサウナ体験/嬉野茶 PR/モルック体験 <アバンセ>																						

	ホール内イベント／展示・コラボ商品限定販売／料理教室／ワークショップ／北欧雑貨販売／フィンランドコーヒーカーフェ／クリーニングデイ（リサイクルマーケット）※12/13のみ
来場者数	令和2年12月12日 1,600名、13日 1,400名 2日間計 3,000人 アンケート用紙回収数：2日間計 103枚 WEBアンケート回答数：2日間計 9件
後援	フィンランド大使館／フィンランド観光局／フィンエアー
協力	アンドフィーカ

③ニュージーランドフェア

実施日時	令和3年1月17日（日）10:00～17:00
会場	モラージュ佐賀 北館1階モラージュプラザ、北側第4駐車場内
開催内容	<北館1階モラージュプラザ> ハカパフォーマンス・ワークショップ（中止）／ニュージーランド文化トークショー／県内伝承芸能ステージ／ニュージーランド写真家トークショー／ニュージーランド雑貨販売／ニュージーランド写真展 <北側第4駐車場内> ニュージーランドグルメの無料試食/出店
来場者数	800人 アンケート用紙回収枚数：328枚、WEBアンケート回答数：9件

2. 県内の文化プログラムを推進する広報及び機運醸成企画

- ・WEBサイト（「佐賀文化プログラム推進プロジェクト」HP）の更新
- ・文化プログラム全体広報パンフレットを作成し各イベントで配布
- ・事後広報として新聞広告を掲載（令和3年3月21日佐賀新聞掲載）

※当該事業は、全体的な統一感を出すために（1）（2）含め一括して企画コンペ方式により委託業者を選定している。また、企画コンペ方式のため、予定価格の算定等は行われていない。

主な執行区分	県営	<u>委託</u>	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連	5文化・スポーツ・観光の交流拠点さが (1)文化 ①多彩な文化芸術の振興			
事業期間	平成28年度～令和3年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	39,630	40,827	39,377
	決算	39,311	40,489	38,359
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	18,314	20,045	-	38,359
事業費の内訳	(単位：千円)			

	費目	主な内容	決算額
	委託料	イベント企画運営委託	38,201
	役務費	県内各所へのチラシ発送、フィンランド大使館への荷物発送	116
	旅費	打ち合わせに係る出張旅費	42
		合計	38,359

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① **【合規性】選択した契約方法を適当と判断した理由の事前承認について（結果）**

<現状>

佐賀県財務規則第100条では、契約事務の事前承認に際し、「(3) 契約の方法（一般競争入札、指名競争入札、競り売り、見積合わせによる随意契約及び単一者との随意契約の別）及びその理由」の承認を受けなければならない、とされている。

しかし、事前承認において、企画コンペ方式により実施する旨の記載があるのみであり、随意契約による理由及び企画コンペ方式が適当と判断した理由が明記されていない。

<指摘事項>

委託事業者の選定に当たっては、一般競争入札を基本とし、随意契約は例外的な契約方法として限定的な場合（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）にのみ選択できるものとされている。

したがって、随意契約による場合は、例外的な方法であるがゆえにその選択が妥当であると判断した理由が明確に確認できる必要があると考える。

この点、佐賀県内の他の委託事業では、一般競争入札が適さないと判断した理由を文章として明記した上で事前承認が行われているものもあり、事業によって当該理由が明記されているかどうか異なる状況も確認されている。

したがって、例外的な方法を選択する理由という項目の性質面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況との整合性の観点から、随意契約による理由及び企画コンペ方式が適当と判断した理由を明記する必要があると考える。

なお、令和元年度を対象とした令和2年度包括外部監査において同様の意見があったことを受け、資料の閲覧及び担当者へのヒアリングにより、令和3年度からは事前承認の際に契約方法を選択した理由を記載した上で承認を受けていることを確認した。

上記指摘事項の他、次の事項について意見を述べることとする。

① 【有効性】成果目標について（意見）

＜現状＞

成果目標について、各イベントの来場者数を設定しており、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前までは概ね目標を達成している。しかし、他の成果目標は設定されていない。

指標区分	指標名	単位	H30	R1	R2
成果指標	タイフェスティバル： 来場者数	人	15,000	15,000	15,000
			13,000	15,000	8,515
成果指標	ニュージーランドフェア： 来場者数	人	1,500	1,300	2,000
			1,300	2,000	800
成果指標	フィンランドフェア： 来場者数	人	—	5,000	5,200
			—	5,200	3,000

※上段は目標値、下段は実績値。

＜意見＞

本事業は、「佐賀総合計画 2019」中の「多彩な文化芸術の振興」の一部として、「県民が、多彩な文化芸術に出会い、鑑賞し、楽しみ、自ら文化芸術活動に取り組むとともに、文化芸術を楽しみながら地域が賑わっていることを目指す」「特色ある展覧会など、文化芸術を楽しむことができる環境やその理解を深めるための機会の充実・拡充に取り組む」の中の一つとして実施されたものであるため、文化芸術イベントの参加者数を成果指標としている。各国の文化を知ってもらうという観点からは、イベントに来てもらえるだけでも一定の効果は期待できるため、イベントの来場者数は一つの指標になると考えられる。また、県内文化のステージイベントもあり、県内文化を発信するという趣旨に沿ったイベントだったと言える。

ただ、事業目的には、「文化交流を通じて佐賀県の魅力を海外に発信する」「交流人口の拡大、地域の活性化等の推進」といった表現も含まれており、これらの観点からも成果目標の設定も必要ではないだろうか。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえると、来場者数を中心とした成果指標のみでは有意義なイベントであっても過年度と比べて成果が出なかったように見えてしまう可能性もある。その場合、人が集められないのであればそもそも事業を行う必要性があったのかとの疑念を抱かれる可能性も否定できないため、来場者数とは異なる方向性の目標設定も必要となるのではないかと考える。

限られた財源の中からコストをかけてイベントを開催するため、来場者数だけではなく、事業目的に沿った効果があるのかを次に繋げていただきたい。例えば、アンケート等で、イベント参加により海外文化交流に興味を持った・興味が増した、佐賀県の文化的な魅力を認識できたと回答された割合が一定以上であることを目標に加えることや、オンライン配信であればアクセス数等、事業の成果を異なる側面からも測る試みを検討されることを期待する。

1 1. 障害者芸術文化活動支援事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>障害者の文化芸術活動を支援することにより、自ら文化芸術活動に取り組む機会の充実を図り、文化芸術活動の裾野を広げる。また、多くの県民に創造性の高い作品の魅力を発信することにより、障害者の文化芸術の振興を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>芸術文化活動を行う障害福祉サービス事業所、支援団体等を支援する拠点「佐賀県障害者芸術文化活動支援センター」を設置・運営し、以下に掲げる事業の実施に要する経費を助成する。</p> <p>①県内における事業所等に対する相談支援 ②芸術文化活動を支援する人材の育成等 ③関係者のネットワークづくり ④参加型展示会の開催 ⑤協力委員会の設置 ⑥調査・発掘、評価・発信 ⑦情報収集・発信</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1) 文化 ①多彩な文化芸術の振興			
事業期間	平成 30 年度～令和 3 年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算 (最終)	7,000	7,000	7,000
	決算	7,000	7,000	7,000
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計
	3,500	3,500	—	7,000
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	負担補助交付金	障害者の文化芸術の支援		7,000
	合計			7,000

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

1 2. 佐賀県美術展覧会経費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>県内の幅広い層から美術作品を公募し、公正な審査を経て入選作品を選び、展示することにより、本県美術の動向を明らかにし、県民に美術鑑賞の機会を提供する。</p> <p><事業内容></p> <p>日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真、デザインの7部門において作品を一般公募し、審査会を実施し、入選・入賞作品を佐賀県立博物館・美術館において一般公開する。</p> <p>令和2年度の第70回県展は、コロナ禍での開催であったものの、出品数は令和元年度（923点）よりも23点増加の946点もの応募があり、展覧会期間中の観覧者数は5,731人にのぼった。</p> <p>本事業は県民各層から幅広い分野の作品を募集・審査・表彰することで、県内美術文化の振興を図り、また、芸術の秋にふさわしい唯一の総合美術展として多くの県民に鑑賞の機会を提供するなど長年にわたり本県の芸術文化の発展に貢献している。</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連		5 文化・スポーツ・観光の交流拠点			さが
		(1) 文化			①多彩な文化芸術の振興
事業期間		平成17年度～令和3年度			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
		予算（最終）	4,050	4,050	4,050
		決算	4,050	4,050	4,050
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県（一般財源）	その他	合計
		—	4,050	—	4,050
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容		決算額
		負担補助交付金	佐賀県美術展覧会の開催経費		4,050
		合計		4,050	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

1.3. 日本遺産「肥前窯業圏」登録推進・情報発信事業費（地方創生交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容			
<p><事業目的></p> <p>日本遺産に認定された佐賀・長崎両県にまたがる肥前窯業圏において、陶磁文化の魅力や陶磁器を核とした豊かな文化資源の情報を国内外に広く発信することで、多くの方々に実際に足を運んでその魅力や文化的価値に触れてもらい、地域の文化的賑わいを創出する。</p> <p><事業内容></p> <p>○ 肥前窯業圏活性化推進協議会負担金</p> <p>○ 文化芸術による賑わい創出事業（HIZEN5）</p> <p>○ 魅力発信事業</p> <p>肥前窯業圏活性化推進協議会において平成28年から継続して事業を行い、観光コンテンツの増加・イベントの実施などにより、圏域内の文化施設の入場者数増等につながっている。また、HIZEN5において、やきもの文具やアクセサリーを製作し販路を開拓したことでやきもの文化を多くの方に知っていただくきっかけを提供する機会が増えている。</p>			
主な執行区分	県営	委託	補助
佐賀県総合計画2019との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1) 文化 ①多彩な文化芸術の振興		
事業期間	平成28年度～令和4年度		
事業費推移	(単位：千円)		
		平成30年度	令和元年度
	令和2年度		
予算（最終）	58,000	45,000	52,150
決算	58,000	45,000	50,997
事業費の財源	(単位：千円)		
	国庫	県（一般財源）	その他
	合計		
	25,498	25,498	—
事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	負担補助交付金	肥前窯業圏活性化推進協議会負担金	3,000
	委託料	HIZEN5 委託	41,500
	委託料	ラッピングトレイン、CM等	6,497
	合計	50,997	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 【有効性、効率性】HIZEN5の事業の目標設定と効果測定について（意見）

<現状>

HIZEN5とは、唐津焼・伊万里焼・武雄焼・肥前吉田焼・有田焼の5つのやきもの産地が県と立ち上げたカジュアルブランドで、それぞれの地域でプロデューサーがクリエイターと手を組んで、若者の感性とやきものの伝統技術を掛け合わせた作品をつくり、やきものを身近に楽しむ新しいライフスタイルを提案するという事業である。平成28年度に開始し、毎年4千万円程度の支出を行っている。当初は「わかものやきもの市」というイベントも実施していた。令和2年度以降はこれまでに商品化したアクセサリーやファブリック、文具の販路拡大を図っている。

日本遺産「肥前窯業圏」登録推進・情報発信事業全体については定量的な成果指標が設定されているが、それを構成する「HIZEN5」プロジェクトに関して、定量的な成果指標が設定されていないため、目的をどの程度達成したのかが明確ではない。

<意見>

当該事業は、開発した商品を入り口にして、多くの若年層に県のやきものを知ってもらい、将来的には販売増加につながることを意図していると思われる。事業に際しては、このような目的に沿った定量的な成果指標を可能な限り設定することが望ましいと考える。例えば、「若者にやきもの文化を知ってもらう機会の提供」という点を重視し、若年者層の県内窯業の知名度やHIZEN5の取扱店舗数とすることも考えられる。また、HIZEN5アイテムの販売を重視すれば、その販売額とすることも考えられる。また、指標は複数とすることも考えられる。

窯業の再建は、佐賀県にとって重要な課題の一つである。毎年度事業の成果を測定、評価することでPDCAサイクルを回し、より効果的・効率的・経済的な事業実施につなげていただきたい。

② 【合規性、公平性、透明性】見積もり合わせの業者選定について（意見）

<現状>

当該事業の中で、令和2年度はJR筑肥線でのラッピングトレインの運行事業を実施しているが、その中で、以下の委託契約がある。

契約名	主な内容	金額（円）
日本遺産「肥前やきもの圏」チラシ及びラッピング列車デザイン作成業務	ラッピングトレインのデザインとチラシの作成	990,000
日本遺産「肥前やきもの圏」周遊・広報委託業務	ラッピングトレイン停車駅でのスタンプラリーの実施	385,000

これらの契約の業者選定について、県はそれぞれ2者より見積もり合わせを行っているが、その際、いずれも同一企業グループ内の2者を選定している。それらの業者の選定理由は起案文書等に記載されておらず、選定の根拠は確認できなかった。このような状況は、見積もり合わせの実効性に疑問が残る。また、当該契約に限らず、県は、県内の限られた業者に見積もり

合わせを依頼する傾向にある。

<意見>

見積もり合わせを行う意義は、複数者の価格やサービス内容を比較して、より良いサービスや商品を選ぶことにある。この点、別の事業者とはいえ、同一グループ内の者を選定することは、見積もり合わせの有効性が担保されているかどうか疑問が残る。このような場合には、その2者を選定した理由を決裁文書等で明確にする必要があると考える。見積もり合わせは単なる複数者から取得すればいいというわけではなく、実効性が必要なこと、また、業者を選定した理由を起案文書等で明らかにし、取引の透明性に関する説明責任を果たすことが望まれる。

また、当該事業に限らないが、県内には比較的大規模な企業が限られることから、一定の企業への委託が集中している。見積もり合わせの業者選定の理由のほとんどが「実績のある県内企業」となっている。確かに実績や規模の面で信頼感のある企業への委託することが効率的であることは理解できるが、実績を求めると、いつまでも新規の業者は参入できず、同一企業への委託が継続することとなりかねない。特に本件のような比較的小規模な委託契約は、新規の業者や規模の小さな企業などを積極的に活用することも検討されたい。

③ 【効率性】九州陶磁文化館（公の施設）との協業について（意見）

<現状>

HIZEN5の一部商品について、九州陶磁文化館のショップで販売している。しかし、HIZEN5のホームページ上には東京や福岡等での展示・販売情報は掲載されているが、九州陶磁文化館での販売情報は掲載されていない。

<意見>

当事業の目的は、肥前窯業圏に「多くの方々に実際に足を運んでその魅力や文化的価値に触れてもらい、地域の文化的賑わいを創出すること」にあり、県はHIZEN5の商品を九州陶磁文化館でも販売するなど、連携を図っている。

今後はHIZEN5のホームページに九州陶磁文化館での販売情報を掲載することや、九州陶磁文化館での販売アイテムや魅力的な売りのレイアウトの見直し等について、九州陶磁文化館のリニューアルに向けて協業をより積極的に行うことで、HIZEN5の知名度向上と九州陶磁文化館の来館者数増加の相乗効果がもたらされることを期待する。

1.4. 文化広報費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>県民の方々に多彩な文化芸術に触れる機会を提供することにより、文化に親しみ、楽しんでもらうきっかけを作るため、展示会等の情報を発信する各県立博物館施設のウェブサイト運用保守、各館年間リーフレットの制作、各館事業の広報を行う。</p> <p><事業内容></p> <p>○ 県立博物館等施設ウェブサイト運用保守等業務委託 各館のウェブサイトを円滑に運用し、閲覧者が常に最適な状態で閲覧できる状態を保つため、各館のウェブサイトのサーバーを一括して管理することで、効果的・効率的な運用を行う。</p> <p>○ 博物館等施設年間カレンダー作成業務委託 統一的なデザインで各館の年間スケジュールを掲載したリーフレットを一括して作成することで、事業費の削減を図りつつ効果的な広報を行う。 1館あたり 16,000部（自館利用 9,000部、他館配布 7,000部）制作した。</p> <p>○ 令和3年2月6日から開催するコレクション展「佐賀・美の道」及び2月20日から開催するコレクション展「お姫さまのおきにいり」展の広報リーフレット作成、新聞広告等を行うため、佐賀県立博物館・美術館に予算の再配当を行う。</p> <p>○ 宇宙教育事業機運醸成に係る新聞広告制作・掲載業務委託 JAXA（宇宙航空研究開発機構）と連携して宇宙を切り口とした学びの機会を創出することにより、次世代を担う子どもたちの科学に関する興味を育むとともに、様々な視点が培われることで郷土への愛着の醸成を図ることを目的とする宇宙教育振興事業の機運醸成のための新聞広告を掲載する。 子どもたちの宇宙への探究心や知的好奇心を高めるような広告内容とし、広告デザインの作成から掲載日の調整、協賛社の募集までを行う。</p> <p>※当該事業に係る業務委託については、金額基準により見積合わせの上随意契約が行われており、予定価格の算定等は行われていない。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	
			その他（再配当）	
佐賀県総合計画 2019 と の関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点さが (1) 文化 ①多彩な文化芸術の振興			
事業期間	平成 29 年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算（最終）	1,700	5,154	4,425

	決算	1,275	5,049	4,125
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	4,125	—	4,125
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	再配当	各館広報費		981
	委託料	各館施設ウェブサイト運用保守等		1,802
	委託料	各館施設年間カレンダー作成		462
	委託料	各館事業広報費		880
		合計		4,125

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

1.5 「肥前名護屋」文化資源利活用推進事業費（特定政策推進費）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>我が国を代表する文化財である「名護屋城跡・陣跡」を、より一層魅力的な文化・観光資源の拠点として磨き上げることで、県北部エリアにおける地域振興の好循環創出を目指す。</p> <p><事業内容></p> <p>地域の関係する諸団体と連携を強化しながら、名護屋城博物館・名護屋城跡を起点に、周囲の陣跡エリアへの周遊を促す施策の実施・誘致プロモーションを行う。</p> <p>本格的な事業着手となった令和2年度は、コンセプト策定、周遊ツール制作・情報発信などに取り組む。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助 その他	
佐賀県総合計画 2019 と の関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1) 文化 ②豊かな文化・歴史の継承と魅力発信			
事業期間	令和元年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	—	991	29,480
決算	—	97	28,652	
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	28,652	—	28,652
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容	決算額	
	委託料	スタンプラリー実施にかかる制作等	2,635	
	委託料	コンセプト策定、周遊ツール制作、情報発信	23,066	
	委託料	「お城 EXPO」出展用制作等	689	
	委託料	「黄金の茶室」制作検討	792	
	委託料	イベントブース出展にかかる制作・運営	979	
	報償費	講師・視察土産品購入	34	
	需用費	書籍購入	10	
	費用弁償	有識者招聘	115	
	旅費	職員旅費	332	
	合計	28,652		

（2） 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

（3） 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 予定価格の適切な作成について（意見）

<現状>

当該事業の中で、あるゲーム企業とのタイアップでスタンプラリーを行っている。名護屋城ともゆかりの深い戦国武将が登場する特定のゲームに関するコラボ企画であり、単一業者との随意契約を行っている。契約金額は2,659,000円である。この委託契約の予定価格の積算において、それぞれの項目の単価につき「業者見積を参照」との記載があるだけで、詳細に検討されている証跡がなく、契約予定業者からの見積価格をそのまま利用して予定価格としているように見受けられた。なお、結果的に落札率は99.9%である。

<指摘事項>

予定価格は、契約の目的となる給付に係る物品及び役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮し、その総額を適正に算定しなければならない（佐賀県財務規則第105条第2項）。本委託契約の予定価格の算定においては、その必要性や金額の妥当性を委託業者へのヒアリングにより確認したとのことであるが、証跡が確認できなかった。本件のように単一業者（一者）との随意契約であっても、予定価格積算は慎重に行う必要があると考える。当該事業者のみがなし得るような特殊な項目はやむを得ないとして、イベント用のパネルや、賃借料などは県で行っている他の同様の契約を参考にしたり、相場を確認したりするなど、その妥当性を検討の上での採用とすることが可能である。また、その過程を設計書や起案文書等に明示し、県民への説明責任を果たすことが望まれる。

② 【有効性、効率性】定量的な成果指標の設定について（意見）

<現状>

当事業は、名護屋城をより魅力的な文化・観光資源とすることを目的としており、令和2年度は、「はじまりの名護屋城。」というコンセプトを策定し、自転車による周遊コースモニターイベントや陣跡キャンプ、スタンプラリーといったイベントを実施している。今後は黄金の茶室の制作も予定するなど、これらの様々な取り組みにより県北部エリアにおける地域振興の好循環創出を目指しており、当該事業全体での成果指標は存在するが、これらを構成する一つ一つのイベントやアクティビティに関する定量的な成果指標は設定されていない。

<意見>

定性的な目標は、定量的な視点に変換することで測定しうるので、定性目標にとどまらず、事業目的に沿った適切で定量的な成果指標を可能な限り設定することが望ましいと考える。

また、現在県は名護屋城跡に「黄金の茶室」を制作・展示する計画を進めている。当事業に

についても、定量的な目標の設定は不可欠であると考え。初期投資だけではなく、LCC（ライフサイクルコスト）も含め、事業費に見合う効果を出すことができているのかどうかを検証する必要がある。

毎年度事業の成果を測定、評価することでPDCAサイクルを回し、より効果的・効率的・経済的な事業実施につなげていただきたい。

③ 【公平性】黄金の茶室の観覧料の検討について（意見）

<現状>

当事業の中で、名護屋城博物館内に、黄金の茶室の展示に向けた準備が進められている。現在名護屋城博物館の入館料は無料であるが、黄金の茶室については有料の体験プログラムの実施の可能性も視野に検討中とのことである。

<意見>

黄金の茶室には観光振興の性質もあることに鑑み、また、公平性の観点からの受益者負担という意味でも、観覧料について有料化の是非の検討が必要であると考え。この点、途中からの有料化は難しいことがあるので、事業開始当初の慎重な検討が望まれる。観覧料を有料もしくは無料とする場合の検討過程、結果及びその根拠を文書化し、県民への説明責任を果たすことが望ましいと考える。

1.6. 県立文化施設資料整備諸費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容																																									
<p><事業目的></p> <p>県内の各博物館施設（博物館・美術館、名護屋城博物館、九州陶磁文化館、佐賀城本丸歴史館）の設立趣旨に照らして必要とされる資料を購入・収集するとともに、劣化が進んでいる資料等の修復やレプリカ作成を行う。</p> <p><事業内容></p> <p>文化・スポーツ交流局副局長、文化課長、各館の館長で構成される佐賀県立博物館施設資料収集調整委員会を開催し、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>① 購入予定資料及び修復予定資料の選定に関すること ② 資料購入費および資料修復費の配分に関すること ③ その他資料の収集に関し必要と認める事項</p> <p>直近の館別資料購入等実績は以下の通りである。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>博物館・美術館</td> <td>1,572</td> <td>132,000</td> <td>3,240</td> <td>550</td> <td>12,900</td> </tr> <tr> <td>九州陶磁文化館</td> <td>30,000</td> <td>31,000</td> <td>4,000</td> <td>—</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>名護屋城博物館</td> <td>514</td> <td>—</td> <td>600</td> <td>2,000</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>佐賀城本丸歴史館</td> <td>2,912</td> <td>—</td> <td>1,992</td> <td>948</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>34,999</td> <td>163,000</td> <td>9,832</td> <td>3,498</td> <td>14,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 29 年度が他の年度に比べ比較的多額なのは、佐賀県立美術館で「池田学展」が行われた際の作品の購入があった影響である。</p> <p>担当者へのヒアリングによれば、各館合計での年間購入金額について概ね 1,000 万円前後を目安と考えてはいるが、美術品関連は 1 点あたりが高額になる場合があること及び佐賀県に関する文化的・歴史的な資料の散逸を防ぐために緊急で購入等されることがあるため、金額が大きく増減する場合もあるとのことだった。</p> <p>なお、資料収集調整委員会の審議結果に基づき当該事業より各館に予算が再配当され、実際の購入等は各館で行われている。</p>						年度	H28	H29	H30	R1	R2	博物館・美術館	1,572	132,000	3,240	550	12,900	九州陶磁文化館	30,000	31,000	4,000	—	1,200	名護屋城博物館	514	—	600	2,000	500	佐賀城本丸歴史館	2,912	—	1,992	948	200	合計	34,999	163,000	9,832	3,498	14,800
年度	H28	H29	H30	R1	R2																																				
博物館・美術館	1,572	132,000	3,240	550	12,900																																				
九州陶磁文化館	30,000	31,000	4,000	—	1,200																																				
名護屋城博物館	514	—	600	2,000	500																																				
佐賀城本丸歴史館	2,912	—	1,992	948	200																																				
合計	34,999	163,000	9,832	3,498	14,800																																				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他（再配当）																																					
佐賀県総合計画 2019 との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点さが (1) 文化 ①多彩な文化芸術の振興																																								
事業期間	平成 25 年度～令和 3 年度																																								
事業費推移	(単位：千円)																																								
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																																					
	予算（最終）	10,000	3,500	14,800																																					
	決算	9,832	3,499	14,800																																					

事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	4,800	10,000	14,800

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	再配当	資料購入（池田学、狩野山雪等）	14,800
		合計	14,800

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

17. 佐賀 Story 創出事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容																																																																
<p><事業目的></p> <p>作家や編集者等の取材誘致や支援を行って、佐賀を題材とした作品の創出を図る。 また、創出された作品に多くの方が触れてもらえるよう PR 支援を行う。</p> <p><事業内容></p> <p>1. 作家等の招聘</p> <p>2. 佐賀の素材（人物・モノ・コト）に関する情報提供</p> <p>著名な作家に佐賀を題材とした作品を創出してもらうことを働きかける取組。これまでの取材対応と丁寧なレーションが実を結び、令和2年度は直木賞作家の門井慶喜氏が肥前名護屋城を舞台とした「なぜ秀吉は」をサンデー毎日で連載。令和3年5月の書籍化も決定した。</p> <p>これまでの取組実績は以下の通りである。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取材誘致、支援件数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>講演会等実施件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 創出された作品の PR 支援</p> <p>県内外の方々に、佐賀県の歴史について興味を持っていただく機会づくりを目的として、直木賞作家である門井慶喜氏を招聘し、講演会を実施する。</p> <p>講演会の概要は以下の通りである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>直木賞作家門井慶喜氏「なぜ秀吉は」出版決定記念講演会 「名護屋、六年半の首都」</td> </tr> <tr> <td>日時</td> <td>令和3年3月27日（土）14:00～15:30</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>名護屋城博物館 ホール</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>200人</td> </tr> <tr> <td>来場者数</td> <td>158人（アンケート集計数 119枚）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当該事業に係る業務委託については、金額基準により見積合わせの上随意契約が行われている。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>主な執行区分</td> <td>県営</td> <td>委託</td> <td>補助</td> <td>その他（直営）</td> </tr> <tr> <td>佐賀県総合計画 2019 との関連</td> <td colspan="4">5 文化・スポーツ・観光の交流拠点さが (1) 文化 ②豊かな文化・歴史の継承と魅力発信</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td colspan="4">平成28年度～令和3年度</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事業費推移</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">(単位：千円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成30年度</td> <td>令和元年度</td> <td>令和2年度</td> </tr> <tr> <td>予算（最終）</td> <td>2,615</td> <td>4,642</td> <td>1,474</td> </tr> <tr> <td></td> <td>決算</td> <td>2,548</td> <td>4,107</td> <td>1,376</td> </tr> <tr> <td>事業費の財源</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">(単位：千円)</td> </tr> </tbody> </table>						H30	R1	R2	取材誘致、支援件数	3	3	1	講演会等実施件数	1	1	1	名称	直木賞作家門井慶喜氏「なぜ秀吉は」出版決定記念講演会 「名護屋、六年半の首都」	日時	令和3年3月27日（土）14:00～15:30	場所	名護屋城博物館 ホール	定員	200人	来場者数	158人（アンケート集計数 119枚）	主な執行区分	県営	委託	補助	その他（直営）	佐賀県総合計画 2019 との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点さが (1) 文化 ②豊かな文化・歴史の継承と魅力発信				事業期間	平成28年度～令和3年度				事業費推移	(単位：千円)					平成30年度	令和元年度	令和2年度	予算（最終）	2,615	4,642	1,474		決算	2,548	4,107	1,376	事業費の財源	(単位：千円)			
	H30	R1	R2																																																													
取材誘致、支援件数	3	3	1																																																													
講演会等実施件数	1	1	1																																																													
名称	直木賞作家門井慶喜氏「なぜ秀吉は」出版決定記念講演会 「名護屋、六年半の首都」																																																															
日時	令和3年3月27日（土）14:00～15:30																																																															
場所	名護屋城博物館 ホール																																																															
定員	200人																																																															
来場者数	158人（アンケート集計数 119枚）																																																															
主な執行区分	県営	委託	補助	その他（直営）																																																												
佐賀県総合計画 2019 との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点さが (1) 文化 ②豊かな文化・歴史の継承と魅力発信																																																															
事業期間	平成28年度～令和3年度																																																															
事業費推移	(単位：千円)																																																															
		平成30年度	令和元年度	令和2年度																																																												
	予算（最終）	2,615	4,642	1,474																																																												
	決算	2,548	4,107	1,376																																																												
事業費の財源	(単位：千円)																																																															

	国庫	県（一般財源）	その他	合計
		—	1,376	—

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	報償費	作家謝金	400
	旅費	作家及び出版社に係る旅費	276
	委託料	講演会運営業務委託	700
	合計	1,376	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 【有効性】成果目標について（意見）

<現状>

成果目標について、出版記念講演会の来場者数の目標を設定しているのみである。

指標区分	指標名	単位	R2	
成果指標	講演会来場者数	人	目標値	200
			実績値	158

※上段は目標値、下段は実績値。

<意見>

創出された作品のPRという観点からは、出版記念講演を開催し、その来場者数を成果目標とすることは有意義と考える。また、講演会開催等により作家とのリレーション構築・継続を図り、次回作品へ繋げるという観点からも、講演会開催は事業目的に繋がるものと考えられる（実際に、作品の創出に繋がった結果も出ている）。ただ、作品のPRは佐賀を題材とした作品が創出された結果として付随するもので、そこに至るまでの活動に関する目標設定があってもよいのではないか。

本事業の軸足としては、佐賀を題材とした作品の創出に向けた支援と考えられるため、取材誘致など、支援のために行っている活動の件数等を成果目標として設定することも検討されたい。

18. 幕末維新さが魅力発信事業費（特定政策推進費）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>佐賀の偉人を題材とした小説及び漫画の連載を行うことにより、維新博を通じて醸成された佐賀県への誇りをさらに深化・定着させるとともに、県内外の幅広い世代に対して情報発信を行うことで、より一層の佐賀県の魅力向上を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>大隈重信を題材とした新聞小説「威風堂々」の連載。明治維新期の代表的な佐賀出身の偉人である大隈重信を題材とし、連日小説を掲載するとともに、WEB上でも発信したことにより、県内外に情報発信を図っている。</p> <p>（掲載紙）佐賀新聞</p> <p>（掲載期間）令和元年8月～令和2年12月 全501回</p>				
主な執行区分	県営 <u>委託</u> 補助 その他			
佐賀県総合計画2019との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1) 文化 ②豊かな文化・歴史の継承と魅力発信			
事業期間	令和元年度～令和3年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	—	17,496	19,167
	決算	—	17,453	19,166
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	19,166	—	19,166
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容	決算額	
	委託料	新聞小説連載業務委託	19,166	
	合計		19,166	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① **【効率性、経済性、合规性】 予定価格の適切な作成について（結果）**

<現状>

本事業の委託契約「新聞小説連載業務委託」について、県内のいわゆる新聞社は一者であることから、単一業者との随意契約を行っている。この委託契約の予定価格の積算においては、

それぞれの項目の単価について、「業者参考見積」や「校閲者との協議による」といった記載があるだけで、詳細に検討されている証跡がなく、契約予定業者からの見積価格をそのまま利用して予定価格としているように見受けられた。なお、結果的に落札率は100%である。

<指摘事項>

予定価格は、契約の目的となる給付に係る物品及び役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮し、その総額を適正に算定しなければならない（佐賀県財務規則第105条第2項）。本委託契約の予定価格の算定においては、その妥当性を検討した証跡が確認できなかった。本件のように単一業者（一者）との随意契約であっても、予定価格積算は慎重に行う必要があると考える。当該事業者のみがなし得るような特殊な項目はやむを得ないとして、掲載料や調整費などは県で行っている他の小説の連載の委託契約を参考にしたり、相場を確認したりするなど、その妥当性を検討の上での採用とすることが可能で、また必要である。また、その過程を設計書や起案文書等に明示し、説明責任を果たすべきである。

19. 宇宙科学館施設設備整備費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>施設利用を促進するために不可欠な設備維持及び安全面の確保、そして来館者サービスの向上のため、必要な施設整備を行う。</p> <p><事業内容></p> <p>1. プラネタリウム光学ユニット（全天周デジタル映像装置用）更新工事</p> <p>佐賀県立宇宙科学館（以下、宇宙科学館）のプラネタリウム機器は平成24年度に全体更新を実施しており、その後7年にわたって稼働を続けている。その中核機材である光学ユニット（全天周デジタル投映装置の内部機器、いわゆるプロジェクター部）について、メーカー推奨の耐用時間10,000時間を超え、17,000時間を超える実働をしており、内部機材が劣化している。光学ユニットの劣化がさらに進むとランプを交換しても適切な照度を保つことができないため、機器の更新を行う。</p> <p>※当該工事は、対象設備の特殊性などを考慮し、特定の事業者のみが当該工事を迅速かつ安全に施工できるものと判断し、単一業者との随意契約により実施されている。</p> <p>2. 空調制御システム（リモート機器及び自動制御機器）更新工事</p> <p>空調制御機器（開館時に設置）のうち、館内展示室を主たる対象とした自動制御機器（DDC、FCUコントローラ）は、設置以来20年間更新しておらず劣化しているため、機器の更新を行うことにより、館内の空調機能維持を図る。</p> <p>※当該工事は、既存機器・システムは特定の事業者が開発したものであり、単なる機器の交換ではなく、既存機器やソフトウェア等の調整が必要であるため、特定の事業者のみが適切に施工できるものと判断し、単一業者との随意契約により実施されている。</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連		5文化・スポーツ・観光の交流拠点さが			
		(1)文化 ①多彩な文化芸術の振興			
事業期間	平成17年度～令和3年度				
事業費推移	(単位：千円)				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算（最終）	4,043	47,144	12,712	
	決算	4,039	47,076	12,648	
事業費の財源	(単位：千円)				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計	
	7,863	785	4,000	12,648	
事業費の内訳	(単位：千円)				
	費目	主な内容		決算額	
	工事請負費	プラネタリウム光学ユニット		4,785	

		改修工事	
	工事請負費	空調制御機器更新工事	7,863
		合計	12,648

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

20. 名護屋城跡並びに陣跡整備費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>日本全国有数の大規模遺跡であり、歴史的な価値のある特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」を良好な状態で保存して、歴史的な環境の保全を図る。発掘調査を行い、その学術的価値を広く公開し、調査成果をもとにした史跡整備（環境整備・石垣修理等）を行うことで、遺跡の価値を広く伝える。史跡整備を実施することで、佐賀県北部の観光拠点として地域活性化を図る。</p> <p><事業の内容>（令和2年度）</p> <p>（1）発掘調査（名護屋城跡弾正丸下及び島津義弘陣跡）</p> <p>（2）史跡整備（山里丸環境整備工事、水手通路発掘調査）</p> <p>（3）公開活用（史跡探訪会ほか、博物館・学校連携事業等）</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助 その他	
佐賀県総合計画 2019 との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが （1）文化 ②豊かな文化・歴史の継承と魅力発信			
事業期間	昭和 53 年度～（第 4 期平成 25 年度～令和 4 年度）			
事業費推移	（単位：千円）			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算（最終）	25,620	24,564	15,997
	決算	25,558	23,581	13,913
事業費の財源	（単位：千円）			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	6,887	7,026	—	13,913
事業費の内訳	（単位：千円）			
	費目	主な内容	決算額	
	報償費	委員会謝金	133	
	旅費	職員旅費、委員会に伴う費用弁償	787	
	需用費	消耗品費、印刷製本費、燃料費	1,660	
	役務費	調査報告書発送費	41	
	委託料	詳細地形測量、遺物実測、工事積算業務委託	5,726	
	使用料及び賃借料	パソコンリース料	62	
	工事請負費	名護屋城跡環境整備費	5,504	
	合計	13,913		

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析

的手続等)を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

21. 文化財確認調査費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>1. 県内遺跡確認調査 県内の公共事業予定地区内の埋蔵文化財について、その所在範囲、性格を事前に把握するための確認調査を行い、開発と文化財保護との調整を図る。</p> <p>2. 佐賀県「歴史の道」調査事業 近世以前の道、河川など交通関係の遺跡を周辺の環境を含めて把握、調査し、その成果を調査報告書として刊行する。平成29年度開始の9カ年計画の事業である。</p> <p><事業内容></p> <p>令和2年度の事業内容は以下の通り。</p> <p>1. 県内遺跡確認調査 農業基盤整備事業、西九州自動車道、佐賀道路、有明海沿岸道路の建設に伴う試掘・確認調査を実施する。</p> <p>2. 佐賀県「歴史の道」調査事業 唐津街道の詳細調査を実施し、調査報告書「唐津街道」を刊行する。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助 其他	
佐賀県総合計画2019との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1) 文化 ②豊かな文化・歴史の継承と魅力発信			
事業期間	昭和51年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算(最終)	5,968	5,983	7,065
	決算	5,868	5,510	6,015
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県(一般財源)	其他	合計
	3,004	3,010	—	6,015
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主要内容	決算額	
	報償費	調査指導員謝金	545	
	旅費	調査指導員、職員旅費・文化庁指導旅費	283	
	需用費その他	消耗品費・報告書印刷代	895	
	役務費その他	報告書発送費	97	
	委託料	データ整理委託・表土堀削委託	4,195	
	合計	6,015		

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

2.2. 吉野ヶ里遺跡発掘調査費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>吉野ヶ里遺跡の発掘調査を行い、遺跡の内容を把握することによって、吉野ヶ里遺跡の学術的評価を明らかとして、遺跡の保存・活用を図ることを目的としている。</p> <p><事業内容>令和2年度</p> <p>現在は、約30年にわたる発掘調査の成果を時代別に報告し、統括する報告書の作成に係る作業を行っている。令和元年度までに弥生時代の総括報告書を作成し、現段階での弥生時代の学術的評価を明らかとした。令和2年度からは、奈良・平安時代の総括報告書を行っており、調査報告書『吉野ヶ里遺跡古代編1-辛上廃寺跡-』を作成している。</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助 其他	
佐賀県総合計画2019との関連		5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1)文化 ②豊かな文化・歴史の継承と魅力発信			
事業期間		令和元年度～			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
		予算(最終)	9,103	8,127	2,372
		決算	9,034	8,045	1,381
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県(一般財源)	其他	合計
		679	702	—	1,381
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主要内容		決算額
		報償費	調査指導委員謝金		48
		費用弁償	調査指導委員旅費		178
		職員旅費	調査員旅費		50
		需用費 其他	報告書印刷・消耗品・電気代他		785
		役務費 其他	報告書発送・電話代		230
		委託料	分析委託		90
			合計	1,381	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

2.3. 文化財整備費補助

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>佐賀県内に所在する県民共有の財産である文化財の保存及び活用のため、市町並びに市町以外の文化財の所有者（管理団体を含む）が実施する文化財の保存修理や、整備等の事業に対して補助を行う。</p> <p><事業内容></p> <p>①国指定文化財の保存修理・整備や伝統的建造物群保存地区における保存修理事業等 18 事業に対し補助を行う。</p> <p>②開発に伴う埋蔵文化財の確認調査等 13 事業に対して補助を行う。</p> <p>③県指定文化財の保存修理 4 事業に対し補助を行う。</p> <p>④国史跡の買上げ 4 事業に対して補助を行う。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1) 文化 ②豊かな文化・歴史の継承と魅力発信			
事業期間	昭和 51 年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算（最終）	59,872	58,285	100,676
	決算	59,523	57,424	97,832
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	97,832	—	97,832
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	負担補助交付金	国庫補助事業に対する県費上乗せ補助		93,712
	負担補助交付金	県単補助事業に対する県費補助		4,120
	合計		97,832	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

2.4. 西九州自動車道埋蔵文化財発掘調査費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>西九州自動車道建設に係る埋蔵文化財発掘調査事業であり、国土交通省佐賀国道事務所からの受託事業である。線路内の埋蔵文化財の発掘調査及び資料整理・報告書作成などの記録保存を実施する。</p> <p><事業内容></p> <p>平成6年度に確認調査、平成7年度から本発掘調査を開始した。平成30年度に伊万里市の江戸時代の陶器窯跡である古瓶屋下窯跡の発掘調査を行い、令和元年度から令和2年度は資料整理を実施し、令和3年度に報告書刊行の予定である。</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他（国より受託）
佐賀県総合計画 2019 との関連		5 文化・スポーツ・観光の交流拠点			さが
		(1) 文化			②豊かな文化・歴史の継承と魅力発信
事業期間		平成6年度～			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
		予算（最終）	68,300	14,650	2,640
		決算	59,400	13,230	1,991
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県（一般財源）	その他	合計
		1,991	—	—	1,991
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容	決算額	
		職員旅費	調査員旅費	218	
		需用費その他	消耗品・燃料費	219	
		委託料	図版作成・デジタルトレース委託	1,303	
		使用料賃借料	自動車借上	251	
		合計	1,991		

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

2.5. 新しい文化芸術表現モデル創出事業費（新型コロナ対応）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により活動の場が失われた舞台芸術関係者等が活動の場を得ると同時に、「新しい生活様式」という制約の中で、様々なジャンルのアーティストたちが新たな表現方法や活動展開方法にチャレンジできるよう、その機会を創出する。</p> <p><事業内容></p> <p>「新しい生活様式」の下での表現方法として、オンラインとリアルを融合した文化芸術祭「LiveS Beyond」（ライブで越えていく）を開催する。それに併せ「困難な状況であっても文化芸術のチカラで私たちの豊かな暮らしを取り戻していこう」という県民向けのメッセージを「LiveS Beyond」という言葉に込めて発信する。</p> <p>事業の概要は以下の通りである。</p> <p>①ライブハウス等での地元ミュージシャンによる無観客ライブ ライブハウスやライブバーにおいて、様々な地元ミュージシャンによる無観客でのライブを半年にわたり定期的にライブ配信（12施設以上で合計60回以上の開催）</p> <p>②ミニシアター制作のショートムービー公開 ミニシアターが地元クリエイターと創り上げる映像作品を上映（2施設合計で12作品以上の制作）</p> <p>③文化芸術団体等によるワークショップ、公演、パフォーマンス等の開催 ・能、茶道等の文化芸術団体によるワークショップをオンラインで開催（5団体以上） ・オーケストラ、ミュージカル、バレエ等の文化芸術団体による公演やパフォーマンスをオンラインで開催（20団体以上） ・リアルな場でのパフォーマンス（10団体以上）</p> <p>④広報費等（イベント告知、ゲストミュージシャン招聘等）</p> <p>上記①～④は同じ「LiveS Beyond」事業の一環であるが、想定する支援先団体や団体の実施する事業の性質が異なることから、下記の通り委託業務を区分して実施した。</p> <table border="1"> <tr> <td>文化芸術祭“LiveS Beyond”に係る無観客ライブ及び映像制作企画運営等業務委託</td> <td>①+②+④の一部</td> </tr> <tr> <td>文化芸術祭“LiveS Beyond”企画運営等業務委託</td> <td>③+④の一部</td> </tr> </table> <p>(1) 文化芸術祭“LiveS Beyond”に係る無観客ライブ及び映像施策企画運営等業務委託 主な実績は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライブハウス等での無観客ライブの企画・プロデュース：80件 ・ミニシアターと地元クリエイターによる映像作品制作数：14作品 ・サガテレビスポットCM：計57本 ・FM佐賀ラジオ広報：CM計72本、ミニ番組13回、特別番組1回 		文化芸術祭“LiveS Beyond”に係る無観客ライブ及び映像制作企画運営等業務委託	①+②+④の一部	文化芸術祭“LiveS Beyond”企画運営等業務委託	③+④の一部
文化芸術祭“LiveS Beyond”に係る無観客ライブ及び映像制作企画運営等業務委託	①+②+④の一部				
文化芸術祭“LiveS Beyond”企画運営等業務委託	③+④の一部				

- ・佐賀新聞広報：6回
- ・その他：ステッカーやチラシ等の制作物、Web・SNS 広報

(2) 文化芸術祭“LiveS Beyond”企画運営等業務委託

主な実績は以下の通りである。

- ・文化芸術団体等によるワークショップ：6件
- ・文化芸術団体等の公演やパフォーマンス：34件
- ・文化芸術団体等によるリアル公演：11件
- ・サガテレビスポット CM：計36本
- ・FM 佐賀ラジオ広報：CM計48本、ミニ番組8回、特別番組1回
- ・佐賀新聞広報：6回
- ・その他：ステッカーやチラシ等の制作物、Web・SNS 広報

※当該事業は、(1) (2) とともに企画コンペ方式により委託業者を選定している。企画コンペ方式のため予定価格の算定等は行われていない。

なお、両企画コンペともに、令和2年5月28日公募開始、令和2年6月10日企画コンペ審査会実施と他の企画コンペ方式等に比べ短い期間での公募となっており、結果として両企画コンペともに1者応募であった。

新しい取り組みであったことも踏まえると、ある程度準備期間があった方が複数の応募者の確保にも繋がった可能性は考えられるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて迅速に事業を行う必要性が高かった（担当者へのヒアリングでも同様の見解を示されている）ことによるやむを得ない公募スケジュール設定だったものと判断する。

主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点さが (1) 文化 ①多彩な文化芸術の振興			
事業期間	令和2年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	-	-	89,093
決算	-	-	89,093	
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	89,081	12	-	89,093
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	委託料	イベント企画運営委託		89,093
		合計		89,093

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行

われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① **【合規性】選択した契約方法を適当と判断した理由の事前承認について（結果）**

<現状>

佐賀県財務規則第100条では、契約事務の事前承認に際し、「(3) 契約の方法（一般競争入札、指名競争入札、競り売り、見積合わせによる随意契約及び単一者との随意契約の別）及びその理由」の承認を受けなければならない、とされている。

しかし、事前承認において、企画コンペ方式により実施する旨の記載があるのみであり、随意契約による理由及び企画コンペ方式が適当と判断した理由が明記されていない。

<指摘事項>

委託事業者の選定に当たっては、一般競争入札を基本とし、随意契約は例外的な契約方法として限定的な場合（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）にのみ選択できるものとされている。

したがって、随意契約による場合は、例外的な方法であるがゆえにその選択が妥当であると判断した理由が明確に確認できる必要があると考える。

この点、佐賀県内の他の委託事業では、一般競争入札が適さないと判断した理由を文章として明記した上で事前承認が行われているものもあり、事業によって当該理由が明記されているかどうか異なる状況も確認されている。

したがって、例外的な方法を選択する理由という項目の性質面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況との整合性の観点から、随意契約による理由及び企画コンペ方式が適当と判断した理由を明記する必要があると考える。

なお、令和元年度を対象とした令和2年度包括外部監査において同様の意見があったことを受け、資料の閲覧及び担当者へのヒアリングにより、令和3年度からは事前承認の際に契約方法を選択した理由を記載した上で承認を受けていることを確認した。

2.6. JAXAGA 宇宙教育文化振興事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>JAXA（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）と社会教育施設である宇宙科学館が連携し、“宇宙”を切り口とした科学に親しむ教育プログラムを開発、実施することにより、時代を担う子どもたちに「佐賀から宇宙を、宇宙から佐賀を考える」機会をつくり、科学への興味や郷土への誇りと愛着の醸成を図る。</p> <p>また、文化観光施設の拠点でもある同館の魅力アップにもつなげ、来場者増による地域活性化を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>1. 宇宙教育アクションプラン、宇宙教育プログラムの策定</p> <p>○ JAXA 関係者の意見を取り入れながら、宇宙教育アクションプラン及び宇宙教育プログラムを作成する。</p> <p>宇宙教育プログラムは、以下の区分ごとに作成する。</p> <p>①初級コース：小学校1年生～3年生</p> <p>②中級コース：小学校4年生～6年生</p> <p>③上級コース：中学校1年生～3年生</p> <p>④CubeSat コース：高校1年生～3年生</p> <p>なお、本事業ではアクションプラン等の策定までであるが、令和3年度にはプランに従った授業等が進められる予定であり、実際①～③のコースについては、各定員20名、計60名の募集定員に対し、約270名の応募があった。</p> <p>○ 次年度以降に宇宙教育プログラムによる宇宙授業を本格的に開始するにあたり、運営のモデルとなるモデル授業を企画・実施する。</p> <p>モデル授業の開催状況は以下の通りである。</p>				
実施日	タイトル	対象	人数 *2	備考
R2.10.3	宇宙授業	武雄市立北方小学校6年生	60	
R2.12.5	宇宙飛行士への道	ゆめぎんがクラブ会員	20	
R2.12.22	実感！太陽系	鳥栖市立鳥栖北小学校3年生	120	
R3.1.15	宇宙授業	武雄市立武雄中学校3年生	200	ICT 授業
R3.1.20	大人向け講座コマの科学	ゆめぎんがクラブ会員（大人区分者のみ）	5	*1
R3.1.26	宇宙授業	武雄市北方中学校3年生	70	
R3.1.26-27	実感！太陽系	佐賀県立武雄青陵中学校3年生	120	
R3.1.28	宇宙授業	武雄市立武雄小学校6年生	70	
R3.1.31	地球の燃焼と宇宙の燃焼	ゆめぎんがクラブ会員	15	
R3.2.3	宇宙授業	武雄市立北方中学校2年生	70	

R3.2.14	宇宙授業	ゆめぎんがクラブ会員	15	
R3.2.25	コミュニケーション力	武雄市立北方中学校1年生	70	
R3.2.28	JAXAGA SCHOOL ONLINE	ゆめぎんがクラブ会員	15	オンライン形式

*1：新型コロナウイルス感染症対策である緊急事態宣言発令により中止

*2：人数は開催できなかった授業についても教材作成実績として記載

また、JAXA より2名の講師を招聘し、モデル授業の開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染症対策である緊急事態宣言発令により、開催には至らなかった。

○ 次年度以降に宇宙教育プログラムによる宇宙授業を本格的に開始するにあたり、宇宙教育プログラム受講者募集などの広報に関する業務を行う。

チラシ（100,000枚）やポスター（250枚）、YouTube、佐賀新聞紙面等を使った発信を行った。

なお、宇宙教育アクションプラン・宇宙教育プログラム作成等業務委託は、単一業者（宇宙科学館の指定管理者である乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体）との随意契約により行われている。

資料の閲覧及び担当者へのヒアリングにより、その理由は、委託業務に関する専門的な能力を有していること及びJAXAとの交渉・調整のパイプを有していること等、合理的な内容であることを確認している。

2. 宇宙フォーラムの開催

佐賀県における「宇宙教育文化振興事業」を推進するためのキックオフイベントとして、JAXAとの連携協定も見据えたフォーラムを開催する。

宇宙フォーラムの実施概要は以下の通りである。

日時	令和3年1月30日（土）14：00～16：00
会場	市村記念体育館（旧幕末維新記念館）
主な内容	第1部：「基調講演」 講演者：JAXA 宇宙飛行士 油井亀美也氏（リモート出演） テーマ：「宇宙で気づいた人類の未来」 第2部：「トークセッション」 登壇者：JAXA 宇宙飛行士 油井亀美也氏（リモート出演）、佐賀県立宇宙科学館ゆめぎんが館長 渡辺勝巳氏
来場者数	222名（定員400名） 大人169名、子供53名
LIVE 配信リアルタイム総視聴回数	379回

3. 企画展の開催

令和2年12月に小惑星リュウグウのサンプルリターンを行う予定の「はやぶさ2」を主題とする月・惑星探査に関する企画展を行う。

企画展の実施概要は以下の通りである。

名称	企画展「Wonder Cosmos ～はやぶさ2と宇宙の旅～」
----	---------------------------------

会期	令和3年1月9日（土）～3月7日（日）			
会場	佐賀県立宇宙科学館			
主な内容	初代はやぶさ、はやぶさ2の実寸大レプリカ、はやぶさ関連レプリカ、4次元デジタル宇宙ビューワー「Mitaka」、月惑星探査パネル、ナゾトキミッション、モノリス等			
来場者数	6,806名 (ワークショップ来場者数) 42名 (目標 10名×3回) (トークショー来場者数) 49名 (目標 20名×2回)			
なお、宇宙フォーラム・宇宙企画展開催業務委託については、一括してプロポーザル方式により委託業者を選定している。				
主な執行区分	県営	委託	補助 其他	
佐賀県総合計画2019との関連	5文化・スポーツ・観光の交流拠点さが (1)文化 ①多彩な文化芸術の振興			
事業期間	令和2年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算(最終)	—	—	23,000
決算	—	—	22,705	
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県(一般財源)	其他	合計
	—	22,705	—	22,705
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容	決算額	
	委託料	宇宙フォーラム、宇宙企画展の実施等	22,382	
	旅費	視察等	323	
		合計	22,705	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① 【合規性】選択した契約方法を適当と判断した理由の事前承認について（結果）

<現状>

佐賀県財務規則第100条では、契約事務の事前承認に際し、「(3)契約の方法（一般競争入札、指名競争入札、競り売り、見積合わせによる随意契約及び単一者との随意契約の別）

及びその理由」の承認を受けなければならない、とされている。

しかし、事前承認において、「公募型プロポーザル」により実施する旨の記載があるのみであり、随意契約による理由及びプロポーザル方式が適当と判断した理由が明記されていない。

<指摘事項>

委託事業者の選定に当たっては、一般競争入札を基本とし、随意契約は例外的な契約方法として限定的な場合（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）にのみ選択できるものとされている。

したがって、随意契約による場合は、例外的な方法であるがゆえにその選択が妥当であると判断した理由が明確に確認できる必要があると考える。

この点、佐賀県内の他の委託事業では、一般競争入札が適さないと判断した理由を文章として明記した上で事前承認が行われているものもあり、事業によって当該理由が明記されているかどうか異なる状況も確認されている。

したがって、例外的な方法を選択する理由という項目の性質面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況との整合性の観点から、随意契約による理由及びプロポーザル方式が適当と判断した理由を明記する必要があると考える。

なお、令和元年度を対象とした令和2年度包括外部監査において同様の意見があったことを受け、資料の閲覧及び担当者へのヒアリングにより、令和3年度からは事前承認の際に契約方法を選択した理由を記載した上で承認を受けていることを確認した。

上記指摘事項の他、次の事項について意見を述べることとする。

① 【経済性、合规性】 予定価格の適切な作成について（意見）

<現状>

予定価格の算定にあたり、業者から参考見積を入手した上でその見積額を参考に予定価格の計算が行われているが、業者見積をベースに一部の項目を再計算したのみで、ほとんどの項目が業者見積額をそのまま採用している。また、その見積額について妥当性を検証した証拠は確認できなかった。

<意見>

予定価格は、契約の目的となる給付に係る物品及び役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮し、その総額を適正に算定しなければならない（佐賀県財務規則第105条第2項）。

プロポーザル方式の場合、業者が決まった後企画内容を協議した上で見積を依頼するため、相見積もりを取ることがそもそも難しい状況は考えられる。ただ、予定価格は事業予算額の膨張に対する牽制を効かせる重要な要素である。参考見積書を提出する業者は予定価格に当該見積額が利用されることを予期していると想定され、不相当に高い単価等を設定する可能性を完全に否定できるものでもない以上、予定価格の積算には慎重な対応が求められると考える。

参考見積もりも項目別に分かれて記載されているため、事業全体として類似案件がなくても、項目別に過去の案件や他業者の単価などを踏まえて、参考見積額の妥当性を検討することが望ましい。結果として参考見積もりの金額を採用するにしても、参考見積もりの金額が

著しく不合理ではないことを検証していること及びその検証の過程の記録を残すことを検討されたい。

27. 九州陶磁文化館展示リニューアル事業費（新型コロナ対策）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>九州陶磁文化館は本県の貴重な文化資源である有田焼をはじめとしたやきもの文化の魅力を、世界を視野に広く発信していくための拠点であるが、これまで学術的な考えで展示され、展示方法が古く、英語解説も少ないなど、観光目線からの施設の磨き上げに課題があった。令和4年度の佐賀・長崎デスティネーションキャンペーンを控え、また、新型コロナウイルス感染症終息後のインバウンド観光客の来訪拡大が期待される中、グローバルな文化観光の拠点として活用していくため、館内の展示内容を外国人にも分かりやすいものに更新し、はじめて訪れた方が有田焼の魅力や海外でも称賛された壮大な歴史ストーリーを体感できる体験性豊かな常設展示としてリニューアルを図る。</p> <p><事業内容></p> <p>有田焼の魅力をストーリーとして伝え、観光誘致にも資する魅力的な展示内容となるよう、設計段階から展示・空間デザインの専門家を活用し設計協議をする。また、次年度につながるリニューアルの基本計画及び展示造作・内装等の基本設計を行う。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助 其他	
佐賀県総合計画 2019 と の関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1) 文化 ①多彩な文化芸術の振興			
事業期間	令和2年度～令和3年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	—	—	21,780
決算	—	—	19,580	
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	其他	合計
	—	580	19,000	19,580
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主要内容	決算額	
	委託料	展示リニューアル設計事業業務委託費	19,580	
		合計	19,580	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 【有効性、効率性】事業目標の設定について（意見）

<現状>

九州陶磁文化館リニューアル事業に関する KPI は設定されておらず、今後検討を進めていくとのことである。

<意見>

目的を明確にし、最大限の効果を期すためには、先にも述べたように、定量的な目標の設定は事業に不可欠であると考え。これをあらかじめ定めて費用対効果を意識した事業を進めることが望まれる。当該リニューアルにおけるメインターゲットは、新型コロナウイルス収束後の経済活動の通常再開を見越して、「これまで来たことのない人や海外の方」ということなので、当該目的に沿った成果指標を設定する必要があるだろう。目標を明確にすることで、ターゲットを絞った PR 手法を採用する考え方も有効である。

適切な成果指標を設定し、毎年度事業の成果を測定、評価することで PDCA サイクルを回し、より効果的・効率的・経済的な事業実施につなげていただきたい。

② 【有効性、効率性】観覧料に関する意思決定過程等の明確化について（意見）

<現状>

現在九州陶磁文化館の入館料は無料であるが、県によると、これは、当施設の常設展は、①県民の博物館施設への親近感を深めること、②県民の芸術作品等の鑑賞機会の拡大による来館者数の増加、③県民サービス向上を狙いとしているものである。

今回のリニューアル後においても引き続き入館料は無料とする方向で検討されているとのことである。その理由として、今回のリニューアルは、当施設を地域の観光拠点の核として磨き上げ、インバウンドを含めた多くの方に来館してもらうことを目的として実施しており、入館料を無料にすることで、まずは足を運んでもらい、芸術作品等の鑑賞機会の拡大を図ることで県民サービスの向上につなげたいとのことである。

<意見>

確かに博物館法の下では、博物館の観覧料は無料であることが原則である。ただし、①今回のリニューアルは主に観光施設としての側面にフォーカスしたものであること、②博物館等の施設の観覧料については固定的な場合が多く、特に無料を有料化することや値上げすることは難しいこと、③リニューアル時などは観覧料見直しの機会であること等をふまえる必要がある。県はリニューアル後の観覧料等も引き続き無料とする方向であるとのことだが、今後それを決定する過程においては、意思決定過程を明らかにし、また、その根拠、理由等を適切に検討・文書化することで県民への説明責任を果たす必要があると考える。また、観光施設としてのポジションを取っているのであれば少なくとも利用者数を KPI として設定することは必要不可欠であるし、常設展が無料である当施設を起点として周辺へ「つなぎ」、経済効果を波及させることが主目的であればその効果を図る努力が必要である。例えば、当施設訪問前後にどこを訪れるのか等のアンケートによる把握等が挙げられる。

限られた財源の中から事業を行うため、上記のように事業目的が達成されたか否かを測るよ

う工夫及び努力をしていただきたい。

28. 宇宙科学館運営費（新型コロナ対策）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容			
<p><事業目的></p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて利用料金収入が激減している佐賀県立宇宙科学館の指定管理料の再算定を行い、臨時休館や事業中止などで年度当初の事業計画と乖離が生じている実態を解消する。</p> <p><事業内容></p> <p>佐賀県立宇宙科学館の指定管理料について、以下の積算の考え方により再算定する。</p> <p>1. 休館実施月（4月、5月）</p> <p>臨時休館により生じた、過去3年間（H29～R1）の平均収入額とR2収入実績額の収入の差額を措置。</p> <p>2. 通常開館期間（6月以降）</p> <p>コロナ感染対策で入館制限を行った結果、収入額が当初見込みと乖離したため、過去3年間（H29～R1）の平均収入額とR2収入実績額との差額を措置。</p> <p>3. コロナ対策</p> <p>コロナ感染防止対策にかかった経費の実績額を措置。</p> <p>4. 支出不要額</p> <p>臨時休館や事業の中止、規模縮小等により不要となった経費を指定管理料から減額。</p>			
主な執行区分	県営	委託	補助
			その他（指定管理者制度）
佐賀県総合計画2019との関連	5文化・スポーツ・観光の交流拠点さが (1)文化 ①多彩な文化芸術の振興		
事業期間	令和2年度		
事業費推移	(単位：千円)		
		平成30年度	令和元年度
	令和2年度		
予算（最終）	—	—	47,900
決算	—	—	44,389
事業費の財源	(単位：千円)		
	国庫	県（一般財源）	その他
	合計		
44,389	—	—	44,389
事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	委託料	指定管理料（再算定）	44,389
	合計		44,389

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

2.9. 宇宙科学館運営費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>21世紀を担う子どもたちの「科学する心」を育て、発見や創造のすばらしさを伝えるとともに、県民全般に科学知識の普及を図り、ひいては新しい郷土を創造する人材の育成に寄与し、さらに余暇時間の増大や生涯教育の時代の到来に対応する健全な学習・知的レジャーの場を提供することで、本県の科学学習・科学活動の振興を図るために設置した佐賀県立宇宙科学館について、指定管理者制度を導入することで、指定管理者の創意工夫を生かし、宇宙科学館の利用者に対するサービスの向上及び管理経費の縮減を図ることを目的としている。</p> <p><事業内容></p> <p>指定管理者の募集・選定を行い、佐賀県立宇宙科学館の運営を委託する。</p> <p>なお、令和2年度は、指定管理者制度導入後の第4期（平成29年度～令和3年度）の4年目であり、令和2年度中に指定管理者の募集・選定が行われたわけではない。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	
			その他（指定管理者制度）	
佐賀県総合計画2019との関連	5文化・スポーツ・観光の交流拠点さが (1)文化 ①多彩な文化芸術の振興			
事業期間	平成29年度～令和3年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	290,489	293,179	295,869
	決算	290,489	293,179	295,869
※令和元年10月からの消費税率引き上げにより消費税額が増加した結果、事業費が増加したものであり、税抜金額での変動はない。				
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	295,869	—	295,869
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容	決算額	
	委託料	指定管理料	295,869	
	合計		295,869	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意

見を述べることとする。

① **【有効性、透明性】指定管理者制度の効果検証記録の保存について（意見）**

<現状>

指定管理者の更新時期に合わせて、指定管理者制度導入の効果、すなわち、住民サービスの向上と管理経費の縮減について、担当者へのヒアリングにより検証を行ったうえで、次期の指定管理者の選定手続きに入っていることを確認した。

また、どのような検証を行っているかについてのヒアリング回答を文書で入手しており、指定管理者の第3期と第4期の入館者1人当たり管理委託料（特殊事情がある年度は計算から除かれている）を比較することで検証されている。

なお、毎事業年度、実地調査や事業報告書の提出等によるモニタリング、利用者満足度調査を行い、指定管理者の業務についての評価を行っているが、適正な管理運営や利用者満足度の評価を中心としたものであり、指定管理者制度の効果検証としての要素は多くはない。

来館者数の目標と実績は以下の通りである。なお、令和2年度の来場者数目標は26万人だったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあって来場者数が大きく減少している。

指標区分	指標名	単位	H28	H29	H30	R1	R2
成果指標	来場者数	人	230,000	240,000	240,000	250,000	260,000
			270,416	268,183	282,972	256,953	87,382

※上段は目標値、下段は実績値。

<意見>

指定管理者制度導入前後の委託料や来館者数の推移を見ると、来館者数の増加から住民サービスの向上が図られていること及び委託料が指定管理者制度導入以前の水準よりは低い金額で推移している状況から管理経費の縮減が図られていることはそれぞれ確認できるため、検証の結果自体は妥当と考えられる。

しかし、現在の指定管理者は1期5年で運用されており、指定管理者制度を継続するかどうかの見直しの機会は限られていることを踏まえると、指定管理者制度の効果検証は重要な手続きであるといえる。

したがって、十分な検証を持って指定管理者制度の継続を判断したことを示す証拠という観点からも、当該効果検証の記録を残すことを検討されたい。

なお、指定管理者制度の効果検証としては、県営か指定管理者制度のどちらを選択するか観点から行われれば十分であり、指定管理者が前回の選定時よりも効果を上げていることまでを求めなくてもよいのではないかと考える。

また、毎事業年度モニタリング等を行い、事業報告書の提出を受けて事業を評価した結果を通知しているのであれば、その評価を実施する際に、仕様書の業務項目に沿った業務が行われているかどうか、住民サービスの向上が測られているかどうか（利用者目標達成状況やアンケート結果の活用状況等）、管理運営経費の縮減が図られているかどうか、コンプライアンスに重要な問題はないか、指定管理者の財務状況に重要な問題はないか、指定管理者選定当初には想定されていなかった状況の変化はないか（例えば、原油価格高騰により燃料費の見直しが必要ではないか等）といった評価項目を加えることで、年次で指定管理者制度の効

果検証を行うことも検討されたい。

III. 観光課

1. 観光連盟補助金（国内・海外観光客誘客促進事業、受入環境整備事業）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容		
<p><事業目的></p> <p>一般社団法人佐賀県観光連盟（以下、「観光連盟」という。）が行う観光客誘客促進事業などに要する経費について助成し、本県への観光誘客の促進、地域の活性化など本県における観光の振興を図る。</p>		
<p><事業内容></p> <p>新型コロナウイルス感染症収束後の観光客誘客促進事業の再開を想定し、監査上、令和2年度当初予算事業（感染症拡大前の令和元年12月に予算編成した事業）や過年度事業も考慮して検討を行っている。</p>		
<p>○国内観光客向け事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内観光客向け事業は、国内観光客誘客促進事業、国内観光客確保対策事業、期間限定キャンペーン事業である。 ・国内観光客向け事業の令和2年度の補助金当初予算 92,714 千円、補助金実績 94,596 千円。観光連盟自主財源 11,484 千円を含めた事業費総額の当初予算 104,198 千円。 ・国内観光客誘客促進事業：事業費総額の当初予算 57,848 千円 <ul style="list-style-type: none"> ➢ WEB 活用 PR 5,065 千円：HP の維持管理・企画運営。 ➢ マスコミ活用 PR13,500 千円：首都圏・関西地方・福岡都市圏のメディア露出。 ➢ イベント活用 PR 14,230 千円：首都圏等での観光 PR イベント出展等。 ➢ 観光宣伝ツール作成 12,365 千円：パンフレット、観光地図、教育旅行素材集。 ➢ 観光情報センター活動 1,688 千円 ➢ 九州域内対策 11,000 千円：県内観光施設（体験型等）と連携した周遊仕掛け。 ・国内観光客確保対策事業：事業費総額の当初予算 35,800 千円 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 旅行商品造成強化 31,500 千円：旅行商品造成タイアップ 24,200 千円、現地研修会 4,800 千円（旅行社担当者を招聘）、観光説明会 2,500 千円。 ➢ 観光マーケティング対策 4,300 千円：セールスプロモーション 3,500 千円、教育旅行対策 800 千円。 ・期間限定キャンペーン事業：事業費総額の当初予算 10,550 千円 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各種交通事業者とのタイアップ 10,000 千円：関西地方をメインターゲットとしたキャンペーン（JR 西日本他と連携）。 ➢ プロモーション 550 千円 		
<p>○海外観光客誘客促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の補助金当初予算 211,523 千円、補助金実績 44,934 千円。観光連盟自主財源 2,134 千円を含めた事業費総額の当初予算は 213,657 千円。 ・誘客対象エリア別の補助金内訳は、下記の通りである。 		
誘客対象エリア	当初予算	実績
韓国	40,035 千円	4,231 千円

中国	62,497 千円	12,339 千円
台湾	54,839 千円	7,995 千円
東南アジア	29,106 千円	4,972 千円
欧州	25,046 千円	15,397 千円

- ・中国：事業費総額の当初予算 63,128 千円（自主財源を含む）
 - エージェント対策 46,500 千円
 - ✓ セールスプロモーション 7,500 千円：九州観光推進機構が行う説明会参画、春秋航空・旅行社への定期訪問等
 - ✓ ファムトリップ 10,500 千円：旅行社等担当者を本県に招聘
 - ✓ タイアップ 25,000 千円：商品造成対策 11,000 千円、宿泊助成 8,000 千円（九州佐賀国際空港（以下、「佐賀空港」という。）発着便未利用の団体旅行助成）、FIT 対策 6,000 千円（個人旅行者向けのリムジンバス補助等）
 - ✓ 観光商談会 3,500 千円：上海地区の旅行社等 30 社との商談会
 - 現地プロモーション 1,500 千円：観光博出店（共同ブース）等
 - 情報発信 4,628 千円：WEB 活用 PR 2,628 千円、パンフレット作成 2,000 千円
 - 複合メディアプロモーション 10,500 千円：上海地区認知度プロモーション 5,500 千円（テレビショッピングや新聞・雑誌等の媒体利用）、九州への直行便設置エリアへのプロモーション 4,000 千円、春秋航空社広告 1,000 千円。
- ・韓国：事業費総額の当初予算 40,439 千円（自主財源を含む）。令和元年度当初予算は 82,741 千円。
 - 令和2年度当初予算は、日韓関係の影響で半減。
 - エージェント対策 28,939 千円：セールスプロモーション 3,175 千円、ファムトリップ 5,264 千円、タイアップ 17,000 千円（送客タイアップ 15,000 千円、宿泊助成 2,000 千円）、交通アクセス補助ゼロ（令和元年度は 29,000 千円）、観光商談会 3,500 千円
 - 現地プロモーションはゼロ（令和元年度は 6,029 千円）
 - 情報発信 3,500 千円
 - 複合メディアプロモーション 8,000 千円
- ・台湾：事業費総額の当初予算 55,392 千円（自主財源を含む）
 - エージェント対策 39,792 千円：セールスプロモーション 3,600 千円、ファムトリップ 4,000 千円、タイアップ 20,352 千円（商品造成対策 11,000 千円、宿泊助成 6,000 千円（佐賀空港発着便未利用の団体旅行助成）、FIT 対策 3,352 千円）、現地スタッフ配置 7,740 千円、観光商談会 4,100 千円、交通アクセス補助ゼロ（令和元年度は 8,148 千円、令和2年度は台湾便が運休）
 - 現地プロモーション 6,600 千円
 - 情報発信 4,000 千円
 - 複合メディアプロモーション 5,000 千円

○受入環境整備事業

- ・令和2年度の補助金当初予算 42,449 千円、補助金実績 29,075 千円。観光連盟自主

財源 428 千円を含めた事業費総額の当初予算は 42,877 千円。

- ・観光客等サポート：事業費総額の当初予算 20,747 千円。観光情報を多言語で提供する観光アプリの提供、通訳サービスが利用できるコールセンター（24 時間）の設置。
- ・受入環境整備支援：事業費総額の当初予算 17,530 千円。宿泊施設等のバリアフリーや多言語化、無線 LAN 環境整備等の補助。
- ・おもてなし向上：事業費総額の当初予算 3,600 千円。ボランティアガイドや観光事業者、宿泊施設従業員の資質向上支援や観光タクシーの紹介。
- ・コンベンション等開催支援：事業費総額の当初予算 1,000 千円。県内でコンベンションを主催する各種協会、団体、学会等の団体に対する補助。

○新型コロナウイルス緊急需要対策事業

- ・令和 2 年度の補助金実績 102,268 千円。
- ・魅力再発見：補助金実績 69,959 千円。事業内容は、後述の新型コロナウイルス感染症観光需要緊急対策②と同一であり、補助金が事業間で分割計上されている。
- ・地域支援事業：補助金実績 32,309 千円。事業内容は、後述の新型コロナウイルス感染症観光需要緊急対策①と同一であり、補助金が事業間で分割計上されている。

○その他運営費

- ・令和 2 年度の補助金当初予算 119,797 千円、補助金実績 114,501 千円。
- ・補助対象となっている運営費の実績額 118,858 千円は、職員設置費 112,786 千円、事務費 3,404 千円などである。

以上、令和 2 年度の補助金実績合計は 385,374 千円となる。

<観光連盟補助金>

本事業も含めて県観光課事業の多くは、観光連盟への補助事業として実施されている。観光連盟補助金（他事業を含む）の過去 5 年間推移（観光連盟設定項目別の集計額）は、下表の通りである。海外観光客誘客促進事業費と受入環境整備事業（佐賀空港海外便支援事業費、多言語対応等）は、主にインバウンド関連事業費であるため、コロナ禍前においては、観光連盟補助金の 6 割～7 割がインバウンド関連事業費ということになる。

観光連盟補助金 過去5年間推移						単位：千円
	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	摘要
観光連盟補助金 合計	669,712	822,996	899,440	904,344	1,203,749	
観光連盟運営費	116,473	120,800	117,723	119,833	114,501	連盟職員の人件費等
国内観光客向け事業	104,006	122,716	107,356	145,600	124,918	
国内観光客誘客促進 期間限定キャンペーン	73,364	58,821	57,346	50,429	59,634	観光地域づくり推進
国内観光客確保対策 磨き上げ	15,394	15,394	-	-	16,547	
タイアップによるプロモーション	15,248	18,740	34,866	65,856	34,023	
明治維新150周年関連	-	-	-	10,554	14,714	
	-	28,761	14,330	18,761	-	
海外観光客誘客促進事業	291,403	268,544	304,907	327,068	49,405	
韓国	90,671	82,999	103,339	82,141	4,231	R1は日韓問題で減少
エージェント対策	48,941	55,639	54,629	57,865	1,472	
現地プロモーション	3,960	4,360	5,940	5,955	-	
情報発信	4,950	5,000	4,950	3,530	2,059	
複合メディアプロモーション	32,820	18,000	37,820	14,791	700	
中国	88,004	81,483	80,572	125,348	16,810	
エージェント対策	39,835	46,500	47,025	61,040	4,684	西安便就航、FIT対策強化等が増加傾向。春秋航空広報支援（空港海外便支援）は、複合メディアプロモーションに計上（H29以外）。
現地プロモーション	7,524	4,855	3,465	5,249	5,024	
情報発信	5,145	4,628	4,582	4,654	3,401	
複合メディアプロモーション	35,500	13,500	25,500	54,405	3,701	
広報支援	-	12,000	-	-	-	
台湾	65,088	57,434	65,859	65,756	7,995	
エージェント対策	43,360	39,900	39,194	42,649	3,873	タイカターエア
現地プロモーション	3,960	3,534	2,178	2,184	129	
情報発信	3,168	3,000	3,960	4,021	2,723	
複合メディアプロモーション	14,600	7,000	20,527	16,902	1,270	
広報支援	-	4,000	-	-	-	
東南アジア	33,946	32,318	32,252	30,289	4,972	
エージェント対策	16,581	18,227	20,566	17,706	2,035	
現地プロモーション	9,811	6,472	4,123	3,485	-	
情報発信	7,554	7,619	7,563	9,098	2,937	
欧州	13,694	14,310	22,885	23,534	15,397	
エージェント対策	1,490	3,250	3,465	3,492	872	
現地プロモーション	4,000	2,400	1,500	1,503	-	
情報発信	8,204	8,660	7,920	10,001	11,024	
複合メディアプロモーション	-	-	10,000	8,538	3,501	
受入環境整備事業	157,830	310,936	369,454	311,843	64,125	
受入環境整備	61,552	89,573	51,050	44,302	37,951	メニュー多言語化等
おもてなし環境充実	96,278	221,363	318,404	267,541	26,174	佐賀空港海外便支援等
新型コロナ緊急需要対策	-	-	-	-	850,800	
魅力再発見キャンペーン	-	-	-	-	579,254	宿泊割引、地域ツアー
当年度分	-	-	-	-	467,754	
翌年度繰越分	-	-	-	-	111,500	期間延長で繰越
新スタイル開発	-	-	-	-	32,014	新スタイルツアー造成
地域支援	-	-	-	-	210,341	宿泊施設・バス等支援
情報発信	-	-	-	-	29,191	

また、県観光課が設定している事業単位別の令和2年度観光連盟補助金は、下表の通りである。現状、観光連盟の実績報告（上表）は、県の事業単位と対応していない状況である。

令和2年度 観光連盟補助金 県観光課の事業別		県観光課の事業別										
		合計	国内・海外 観光客誘 客、受入 環境整備	佐賀空港 海外便支 援	観光地 域づく り推進	受入環 境整備	中国路 線プロモ ーション	サイク ルツー リズム	佐賀・長 崎DC推 進	空港観 光情報 発信	新型コロ ナ対策①	新型コロ ナ対策②
観光連盟補助金 合計		1,203,749	385,374	26,174	14,714	3,926	4,471	1,200	14,408	4,950	178,032	570,500
観光連盟運営費		114,501	114,501	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国内観光客向け事業		124,918	94,596	-	14,714	-	-	1,200	14,408	-	-	-
国内観光客誘客促進		59,634	58,434	-	-	-	-	1,200	-	-	-	-
期間限定キャンペーン		16,547	2,139	-	-	-	-	-	14,408	-	-	-
国内観光客確保対策		34,023	34,023	-	-	-	-	-	-	-	-	-
磨き上げ		14,714	-	-	14,714	-	-	-	-	-	-	-
海外観光客誘客促進		49,405	44,934	-	-	-	4,471	-	-	-	-	-
韓国		4,231	4,231	-	-	-	4,231	-	-	-	-	-
中国		16,810	12,339	-	-	-	4,471	-	-	-	-	-
台湾		7,995	7,995	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東南アジア		4,972	4,972	-	-	-	-	-	-	-	-	-
欧州		15,397	15,397	-	-	-	-	-	-	-	-	-
受入環境		64,125	29,075	26,174	-	3,926	-	-	-	4,950	-	-
受入環境整備		37,951	29,075	-	-	3,926	-	-	-	4,950	-	-
おもてなし環境充実		26,174	-	26,174	-	-	-	-	-	-	-	-
新型コロナ緊急需要対策		850,800	102,268	-	-	-	-	-	-	-	178,032	570,500
魅力再発見キャンペーン		579,254	69,959	-	-	-	-	-	-	-	-	509,295
当年度分		467,754	69,959	-	-	-	-	-	-	-	-	397,795
翌年度繰越分		111,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	111,500
新スタイル開発		32,014	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32,014
地域支援		210,341	32,309	-	-	-	-	-	-	-	178,032	-
情報発信		29,191	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29,191

<外国人宿泊者数>

外国人宿泊者数の推移は、下表の通りである。

単位：人泊	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
外国人宿泊者数 目標	172,000	183,000	195,000	412,500	425,000
外国人宿泊者数 実績	249,640	385,250	391,900	359,240	40,480
韓国	110,000	199,470	200,270	129,030	6,800
中国	49,950	55,660	63,490	77,510	9,500
台湾	33,430	70,700	81,140	74,500	9,490
香港	15,670	13,410	13,780	23,830	3,730
タイ	5,830	5,520	3,750	10,290	500
インドネシア	660	480	230	3,220	230
アメリカ	4,160	3,190	2,980	3,060	800
シンガポール	1,480	1,620	1,720	2,910	270
マレーシア	810	580	510	1,500	160
ドイツ	660	400	340	1,210	90
フィリピン	450	440	390	1,030	390
オーストラリア	1,120	820	1,280	840	60
イギリス	1,200	800	590	830	150
フランス	1,530	630	580	800	90
カナダ	770	490	430	630	80
ベトナム	280	530	430	570	200
インド	380	180	240	230	180
イタリア	210	150	110	110	30
スペイン	120	40	70	80	40
ロシア	120	60	130	40	20
その他	20,810	30,080	19,440	27,020	7,670

主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 と の関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (3) 観光 ①魅力ある観光地域づくり			
事業期間	昭和 32 年度～			

事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	520,235	500,553	390,483
決算	520,235	500,553	385,374	

事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	97,800	287,574	—	385,374

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	補助金	観光連盟補助金	385,374
		合計	385,374

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

なお、国は、ポストコロナの時代においても、インバウンドについて2030年に6,000万人とする従前からの目標の達成に向けて取り組むとして、地方自治体への事業支援策も継続するものとしている。一方で、世間では、インバウンドの本格的な再開には少なくとも数年間は要するとの意見もある。下記の監査意見は、国内の新型コロナウイルス感染症収束後に、既に他国で導入されている入国時ワクチンパスポートプログラム等が日本国内でも活用されることにより、佐賀県民、日本国民及びプログラム適用対象国からの観光客が、安心・安全な暮らし、おもてなし、旅行が出来る状況になることを前提として記載している、ということを念のために申し添える。

① **【有効性、効率性】** リスクを分散した安定性のあるインバウンド推進について（意見）

<現状>

令和元年度における国別の県内宿泊者数の上位4カ国は、韓国129千人、中国77千人、台湾74千人、香港23千人であり、佐賀空港への直行便運航エリア等に集中している。4カ国合計のシェアは、平成30年度92%、令和元年度85%にも上っている。

<意見>

外国人宿泊者数は、各国との外交関係の影響を大きく受ける傾向がある。韓国の県内宿泊者数は、平成28年度110千人、平成29年度199千人、平成30年度200千人（外国人宿泊者数合計391千人の51%）と増加したが、日韓関係悪化により、令和元年度は129千人まで減少した。県は、日韓関係の変化を受けて、令和2年度には東アジア等誘客拡大・強化事業40百万円を当初予算として編成し、台湾、タイ、中国内陸部、シンガポールからの誘客促進を強化す

ることとした（結果的には、新型コロナウイルス感染症により未実施）。また、県は、令和2年度当初予算において、中国路線プロモーション事業（春秋グループとの連携強化事業）を31百万円まで増額した。特定の国に偏り過ぎることなく、「マルチバウンド」の方針で誘客を促進しようとするものである。

韓国人宿泊者数の減少に対する県の主な対応策は、上記の通りであるが、直近の米国を中心とした主要国と中国の関係、中国・台湾関係、中国・香港関係の状況を踏まえると、今後は、中国、台湾、香港からのインバウンド観光客数も不安定な状況になる可能性も考えられる。例えば、日本とは直接的関係がない事象ではあるが、中国政府は、韓国と米国の軍事関係を巡って、平成28年以降、中国人団体旅行客の韓国への渡航制限措置を講じ、韓国経済は大きな打撃を受けたと言われている。その後、中国内一部地域からの渡航制限は解除されたが、全面的な制限解除には至らない状況のまま新型コロナウイルス感染拡大による全面的渡航制限へと移行している。また、台湾総統選の半年前である令和元年7月には、中国政府は大陸から台湾への個人旅行を禁止し、台湾の旅行業界にも大きな損失を与えたようである。

最近では、経済安全保障問題への注目が高まっている。現状では半導体等を中心とした議論ではあるが、新型コロナウイルス感染症収束後はインバウンド促進施策にも議論が及び得る問題かと思われる。コロナ禍以降、外交関係が極めて複雑になっており、偏った海外観光客誘客促進事業は、リスクを伴う状況になっている。外交関係を踏まえながら、地方自治体としては、リスクを分散すべく「マルチバウンド」の基本方針等に基づき、安定性を十分に備えた誘客促進事業が実施されることが必要と考える。

② 【有効性、効率性】主要国別の成果指標設定について（意見）

<現状>

県は、インバウンド関連事業の成果指標として、外国人の延べ宿泊者数を掲げているが、国別の宿泊者数は成果指標として採用していない。

<意見>

下表は、インバウンド関連事業費、佐賀県内の外国人延べ宿泊者数、宿泊者1人当り事業費の過去5年間推移を示している。インバウンド関連事業費は、海外観光客誘客促進事業費と佐賀空港海外便支援事業費である。海外観光客誘客促進事業費は、主にプロモーション事業費（旅行商品造成支援、ファムトリップ事業、WEB広報費、現地旅行博出展など）であり、佐賀空港海外便支援事業費は、県内宿泊補助、手荷物補助、航空会社への広報支援費である。

事業費（海外観光客誘客促進＋佐賀空港海外便支援） 単位：千円

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
合計	376,462	483,229	623,769	594,614	75,580
韓国	132,292	177,189	249,914	203,600	4,231
海外観光客誘客促進	90,671	82,999	103,339	82,141	4,231
宿泊補助	41,621	94,190	146,575	121,459	-
中国（香港含む）	131,442	116,597	117,541	171,472	27,579
海外観光客誘客促進	88,004	81,483	80,572	125,348	16,810
宿泊補助	8,821	5,713	9,303	22,213	8,698
手荷物補助	34,617	29,401	27,666	23,911	2,071
台湾	65,088	142,815	201,177	165,719	23,401
海外観光客誘客促進	65,088	57,434	65,859	65,756	7,995
宿泊補助	-	85,381	135,318	99,963	15,406
東南アジア	33,946	32,318	32,252	30,289	4,972
海外観光客誘客促進	33,946	32,318	32,252	30,289	4,972
欧州	13,694	14,310	22,885	23,534	15,397
海外観光客誘客促進	13,694	14,310	22,885	23,534	15,397

※海外便航空会社への広報支援費は、県事業単位では佐賀空港海外便支援事業に含まれるが、上表は観光連盟設定科目別の集計値であるため、海外観光客誘客促進に含まれている。

外国人延べ宿泊者数 単位：人

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
合計 目標	172,000	183,000	195,000	412,500	425,000
合計 実績	249,640	385,250	391,900	359,240	40,480
韓国	110,000	199,470	200,270	129,030	6,800
中国	49,950	55,660	63,490	77,510	9,500
香港	15,670	13,410	13,780	23,830	3,730
台湾	33,430	70,700	81,140	74,500	9,490
東南アジア	9,510	9,170	7,030	19,520	1,750
欧州	3,840	2,080	1,820	3,070	420
その他	27,240	34,760	24,370	31,780	8,790

宿泊者1人当り事業費（＝事業費÷外国人延べ宿泊者数） 単位：円/人

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
合計	1,508	1,254	1,592	1,655	1,867
韓国	1,203	888	1,248	1,578	622
中国（香港含む）	2,003	1,688	1,521	1,692	2,085
台湾	1,947	2,020	2,479	2,224	2,466
東南アジア	3,570	3,524	4,588	1,552	2,841
欧州	3,566	6,880	12,574	7,666	36,660

（注）海外観光客誘客促進事業費には、着地型商品造成支援事業費（福岡空港発着便利用者の佐賀への日帰りバスツアー造成支援等）なども含まれるが、上表では佐賀県観光客動態調査上に記載がある国別外国人延べ宿泊者数を使用しているため、日帰り者数は考慮していない。

（注）令和2年度の外国人宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症による観光需要減少の影響により40,480人に留まった。

上表における国別事業費規模の相違、潜在的誘客数（人口規模、観光動態等から想定される将来性）、外交関係の状況などからすると、本来は、主要国別の延べ宿泊者数も成果指標として設定する必要があると考える。

そして、国別の宿泊者1人当り事業費を算出し、まずは、県内への宿泊者1人当り経済効果又は消費額などと対比して議論されるべきものとする。宿泊者1人当り事業費が相対的に高い国については、その要因分析が必要と思われる。相対的に高い国は、例えば、人口規模、観光動態からして潜在性は認められるが、県の事業が対象国の旅行ニーズにマッチしていない可能性も考えられる。又は、旅行1回当りの県内宿泊率（県内宿泊日数÷旅行期間総宿泊日数）が

他の対象国よりも低いことなども考えられる。

なお、佐賀空港の上海便は、団体旅行者よりも個人旅行者が圧倒的に多い状況であるが、県の中国向けプロモーションには、現地旅行博出展、現地旅行社への訪問活動、旅行社担当者の県内招聘などの団体旅行向けのプロモーションも多い。県によれば、団体旅行向けプロモーションは、主に内陸部からの団体旅行（佐賀空港の西安便（令和元年10月に新規就航）、福岡空港等の内陸便）をターゲットにしているとのことであった。海外旅行に慣れていない内陸部からは、団体旅行者が多いためである。日本政府観光局の資料によれば、中国人のアウトバウンド旅行者の出発地は、三大都市52%（上海市、北京市、広東省）、沿岸部34%（江蘇省、浙江省、遼寧省等）、内陸部他14%となっており、近年では内陸部の旅行者が急激に上昇しているが、割合はまだ低い。沿岸部に対して遅れをとる内陸部の今後の経済成長、所得拡大など、中国全土の潜在性を見込んで今後も更に誘客事業費が拡大していく可能性があると思われるが、沿岸部・内陸部別に宿泊者1人当たり事業費を算出するなどして、中国のエリア特性も考慮した事業性評価を行う必要があると考える。

また、一般的には、団体旅行（韓国が団体旅行割合が高い）は、県としては集中的にプロモーションができるため個人旅行よりも費用対効果が高いが、一方で、宿泊施設では団体割引適用等により1人当たり消費額は、個人旅行より低い可能性がある。また、県が認定した団体旅行には宿泊補助制度（1泊当たり3千円以下）があり、一方、個人旅行向けにはレンタカー補助制度等がある。このように、宿泊者1人当たり事業費の水準は、団体旅行と個人旅行の割合により変動するため、近年における中国沿岸部を中心とした個人旅行の急速な増加傾向のもとでは、事業費予算をシミュレーションして統制する際にも機能するものと考えられる。

今後は、国別の宿泊者数、宿泊者1人当たり事業費の目標達成率も明示したうえで、各国の状況により即したインバウンド施策が実行されることが必要と考える。

③ 【有効性、効率性】観光連盟から県への実績報告書について（意見）

<現状>

上記の事業内容に記載の通り、観光連盟が作成する実績報告書及び収支報告書では、県が設定している事業単位毎の補助金受領額、経費実績額が記載されていない。

<意見>

県は、事業単位毎に、更にはその細項目毎に、それぞれの事業目的を設定して予算規模を決定している。県は、事業実施主体である観光連盟に対して、県が設定した事業単位・細項目に応じた実績報告を求める必要があると考える。

④ 【有効性、効率性】アンケート結果の有効活用について（意見）

<現状>

台湾向けの佐賀県観光WEBサイト上で令和2年5月に実施されたアンケートでは、「旅行中に不満だったもの」との質問に対する回答（92件）の上位3項目は、交通の便（39件）、買い物（12件）、言葉の問題（10件）であった。なお、「満足だったもの」（回答355件）の上位3項目は、グルメ（71件）、自然・風景（70件）、観光地（56件）であった。

また、「観光スポットの中で良くなかったところ、その理由」との質問に対しては、交通（不便、路線バス本数が少ない、バス待ち時間が長い、最終バスの時間が早い）、お店（レストラン営業時間が長くない、佐賀駅周辺のお店が少なくもっと賑やかであれば）などの回答がなされ

ていた。

<意見>

県として更なる海外観光客誘客促進を図る方針であれば、アンケート結果を有効活用していく必要があると考える。特に不満の声を客観的に把握し、これに対応していくことは極めて重要である。なお、近年は団体旅行から個人旅行にシフトしている傾向があり、ガイドがなく、移動手段も限られる個人旅行対策としては、不満項目等への対応がより重要になると考えられる。

交通の便は、県内交通機関の路線数・本数が限られているために、不満が生じているものと思われる。県では、レンタカー補助制度、佐賀空港と主要観光地間のリムジンバス補助制度などを設けているが、制度の周知徹底やニーズに応じた柔軟な見直しが必要と考える。また、個人旅行向けの着地型旅行商品（日帰りバスツアー等）の造成促進なども重要と考えられる。なお、レンタカーや着地型ツアーを利用しない観光客の観光地間移動の不便解消は難しいが、個人旅行者が更に増えれば、費用対効果を勘案した上で、循環バス開設補助等の検討も必要かもしれない。

買い物は、ショッピングモール、家電量販店、免税店等への誘導施策の検討も必要であろう。ショッピングモール等は県外資本法人の運営であるが、観光客の利便性向上の施策にはなり得ると考えられる。また、グルメ系の買い物は、例えば、佐賀駅前には、観光案内所「SAGAMADO」に加えて、県農産品を取り揃えた販売店、県農産品をメイン食材としたカフェ店が、令和2年より隣接して開業しており、観光客の利便性向上に繋がり、更には、県産品の県外への集約的アピールにも貢献していると思われる。県産品を扱うレストラン、県水産品を取扱う販売店等も含めた類似施設が県内の他の主要拠点にも設置されれば、誘客促進に寄与できると考える（地場農林水産品は、観光業のキーアイテムである）。なお、団体旅行のルートではあるが、佐賀空港発着便を利用する周遊ルートには、福岡市内でのショッピング（モール、免税店等）が含まれているケースが多々ある。この中の一部でも佐賀県内周遊にシフト出来ればと思われる。

店舗の営業時間について、県外では、周遊して夕食も完了した後に買い物をしたいというニーズを有する海外観光客をターゲットにして、閉店時間を遅らせている店舗も見受けられる。県内の主要宿泊施設周辺の店舗（例えば、佐賀駅前コムボックス等）への営業時間延長への誘導施策なども考えられる。

言葉の問題は、観光連盟により運営されている多言語コールセンターを周知徹底し、観光の現場各所においては、多言語表示を更に増やして行き、指さし接客会話帳などの普及やスタッフの言語研修等も必要かと思われる。

人口減少が見込まれる中でも、県内へのインバウンド観光客が増えれば一定の経済活性化に寄与できる。上記には私見も多分に含まれるが、観光課事業の一助となれば幸いである。

2. 観光連盟補助（佐賀空港海外便支援）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容
<p><事業目的></p> <p>佐賀空港の利活用を推進し、国際定期路線の定着及び県内における観光宿泊客数増加を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>○宿泊補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助内容：海外から佐賀県への観光客誘致を図るために、佐賀空港国際線発着便（台湾便、ソウル便、上海便、西安便）に搭乗し、県内宿泊施設を利用する旅行商品の企画・販売を実施する旅行会社、或いは、当該商品に係る宿泊手配を行うランド社（現地手配会社）に対し、補助金を交付する。旅行会社等を通じた宿泊予約のみが補助対象となる。 ・補助額：宿泊実績1泊当たり3千円以内。但し、送客規模、商品内容、旅行会社等の実績等に応じて別途事業者と協議し確定する。 ・補助対象：直接的な支給対象は、旅行会社（直接的には、旅行会社が県内に宿泊する旅行商品を造成することへの誘因となり、また、旅行者に提示する商品価格にも一部反映されているものと考えられる）。旅行会社は、宿泊施設発行の宿泊証明書、航空会社発行の搭乗証明書、旅行行程を示す書類（旅行商品パンフレット等）を添えて交付申請を行う。 ・令和2年（1月～12月、精算は暦年基準）は、当初予算230,031千円（台湾便133,632千円、ソウル便84,249千円、上海便7,440千円、西安便4,710千円）、実績24,103千円（台湾便15,405千円、ソウル便ゼロ、上海便663千円、西安便8,035千円）。なお、当初予算は、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年12月に編成されたものである。 ・令和元年は、実績223,275千円（台湾便80,564千円、ソウル便121,458千円、上海便6,141千円、西安便15,111千円）。 ・令和2年の当初予算は、平成31年1月～令和元年6月の1便当たり支出実績額（西安便は新規のため上海便を準用）に基づき、下記の通り算出されている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 台湾便 133,632千円 = 928千円／1便 × 144往復／年間 ➢ ソウル便 84,249千円 = 407千円／1便 × 207往復／年間 ➢ 上海便 7,440千円 = 30千円／1便 × 248往復／年間 ➢ 西安便 4,710千円 = 30千円／1便 × 157往復／年間 <p>なお、平成31年1月～令和元年6月の搭乗率、1便当たり搭乗者数は、下記の通りである。上海便は、搭乗率は88%と高いが、個人旅行者の割合が圧倒的に高いため、宿泊補助は30千円／1便と低水準となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 台湾便 : 搭乗率83.8%、搭乗者数151人／1便 ➢ ソウル便 : 搭乗率74.7%、搭乗者数141人／1便 ➢ 上海便 : 搭乗率88.0%、搭乗者数161人／1便 ➢ 西安便 : 令和元年10月に新規就航

○手荷物重量制限の緩和（手荷物補助）

- ・補助内容：「佐賀県観光戦略」の中で位置づけられた「おもてなし環境の充実」を進めていく一環として、より多くの観光客に本県に訪れて頂くために、佐賀空港の航空機利用者（春秋航空の上海便、西安便）に対し、手荷物の重量制限である 17kg を超え 27kg までの範囲における超過料金相当額の 1/2 を補助する。
- ・補助対象：直接的な支給対象は、航空会社。対象は春秋航空の上海便、西安便のみとなっており、春秋航空との提携関係に基づく路線維持支援でもある。
- ・令和2年は、当初予算 71,621 千円、実績 2,070 千円。令和元年は、実績 23,910 千円（西安便は2ヶ月分のみ）。
- ・令和2年の当初予算は、平成 31 年1月～令和元年6月の1人当たり超過額に基づき、下記の通り算出されている。
 - 上海便 43,857 千円 = 180 席/便 × 248 便/年間 × 0.9(目標搭乗率) × 0.4(重量超過者割合) × 5,458 円(1人当り超過額) × 1/2(補助率)
 - 西安便 27,764 千円（上記算式に 157 便/年間を適用）

○広報支援

- ・補助内容：佐賀空港国際線の利用促進を図るため、春秋航空の上海線、西安線、タイガーエアの台湾線の認知度向上のための広報に係る経費を支援する。
- ・補助対象：航空会社（春秋航空、タイガーエア）。
- ・令和2年度は、当初予算 82,000 千円（上海便及び西安便 72,000 千円、台湾便 10,000 千円）、実績ゼロ。
- ・令和元年度は、実績 55,941 千円（上海便及び西安便 44,001 千円、台湾便 11,939 千円）。
- ・春秋航空に対する支援ルール：
 - 上海便就航時に定められた「国際線新規路線の支援ルール」（庁内ルール）に基づき支援総額が算出されている。支援内容には、新規路線の認知度向上のための広報費支援に加えて、運営経費相当額（着陸料、航行援助施設利用料、空港ビル使用料、保安検査費等）も支援対象として考慮されている。
 - 支援額は、就航後1年目 16 百万円/便、2年目 8 百万円/便、3年目以降 4 百万円/便とされており、年度別予算額は下記の通り算出されている。なお、上海便は平成 31 年1月に週3往復から週4往復に増便され、西安便は令和元年10月に週3往復が新規就航している。

単位：千円		令和元年度 予算	令和2年度 当初予算	令和3年度 予算見込	令和4年度 予算見込
上海便	既存3便	4,000	4,000	4,000	4,000
		4,000	4,000	4,000	4,000
		4,000	4,000	4,000	4,000
	新規1便(確定)	16,000	8,000	4,000	4,000
	新規1便(目標)		16,000	8,000	4,000
西安便	新規3便		16,000	8,000	4,000
			16,000	8,000	4,000
			16,000	8,000	4,000
計		52,000	72,000	42,000	32,000

- 令和2年度当初予算は、支援ルールに基づき総額 72,000 千円が算出された上で、具体的な広報活動としては、下記項目が予定されていた。

内容		効果	金額
ウェブ広告	春秋航空SNSでの広告配信	フォロワー約750万人	2百万円×3回
機内広告	春秋航空機内誌での広告(年3回)	8万部発行×3回	2百万円×3回
	ヘッドレストカバーでの広告	50機×3ヶ月	60百万円
			計 72百万円

・タイガーエアに対する支援：台湾便は、平成29年6月にプログラムチャーター便が新規就航（週2往復）し、平成30年10月からは定期便化した。タイガーエアには毎年10,000千円の広報支援予算が設定されており、具体的にはインターネット広告（タイガーエア Facebook でのリンク広告等）、台湾人旅行作家をパーソナリティーに起用したプロモーション（県内で撮影したPR動画作成・ライブ動画配信、現地旅講座での佐賀観光宣伝等）などが実施されている。

主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (3) 観光 ①魅力ある観光地域づくり			
事業期間	平成29年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算(最終)	372,005	335,341	26,174
	決算	363,931	323,485	26,174
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県(一般財源)	その他	合計
	—	26,174	—	26,174
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	補助金	観光連盟補助金		26,174
		合計	26,174	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 【有効性、効率性】宿泊補助金に関する累進制度、シーズン制度の採用について（意見）

<現状>

宿泊補助金は、宿泊実績1泊当たり3千円以内が支給される制度である。

<意見>

現状の補助額は、旅行会社の送客規模、過去実績等を考慮して、3千円以内の金額に設定されているが、旅行期間中の県内宿泊日数に応じた累進制度（例えば、1泊目2千円、2泊目3

千円、3泊目4千円など）やオフシーズンにおける補助額割増制度などは、採用されていない。

佐賀空港国際線発着便に搭乗し、県内宿泊施設を利用する旅行商品であっても、県内宿泊率（県内宿泊日数÷旅行期間総宿泊日数）が低い旅行商品もある。例えば、台湾便搭乗の団体旅行には、4泊5日で県内1泊のみというケース（県内経由地は、祐徳稲荷神社、有田ポーセリンパーク、嬉野の旅館のみの様なケース）もあり、累進制度の採用は、県内宿泊率を上昇させる効果があるものとする。なお、民間の主要インバウンドニュースサイト（訪日ラボ）における観光庁資料集計データ（令和元年）によれば、インバウンド観光客の佐賀県内平均宿泊日数（他県発着便利用分も含む）は1.8泊であり、全国44位とされている（長崎県3.9泊、福岡県3.8泊、熊本県3.3泊、大分県1.9泊）。宿泊補助や地域観光づくり推進等により宿泊日数を増加させることは、今後の重要課題と思われる。

また、シーズン制度に関しては、桜開花時期は年間で最もインバウンド観光客が増加する時期の様であり、繁忙・閑散の状況に応じて補助額を増減させることは、効率的な制度運用になると考えられる。

累進制度による県内宿泊率の上昇、オフシーズンへの補助金の重点配分等により、インバウンド施策がより効率的に実施されることを期待したい。

② 【有効性、効率性】個人旅行者割合の急速な高まりへの対応策について（意見）

<現状>

宿泊補助金は、佐賀空港国際線発着便（台湾便、ソウル便、上海便、西安便）に搭乗し、県内宿泊施設を利用する旅行商品の企画・販売を実施する旅行会社等に対して、交付されている。そのため、旅行会社等を通じた団体宿泊予約のみが補助対象ということになり、個人旅行は補助対象外となっている。

<意見>

中国ではOTA（インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。Online Travel Agentの略。）が台頭し、近年ではFIT（団体旅行やパッケージツアーを利用することなく個人で海外旅行に行くこと。Foreign Independent Tourの略。）が急速に伸びている。日本政府観光局の資料によれば、中国人の訪日観光客の個人・団体比は、平成22年は個人23%、団体77%であったが、中国の経済成長、所得拡大に伴って、富裕層を中心に個人旅行が拡大し、平成30年には個人63%、団体37%と完全に逆転している。

なお、平成31年1月～令和元年6月の佐賀空港上海便1便当たりの宿泊補助実績額は、30千円（1便で10泊分程度）と極めて少額に留まっている。要因は、「県外宿泊の団体旅行が多い」、又は、「搭乗者の大部分が個人旅行である」の何れかとなるが、県に拠れば、後者の要因とのことであり、上海便においても、個人旅行が圧倒的に多い状況となっている。

また、台湾便も団体客数が減少傾向にあり、県としても台湾のFITを増やしたいとの意向がある。韓国も今後は個人旅行にシフトして行く可能性もある。

佐賀空港国際線の利用者のうち、個人旅行の周遊ルートは把握が難しいため、旅行期間中の佐賀県内宿泊率は県では把握できていないが、宿泊補助制度が個人旅行にも適用されることになれば、県内宿泊率は高まると考えられる。上記のOTA等と提携することにより、団体旅行と同様の補助制度を個人旅行に設けることは事務手続的にも実現可能と考えられる。

宿泊補助の見直し（団体旅行と個人旅行の予算配分見直し等）、個人旅行者向けの商品開発など、急速な勢いでFITにシフトしている現状に対応した効果的な施策の見直しが必要と考える。

③ 【有効性、効率性】実効性のある広報支援について（意見）

<現状>

春秋航空の上海線及び西安線、タイガーエアの台湾線の利用促進を図るために、認知度向上に向けた広報の経費を支援している。

春秋航空に対する広報支援額 72 百万円（令和 2 年度当初予算、コロナ禍前に編成）では、①ヘッドレストカバーでの機内広告 60 百万円（50 機×3ヶ月）、②機内誌広告 6 百万円（8 万部×3回）、③春秋航空 SNS 広告 6 百万円が予定されていた。

一方、タイガーエアに対する広報支援額 10 百万円（令和 2 年度当初予算）では、台湾人旅行作家をパーソナリティーに起用したプロモーション（県内で撮影した PR 動画作成・ライブ動画配信、現地旅講座での佐賀観光宣伝等）などが予定されていた。

<意見>

上記の通り、春秋航空による広報は、大部分をヘッドレストカバーでの機内広告が占めており、タイガーエアによる広報と比べて、ターゲットの明確化、タイアップによるブランド力強化、効果測定可能性等といった点で劣っていると考えられる。春秋航空の広報についても、ターゲットをより明確化したプロモーション等を導入して、観光地としてのブランド力強化を図ることが必要と考える。今後は、春秋航空との協議がなされ、より実効性のある広報が実施されることを期待する。

なお、令和 2 年度当初予算では、中国路線プロモーション事業（春秋グループとの連携強化事業）が 31 百万円まで増額され、従来からのファミトリップ事業に加えて、現地旅行商談会出展（BtoB）、現地 BtoC イベント開催といった企画が追加された。中国路線プロモーション事業と佐賀空港海外便支援事業（広報支援）は、何れも春秋グループと連携した広報事業であり、本来は、一つの事業として統合されるべきものとする。但し、佐賀空港海外便支援事業（広報支援）において、路線運営費相当額の支援（路線維持支援）も考慮されているのであれば、路線維持コストは、分割した上で、観光課事業から空港課事業へと再編成することが、実態に合致しているとする。

3. 観光連盟補助（観光地域づくり推進事業費）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容	
<p><事業目的></p> <p>観光地域づくりに必要なスキル・ノウハウを取得し、新たな観光資源の発掘・開発・販売など、地域に消費が落ちる仕組みづくりに係る取組を支援することで、県内各地において「観光地域づくり」を推進する。</p> <p><事業内容></p> <p>○課題・改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題：観光地域づくりに取り組む過程で地域の合意形成や人材不足等の課題が明らかとなり、取組が円滑に推進できない事案が見受けられた。また、取組は、商品化後のニーズに応じた磨き上げが必要であるが、これまでの支援は商品化までであり、磨き上げに必要な人材育成までは支援出来ていない。 ・改善策：DMO（"Destination Marketing/Management Organization"の略。）を育成するため、人材育成から商品の磨き上げまで一体的に支援する。なお、DMOとは、地域の観光の担い手として、マーケティング・マネジメント等のスキルや経営視点を持つ観光地域づくりの推進主体のことである。 <p>○チャレンジ編：創生塾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義、講演等により、観光地域づくりの必要性等をインプットする。 ・対象者は、DMO 候補法人等の観光関係団体職員、市町観光関係課職員等。 ・DMO 先進地である宮城県気仙沼市から、観光地域づくりに実際に携わった担当者等を講師として招き、講義及びワークショップを行った。 ・計4日間開催し、9市町から29団体計42人が参加した。 <p>○実践編：地域づくり支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターによる支援、個別フォローを受けながら、創生塾等の中で生じた各地域の課題や将来ビジョンについて、マーケティング調査などの実証事業を通じて進むべき方向性・取り組むべき施策を明らかにし、地域の実務者が同じ視点で取り組むことができる体制づくりを支援する。 ・6月17日から3月22日にかけて12市町に対して支援等を行い、多様な関係者の合意を得ながら行う観光地域づくりへの取組を推進した。 <p>○自走編：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDCAに基づき自走できるスキルの習得と人材の育成を支援する。 ・前年度に実践編を受講した5グループ及び佐賀観光資源創出事業で採択された5事業者・団体が参加。 <p>当事業の実施により、創生塾を通じて他地域の取組を自地域の取組に活用するためのヒントを得る場を提供し、かつアドバイザーを配置し受講生グループの個別フォローアップが行われた。常に地域の関係者を巻き込みながら、実践の主体者のさらなる意欲を引き出すことで、観光地域づくりの取組が推進されている。</p>	
主な執行区分	県営 委託 補助 その他
佐賀県総合計画 2019 と	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが

の関連		(3) 観光 ①魅力ある観光地域づくり		
事業期間	平成 28 年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算（最終）	24,365	16,174	15,577
	決算	22,844	15,843	14,794
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	14,794	—	14,794
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	補助金	観光連盟補助金		14,714
	物件費	職員旅費		80
		合計	14,794	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① **【有効性、効率性】国の観光推進施策（登録 DMO 等）の有効活用について（意見）**

<現状>

訪日外国人消費額は、コロナ禍前には日本全体で年間 4.8 兆円に達し、インバウンド観光は、自動車や化学製品の輸出に次ぐ位置付けになったと言われている。背景には国の観光ビジョン施策があり、国が 2016 年に公表した「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行客数を 2015 年の 1,957 万人から 2020 年に 4,000 万人、更に 2030 年には 6,000 万人に伸ばすとしており、①観光資源開発、②観光産業の国際競争力向上、③受入環境整備、に関する具体的な施策メニューが掲げられている。①には、「滞在型農山漁村の確立・形成」、「広域観光周遊ルートの世界水準への改善」等、②には、「世界水準の DMO の形成・育成」等、③には、「地方創生回廊」、「キャッシュレス環境改善」等がある。

<意見>

○国の登録 DMO 制度の有効活用について

②の DMO に関しては、登録 DMO（旧日本版 DMO）制度が設けられており、一定の要件を満たした登録 DMO に対する多種多様な国の助成金事業（ソフト事業・ハード事業）が準備されている。2021 年 8 月現在の登録件数は、広域連携 DMO10 件（地方区域及び北海道、沖縄）、地域連携 DMO91 件（都府県単位、連携市町村単位）、地域 DMO96 件（市町村単位）となっている。広域 DMO、地域連携 DMO については、都道府県単位で登録しているケースも多い。全

国では都道府県単位での登録が34件あり、九州内では、熊本県（くまもとDMC）、大分県（ツーリズム大分）、宮崎県（宮崎県観光協会）が県単位で登録している。佐賀県内自治体が関与している登録DMOは、広域連携DMOの（一社）九州観光推進機構、地域DMOの有田まちづくり公社、起立工商DMO（上峰町）の3件となっているが、県単位では未登録である。

佐賀県は、観光事業の課題として、「分野や地域を超えて相互に連携し、オール佐賀で取組むことが必要」としている。様々な観光施策推進のためには、農林水産品（佐賀牛、呼子イカ、海苔等）、工芸品（有田焼等）、銘産品（佐賀酒等）、温泉、文化芸術、歴史、飲食・娯楽、交通・宿泊等の異業種、県内各地域、そして各分野に係る県庁内部署を巻き込んだ横断的な展開を要し、オール佐賀で取組むことが不可欠ということである。

現在、県内各地で実施されている観光資源開発事業や観光地域づくり事業を通じて、新たな観光資源開発、コンテンツ化が試みられているが、観光資源、観光地はそれぞれ魅力が異なる。多様な観光資源をオール佐賀で束ねて、県として、歴史・文化等と絡め、一貫したストーリー性を持たせて、統率的、集約的なブランディング、プロモーションを行い、県内への滞在頻度、滞在期間を増加させることが重要と考える。なお、インバウンド観光客の佐賀県内平均宿泊日数は1.8泊（全国44位）とのデータもあり、相対的に短い。滞在期間を伸ばして、宿泊日数を増加させることが期待される。

佐賀県として地域連携DMOに登録することは、国の多種多様な助成金事業を有効に活用しながら、オール佐賀での横断的な展開を推進することに大きく寄与するものと思われ、県単位で地域連携DMOに登録することを検討して頂きたいと考える。

○国の滞在型農山漁村形成事業、SAVOR JAPAN 推進事業等の有効活用について

東アジアにおける外交関係の不安定性等を踏まえて、今後のインバウンドの在り方については、中国・韓国から欧米富裕層へ、買い物消費から体験・こと消費へ、シフトすべきであるとの考えが示されている。欧米から日本への移動はコストが嵩むため、ターゲットは富裕層が中心となり、欧米富裕層は、買い物よりも日本特有の自然・文化・歴史等の体験型商品を好む傾向がある、ということの様である。

なお、欧米からの観光客は、現在、ゴールデンルートと言われる東京、神奈川（箱根、鎌倉）、静岡（富士山）、京都、大阪や、ウィンタースポーツが楽しめる北海道等に集中しており、地方回遊へのシフトは克服すべき課題（長距離交通網の整備・活用、ハイエンドな宿・食事・ガイド・コンテンツの整備など）が多いとも言われており、中長期的な目線で取組むべき事業かと思われる。

佐賀県は、令和2年度に、全日本空輸の羽田・佐賀線の利用を前提として、欧米豪をターゲットにした誘客プロモーションの委託事業を開始した。佐賀の体験型商品の浸透を目的とした事業であり、有田町（有田焼体験、トレジャーハンティング）、鹿島市（酒蔵通り散策、祐徳稲荷神社参拝）、嬉野市（茶空間巡り）など、県内の既存のコンテンツのプロモーションが企画されていた。

今後の体験型商品の開発、プロモーションについては、国の支援事業の有効活用も必要と考える。国は農山漁村活性化や地方回遊に重点を置いた支援事業として、滞在型農山漁村形成の支援事業、SAVOR JAPAN 推進事業、広域周遊観光促進の支援事業などを設けている。滞在型農山漁村形成の支援事業は、農泊ビジネスの実施体制構築支援、プロモーション支援等の事業であり、SAVOR JAPAN 推進事業は、認定地域の食・食文化をSAVOR JAPAN ブランドとして一体的に発信し、食に不可欠な地域の農林水産業や気候・風土・景観・歴史などの観光資源を活

用したインバウンド誘客を支援する事業である。

直行便がなく、また、ゴールデンルートからの移動距離もある地方都市において、欧米向けの体験型商品の開発・浸透は、克服すべき課題が多いと思われるが、国の支援事業も有効活用しながら、中長期的には欧米からの観光客が増加することを期待したい。

4. 観光連盟補助（受入環境整備事業費）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>本県を訪れるインバウンド観光客の利便性・快適性の向上を図るため、県内の飲食店における外国人受入環境を整備する。また、インバウンド観光客を増やすために市場の多角化を進めていることから、ベジタリアン、ビーガン、ムスリム等（健康、倫理、宗教等に起因するもの）の食の多様性についての対策強化を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>○県内飲食店における多言語メニュー作成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：多言語メニューの設置を行う県内飲食店 ・対象事業：おすすめ8品のメニュー表（英・中・韓、素材表示ピクトグラム）の作成 ・対象店舗数：50店舗 <p>○多様化する食のニーズへの対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの開催 <p>食の多様性に柔軟に対応できる受入環境の整備に向けた県内飲食店の機運醸成を図るため、県内飲食店対象のセミナーを開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業の実施 <p>多言語化メニューを作成した飲食店を中心にモデル店舗を設定し、専門家、ベジタリアン等とのワークショップ開催を通じ、現場の課題等を抽出してノウハウを蓄積する。また、素材抜きメニュー等を実際に作成し、食の多様性に対応できる受入環境をモデル的に整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信 <p>受入環境が整った店舗について、ベジタリアン等向けレストラン紹介サイトへの掲載や、パンフレット作成・配布等の情報発信を行う。</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		5 文化・スポーツ・観光の交流拠点			さが
		(3) 観光			①魅力ある観光地域づくり
事業期間		令和元年度～			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		予算（最終）	－	2,000	4,000
		決算	－	2,000	3,926
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県（一般財源）	その他	合計
		－	3,926	－	3,926
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容		決算額
		補助金	観光連盟補助金		3,926
		合計			3,926

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

5. 観光連盟補助（中国路線プロモーション事業）

（1） 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>佐賀空港の中国路線を運行する春秋グループと連携したプロモーションを実施することにより、佐賀－上海線、西安線及び中国主要発着地等からの利用を促進し、中国からのインバウンド観光客の増加を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>○旅行商談会（BtoB）の出展（令和2年度より新規事業） 当初予算 5,810 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インバウンド観光客の更なる誘客に向け、佐賀の観光情報を発信し、旅行商品造成等につなげるため、中国国内で開催される大規模な旅行展示会に出展する事業。 ・上海世界旅游博覧会（来場者数約5万人、出展者数 750 社の規模、4月開催）、中国国際旅游交易会（来場者数約 10 万人、出展者数 2,500 社の規模、11月開催）に出展する計画であったが、コロナウイルス感染症拡大により、オンライン開催となった。 <p>○現地 BtoC イベントの開催（令和2年度より新規事業） 当初予算 12,640 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地の旅行者に対し、佐賀県の観光情報を発信し、佐賀への誘客につなげるため、中国国内での BtoC イベントを開催する。 ・上海及び西安のホテル・大型商業施設において、上海2回、西安2回、各回 100 名規模のイベントを計画していたが、オンライン開催に変更された。 <p>○ファムトリップの実施（令和元年度より継続事業） 当初予算 11,596 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国国内における情報発信を行い、佐賀－上海線及び西安線及び中国主要発着地等からの観光客の更なる誘客に向け、専門性の高いインフルエンサー等を招聘するファムトリップ（計4回、各 15 名規模）を計画していたが、プロモーションビデオ発信に変更された。 <p>○その他視察費・役務費 当初予算 1,250 千円</p> <p>Weibo（中国圏最大の SNS）によるオンライン旅行博覧会等において、BtoB 向けには上海春秋国際旅行社との共同ブース出展により、また BtoC 向けにはプロモーションビデオ発信により、佐賀県の観光情報を発信することで、佐賀県の認知度向上及び新型コロナウイルス感染症収束後の中国人観光客の誘致促進に寄与できた。</p>				
主な執行区分	県営 委託 補助 その他			
佐賀県総合計画 2019 との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (3) 観光 ①魅力ある観光地域づくり			
事業期間	令和元年度～ ※令和2年度より空港課から観光課へ一部細事項を分割			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算（最終）	—	—	4,500
	決算	—	—	4,471

事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	4,471	—	4,471

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	補助金	観光連盟補助金	4,471
		合計	4,471

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

6. 長崎県連携事業費（地方創生推進交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>2022年の九州新幹線西九州ルート開業を見据え、開業効果を沿線地域のみならず周辺地域にまで波及させるため、佐賀県と長崎県が連携して観光客の誘客を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>○コンテンツ作成</p> <ul style="list-style-type: none"> フリーペーパー作成 14,000部 <p>佐賀県・長崎県にある魅力的な地域資源（ヒト、モノ、食、風景、暮らし）に焦点を当て、地域住民では気付かないような魅力を文字や写真などで表現した記事を作成し、フリーペーパー「SとN」として配布。平成28年度は松浦鉄道沿線の市町、平成29年度は有明海沿岸の市町、平成30年度は長崎街道の一部市町、令和元年度は佐賀市・長崎市、令和2年度は海岸線でつながる佐賀県・長崎県を意識し、長崎県西海市と佐賀県唐津市を取り上げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子版データ作成 <p>WEB掲載用として電子データを作成し、佐賀県の観光情報ポータルサイト「あそぼーさが」内で全ページを公開している。</p> <p>○情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> イベント <p>上記で作成したフリーペーパーの制作陣をゲストとして招聘し、関西地区の女性をメインターゲットとしたトークイベント等を開催する予定であったが、コロナウイルス感染拡大に伴いイベントは中止され、下記の公式SNSとは別に、「SとN」第5号完成PRに焦点を当てたweb及びInstagram広告を出稿する事業内容に変更された。</p> <ul style="list-style-type: none"> SNSを活用した情報発信 <p>取材状況やイベント情報等を各種SNSなどで発信（「SとN」公式のInstagram、Facebook、Twitterの運営管理）。</p> <p>○佐賀・長崎観光振興推進協議会</p> <p>本事業は、佐賀県、長崎県、一般社団法人佐賀県観光連盟及び一般社団法人長崎県観光連盟をもって構成される佐賀・長崎観光振興推進協議会を通じて実施されている。当該協議会の令和2年度収支決算書は、収入14,000千円（佐賀県負担金7,000千円、長崎県負担金7,000千円）、支出14,000千円（事業費13,896千円（コンテンツ作成等13,609千円等）、管理費104千円）となっている。</p>					
主な執行区分	<table border="1"> <tr> <td>県営</td> <td>委託</td> <td>補助</td> <td>その他</td> </tr> </table>	県営	委託	補助	その他
県営	委託	補助	その他		
佐賀県総合計画2019との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (3) 観光 ①魅力ある観光地域づくり				
事業期間	平成28年度～令和4年度				
事業費推移	(単位：千円)				

	平成30年度		令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	7,130	7,000	7,000
	決算	7,130	7,000	7,000
事業費の財源	（単位：千円）			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	3,500	3,500	—	7,000
事業費の内訳	（単位：千円）			
	費目	主な内容		決算額
	負担金	佐賀・長崎観光振興推進協議会 負担金		7,000
	合計			7,000

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

7. 観光振興事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容	
<p><事業目的></p> <p>観光振興に係る各種調査・集計・分析業務、関連協議会負担金、出張旅費等の運営経費等。</p> <p><事業内容></p> <p>事業費の内訳は、観光一般経常経費、日本観光協会事業事務費、観光情報収集費、旅行業法関係事務費、観光庁等調整費、観光政策推進費、関西対策事業推進費、首都圏対策事業推進費、関連協議会負担金である。この内、主な委託契約、負担金は下記の通りである。</p> <p>○委託費 実績 8,976 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県観光入込統計に係る観光地点パラメータ調査・集計及びリピート意向率の調査・集計・分析業務 実績 5,797 千円 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国土交通省観光庁が策定した「観光入込客統計に関する共通基準」に基づき、四半期ごとに1回のパラメータ調査を行い、データを集計する。 ▶ リピート意向率等の調査を行い、データを集計する。調査結果をテキストマイニングし、出現の頻度、相関関係及び出現傾向などを解析する。 ▶ 令和2年度は、県内 11 箇所の観光地点で調査実施。 ・観光入込客統計調査業務及び宿泊旅行統計調査業務 実績 803 千円 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 観光地点名簿照会（県内 20 市町）、観光入込客照会（県内 20 市町）、観光入込客統計作表。 ▶ 観光庁「宿泊旅行統計調査」に係る県内宿泊施設の名簿整備。 ・観光動態調査業務 実績 550 千円 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町別の月別宿泊客数を推計。 ▶ 観光庁宿泊旅行統計調査データ（エリア別、施設ごと）と推計ツールを使用。 ・その他 実績 1,826 千円 <p>○負担金 実績 678 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本忍者協議会負担金 実績 500 千円 忍者コンテンツ造成や忍者文化の情報発信を協議会を通じて行うことにより、忍者文化の振興及びインバウンド誘致を促進。 ・その他 実績 178 千円 	
主な執行区分	県営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>
佐賀県総合計画 2019 との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (3) 観光 ①魅力ある観光地域づくり
事業期間	平成3年度～
事業費推移	(単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	34,026	28,807	17,901
	決算	32,590	26,481	13,945
事業費の財源	（単位：千円）			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	13,945	—	13,945
事業費の内訳	（単位：千円）			
	費目	主な内容		決算額
	委託費	上記事業内容を参照		8,976
	負担金	上記事業内容を参照		678
	旅費	職員出張旅費		3,216
	役務費			517
	需用費			281
	使用料及び 賃借料			128
	その他			149
		合計		13,945

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

8. アート県庁事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>夜間の人の流れにつながる観光スポットを創出し、観光客に長く滞在してもらうことで、消費額を増大させることを目的に、プロジェクションマッピング等を行い、夜のにぎわいづくりに取り組む。本県観光の弱点である夜の時間の楽しみの充実を図り、「夜の街歩き」を促すモデル事業を実施しようとするものである。</p> <p><事業内容></p> <p>○県庁展望ホールのプロジェクションマッピング 実績 45,000 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料ゾーン：プロジェクションマッピングの実施（アート県庁プロジェクト実行委員会負担金 45,000 千円） <p>○庁外ライトアップ 実績 704 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧館前ライトアップ <p>○アート県庁プロジェクト実行委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度までは、県単独で事業を実施していたが、令和元年度に民間企業（県内テレビ局、県内新聞社）と県で「アート県庁プロジェクト実行委員会」を設立。展望ホールを活用した実証事業として、実行委員会の形式で事業運営を行っており、実証事業の 2 年目となる令和 2 年度は、自走化に向けて県の負担金を一部減額することとした。 ・当該実行委員会の令和 2 年度収支精算書は、収入計 57,279 千円（負担金収入 47,000 千円（うち、佐賀県負担金 45,000 千円）、入場料等売上 6,087 千円、雑収入 15 千円、前期繰越金 4,177 千円）、支出計 57,279 千円（コンテンツ制作費 22,600 千円、広告費 17,900 千円、運営費 11,613 千円、事務局費 2,000 千円、その他 3,164 千円）となっている。 					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが			
		(3) 観光 ①魅力ある観光地域づくり			
事業期間		平成 28 年度～令和 2 年度			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		予算（最終）	50,000	50,000	45,800
		決算	49,997	49,981	45,705
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県（一般財源）	その他	合計
		—	45,705	—	45,705
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容		決算額
		負担金	アート県庁プロジェクト実行委員会負担金		45,000

	需用費	旧館ライト交換	592
	委託費	作品撤去作業費等	112
	合計		45,705

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 【有効性、効率性、経済性】 広告費について（意見）

＜現状＞

アート県庁プロジェクト実行委員会の令和2年度収支精算書では、広告費率（広告費 17,900 千円÷単年度収入（前期繰越金を除く） 53,102 千円）が、33.7%と極めて高い水準となっており、広報により誘客を強化する方針となっている。

本事業のホームページ（令和3年10月現在）には、「佐賀の夜間の魅力的な観光スポットを創出するために、2016年より佐賀市内で最も高い場所に位置する佐賀県庁展望ホールを舞台にはじまったアートプロジェクト。県民をはじめ観光客に対しても開かれた県庁を目指し、佐賀県庁を起点に夜の佐賀の魅力創生とにぎわいづくりを創出している。累計来場者数は過去6年で約18万人。」と記載されており、本事業の広告ターゲットは、県内外と考えられる。

＜意見＞

現状の広告は、主に県内新聞社及び県内テレビ局を活用した県民向け広報となっているが、今後は、県内向け広告、県外向け広告のそれぞれの必要性、効果を再検討する必要があると考える。

本事業は、平成28年（2016年）から6年間継続して実施されており、また、一定の来場者数を達成している状況からしても、県民の中では高い認知度があると考えられる。そのため、県内向け広告の必要性、費用対効果は、イベント開始以降、年々低下しているものと考えられ、本来は予算枠通減等の検討が必要と考える。

一方、県外に対しては、他の県外観光客誘客促進事業と併せて観光客の増加を図るために、毎年新たな施策を試みながら認知度を高めるべく、県外向け広告費を一定割合まで高めていくことの検討が必要と考える。

なお、令和3年10月から開催されている次年度事業は、佐賀県庁展望室に加えて、佐賀城公園なども含めたお堀内のエリア一帯を「光の庭」と見立てたコンセプトに変更され、事業内容が拡大している。佐賀城の石垣や本丸御殿などにもプロジェクションマッピングを投影する仕掛けとなっており、更なる誘客が期待出来そうである。県内での認知度向上に応じて広告費率を徐々に引下げることが、一定の予算内でイベントの内容自体を充実できる方法の一つでもあり、その様な効果を期待したい。

9. サイクルツーリズム推進事業費（特定政策推進費）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>県内外にサークルツーリズムの魅力を発信し、「自転車で佐賀県を楽しむ」きっかけをつくり、自家用車からの転換を促すことで「歩くライフスタイル」を推進する。また、受入環境の整備を一体的に行うことにより、県内外のサイクリスト等の誘客を促し、新たな交流の創出、地域の活性化を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>○情報発信 実績 1,200 千円</p> <p>自転車で佐賀県を楽しむきっかけを創出するため、増加するインバウンドニーズ（外国人）や女性等による自転車旅行記事や動画を発信する。</p> <p>○サイクルラック整備 実績 629 千円</p> <p>各観光施設や飲食店等にサイクルラックを設置し、サイクリストを受け入れる環境を整備する。</p> <p>○九州各県連携負担金 実績 500 千円</p> <p>九州各県と連携してサイクルツーリズムに取り組むための負担金（情報発信や商品造成等に要する経費）。</p> <p>○その他 実績 270 千円</p> <p>事業推進に要する需用費、旅費等。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (3) 観光 ①魅力ある観光地域づくり			
事業期間	令和2年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	—	—	3,050
	決算	—	—	2,600
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	2,600	—	2,600
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	補助金	観光連盟補助金（web 活用 PR 事業費）		1,200
	委託費	サイクルラック作成・設置業務		629
	負担金	九州・山口サイクルツーリズム推進協議会		500
	物件費	職員旅費		230
その他	知事サイクル体験調整他		40	

	合計	2,600
--	----	-------

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

10. 佐賀県観光コンシェルジュ事業費補助（特定政策推進費）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>佐賀県の観光等の玄関口（佐賀駅）において、県全域の観光案内、観光客等のニーズに応じた提案（ワンストップサービス）等を行うことで、おもてなしの向上を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>○現状・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内各観光案内所のおもてなし環境は不足しており、また、観光案内所ごとのサービスは不均一である。 ・観光案内所は観光客からの相談窓口というマーケティングデータ等の拠点であるが、地域の担い手等へのデータの還元ができていない。 ・SAGA サンライズパーク整備や佐賀駅前整備といった交流拠点が整備される転換期に、観光客等の満足度向上のため、今までにない観光案内等の機能整備を早急に進める必要がある。 <p>○観光コンシェルジュ事業費補助金 実績 5,702 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光・県産品情報発信拠点「SAGAMADO」（複合型商業施設「コムボックス佐賀駅前」内）に県全域の観光案内等に係るコンシェルジュ人材を配置するための支援（案内所を運営する佐賀市への補助）。 ・コンシェルジュ配置により、（1）国内及び海外観光客等の相談対応、ニーズに応じた旅行の提案等、（2）観光客等のマーケティングデータの収集、分析等によるPDCAサイクルの確立、（3）マーケティングデータ等の地域事業者及び県内各観光案内所への共有、などを実行する。 ・常時2名配置（常勤管理者1名、常勤スタッフ2名の3名シフト、佐賀市観光協会職員として雇用）するための経費の1/2を補助。 				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (3) 観光 ①魅力ある観光地域づくり			
事業期間	令和2年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	—	—	6,000
	決算	—	—	5,702
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	5,702	—	5,702
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	補助金	佐賀市への補助金		5,702

	合計	5,702
--	----	-------

（2） 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

（3） 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 【有効性、効率性】マーケティングデータ分析結果の有効活用について（意見）

<現状>

本事業は、観光・県産品情報発信拠点「SAGA MADO」に県全域の観光案内等に係るコンシェルジュ人材を配置し、（1）国内及び海外観光客等の相談対応、ニーズに応じた旅行の提案等、（2）観光客等のマーケティングデータの収集、分析等による PDCA サイクルの確立、（3）マーケティングデータ等の地域事業者及び県内各観光案内所への共有、などを実行する事業である。

<意見>

令和2年度では、SAGAMADO 日誌（お客様からの質問・回答リスト）が作成され地域事業者等に提出されていたが、窓口で観光客から直に得られた各分野のニーズ（観光地、交通、食事、買い物等）の分析結果を踏まえた県内各所への報告、改善提案などはなされていなかった。令和2年度は事業初年度であり、また、コロナ禍でもあったために事業遂行が難しい状況ではあったが、今後は、事業内容に掲げる PDCA サイクルの確立に向けた本格的な稼働を期待したい。

② 【有効性、効率性、経済性】県内観光案内所等の統括的運営について（意見）

<現状>

佐賀空港には観光案内所は設置されていなかったが、佐賀空港ビルの拡張・改修に併せて観光案内所が新設され、令和3年度より佐賀県観光連盟が運営を開始する予定となっている（常駐スタッフ2名の予定）。また、佐賀県観光連盟は、外部事業者に委託する形式で、インバウンド観光客向けの多言語コールセンターも既に運営している。

<意見>

佐賀駅前「SAGAMADO」、佐賀空港観光案内所、多言語コールセンターは、運営主体が佐賀県と佐賀市で異なるが、これらは、県内観光案内のベース拠点として重要であり、また、県が観光事業の課題として掲げる「分野や地域を超えて相互に連携し、オール佐賀で取組むことが必要」という観点からも、県と市の垣根を超えた統括的運営が期待される。具体的には、本事業の課題としても認識されている観光案内所ごとのサービス不均一を改善し、各地の観光地域づくり体制の中で企画・開発された旅行商品、周遊ルート等を各案内所で積極的に提案できる様な体制確立が必要と考える。また、本事業内容であるマーケティングデータ等の地域事業者への共有についても、3拠点間の協議によりデータの収集・分析・還元の方法について統一的

に改善を図ることにより、各地域事業者にとってより有効な情報を提供することが可能になると考える。

国は、ポストコロナの時代においても、インバウンドについて2030年に6,000万人とする従前からの目標の達成に向けて取り組むとしている。佐賀県も多額の事業費を掛けて海外観光客誘客事業に注力しているが、近年では中国・台湾等を中心に団体ではない個人観光客が増加傾向にあり、個人観光客対策事業費（レンタカー補助等）が増加している。ガイドがいない個人観光客の誘客促進のためには、多言語化した観光案内所の重要性がより高まるものと考えられ、その様な観点からも統括的かつ効果的な運営がなされることが期待される。

1 1. 観光連盟補助（新型コロナウイルス感染症観光需要緊急対策事業）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>日韓関係の悪化、豪雨災害に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光業も深刻な影響を受け、県内の旅館やホテルの事業継続が不透明となっていた。本県としては、観光業が地域経済の重要な基盤であることに鑑み、県内宿泊事業者、貸切バス事業者及びタクシー事業者の事業継続及び反転攻勢を図るための支援を行う。</p> <p><事業内容></p> <p>【地域支援事業】</p> <p>地域支援事業に対する補助金実績合計は 210,341 千円であり、本事業に 178,032 千円、国内・海外観光客誘客促進事業に 32,309 千円が計上されている。</p> <p>○佐賀型宿泊施設支援金 実績 120,992 千円（国内・海外観光客誘客促進事業に計上されている分を含む。以下同様。）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行による観光需要の減少により、経営に大きな影響が出ている県内の宿泊施設に対して、1施設当たり 50 万円の支援金を交付（236 件）。</p> <p>○佐賀型貸切バス・タクシー支援金 実績 56,513 千円</p> <p>経営に大きな影響が出ている県内の貸切バス事業者及びタクシー事業者に対して、貸切バス 1 台当たり 10 万円、タクシー事業者の 1 営業所当たり 20 万円の支援金を交付。交付件数は、貸切バス 323 台（28 事業者）、タクシー 117 営業所（95 事業者）。</p> <p>○観光施設支援金 実績 3,268 千円</p> <p>県旅館組合、市町観光協会等に参加している観光施設の内、入場料収入が 50%以上減少している 12 施設に対して、1施設当たり 20 万円の支援金を交付。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症緊急安全対策支援 実績 28,944 千円</p> <p>宿泊施設、貸切バス・タクシー事業者、観光施設に対し、マスク、消毒液、体温測定器等新型コロナウイルス感染症防止対策物品の購入費を 1 施設当たり 10 万円まで助成。助成施設は、宿泊施設 207 件、貸切バス・タクシー事業者 63 件、観光施設 6 件。</p> <p>当事業により、宿泊事業者 236 施設、貸切バス会社 28 事業者、タクシー会社 95 事業者等へ支援金を交付し、県内の観光関連事業者の事業継続へ寄与した。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	
佐賀県総合計画 2019 との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (3) 観光 ①魅力ある観光地域づくり			
事業期間	令和 2 年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算（最終）	—	—	179,000
決算	—	—	178,032	
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計

	178,032	—	—	178,032
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	補助金	観光連盟補助金		178,032
		合計		178,032

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① **【合規性、透明性】観光連盟における随意契約手続きについて（意見）**

<現状>

新型コロナウイルス感染症緊急安全対策支援事業では、宿泊施設、貸切バス・タクシー事業者、観光施設に対して、感染防止対策物品（マスク、消毒液、体温測定器等）の購入費助成（1施設当たり10万円まで、助成金実績総額26,951千円）がなされた。

本事業の実行は、観光連盟から旅行代理業者に委託され、受託業者は、感染防止対策物品の調達、助成金申請者への物品納品、代金授受（10万円以内は観光連盟から受領、10万円超過部分は申請者から受領）などの業務を行ったが、結果的に、異物混入や商品不良により納入物品へのクレームが生じ、多数の商品交換事例が発生していた。

<意見>

観光連盟は一者随意契約により旅行代理業者に業務を委託していたが、委託先や、委託先が物品を調達するメーカー又は商社の選定理由書は、作成されていなかった。

委託先については、宿泊施設、貸切バス・タクシー事業者、観光施設との取引実績があり、業界にも精通している旅行代理業者が選定されたことは理解できるとしても、感染防止対策物品のメーカー又は商社の選定については、審査手続きが必要であったと考える。コロナ禍で緊急性を要し、また、製品市場では需給が逼迫し信頼できるメーカー等への発注が難しい状況であったかもしれないが、候補先の類似商品供給実績等を審査する手続きが必要であったと考える。

観光連盟が実施する佐賀県補助事業に関しては、随意契約理由書が作成されている事業もあるが、本事業の様に未作成の事業もあった。県は、観光連盟に対して、随意契約理由書の作成を必須とする様に求めて、確実な事業遂行を図るべきと考える。

② **【合規性、透明性】業務委託契約書の仕様書内容相違について（意見）**

<現状>

佐賀型貸切バス・タクシー支援金給付業務は、一般社団法人佐賀バス・タクシー協会の会員に対する給付業務は同協会に委託し、同協会の非会員に対する給付業務は旅行代理業者に委託

されていたが、契約書の仕様書内容が逆になっていた。県と同協会との委託契約書では非会員向け給付業務の仕様書が使用され、県と旅行代理業者との委託契約書では会員向け給付業務の仕様書が使用されていた。

<意見>

業務委託期間は既に終了しているが、契約書効力は時効期限まで継続するものであり、契約相手と協議の上、仕様書差換え等の処置が必要と考える。

1.2. 観光需要緊急対策事業費（観光連盟補助）（新型コロナ対策）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容
<p><事業目的></p> <p>豪雨災害、日韓関係の悪化に加え、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大により、県内の観光業が深刻な影響を受けているため、新たな観光スタイルを構築するための支援や、近隣からの誘客強化等を行い、県内観光需要の速やかな回復を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>【1. 魅力再発見キャンペーン事業】 実績 397,795 千円</p> <p>魅力再発見キャンペーン事業に対する補助金実績合計は 467,754 千円（翌期繰越 111,500 千円を除く）であり、本事業に 397,795 千円、国内・海外観光客誘客促進事業に 69,959 千円が計上されている。</p> <p>○佐賀支え愛宿泊キャンペーン第1弾 実績 100,215 千円（国内・海外観光客誘客促進事業に計上されている分は含まない。以下同様。）</p> <p>令和2年7月1日から令和2年12月31日までの間、県民及び九州域内居住者を対象に、県内宿泊施設に宿泊した場合に1人1泊当たり最大5千円の割引事業を実施した。当該事業は、大手オンライン旅行会社、大手店舗型旅行会社による宿泊予約を対象とし、約40,000人泊を誘客した。</p> <p>○佐賀支え愛宿泊キャンペーン第2弾 実績 85,109 千円（翌期繰越 111,500 千円除く）</p> <p>令和2年10月22日から令和2年12月31日までの間、第1弾と同様の内容にて事業を実施し、約42,000人泊を誘客した。なお、感染再拡大による販売一時停止に伴い、キャンペーン期間を令和3年3月31日まで延長し、事業完了は令和3年6月末までとなっている。</p> <p>○佐賀新観光スタイル（オール佐賀県内周遊キャンペーン）事業 実績 15,640 千円</p> <p>令和2年7月1日から令和2年12月25日までの間、県内の中小旅行会社（37営業所）による佐賀県民を対象とした宿泊や日帰りなど旅行商品の造成に対し支援を行った。旅行商品を宿泊者が1,067人、日帰り旅行者が1,515人利用した。</p> <p>○佐賀支え愛平日宿泊キャンペーン 実績 31,605 千円</p> <p>令和2年8月6日から10月5日の平日に、佐賀県内各旅館組合、各市町観光協会等の会員宿泊施設に宿泊した佐賀県及び九州内在住者を対象に、平均4千円相当の県産品を送り、観光需要の低い平日宿泊の促進を図った。当該事業は、旅行者自身が専用はがきにより事務局へ応募する方式を採用し、約6,500人に県産品を送った。</p> <p>○はがきであてよう！！佐賀支え愛宿泊キャンペーン 実績 23,043 千円</p> <p>令和2年11月9日から12月31日までの間、九州各県（沖縄県を除く。）在住の応募者（応募総数は9,129通）を対象に、抽選により県内対象宿泊施設で利用可能な宿泊クーポン券を5,000枚プレゼントし、宿泊促進を図った。</p> <p>○OPEN-AIR 佐賀割引キャンペーン 実績 16,385 千円</p> <p>令和2年10月22日から令和3年2月28日までの間、新型コロナウイルス感染症の流行下において県が提唱する新しい観光スタイル「OPEN-AIR 佐賀」の取組状況に応じて、屋外アクティビティ・屋外型観光施設の利用料を最大2,000円割引する事業を実施</p>

した。また、施設利用を組込んだツアー商品に対して助成等を行った。計 6,910 人がキャンペーンを利用し、「OPEN-AIR 佐賀」の取組普及と県内観光事業者の経営支援につながった。

○地域周遊ツアー商品造成支援助成金 実績 23,277 千円

令和2年10月22日から令和3年2月28日までの間、県内の観光協会等が、地域の観光施設等と連携して、県内各エリアでの観光客の滞在時間拡大や地域の魅力向上に資するため、宿泊施設が立地しているエリアを起点に実施した周遊ツアーに対し支援を行った。株式会社有田まちづくり公社、肥前路南西部広城観光協議会、唐津観光協会、佐賀県シュガーロード観光誘客チーム、武雄市観光協会が周遊ツアー造成に参画した。

○地域周遊ツアー造成支援助成金（夜間コンテンツの造成） 実績 15,611 千円

県内の観光協会等が、地域の観光施設、祭り等の地域資源と連携して、宿泊地での滞在時間拡大や地域の魅力向上に資する夜間コンテンツを創出する取組を支援した。佐賀市観光協会、嬉野温泉観光協会が周遊ツアー造成に参画した。

○佐賀県地域周遊ツアー商品造成支援事業（誘客促進ツール作成） 実績 14,990 千円

観光パンフレット「さがじまん」を10,000冊作成し、県内宿泊施設・観光関連施設等に設置するとともに、連盟ホームページにデジタルパンフレットとして掲載した。合わせて、観光マーケティングセミナーを2月18日にオフライン、オンラインで実施し、同セミナーには県内30施設が参加した。

○国内旅行会社とのタイアップ 実績 73,000 千円

9月以降、旅行需要が徐々に回復していた中、国内旅行会社とのタイアップによる誘客を積極的に実施した。団体旅行協賛金「スパイラルUP200」（協賛金50万円から500万円まで）を20社28事業所が活用し、宿泊で約6,800人、日帰りで約14,000人の誘客につながった。また、令和2年6月5日から令和3年1月25日までの間、福利厚生倶楽部「リロクラブ」（会員数約100万人）とタイアップし、クラブ会員に佐賀県宿泊プラン商品の販売を行った。1,000人泊の誘客につながった。

【2. 新スタイル開発事業】 実績 32,014 千円

○イベント新観光スタイル開発事業 実績 6,864 千円

新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した新しい生活様式に合った「新しいスタイルのイベント」を企画検討する県内事業者又は観光協会等の団体に対し、アドバイザーの派遣や事業費の補助を行い、With コロナにおけるイベントの実施促進を図った。秋の酒蔵まつり（鹿島市）、秋の陶磁器まつり With コロナ観光ガイドツアー（有田観光協会）、うれしのあったかまつり、駅前スゴロク in 春まつり（有田町）が開催された。

○SAGA TRIP PACK の開発、販売支援 実績 25,000 千円

「旅を自宅に」をキャッチコピーに、選べる県産品と県産品にゆかりのある方のウェビナー（WEB上のセミナー）をパッケージにした自宅にいても佐賀を体感できる新しい観光スタイルの商品「SAGA TRIP PACK」を開発し、大手デパート店頭やWEBでの販売を通して、新しい観光スタイルの提案と本県のPRを行った。「佐賀海苔おむすび」（佐賀海苔と佐賀産米）セット、嬉野茶と小城羊糞3種の味比べセット、有田焼の技術を体感する「JICON」菊皿2枚組などをパッケージとして開発した。

【3. 情報発信事業】 実績 29,191 千円

○情報発信事業 実績 29,191 千円 「佐賀支え愛宿泊キャンペーン」、「OPEN-AIRSAGA」等の観光振興取組や県内観光素材発信により、誘客に努めた。				
主な執行区分	県営	委託	補助	
佐賀県総合計画 2019 と の関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (3) 観光 ①魅力ある観光地域づくり			
事業期間	令和2年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	—	—	577,200
決算	—	—	459,000	
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	459,000	—	—	459,000
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	補助金	観光連盟補助金		459,000
		合計		459,000

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① **【有効性、効率性、経済性】地域周遊ツアー商品造成支援事業の審査手続き及び実行管理について（意見）**

<現状>

県内の観光協会等が、地域の観光施設等と連携して、県内各エリアでの観光客の滞在時間拡大や地域の魅力向上に資するために、宿泊施設が立地しているエリアを起点に実施した周遊ツアーに対して助成金が支給された。観光協会等の各団体が実施した地域周遊ツアー（昼間及び夜間）の送客数及び助成金は、下表の通りである。

区分	団体	催行期間	送客数(人)		助成金(千円)	
			当初目標	実績	当初予算	実績
昼間	A	R2. 11. 1 ~ R3. 1. 31	250	158	2, 325	2, 325
〃	B	R2. 11. 20 ~ R3. 1. 31	400	8	3, 074	374
〃	C	R2. 12. 1 ~ R3. 1. 31	1, 200	9	3, 000	542
〃	D	R2. 12. 5 ~ R3. 2. 25	540	311	9, 751	5, 690
〃	E	計画17日間、実績6日間	700	53	10, 000	10, 000
〃	F	R3. 2. 5 ~ R3. 2. 26	110	9	4, 345	4, 345
夜間	G	R3. 1. 8 ~ R3. 2. 23	300	82	9, 993	9, 993
〃	H	R3. 1. 30 ~ R3. 2. 14	5, 000	15, 000	10, 000	5, 618

送客数は、目標に対して実績が大幅な未達となっているケースが多い。これは、新型コロナウイルス感染症の第3波発生、それに伴うGoToキャンペーン一時中止（令和2年12月28日より）等の影響によるものと考えられる。

<意見>

助成金については、B及びCは、送客数の未達状況に応じて当初予算から大幅に減額されている。一方、E、F及びGは、送客数の大幅未達にも関わらず、当初予算額がそのまま支給されている。このうちEは、エリアの観光スポットを循環するバスの運行委託費が事業費の約8割を占めており、バス運行日は、当初計画17日間（週末に運行）に対して実績6日間（感染再拡大で中止日発生）と減少し、送客目標達成率も7.6%の状況下であったが、助成金は当初予算の通り支給された。また、Gは、同達成率27.3%であるが、事業費の大部分は映像コンテンツ制作費等の初期投資費であったために、当初予算通り助成金が支給された。

コロナ禍における地域観光事業者支援の必要性は十分に承知している。また、当該助成金は市町観光協会が主体となった着地型商品の造成を主な目的としており、当該年度内での送客実績を主たる事業成果指標とするものではない。しかし、感染再拡大のリスクも十分に想定された中で、多額の固定費（送客実績に関わらず要するコスト）が発生する様な事業の承認は、県及び観光連盟（以下、「県等」という。）として、平時よりも慎重な検討が必要である。また、Eの循環バスについては、密回避という観点からしても、事前予約制にして予約状況に応じてバスを稼働させ、運行経費を低減させる様な企画内容に変更する様に、事業申請段階で団体に対して求めることも可能であったと考える。更に言えば、団体Eとバス運行会社との業務委託契約書には、業務の変更、一時中止等があったときは、委託料の変更を求めることができる旨規定されており、事業開始後においても、バス運行委託料引下げに向けた指導を県等から団体に対して行うことも可能であったと考える。

感染再拡大は結果論とも言えるが、一方で、他の主要国と比べてワクチン接種が大きく遅れていた当時の日本国内では、再拡大も十分に想定された事態であったとも言える。不確定要素が多い状況下では、多額の固定費支出を伴う事業については、厳格な審査手続きが必要と考える。また、Eに対する事業中止期間中の委託料引下げに向けた指導など、県等による事業の実行管理が適切に行われる様に改善が必要と考える。

先行きが不透明な外部環境において、今回の事例を今後活かして事業を実施されることを期待する。

② 【合規性、透明性】佐賀支え愛宿泊キャンペーン事業等の補助金申請に対する審査手続きについて

<現状>

佐賀県が実施する佐賀支え愛宿泊キャンペーン事業（県内宿泊施設に宿泊した場合に1人1泊当たり最大5千円の割引）等の補助事業では、旅行者が指定旅行事業者（旅行会社、OTA等）のWEBサイト又は事業所窓口にて予約・決済する方法のみが認められており（旅行者が宿泊施設で決済する方法は不可）、①旅行者は割引後の料金を旅行事業者に支払う、②旅行事業者は正規料金を宿泊施設に支払う、③旅行事業者は宿泊リスト（予約グループ別の予約受付日、グループ代表者住所、宿泊施設名、利用開始日、利用終了日、宿泊者数、延べ宿泊日数のみをエクセル表に記載したもの）を添えて佐賀県観光連盟に補助金交付を申請する、④佐賀県観光連盟は審査のうえ補助金を旅行事業者に交付する（旅行事業者は代理受領）、という手続きになっている。

国のGoToトラベル事業に関する旅行事業者及び宿泊事業者向け取扱要領（WEB公表資料）では、旅行事業者等が国に補助金を交付申請する際に必要となる資料として、「宿泊の事実を確認するために必要な情報として事務局が指定するもの」と記載されているが（具体例は記載なし）、佐賀県観光連盟から旅行事業者への委託事業の契約書及び仕様書では、「宿泊の事実を確認するために必要な情報」は特に求められておらず、上記の宿泊リストに異常がなければ、リストの検証のみで審査手続きが完了することになっている。

なお、国のGoToトラベル事業に関しては、補助金不正受給（宿泊実態なし）の疑念がある事案が、本監査意見の記載日現在（令和3年12月16日）において報道されているが、国が宿泊の事実確認のために求めた情報の有無、旅行事業者の申請手段等の詳細は、現時点の報道内容からは明らかではない。

<意見>

佐賀県の事業では、宿泊リストに異常（長期宿泊の有無など）が認められなければ、リスト検証のみにより審査手続きが完了しているが、本来は、「宿泊の事実を確認するために必要な情報」の提示を旅行事業者に求めるべきと考える。情報としては、例えば、旅行事業者から各宿泊施設への宿泊正規料金の送金情報及び精算書（上記②に関する情報）、宿泊事業者が発行する宿泊証明書、窓口予約の場合には窓口で旅行者が記載した申込書面・本人確認書類、更には、旅行事業者の事業所における宿泊予約システム上の生データとの照合結果などが考えられる。なお、佐賀県の他の補助事業では、補助事業者は、補助対象経費支出に関する外部証憑（請求書、領収書等）の提出が必須となっており、その点からも宿泊キャンペーンのみ外部証憑の提出を求めている状況は、不備があると考えられる。

国の事案の詳細は現時点では明らかではないが、このような事案が発生している以上、佐賀県においても審査手続きを強化する必要があると考える。コロナ禍で苦境に立たされた観光事業者の支援のために、今後数年間は宿泊補助キャンペーン事業が継続される可能性もあり、今後の事業実施に当たって改善が必要と考える。場合によっては、実施済事業についても検証が必要であろう。

1.3. 観光連盟補助（佐賀・長崎 DC 推進事業費）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>令和4年秋（10月～12月）に佐賀県・長崎県の両県でデスティネーションキャンペーン（以下、「DC」という。）を開催することが決定したために、長崎県と連携し、同キャンペーンを実施する協議会の設置や計画案策定等を行う必要がある。</p> <p>九州新幹線西九州ルートの開業を契機として、その効果を本県の全域に及ぼすためには、長崎県と連携し、観光素材の魅力向上、地域づくりに取り組む必要がある。</p> <p>なお、DCとは、JRグループ6社が現地の自治体や旅行会社などと協力し、地域の新たな魅力を発信し誘客する国内最大級の観光キャンペーンである。北海道から九州まで3カ月ごとに対象となる地域が移り、春夏秋冬を通して日本各地で続けられている。</p> <p><事業内容></p> <p>○佐賀・長崎DC協議会設立・計画策定の所要経費 実績 7,393 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県 DC 推進協議会の事務局経費 6,650 千円（うち 4,296 千円は次期繰越） 出向職員活動費、会議開催経費、出向職員人件費、事務費等 ・初年度の佐賀・長崎 DC 実行委員会負担金 650 千円 DC キャッチコピー、デザイン制作、ノベルティ製作等 ・先進地視察経費 93 千円 <p>○観光コンテンツ造成経費 実績 7,015 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DCに向けた着地型旅行商品の造成等 					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 と の関連		5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (3) 観光 ①魅力ある観光地域づくり			
事業期間		令和2年度～令和4年度			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
		予算（最終）	—	—	14,900
		決算	—	—	14,408
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県（一般財源）	その他	合計
		—	14,408	—	14,408
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容		決算額
		補助金	観光連盟補助金		14,408
		合計			14,408

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析

的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

（3） 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

1.4. 観光連盟補助（佐賀空港観光情報発信スペース設置運営事業費）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>佐賀空港には、現在、観光案内所等のスペースはなく、観光客への情報発信及び県内・筑後エリア観光地等へのハブ機能としては不十分である。佐賀空港ターミナルビル拡張に伴い、航空機利用者、航空機以外の利用者に対し、県内、筑後エリア等の観光案内をワンストップで行うことで、質の高いおもてなしを実現し、観光客の満足度を向上させる必要がある。</p> <p><事業内容></p> <p>○佐賀空港観光情報発信スペース運営費補助金 実績 4,950 千円</p> <p>観光客の満足度向上のため、佐賀空港における観光情報発信スペースの設置運営に対し、補助金を交付する。なお、令和2年度は情報発信スペースのデザイン及び設計業務費の補助であり、令和3年度に工事費の補助が予定されている。情報発信スペース稼働後は、観光連盟が常駐スタッフ2名を配置する計画となっている。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 と の関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (3) 観光 ①魅力ある観光地域づくり			
事業期間	令和2年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算(最終)	-	-	4,950
決算	-	-	4,950	
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県(一般財源)	その他	合計
	-	4,950	-	4,950
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	補助金	観光連盟補助金		4,950
		合計		4,950

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

IV. 博物館・美術館

1. 芸術文化普及事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的及び内容></p> <p>多くの県民に幅広く博物館・美術館を利用し、親しんでもらうため、「夏休みこどもミュージアム」や「博物館・美術館セミナー」など、県民を対象とした体験教室や講座、コンサート等を実施するとともに、学校との連携を強化し、郷土の歴史や文化を伝えるためのワークシートを活用した案内、説明を行う。</p> <p>また、文化や文化財に関する県民の理解を深めるため、来館者等頒布用の図録やオリジナルグッズの企画開発、販売を行う。</p> <p><主な契約内容></p> <p>○第43回あらかしコンサート演奏業務委託</p> <p>本業務は、来館者に館内で上質な音楽を気軽に楽しんでもらうことを目的とし、コンサートの構成・進行・演奏を、高い技術を有する専門演奏者に委託している。</p> <p>なお、本業務の予定価格の額は100万円以下であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき、単一随意契約を締結することは適切である。</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連		4 豊かさ好循環の産業			さが（1）雇用・労働
		④ 佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備			
事業期間		平成18年度～令和2年度			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
		予算（最終）	3,068	1,642	2,415
		決算	1,637	1,093	1,005
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県（一般財源）	その他	合計
		—	1,495	920	2,415
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容	決算額	
		報償費	博美セミナー講師謝金等	40	
		費用弁償	こどもミュージアム講師旅費	4	
		職員旅費	打ち合わせ旅費等	7	
		食糧費	コンサート出演者食糧費等	8	
		需用費その他	ワークショップ材料費、ワークシート印刷等	476	
		保険料	こどもミュージアム保険料	13	
		役務費その他	ピアノ調律等	173	
委託料	あらかしコンサート演奏委託等	283			

	合計	1,005
--	----	-------

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

2. 博物館開館 50 周年特別展開催費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容																	
<p><事業目的></p> <p>縄文時代から江戸時代にかけて、二つの海路（有明海と玄界灘）を活かして、世界とつながり、優れた文化を取り入れ、発展させ、世界へ打って出た佐賀の歴史・文化と、その「志」を特別展で広く発信し、維新博効果を継承、展開、県民の郷土への愛着や誇りのさらなる醸成を目指す。</p> <p>そのため、世界とつながってきた佐賀の歴史・文化を、各時代を象徴する資料とともに展示、映像ナビゲーション等で分かり易く紹介し、「さがさいこうフェス」等のイベントや池田学《誕生》とスピノフ作品の公開、維新博メモリアル展示と連携して、県内からの誘客による新たな「交流」の創出を目指す。</p>																	
<p><事業内容></p> <table border="1"> <tr> <td>展覧会名称</td> <td colspan="2">「THIS IS SAGAー2つの海が世界とつなぎ、佐賀をつくったー」</td> </tr> <tr> <td>展示内容</td> <td colspan="2">国宝「肥前国風土記」個人蔵（香川県ミュージアム保管）をはじめとする国宝・重要文化財 14 件を含む 105 件の展示</td> </tr> <tr> <td>会場</td> <td colspan="2">佐賀県立博物館 2・3 号展示室</td> </tr> <tr> <td>観覧料</td> <td colspan="2">一般・・・800 円（割引料金 600 円） 高校生以下、障害者手帳又は指定難病医療受給者証の所持者及びその介護者の方 1 名は無料</td> </tr> <tr> <td>関連イベント</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・2020 佐賀さいこうフェス Vol.5 ブース出展 ・クロストーク「今、博物館に求められているもの」 ・記念講演会「福岡伸一の生命論から佐賀の 1 万年を見る」 ・その他 7 項目のイベント開催。 </td> </tr> </table>			展覧会名称	「THIS IS SAGAー2つの海が世界とつなぎ、佐賀をつくったー」		展示内容	国宝「肥前国風土記」個人蔵（香川県ミュージアム保管）をはじめとする国宝・重要文化財 14 件を含む 105 件の展示		会場	佐賀県立博物館 2・3 号展示室		観覧料	一般・・・800 円（割引料金 600 円） 高校生以下、障害者手帳又は指定難病医療受給者証の所持者及びその介護者の方 1 名は無料		関連イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・2020 佐賀さいこうフェス Vol.5 ブース出展 ・クロストーク「今、博物館に求められているもの」 ・記念講演会「福岡伸一の生命論から佐賀の 1 万年を見る」 ・その他 7 項目のイベント開催。 	
展覧会名称	「THIS IS SAGAー2つの海が世界とつなぎ、佐賀をつくったー」																
展示内容	国宝「肥前国風土記」個人蔵（香川県ミュージアム保管）をはじめとする国宝・重要文化財 14 件を含む 105 件の展示																
会場	佐賀県立博物館 2・3 号展示室																
観覧料	一般・・・800 円（割引料金 600 円） 高校生以下、障害者手帳又は指定難病医療受給者証の所持者及びその介護者の方 1 名は無料																
関連イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・2020 佐賀さいこうフェス Vol.5 ブース出展 ・クロストーク「今、博物館に求められているもの」 ・記念講演会「福岡伸一の生命論から佐賀の 1 万年を見る」 ・その他 7 項目のイベント開催。 																
<p><委託業務の随意契約について></p> <p>委託業務の内容については以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託事業名</th> <th>委託の種類</th> <th>委託金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>博物館 50 周年特別展開催業務</td> <td>単一事業者との随意契約（公募型プロポーザル方式）</td> <td>48,600 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>佐賀県立博物館は令和 2 年 10 月に 50 周年を迎え、この大きな節目の特別展の開催にあたり、展示の企画・制作等に加え、運営や広報まで優れた技術力や発想力を有する事業者を募集する必要があったため、このような理由から、金額による入札ではなく、公募型プロポーザル方式による随意契約としていることについては一定の合理性がある。随意契約の手続きも佐賀県財務規則に準拠して適切に行われている。</p>			委託事業名	委託の種類	委託金額	博物館 50 周年特別展開催業務	単一事業者との随意契約（公募型プロポーザル方式）	48,600 千円									
委託事業名	委託の種類	委託金額															
博物館 50 周年特別展開催業務	単一事業者との随意契約（公募型プロポーザル方式）	48,600 千円															
主な執行区分	県営	<u>委託</u>	補助	その他													
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが（1）雇用・労働 ① 佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備																
事業期間	令和元年度～令和 2 年度																
事業費推移	（単位：千円）																

	平成30年度		令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	—	2,023	49,845
	決算	—	1,632	49,702
事業費の財源	（単位：千円）			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	31,427	18,418	49,845
事業費の内訳	（単位：千円）			
	費目	主な内容		決算額
	報償費	企画立案アドバイザー謝金等		418
	旅費	資料借用に係る旅費等		562
	需用費	展示用品等購入費		24
	役務費	図録等発送費		99
	委託料	特別展開催業務委託		48,600
		合計		49,702

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

V. 九州陶磁文化館

1. 九州陶磁文化館寄贈資料整備諸費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>所蔵者から九州陶磁文化館へ寄贈の申し出があった陶磁器資料のうち、佐賀県の陶芸文化の普及にとって欠かすことのできない重要な陶磁器資料について受納作業を行い、受け入れた資料について保全と活用の利便性を図るために適切に整理・収納する。</p> <p><事業内容></p> <p>1. 寄贈作品の輸送・搬入と受納作業</p> <p>所蔵者から寄贈の申し出があった陶磁器資料を九州陶磁文化館に輸送・搬入し、基礎データを作成した上で受け入れ手続きを行う。</p> <p>2. 寄贈済み作品の整理・収納</p> <p>過去の寄贈作品で箱入れ等が完了していない資料の整理・収納</p> <p>(令和2年度の実施内容)</p> <p>1. 保管用桐箱への箱入れ</p> <p>古陶磁資料 195 件 (450 点) について仕様による桐箱を調達し、それぞれの桐箱の外側には委託者が提供する資料カードを貼付する。四方棧桐箱、落とし蓋桐箱へ安全かつ適切に箱入れする。</p> <p>2. 収蔵庫箱等への収納</p> <p>1. の作業が終了した古陶磁資料について、委託者が指示する九州陶磁文化館内の収蔵庫棚等に安全に収納する。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1) 文化 ①多彩な文化芸術の振興			
事業期間	平成 29 年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算 (最終)	4,152	2,125	2,751
	決算	3,937	2,115	2,640
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計
	—	2,640	—	2,640
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	委託料	寄贈済資料の整理・収納業務委託		2,640
		合計		2,640

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

2. 九州陶磁文化館特別企画展等開催費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>肥前陶磁を中心に九州の陶磁器及び関連する作品をテーマに基づいて企画展示することで、歴史的、美術的、産業的に重要な陶芸作品に接する機会を作り、陶芸文化の普及発展に寄与する。</p> <p><事業内容></p> <p>1. 開館 40 周年記念・寄贈記念 特別企画展 高取家コレクション 当館へ寄贈された旧高取邸のやきものの中から、鍋島や有田など多様な陶磁器を紹介した。 (開催期間) 令和 2 年 5 月 23 日(土)～7 月 12 日(日)</p> <p>2. 開館 40 周年記念・寄贈記念 特別企画展 柴澤コレクション 新潟や山形などの北東日本海側に伝わった江戸時代の肥前陶磁（古伊万里）を長年、探求・蒐集した故 柴澤一仁氏のコレクションが寄贈されたことを記念し、1,000 点を超えるコレクションを一堂に展示・公開した。 (開催期間) 令和 2 年 10 月 3 日(土)～12 月 13 日(日)</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助 其他	
佐賀県総合計画 2019 との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1) 文化 ①多彩な文化芸術の振興			
事業期間	平成 16 年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算（最終）	32,900	39,196	13,238
	決算	32,881	38,838	13,077
※令和 2 年度は、全て寄贈で収蔵後の資料の企画展であったため、例年に比し輸送費（委託料）が少額で済んでいる。				
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	其他	合計
	—	13,077	—	13,077
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容	決算額	
	旅費	調査旅費	2	
	需用費その他	図録印刷、消耗品 他	2,576	
	役務費その他	ポスター発送料 他	800	
委託料	開催業務委託、展示業務委託 他	9,697		

	合計	13,077
--	----	--------

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

3. 九州陶磁文化館普及啓発活動費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>1. 陶芸文化に関する県民の理解を深めるため、九州陶磁文化館で作成する図録等各種資料及びグッズを頒布し、様々な事業を通して普及啓発活動を行う。</p> <p>2. 海外博物館等に所蔵されている肥前陶磁について、当館から学芸員を派遣し、在外の肥前陶磁を調査及び情報提供し、情報発信するとともに海外の研究者及び博物館とのネットワークをし、情報発信の機会を国内外にする。</p> <p><事業内容></p> <p>1. ミュージアムグッズ作成・販売、夏休みイベントの開催</p> <p>2. 現地調査</p> <p>(令和2年度の実施内容)</p> <p>オリジナルグッズ等の作成・販売を行った他、新型コロナウイルス感染拡大下にあっても、海外からの照会に対応し、情報発信することで、ネットワークの構築の継続に努めた。</p> <p>館内で販売しているオリジナルグッズ等は、焼き物関係の商社及びメーカーの組合が合同して設立した「大有田焼振興協同組合」内の「ノベルティ研究会」が、商品開発を行ってきた。平成21年に「大有田焼振興協同組合」が解散したことに伴い、「ノベルティ研究会」は「佐賀県陶磁器工業協同組合」が事務局機能を引き継いでいる。現況は新製品の開発は少ない状況ではあるが、開発してきたオリジナルグッズ等は「佐賀県陶磁器工業協同組合」が製作委託の受注をしている。</p> <p>今回のオリジナルグッズ等について、年間を通した委託契約（単価契約）を一括して随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）している。随意契約とする理由として、九州陶磁文化館のオリジナルグッズ等は、商品開発してきた「ノベルティ研究会」の事務局があり、陶磁器メーカーの組合である「佐賀県陶磁器工業協同組合」に製作委託することが、過去の経緯からも最も円滑に製作委託が実施でき、競争入札に適さないためとしている。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1) 文化 ①多彩な文化芸術の振興			
事業期間	平成24年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	14,219	8,419	2,673
	決算	14,047	8,123	2,524
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	875	1,649	2,524

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	報酬	在外肥前陶磁学術監修	73
	報償費	プロポーザル審査会審査委員謝金	12
	旅費	職員旅費	1
	需用費	消耗品、印刷費	598
	役務費	郵送料等	286
	委託料	グッズ政策委託等	1,554
		合計	2,524

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

4. 九州陶磁文化館施設設備整備費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<事業目的> 九州陶磁文化館の来館者の利便性を図るための施設設備整備				
<事業内容> (1) 設置後40年を経過したエレベーターの更新工事 (2) 九州陶磁文化館の今後の施設設備内容の検討業務委託 (3) 建物側や遊歩道に張り出したクスノキ等の支障木の剪定業務委託 (4) 中庭に設置された避難用回転橋の老朽化のため改修工事				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1) 文化 ①多彩な文化芸術の振興			
事業期間	平成10年度～令和2年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算(最終)	16,521	5,452	50,976
	決算	16,345	5,441	50,817
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県(一般財源)	その他	合計
	—	8,817	42,000	50,817
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	旅費	職員旅費		1
	委託料	監理委託、施設改修検討業務委託、伐採委託 他		9,260
	工事請負費	エレベーター更新工事、回転橋改修工事		41,556
			合計	50,817

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

VI. 名護屋城博物館

1. 芸術文化普及事業費（政策）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容																											
<p><事業目的></p> <p>佐賀県文化振興基金（県政 100 年を記念して、本県の文化の振興を図るため設置された基金）を活用して、募金活動、図録等の販売を行うとともに、芸術文化の普及活動を積極的に展開する。</p>																											
<p><事業内容></p> <p>図録及びオリジナルグッズの制作販売</p> <p>○佐賀県立名護屋城博物館のエントランススペースと肥前名護屋城歴史ツーリズム協議会（佐賀県唐津市所管）への販売委託にて販売する。販売した収入については佐賀県文化振興基金へ繰入する。</p> <p>○図録は名護屋城博物館のホームページにも掲載し、通信販売も行っている。全国からの購入希望者があり、芸術文化の普及に貢献している。</p> <p>○オリジナルグッズの制作販売については、令和元年度に作成した城郭符や御城印帳の人気の高い。通信販売は行っておらず、城郭符の購入目的の来館者もいる。また、令和2年度には新たにオリジナルトートバッグの制作販売を始めている。レジ袋有料化などの流れもあり、好評である。</p> <p>*城郭符・・・御城印（ごじょういん）ともいい、スタンプに代わる登城証明書のこと。近年、お寺や神社などでいただく御朱印ブームとの相乗効果で人気がある。名護屋城博物館では肥前名護屋城跡遊撃丸から出土した「五七桐文飾瓦」の拓本を朱印としてデザインしたもの。</p> <p>*御城印帳・・・名護屋城博物館では佐賀県重要文化財「肥前名護屋城図屏風」に描かれた天守と、巨大都市「名護屋」と秀吉使用の五七桐紋をデザインした2種類のオリジナル御城印帳がある。</p>																											
<p><売上実績></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売個数（個）</td> <td>4,060</td> <td>5,988</td> <td>4,412</td> </tr> <tr> <td>販売金額（千円）</td> <td>1,362</td> <td>2,134</td> <td>2,337</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和 2 年度の新たな契約内容は以下である。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>内容</td> <td>オリジナルグッズ（トートバッグ）の制作業務</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>165 千円</td> </tr> <tr> <td>契約内容</td> <td>見積合わせによる随意契約</td> </tr> <tr> <td>参加企業</td> <td>2 社入札</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>内容</td> <td>研究紀要の製本業務</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>262 千円</td> </tr> </tbody> </table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	販売個数（個）	4,060	5,988	4,412	販売金額（千円）	1,362	2,134	2,337	内容	オリジナルグッズ（トートバッグ）の制作業務	金額	165 千円	契約内容	見積合わせによる随意契約	参加企業	2 社入札	内容	研究紀要の製本業務	金額	262 千円
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																								
販売個数（個）	4,060	5,988	4,412																								
販売金額（千円）	1,362	2,134	2,337																								
内容	オリジナルグッズ（トートバッグ）の制作業務																										
金額	165 千円																										
契約内容	見積合わせによる随意契約																										
参加企業	2 社入札																										
内容	研究紀要の製本業務																										
金額	262 千円																										

契約内容	見積合わせによる随意契約			
参加企業	3社入札			
<p>契約手続きについて検証したが適切に行われていた。</p> <p>上記以外の契約については研究紀要・図録などの刊行物の増版やグッズの増産などである。契約内容について検証したが適切に行われていた。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助 その他	
佐賀県総合計画 2019 との関連	特に関連なし			
事業期間	平成 30 年度～令和 2 年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算（最終）	2,078	2,400	2,400
	決算	1,536	2,284	2,047
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	—	2,047	2,047
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容	決算額	
	需用費その他	販売用図録・グッズ作成	2,022	
	役務費その他	販売手数料	25	
		合計	2,047	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① **【透明性】図録等在庫管理について（意見）**

<現状>

研究紀要、図録、グッズを販売用と寄贈用に分けて管理している。事業費の支出時にも販売用と寄贈用に分けて支出しており、当該事業は販売用に関する事業である。

寄贈用の在庫が足りない場合は都度必要な数だけ手続きを経て販売用を寄贈用に転用する。つまり、販売用から転換された在庫は、同数だけ寄贈用管理簿に受け入れがあり、同時に払い出しがある。

令和 2 年 4 月に販売用から 20 冊の図録が寄贈用に転用されていたが、寄贈用管理簿で受け

入れがされていたのは12冊であり、8冊の差異があった。

<意見>

各事業は、それぞれの事業目的を達成するために予算が確保され、実行されている。

同じ図録等を販売用と寄贈用に区分し事業を行っている以上、必要以上の転用はすべきではない。

寄贈用在庫が足りずに販売用在庫を転用する場合、その都度、必要数だけを転用する運用をすべきである。

2. 屋外常設展示施設再整備事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容											
<p><事業の目的></p> <p>名護屋城博物館の屋外常設展示として公開・活用している特別史跡「木下延俊陣跡」を再整備し、新たに復元展示や展示解説を追加することで、見学者の満足度を向上させるとともに、見学路の安全性・利便性の向上を図る。また、木下延俊陣跡を周辺の陣跡エリアへの周遊を促す地点にする。</p> <p><事業の内容>・・・令和2年度は、下記(1)から(4)の実施のための設計業務を行う。</p> <p>1. 見学路全体のリニューアル</p> <p>見学路全体を木製から擬木に更新・再構築させることで、耐久性を向上させる。また、より見学しやすい環境を整備するため、円路幅の拡幅、段差の解消、滑り止めを設置する。</p> <p>2. 遺構の復元展示</p> <p>石質系遺構（石垣・石塁）の露出展示を継続するとともに、土質系遺構（雪隠遺構・玉石敷き遺構等）を埋戻し・復元展示することで覆屋等を用いずより本物に近い遺跡を体験できるようにする。</p> <p>3. 説明板の充実</p> <p>新たな説明板を追加し、展示解説の充実を図る。また、デジタルコンテンツを活用し、見学者が当時の陣屋の様子をイメージし、遺跡に親しむきっかけをつくる。</p> <p>4. 映像等によるガイダンス展示の導入及びこれら再整備の実施に伴う設計業務</p> <p>木下延俊陣跡入口部分に、展示内容を簡潔にわかるよう、ガイダンス展示を導入する。</p> <p>「木下延俊陣跡」再整備事業のスケジュール（計画）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木下延俊陣跡再整備事業の実施内容</td> <td>実施設計・工事費積算</td> <td>木下延俊陣跡整備工事の実施</td> <td>木下延俊陣跡整備工事の実施・供用開始</td> <td>供用開始</td> </tr> </tbody> </table> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により工期に遅れがある可能性はあるが、計画としては令和4年度末での供用開始を目指している。</p> <p>○木下延俊陣跡の位置づけ</p> <p>木下延俊陣跡は、名護屋城跡や博物館と隣接していながら、当時の諸大名の陣屋の典型的な様子を体感できる場として重要である。「はじまりの名護屋城。」プロジェクトの中でも諸大名の陣屋見学のスタート地点として位置づけている。名護屋城跡周辺には現在約150の陣跡を確認。名護屋城跡と23の陣跡が特別史跡に指定されている。</p> <p>○「名護屋」の陣跡の特徴</p> <p>「名護屋」は戦場ではなく拠点であり、陣屋は諸大名の生活の場であった。「名護屋」は軍事拠点であると同時に政治・文化の中心地であり、名護屋城周辺に築かれた陣屋には、大名の御殿や社交場である茶室、能舞台などが作られていた。</p>		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	木下延俊陣跡再整備事業の実施内容	実施設計・工事費積算	木下延俊陣跡整備工事の実施	木下延俊陣跡整備工事の実施・供用開始	供用開始
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度							
木下延俊陣跡再整備事業の実施内容	実施設計・工事費積算	木下延俊陣跡整備工事の実施	木下延俊陣跡整備工事の実施・供用開始	供用開始							

主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 と の関連	特に関連なし			
事業期間	令和 2 年度～令和 4 年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算（最終）	—	—	10,861
	決算	—	—	10,835
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	935	9,900	10,835
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	委託料	見学路・復元展示等設計業務委託		10,789
	職員旅費	職員旅費		46
		合計	10,835	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 【効率性】プロポーザル方式について（意見）

<現状>

プロポーザル方式は、技術的に高度なものや専門的な技術を要するものについて受託者側から提案書の提出を受け、受託者の企画力や提案能力をも含めて事業者の能力に主眼を置いて選定を行う方法であり、より民間の発想や高度な能力・技術を活用しようとするものであり、木下延俊陣跡再整備実施設計業務において採用されている。今回、プロポーザルへの参加は一者であり、その事業者が結果として契約している。7 者ほど問い合わせはあったが、佐賀県からのヒアリングでは新型コロナウイルス感染症の影響により県外での営業活動制限や業務遂行に対応できないなどを理由に一者以外の事業者は最終的には辞退している。

<意見>

確かに参加者が一者であっても、そのプロポーザル自体は有効となる。しかしながら、優れた技術力や発想力を有した受託者を比較審査して決定し、実質的な競争性を確保した方が事業の効率性が高まるため望ましい。

平成 21 年に文部科学省から公表された「一者応札・応募の要因分析と改善方策」では①調達予定情報の提供と早期の執行、②競争参加者の積極的な発掘、③十分な公告等期間の確保などが述べられている。今回のケースに当てはめると問い合わせなどがあった 7 者について競争参加者の積極的な発掘という意味では競争参加者になってもらえるような工夫がなかったのか疑問が残る。今後の運営に期待したい。

3. 名護屋城博物館施設設備整備費（政策）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>名護屋城博物館の施設案内表示・サイン等を整理し、また映像機器等を更新・新設することで、デザインの更新・統一を行うとともに、視認性・利便性を向上させ、来館者の満足度向上を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>○デジタルサイネージの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタルサイネージ、デジタルサイネージスタンド、情報更新用 PC の調達 同上機器の情報提示に必要な編集用のソフトウェアのセットアップ 表示情報のデザイン作成 同上機器の据付業務等 博物館職員への操作説明や運用マニュアルの作成 <p>○掲示サイン類の整理・リニューアル</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存サイン類の撤去作業 新規作成するサイン類のデザイン・制作・設置作業 <p>○常設展示映像機器類の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ディスプレイ、サイネージプレイヤー及び周辺機器の調達 動画を再生するスイッチ等の制作 同上機器の据付業務等 博物館職員への操作説明や運用マニュアルの作成 <p>○常設展示放映用映像データの解像度等調整作業</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存映像の解像度等を調整し、より高精細に変換 表示機器のアスペクト比の変更による対応 <p>※アスペクト比については 4 : 3 のブラウン管テレビで放映されている既存映像を、16 : 9 のフル HD ディスプレイで放映できるように対応する</p> <p>令和 2 年度は主なものの契約内容として以下である</p>					
内容	名護屋城博物館提示サイン・映像機器等更新業務委託				
金額	4,840 千円				
契約内容	条件付き一般競争方式				
参加企業	一者入札				
備考	<p>予定価格は 2 者から参考見積を取得した。</p> <p>契約金額に基づく契約の手続きは佐賀県財務規則等に準拠して適切に行われている。</p>				
主な執行区分	<table border="1"> <tr> <td>県営</td> <td>委託</td> <td>補助</td> <td>その他</td> </tr> </table>	県営	委託	補助	その他
県営	委託	補助	その他		
佐賀県総合計画 2019 との関連	特に関連なし				
事業期間	平成 30 年度～令和 2 年度				

事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	—	7,641	4,993
決算	—	6,929	4,843	

事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	4,843	—	4,843

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	職員旅費	業務に伴う職員出張旅費	3
	委託料	館内サイン・映像機器等の更新	4,840
		合計	4,843

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① **【効率性】一般競争入札への参加者確保について（意見）**

<現状>

名護屋城博物館提示サイン・映像機器等更新業務委託において予定価格設計書を作成するにあたり参考見積を利用している。予定価格は、参考見積を2者から取り、低い方を予定価格として設定している。しかし、一般競争入札への参加は1者のみであった。一般競争入札へ不参加となった業者の理由としては業務遂行に対応できないとのことである。

<意見>

今回は、予定価格設定のために参考見積を取得する段階では2者から情報を入手しているが、一者のみが一般競争入札に参加しその者が落札している。一般競争入札のメリットのひとつである競争性が得られていない。競争が行われることで事業の効率が高まる。参考見積は提出したが一般競争入札へ参加しなかった具体的な理由を聴取し、これを踏まえて一般競争入札に2者以上参加するような仕組みの工夫及び努力を期待したい。

VII. 佐賀城本丸歴史館

1. 佐賀城本丸歴史館教育普及活動費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容																																					
<p><事業目的></p> <p>21世紀の佐賀の人材づくりや生涯学習・郷土学習といった視点にたち、佐賀城本丸歴史館のもつ資源を活かした各種事業の計画・実施など積極的に教育普及事業を行うことで、県民が佐賀の歴史や先人に誇りをもつことができ、また、佐賀城本丸歴史館に親しみを持ち気軽に来館してもらうことを目指す。</p> <p><事業内容></p> <p>1. 歴史館ゼミナールの実施（一部抜粋）</p> <table border="1"> <tr> <td>講座名</td> <td>古賀穀堂の人物と思想</td> </tr> <tr> <td>日時</td> <td>令和2年9月12日（土）13時30分～15時00分</td> </tr> <tr> <td>講師</td> <td>伊香賀隆氏（佐賀県立図書館 郷土資料課近世資料編さん担当）</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>幕末佐賀藩の名君鍋島直正の原点を探ることをテーマに鍋島直正に大きな影響を与えた古賀穀堂の人物と思想について</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>講座名</td> <td>青年藩主鍋島直正～天保期の佐賀藩</td> </tr> <tr> <td>日時</td> <td>令和2年11月14日（土）13時30分～15時00分</td> </tr> <tr> <td>講師</td> <td>伊藤昭弘先生（佐賀大学地域学歴史文化研究センター教授）</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>幕末佐賀藩の名君鍋島直正。その若き日の焦点を絞り、同時代の史料をたよりに青年藩主としての実像を描き出す。 後世の伝記による虚飾を排し鍋島直正のイメージを一新する最新の研究結果。</td> </tr> </table> <p>2. 館主催の季節のイベント、民間主催の県民参加イベントの実施</p> <table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>御玄関前風鈴展示</td> </tr> <tr> <td>日時</td> <td>令和2年8月1日（土）～8月31日（月）</td> </tr> <tr> <td>具体的内容</td> <td>御玄関前風鈴展示をすることで来館者の方に夏を感じてもらい、佐賀県を代表する伊万里焼・有田焼をアピールする。</td> </tr> <tr> <td>契約方法</td> <td>見積合わせによる随意契約（3社参加）</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>令和2年度お正月イベント</td> </tr> <tr> <td>日時</td> <td>令和3年1月1日（金）～1月3日（日）</td> </tr> <tr> <td>具体的内容</td> <td>大筆書き／書初め体験／昔あそびコーナー（けん玉、かるた、投扇興等）／凧づくり体験／ミニペーパーしめ飾りづくりワークショップ／赤ちゃん手形・足形でつくるプラ板キーホルダー</td> </tr> <tr> <td>契約方法</td> <td>見積合わせによる随意契約（3社参加）</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>令和2年度ひなまつりイベント（佐賀城本丸ひなまつり）</td> </tr> <tr> <td>日時</td> <td>令和3年2月20日（土）～3月7日（日）</td> </tr> </table>		講座名	古賀穀堂の人物と思想	日時	令和2年9月12日（土）13時30分～15時00分	講師	伊香賀隆氏（佐賀県立図書館 郷土資料課近世資料編さん担当）	内容	幕末佐賀藩の名君鍋島直正の原点を探ることをテーマに鍋島直正に大きな影響を与えた古賀穀堂の人物と思想について	講座名	青年藩主鍋島直正～天保期の佐賀藩	日時	令和2年11月14日（土）13時30分～15時00分	講師	伊藤昭弘先生（佐賀大学地域学歴史文化研究センター教授）	内容	幕末佐賀藩の名君鍋島直正。その若き日の焦点を絞り、同時代の史料をたよりに青年藩主としての実像を描き出す。 後世の伝記による虚飾を排し鍋島直正のイメージを一新する最新の研究結果。	内容	御玄関前風鈴展示	日時	令和2年8月1日（土）～8月31日（月）	具体的内容	御玄関前風鈴展示をすることで来館者の方に夏を感じてもらい、佐賀県を代表する伊万里焼・有田焼をアピールする。	契約方法	見積合わせによる随意契約（3社参加）	内容	令和2年度お正月イベント	日時	令和3年1月1日（金）～1月3日（日）	具体的内容	大筆書き／書初め体験／昔あそびコーナー（けん玉、かるた、投扇興等）／凧づくり体験／ミニペーパーしめ飾りづくりワークショップ／赤ちゃん手形・足形でつくるプラ板キーホルダー	契約方法	見積合わせによる随意契約（3社参加）	内容	令和2年度ひなまつりイベント（佐賀城本丸ひなまつり）	日時	令和3年2月20日（土）～3月7日（日）
講座名	古賀穀堂の人物と思想																																				
日時	令和2年9月12日（土）13時30分～15時00分																																				
講師	伊香賀隆氏（佐賀県立図書館 郷土資料課近世資料編さん担当）																																				
内容	幕末佐賀藩の名君鍋島直正の原点を探ることをテーマに鍋島直正に大きな影響を与えた古賀穀堂の人物と思想について																																				
講座名	青年藩主鍋島直正～天保期の佐賀藩																																				
日時	令和2年11月14日（土）13時30分～15時00分																																				
講師	伊藤昭弘先生（佐賀大学地域学歴史文化研究センター教授）																																				
内容	幕末佐賀藩の名君鍋島直正。その若き日の焦点を絞り、同時代の史料をたよりに青年藩主としての実像を描き出す。 後世の伝記による虚飾を排し鍋島直正のイメージを一新する最新の研究結果。																																				
内容	御玄関前風鈴展示																																				
日時	令和2年8月1日（土）～8月31日（月）																																				
具体的内容	御玄関前風鈴展示をすることで来館者の方に夏を感じてもらい、佐賀県を代表する伊万里焼・有田焼をアピールする。																																				
契約方法	見積合わせによる随意契約（3社参加）																																				
内容	令和2年度お正月イベント																																				
日時	令和3年1月1日（金）～1月3日（日）																																				
具体的内容	大筆書き／書初め体験／昔あそびコーナー（けん玉、かるた、投扇興等）／凧づくり体験／ミニペーパーしめ飾りづくりワークショップ／赤ちゃん手形・足形でつくるプラ板キーホルダー																																				
契約方法	見積合わせによる随意契約（3社参加）																																				
内容	令和2年度ひなまつりイベント（佐賀城本丸ひなまつり）																																				
日時	令和3年2月20日（土）～3月7日（日）																																				

具体的内容	お守り袋づくりワークショップ／本丸からの挑戦状／おひなさまフォトスポット ／和装でおもてなし／子ども着付体験			
契約方法	見積合わせによる随意契約（3社参加）			
3. 生花展示業務委託				
目的	県民・来館者に和の空間で生け花を気軽に楽しんでもらうことを目的とし、四季に応じた花材を専門家に依頼する。御座間への生花の展示等。			
契約方法	随意契約（金額基準）			
主な執行区分	県営	委託	補助 その他	
佐賀県総合計画 2019 との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1) 文化 ①多彩な文化芸術の振興			
事業期間	平成 30 年度～令和 2 年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算（最終）	6,149	5,535	2,516
	決算	5,817	5,353	2,066
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	2,066	—	2,066
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容	決算額	
	報償費	歴史館ゼミナール講師謝金	60	
	費用弁償	歴史館ゼミナール講師旅費	5	
	需用費その他	季節イベント材料購入等	104	
	役務費その他	クリーニング代等	91	
	委託費	季節イベント運営、生け花展示等	1,806	
	合計	2,066		

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 【有効性、効率性】成果指標の設定について（意見）

<現状>

地方自治法第2条第14項に基づき、最少の経費で最大の効果を挙げるためには、成果指標を設定できる事業については成果指標を設定し、コストに見合う効果が得られたのかをPDCAサイクルを循環させて改善していくことが重要である。

当該事業は、21世紀の佐賀の人材づくりや生涯学習・郷土学習といった視点にたち、佐賀城本丸歴史館のもつ資源を活用し、「県民が佐賀の歴史や先人に誇りを持つこと」と「佐賀城本丸歴史館に親しみをもち気軽に来館してもらうこと」を目的としているが成果指標が設定されていない。

<意見>

成果指標の設定をしていない場合、コストに見合った成果があったのか、見直すべき事項がないかの判断が困難であり、また、目標値がないため目標意識を持った施策の創出が相対的に生まれにくくなる可能性がある。

特に今回のような企画事業など受託者の専門的な能力で取り組んでいる事業はどのような成果が得られたのかが成果指標となるため業務委託仕様書通りに遂行することに加えて、選定された企画・内容が想定された成果を得られたのかなどを総合的に検討する必要があると考える。例えば、当該イベントへの参加者数や、佐賀の歴史や先人を再発見できた人の数等を成果指標とすることは事業目的にも整合し、実行可能でもあろう。

各事業は限りある財源から支出するため、その効果の検証は非常に重要である。地方自治法第2条第14項に謳われている「最少の経費で最大の効果を」生むことを常に強く意識し、効果の検証が可能な成果指標の設定を工夫していただきたい。

2. 佐賀城本丸歴史館広報誘客活動費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>佐賀城本丸歴史館の広報誘客活動を行うことにより、佐賀城本丸歴史館に対する県民意識の高揚と文化観光施設としての周知を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>(1) 広報印刷物（館案内リーフレット、館イラストマップ）の作成 館案内リーフレット 48,000部他（見積合わせによる随意契約（3社参加））</p> <p>(2) 佐賀城本丸歴史館主催イベントの広報</p> <p>(3) 佐賀新聞テレビ面5段カラー広告 夏休み子どもイベントなどの周知など</p> <p>(4) 月刊誌「歴史人」（ABCアーク出版）令和3年3月号への広告掲載</p>				
イベント名	特別展「よみがえれ！佐賀城本丸御殿」			
期間	2021年1月22日(金)～2021年3月7日(日)			
場所	特別展示室「御小書院」			
内容	令和2年の本丸御殿建物平面表示の完成により、御殿建物の規模や配置の全容が明らかになる。本展覧会では、近年の発掘調査や研究成果に基づきながら、ありし日の佐賀城本丸御殿の姿に迫る。			
特別展アンバサダー	千田嘉博氏（城郭考古学者・奈良大学教授）			
主な執行区分	県営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>			
佐賀県総合計画2019との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1) 文化 ①多彩な文化芸術の振興			
事業期間	平成30年度～令和2年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	2,202	2,006	1,318
	決算	2,150	1,729	1,001
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	1,001	—	1,001
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容	決算額	
	職員旅費	出張旅費	150	
	需用費その他	館案内リーフレット印刷等	456	

	他		
	役務費その他	イベント広告費、郵送料等	395
	合計		1,001

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① **【有効性、効率性】成果指標について（意見）**

<現状>

地方自治法第2条第14項に基づき、最少の経費で最大の効果を挙げるためには、成果指標を設定できる事業については成果指標を設定し、コストに見合う効果が得られたのかをPDCAサイクルを循環させて改善していくことが重要である。

当該事業は、佐賀城本丸歴史館の広報誘客活動を行い、周知を図ることを目的としているが成果指標が設定されていない。

<意見>

成果指標の設定をしていない場合、コストに見合った成果があったのか、見直すべき事項がないかの判断が困難であり、また、目標値がないため目標意識を持った施策の創出が相対的に生まれにくくなる可能性がある。

当該事業の広告宣伝は月刊誌や新聞への広告掲載であるため、web広告のようなアクセス数等は把握できないが、来館者へのアンケート調査等で認知経路を把握することは可能である。

各事業は限りある財源から支出するため、その効果の検証は非常に重要である。地方自治法第2条第14項に謳われている「最少の経費で最大の効果を」生むことを常に強く意識し、効果の検証が可能な成果指標の設定を工夫していただきたい。

3. 佐賀県人名辞典出版事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容											
<p><事業目的></p> <p>佐賀県の偉人についての出版を行うことにより、県民に対し、佐賀県の幕末明治期の人物が日本の近代化の過程で活躍したことを広く知ってもらい、偉人を生んだ郷土に対する関心、誇り、愛着を高めていく。さらに、佐賀の人物についての情報が郷土教育や観光、地域づくりなど多様な分野で活用される状態にしていく。</p> <p><事業内容></p> <p>① 佐賀偉人伝の出版</p> <p>佐賀七賢人+8人の伝記、全15冊（年3冊×5ヶ年）を出版。初版各4,000部発行。平成22年度～26年度の5ヶ年で制作・出版は完結。現在は販売・普及活動を行っている。</p> <p><佐賀偉人伝販売実績></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成29年度</th> <th>令和30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙書籍（冊）</td> <td>1,634</td> <td>1,994</td> <td>1,375</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和2年度実績については集計前であった。令和3年3月作成の資料では累計販売数が39,354冊。直近では佐賀偉人伝のうち「鍋島直正」、「大隈重信」は3,000部を増刷した。佐賀の偉人の研究促進と普及に寄与している。</p> <p>② 佐賀県人名辞典の出版</p> <p>古代から近代の重要な佐賀の人物を収録した電子書籍。平成27年度～現在まで増補・修正を行っている。令和3年7月時点の収録数900人。2,000人の収録を目標としている。</p> <p>現在のところ、インターネット上で無料にて閲覧可能。</p> <p>アクセス数は毎月約300程度。佐賀の人物についての調査の支援、活用の利便など環境整備を進めている。</p> <p>③ 佐賀城本丸クラシックス出版</p> <p>佐賀七賢人を中心とした人物の一次的資料（日記・書簡等）の出版を行う。</p> <p>令和2年度から年1冊、全10巻の出版を計画。令和2年度は「島義勇」について出版している。一次的資料（日記・書簡等）などをまとめており、専門家からの評価が高く、今後の注目や展開が期待される。</p> <p>佐賀城本丸クラシックス制作業務（書籍の制作）は見積り合わせによる随意契約により適切に行われている。</p>				年度	平成29年度	令和30年度	令和元年度	紙書籍（冊）	1,634	1,994	1,375
年度	平成29年度	令和30年度	令和元年度								
紙書籍（冊）	1,634	1,994	1,375								
主な執行区分	県営	委託	補助 其他								
佐賀県総合計画2019との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1) 文化 ①多彩な文化芸術の振興										
事業期間	平成30年度～令和2年度										

事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	9,492	8,568	3,840
決算	9,281	7,769	2,425	

事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	1,633	792	2,425

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	報償費	クラシックス編集・校正・監修料等	636
	費用弁償	出張旅費	75
	需用費その他	チラシ印刷料、消耗品購入等	107
	役務費その他	郵送料、販売手数料、広告費等	398
	委託費	印刷製本、WEB サイト維持管理等	1,209
	合計	2,425	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

4. 佐賀城本丸歴史館施設整備費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容																					
<p><事業目的></p> <p>佐賀城本丸歴史館の施設・設備の更新や修繕等、適切な維持管理に努めるために計画的に実施する。適宜に施設や設備の更新・修繕等を実施して、施設の長期保全につなげていくことを目的とする。</p> <p><事業内容></p> <p>令和2年度は主なものとして、下記の3工事を実施した。</p> <p>① 佐賀城本丸歴史館受付空調機更新工事</p> <table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>4,917千円</td> </tr> <tr> <td>工事内容</td> <td>佐賀城本丸歴史館受付空調設備機器更新及び木工事含む。 (リプレスタイプのマルチユニット方式、室内機2台、室外機1台)</td> </tr> <tr> <td>契約方法</td> <td>条件付き一般競争入札(2社参加)</td> </tr> </table> <p>② ホール等の畳張替え</p> <table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>6,404千円 (第1工区:2,333千円・第2工区:1,822千円・第3工区:2,249千円)</td> </tr> <tr> <td>工事内容</td> <td>3工区に分けて畳張替えを実施</td> </tr> <tr> <td>契約方法</td> <td>見積合わせによる随意契約</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>佐賀城本丸歴史館としては一括の1工区にて実施した方が効率的であると考えられるが、佐賀県内の畳張替え業者は小規模事業者であり、一括にて発注すると工期などに時間がかかり、観覧にも影響が出るので3工区に分けて畳張替えを実施している。</td> </tr> </table> <p>③ 御座間・堪忍所等の襖・障子張替え工事</p> <table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>702千円</td> </tr> <tr> <td>工事内容</td> <td>御座間・堪忍所について、畳張替などに合わせて障子張替え</td> </tr> <tr> <td>契約方法</td> <td>見積合わせによる随意契約(7社参加)</td> </tr> </table>		金額	4,917千円	工事内容	佐賀城本丸歴史館受付空調設備機器更新及び木工事含む。 (リプレスタイプのマルチユニット方式、室内機2台、室外機1台)	契約方法	条件付き一般競争入札(2社参加)	金額	6,404千円 (第1工区:2,333千円・第2工区:1,822千円・第3工区:2,249千円)	工事内容	3工区に分けて畳張替えを実施	契約方法	見積合わせによる随意契約	備考	佐賀城本丸歴史館としては一括の1工区にて実施した方が効率的であると考えられるが、佐賀県内の畳張替え業者は小規模事業者であり、一括にて発注すると工期などに時間がかかり、観覧にも影響が出るので3工区に分けて畳張替えを実施している。	金額	702千円	工事内容	御座間・堪忍所について、畳張替などに合わせて障子張替え	契約方法	見積合わせによる随意契約(7社参加)
金額	4,917千円																				
工事内容	佐賀城本丸歴史館受付空調設備機器更新及び木工事含む。 (リプレスタイプのマルチユニット方式、室内機2台、室外機1台)																				
契約方法	条件付き一般競争入札(2社参加)																				
金額	6,404千円 (第1工区:2,333千円・第2工区:1,822千円・第3工区:2,249千円)																				
工事内容	3工区に分けて畳張替えを実施																				
契約方法	見積合わせによる随意契約																				
備考	佐賀城本丸歴史館としては一括の1工区にて実施した方が効率的であると考えられるが、佐賀県内の畳張替え業者は小規模事業者であり、一括にて発注すると工期などに時間がかかり、観覧にも影響が出るので3工区に分けて畳張替えを実施している。																				
金額	702千円																				
工事内容	御座間・堪忍所について、畳張替などに合わせて障子張替え																				
契約方法	見積合わせによる随意契約(7社参加)																				
主な執行区分	県営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>																				
佐賀県総合計画2019との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1)文化 ①多彩な文化芸術の振興																				
事業期間	平成30年度～令和2年度																				
事業費推移	(単位:千円)																				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度																	
	予算(最終)	3,799	5,327	14,587																	
	決算	2,931	5,164	13,924																	
事業費の財源	(単位:千円)																				
	国庫	県(一般財源)	その他	合計																	

	—	5,881	8,043	13,924
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容	決算額	
	需用費その他	襖・障子張替え 等	1,836	
	委託料	空調機更新設計・工事監督（再 配当建築住宅課）等	766	
	工事請負費	空調機更新、畳張替え	11,322	
		合計	13,924	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

5. 佐賀城本丸歴史館企画展開催費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>展覧会名「よみがえれ！佐賀城本丸御殿」。佐賀城本丸跡埋蔵文化財調査事業の成果を広く県民等に公開する。幕末佐賀藩の中核であった本丸御殿の実態を明らかにし、明治維新 150 年を機に醸成された郷土佐賀への誇りを次世代に継承していく。</p> <p><事業内容></p> <p>佐賀藩が製作した最高級磁器の鍋島焼や本丸御殿の「奥（女性の活動空間）」に由来するかんざしなどの出土品を展示し、佐賀城本丸の特異性や建物の機能について紹介した。屋外の建物平面表示を一望する展望台を設置するとともに、コンピューターグラフィックスによる復元像を用いて江戸時代の本丸御殿の姿を明確にした。また、講師（千田嘉博氏）を起用した講演会を開催し、広く情報発信した。</p>				
① イベント概要				
タイトル	「よみがえれ！佐賀城本丸御殿」			
期間	令和 3 年 1 月 22 日(金)～令和 3 年 3 月 7 日(日)			
場所	佐賀城本丸歴史館 特別展示室「御小書院」			
内容	5000 ㎡の本丸御殿建物平面表示し、御殿の規模をリアルに体感 ドローン映像と CG で本丸を全方位から眺望			
入場者数	10,517 人			
② 委託事業の内容				
内容	「よみがえれ！佐賀城本丸御殿」展造作展示等業務委託 本館外御書院四之間における造作展示や御小書院（特別展示室）パネル作成			
委託金額	4,950 千円			
委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・造作展示における建物復元 CG 及びドローン映像による動画作成 ・造作展示におけるポップアップ映像作成 ・壁面造作とグラフィックの制作、展示及び施工 ・メインビジュアルをもとにした看板のデザイン及び制作、設置及び撤去 ・施工に伴う産業廃棄物の収集・運搬及び処分 			
契約方法	条件付き一般競争入札（1 社参加）			
主な執行区分	県営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>			
佐賀県総合計画 2019 との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1) 文化 ①多彩な文化芸術の振興			
事業期間	平成 30 年度～令和 2 年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算（最終）	—	9,236	7,811
	決算	—	8,941	7,606

事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	7,606	—	7,606

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	報償費	特別展講演会講師謝金	300
	費用弁償	特別展講演会講師旅費	47
	職員旅費	出張旅費	27
	食糧費	特別展講師食事代	2
	需用費その他	消耗品購入等	45
	役務費その他	郵送料	20
	委託料	特別展展示造作、特別展運営等	7,165
	合計	7,606	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① **【効率性、合规性、透明性】 予定価格の設定について（意見）**

<現状>

「よみがえれ！佐賀城本丸御殿」展造作展示等業務委託において予定価格設計書を作成するにあたり参考見積を利用している。委託内容の特殊性から参考見積の相手方が特定の業者しかおらず、結果として参考見積の相手方のみが一般競争入札に参加して契約している。

予定価格	落札価格	落札率
5,038,096 円	4,950,000 円	98.25%

<意見>

支出の原因となる予定価格は、地方公共団体の予算執行の際に上限額として性格を持つため、非常に重要である。佐賀県財務規則第 105 条第 2 項において、「契約の目的となる給付に係る物品及び役務の取引の実例価格、受給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮し、その総額を適正に算定しなければならない。」としている。

今回は事業の特殊性からか、参考見積りを取った唯一の者のみが一般競争入札に参加し、その者が落札している。一般競争入札のメリットのひとつである競争性が得られていない。競争が働くことで事業の効率性が高まる。

1 事業者からの参考見積りそのまま予定価格として採用するのではなく県として内容を確認し必要に応じて参考見積価格から予定価格へ調整すること、できる限り2者以上から参考見積りを取ることを、もしくは一般競争入札に2者以上参加するような仕組みの工夫及び努力を期待したい。

6. 佐賀城本丸跡埋蔵文化財調査事業費【明許】

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容															
<p><事業目的></p> <p>佐賀城本丸跡の埋蔵文化財未調査部分の発掘調査を行うことで、調査・研究を推進し、幕末維新期の佐賀藩の歴史への県民等の興味・関心を醸成する。</p> <p>佐賀城本丸跡埋蔵文化財調査事業については、発掘調査により幕末期の本丸御殿の全体像が明らかとなる。</p> <p>発掘調査の成果を示すために、未復元部分の建物の輪郭を平面表示であらわし、これにより、幕末期の本丸御殿の規模が一般来館者にも目に見える形でわかるようにする。また、幕末期の本丸御殿をCG復元した映像（館内屯之間で放映）を平面表示と合わせてみていただくことにより、幕末期の本丸御殿の全体像をよりリアルに体感できるものとする。</p> <p><事業内容></p> <p>当該事業は平成30年度までの発掘調査を踏まえ、令和元年度より報告書を作成し、建物平面表示を整備している事業である。</p> <table border="1"> <tr> <td>H29度～H30度</td> <td>佐賀城本丸跡の埋蔵文化財未調査部分の発掘調査</td> </tr> <tr> <td>R元度～R2度</td> <td>調査成果をもとに報告書を作成し、建物平面表示を整備</td> </tr> </table> <p>【佐賀城本丸歴史館施設設備整備工事（園路整備）】</p> <table border="1"> <tr> <td>事業費</td> <td>25,082千円</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>建物平面表示は、佐賀城本丸御殿の建物のうち、歴史館として整備された部分を除く3分の2にあたる約5,000㎡について、地面に原寸大の表示を行うもので、令和2年度は令和元年に引き続き、案内板の設置などの工事を行った。 また、建物平面表示の観覧に供するために園路を舗装整備した。既存の園路と接続し、本丸内部を一周することが可能となった。従来は芝生もしくは砂利であった場所を舗装したことにより、ユニバーサルデザイン化を推進し、車椅子等での利便性が格段に向上した。</td> </tr> <tr> <td>契約方法</td> <td>一般競争入札</td> </tr> </table> <p>【佐賀城本丸跡発掘調査報告書制作業務】</p> <table border="1"> <tr> <td>事業費</td> <td>1,584千円</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>今回の発掘調査に加え、平成11年度の発掘調査の成果を取りまとめた報告書を作成した。遺構については、佐賀平野の脆弱地盤対策として採用された建物基礎や上水道と考えられる地下水路等、佐賀城本丸御殿の特徴となるものについて、写真・図・詳細なデータを用いて記述している。出土遺物については、本丸御殿の瓦のほか、「海軍取調方」など佐賀藩の役方名を記した文字銘磁器や日本磁器の最高峰である鍋島焼などの出土品について網羅的に紹介している。今後の佐賀城ひいては日本近世城郭研究の基礎となる報告書である。A4判416頁（表裏表紙含む）。500部を制作し、都道府県教育委員会、大学、図書館等に配布した。</td> </tr> </table>		H29度～H30度	佐賀城本丸跡の埋蔵文化財未調査部分の発掘調査	R元度～R2度	調査成果をもとに報告書を作成し、建物平面表示を整備	事業費	25,082千円	内容	建物平面表示は、佐賀城本丸御殿の建物のうち、歴史館として整備された部分を除く3分の2にあたる約5,000㎡について、地面に原寸大の表示を行うもので、令和2年度は令和元年に引き続き、案内板の設置などの工事を行った。 また、建物平面表示の観覧に供するために園路を舗装整備した。既存の園路と接続し、本丸内部を一周することが可能となった。従来は芝生もしくは砂利であった場所を舗装したことにより、ユニバーサルデザイン化を推進し、車椅子等での利便性が格段に向上した。	契約方法	一般競争入札	事業費	1,584千円	内容	今回の発掘調査に加え、平成11年度の発掘調査の成果を取りまとめた報告書を作成した。遺構については、佐賀平野の脆弱地盤対策として採用された建物基礎や上水道と考えられる地下水路等、佐賀城本丸御殿の特徴となるものについて、写真・図・詳細なデータを用いて記述している。出土遺物については、本丸御殿の瓦のほか、「海軍取調方」など佐賀藩の役方名を記した文字銘磁器や日本磁器の最高峰である鍋島焼などの出土品について網羅的に紹介している。今後の佐賀城ひいては日本近世城郭研究の基礎となる報告書である。A4判416頁（表裏表紙含む）。500部を制作し、都道府県教育委員会、大学、図書館等に配布した。
H29度～H30度	佐賀城本丸跡の埋蔵文化財未調査部分の発掘調査														
R元度～R2度	調査成果をもとに報告書を作成し、建物平面表示を整備														
事業費	25,082千円														
内容	建物平面表示は、佐賀城本丸御殿の建物のうち、歴史館として整備された部分を除く3分の2にあたる約5,000㎡について、地面に原寸大の表示を行うもので、令和2年度は令和元年に引き続き、案内板の設置などの工事を行った。 また、建物平面表示の観覧に供するために園路を舗装整備した。既存の園路と接続し、本丸内部を一周することが可能となった。従来は芝生もしくは砂利であった場所を舗装したことにより、ユニバーサルデザイン化を推進し、車椅子等での利便性が格段に向上した。														
契約方法	一般競争入札														
事業費	1,584千円														
内容	今回の発掘調査に加え、平成11年度の発掘調査の成果を取りまとめた報告書を作成した。遺構については、佐賀平野の脆弱地盤対策として採用された建物基礎や上水道と考えられる地下水路等、佐賀城本丸御殿の特徴となるものについて、写真・図・詳細なデータを用いて記述している。出土遺物については、本丸御殿の瓦のほか、「海軍取調方」など佐賀藩の役方名を記した文字銘磁器や日本磁器の最高峰である鍋島焼などの出土品について網羅的に紹介している。今後の佐賀城ひいては日本近世城郭研究の基礎となる報告書である。A4判416頁（表裏表紙含む）。500部を制作し、都道府県教育委員会、大学、図書館等に配布した。														

契約方法	見積合わせによる随意契約（3社参加）			
【佐賀城本丸跡発掘調査出土木製品整理業務】				
事業費	935千円			
内容	地中から出土した木製品は空気に触れると急速に腐朽・劣化するため、トレハロース含浸による腐食防止措置を行うとともに、X線撮影等を行った。			
契約方法	見積合わせによる随意契約（3社参加）			
【佐賀城本丸跡デジタル図版作成業務】				
事業費	589千円			
内容	報告書掲載のため、発掘調査を行った遺構図等65件のデジタル化を行った。			
契約方法	見積合わせによる随意契約（3社参加）			
【佐賀城本丸跡平面表示ドローン空撮業務】				
事業費	209千円			
内容	整備した建物平面表示の全体を俯瞰するため、ドローンを使用して写真撮影を行った。成果品は、平成2年度特別展「よみがえれ！佐賀城本丸御殿」のポスター、チラシ、パンフレット等に使用した。			
契約方法	見積合わせによる随意契約（3社参加）			
【佐賀城本丸跡出土遺物写真撮影業務】				
事業費	179千円			
内容	報告書掲載のため、鬼瓦や陶磁器等の写真撮影を行った。 報告書巻頭図版等に掲載した。大量に出土した鍋島焼や文字銘磁器は佐賀城を特徴づける遺物であり、高精細な写真は展覧会での紹介等、今後もさまざまな用途での活用が期待される。			
契約方法	見積合わせによる随意契約（2社参加）			
主な執行区分	県営	委託	補助 其他	
佐賀県総合計画2019との関連	5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1) 文化 ①多彩な文化芸術の振興			
事業期間	平成30年度～令和2年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算（最終）	50,868	66,140	30,054
	決算	50,243	65,903	29,212
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	其他	合計
	—	29,212	—	29,212
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主要内容		決算額

	職員旅費	出張旅費	61
	需用費その他	消耗品購入	24
	役務費その他	郵送料	132
	委託料	発掘調査報告書製作、発掘調査出土木品整理等	3,913
	工事請負費	建物平面表示、園路整備等	25,082
	合計		29,212

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析の手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 【経済性、透明性】 予定価格について（意見）

<現状>

佐賀城本丸跡発掘調査報告書制作業務の業務委託において予定価格設計書を作成するにあたり参考見積を取り、その金額を予定価格としている。3 者の見積合わせを行い、結果として、予定価格設計書を作成するにあたり参考見積を取得した相手方と契約している。見積合わせにより契約決定時には3社参加している。

そして、落札金額及び落札率は以下の通りである。

予定価格	落札金額	落札率
2,178 千円	1,584 千円	72.7%

<意見>

支出の原因となる予定価格は、地方公共団体の予算執行の際に上限額として性格を持つため、非常に重要である。佐賀県財務規則第 105 条第 2 項において、「契約の目的となる給付に係る物品及び役務の取引の実例価格、受給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮し、その総額を適正に算定しなければならない。」としている。

確かに予定価格を積算する際に予定価格の根拠となる参考見積を契約予定者などから徴取せざるを得ない場合がある。しかしながら今回は落札率 73% ということで予定価格と落札金額に大きな差異がある。このような結果を踏まえ、予定価格を計算する際には安易に参考見積を利用するのではなく、参考見積りを入手したあと県として内容を確認し、必要に応じて調整し予定価格を設定するような工夫及び努力を期待したい。